

# 姫路市総合計画

ふるさと・ひめじプラン2020

生きがいと魅力ある

住みよい都市  
姫路



## 新しい都市づくりを進める方策

### 姫路スタイル

- コンパクトシティの推進
- 市民共治(ローカル・ガバナンス)の実現
- 生涯現役社会の実現
- グローバルな視点に立った都市づくりの推進





## ～「ふるさと・ひめじ」を継承するために～



本市は、古来より播磨地域の中心として栄え、世界文化遺産姫路城に象徴される風格ある歴史文化都市として、近代から現代にかけては活力ある商工業都市として発展を遂げてきました。また、平成 18 年（2006 年）3 月には、周辺 4 町との市町合併により、市域、人口、都市構造や産業構造が大きく変化しました。

こうした都市の姿の変化と併せて、人口減少社会の到来、グローバル化や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境の急激な変化に対応し、本市が播磨の中核都市として成長を続けるためには、将来を見据えた方策の転換や再構築が求められています。

そこで、私は、市民の皆様が姫路の自然、人、歴史・文化を愛し、いつまでも守り続けたいと思える持続可能な都市の姿を「ふるさと・ひめじ」と位置づけるとともに、これを未来の子どもたちに引き継いでいくため、本市を「みんなが幸せを感じられるまち」、「力強く発展するまち」、「未来に希望が持てるまち」、そして「美しく暮らしやすいまち」にしたいと考え、新しい都市づくりの指針をつくることにいたしました。

この思いの下、多くの市民の皆様に参加していただきながら、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度として、「共生のまちづくり」を基本理念に、目指すべき都市像を「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」とする新しい総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」を策定することができました。

私の都市づくりへの思いを 4 つの基本目標として体系化し、その実現のための具体的な方策を掲げたこの計画は、「ふるさと・ひめじ」を未来へ継承する確かな道標となるものと考えています。

この計画に基づき、今後も市民の皆様と手を携え、夢と課題を共有しながら姫路にふさわしい特色ある取組みを進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、様々な視点から熱心にご審議いただきました総合計画策定審議会委員・参与の皆様、新総合計画策定調査特別委員会委員をはじめとした市議会議員の皆様、心より感謝申し上げます。

平成 21 年（2009 年）3 月

姫路市長

石見利勝

# 目次

## 序 論

1 総合計画策定の趣旨 .....	2
2 総合計画の構成と期間 .....	3

## 基本構想

第1章 基本構想の目的 .....	6
-------------------	---

### 第2章 都市づくりの前提となる社会潮流

第1節 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展 .....	6
第2節 時代の節目にある経済環境と雇用形態 .....	7
第3節 安全・安心で健全なまちづくりの要請 .....	8
第4節 市民と行政の新しい関係 .....	8
第5節 環境問題の深刻化 .....	9
第6節 高度情報化社会の進展 .....	10
第7節 厳しい財政環境下における地方分権の進展 .....	10

### 第3章 姫路市の現状

第1節 人口の推移 .....	11
第2節 産業構造の現状 .....	12

### 第4章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの基本理念 .....	14
第2節 目指すべき都市像 .....	14
第3節 実現のための基本目標 .....	14
第4節 目標とする人口 =人口53万人を維持= .....	16
第5節 目標とする都市構造 =多核連携型都市構造= .....	16

### 第5章 基本目標

基本目標1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市

基本的政策1 市民の知恵と創造性を活かしたまちづくり .....	18
2 心豊かな社会づくり .....	19
3 情報交流社会の実現 .....	19
4 広域行政の推進と交流の拡大 .....	20
5 観光の振興 .....	21

基本目標2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市

基本的政策1 産業の振興 .....	22
2 歴史文化の継承と市民文化の醸成 .....	23
3 不断の行財政改革の推進 .....	23

基本目標3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市

基本的政策1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実 .....	24
2 魅力ある教育の推進 .....	25
3 いきいきとした生涯学習社会の実現 .....	26

基本目標4 自然豊かで快適な 環境・利便都市	
基本的政策1 循環型社会の形成と環境の保全	27
2 安全・安心で快適な都市づくり	28
3 都心部まちづくりの推進	29
4 都市活動を支える基盤整備の推進	30
<b>第6章 新しい都市づくりを進める方策 =姫路スタイル=</b>	<b>31</b>
第1節 コンパクトシティの推進	32
第2節 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現	34
第3節 生涯現役社会の実現	36
第4節 グローバルな視点に立った都市づくりの推進	38

## 基本計画（総論）

### 第1章 姫路市の概要

第1節 地理的・自然的特性	42
第2節 歴史的特性	42

### 第2章 基本指標

第1節 人口指標	
1 総人口	43
2 世帯数	44
3 昼間人口	44
4 人口動態	45
第2節 経済指標	
1 就業者数	46
2 総生産	47
3 製造品出荷額等及び年間商品販売額	48
4 有効求人倍率	49
第3節 財政指標	
1 歳入歳出決算額	50
2 経常収支比率	50
3 財政力指数	51
4 地方債現在高	51

### 第3章 計画推進の方針

第1節 市民とともに進める計画	52
第2節 効率的で効果的な行財政運営	52
第3節 新市建設計画の推進	52
第4節 地域ブロックの設定	53

## 基本計画（各論）

### 基本目標1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市

#### 基本的政策1 市民の知恵と創造性を活かしたまちづくり

- 政策1 魅力あるコミュニティづくりの推進 .....58
  - 2 主体的な市民参画と協働の推進 .....60
  - 3 市民参画と協働を支える信頼の確立 .....61

#### 基本的政策2 心豊かな社会づくり

- 政策1 人権尊重意識の高揚 .....63
  - 2 男女共同参画社会の実現 .....65

#### 基本的政策3 情報交流社会の実現

- 政策1 豊かなユビキタスネット社会の実現 .....67
  - 2 利便性を高める電子市役所の推進 .....68

#### 基本的政策4 広域行政の推進と交流の拡大

- 政策1 広域的な交流連携の強化 .....70
  - 2 国際化に対応した交流社会の構築 .....72

#### 基本的政策5 観光の振興

- 政策1 おもてなしの心による観光客受入体制の充実 .....74
  - 2 回遊性の向上による多彩な観光の推進 .....76
  - 3 国際観光・コンベンション都市の実現 .....78

### 基本目標2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市

#### 基本的政策1 産業の振興

- 政策1 国内外を視野に入れた企業立地の促進 .....82
  - 2 創造的ものづくり力の強化 .....85
  - 3 活力ある商業の振興 .....87
  - 4 生涯にわたる雇用・就業対策の充実 .....89
  - 5 地域資源を活かした農林水産業の振興 .....91

#### 基本的政策2 歴史文化の継承と市民文化の醸成

- 政策1 世界文化遺産姫路城の保存と活用 .....93
  - 2 歴史文化資源の保存・継承と活用 .....96
  - 3 個性ある市民文化の創造 .....97
  - 4 魅力ある市民文化の交流と発信 .....99

#### 基本的政策3 不断の行財政改革の推進

- 政策1 行政経営型システムへの転換 .....100

### 基本目標3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市

#### 基本的政策1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実

- 政策1 互いに支え助け合う地域づくりの推進 .....104
  - 2 健やかな成長を支える子育て支援の推進 .....106

3	健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実	108
4	いきいきと暮らせる障害者福祉の充実	110
5	暮らしを支える福祉の充実	112
6	心と体の健康づくりの充実	113

## 基本的政策2 魅力ある教育の推進

政策1	子どもの夢を育む学校教育の創造	115
2	地域に開かれた高等教育の振興	119

## 基本的政策3 いきいきとした生涯学習社会の実現

政策1	ライフステージに応じた生涯学習の振興	121
2	市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進	123
3	生涯スポーツ社会の実現	125

## 基本目標4 自然豊かで快適な 環境・利便都市

### 基本的政策1 循環型社会の形成と環境の保全

政策1	未来に引き継ぐ環境の保全と創出	128
2	地域から取り組む循環型社会の形成	130

### 基本的政策2 安全・安心で快適な都市づくり

政策1	市民を守る消防防災体制の充実	132
2	減災対策の推進	134
3	安全で安心な暮らしの確保	136
4	健康安全の確保	138

### 基本的政策3 都心部まちづくりの推進

政策1	魅力ある都心空間の形成	140
2	都心部の賑わいづくりの推進	143
3	南北市街地の一体化の推進	145

### 基本的政策4 都市活動を支える基盤整備の推進

政策1	特色ある都市空間の形成	147
2	交流連携を支える交通網の構築	151
3	快適な都市基盤の整備	154

## 目標とする人口と都市構造の実現に向けて

1	人口53万人を維持する方策	162
2	多核連携型都市構造を構築する方策	165

## 付属資料

分野別計画一覧	172
用語解説	176
策定関連資料	194

＝ご覧になる前に＝

1. 全体構成について

本書には、姫路市総合計画のうち基本構想と基本計画を掲載しています。  
実施計画は3か年ごとの計画であるため、別冊になっています。

2. 基本計画（各論）の構成について

政策ごとに、次の項目で構成しています。

(1) 現状と課題

政策ごとに、当該政策に関する本市の現状と課題に対する認識を記載しています。

(2) 政策の方向

「現状と課題」に対応するため、本市が取り組むべき政策展開の方向を記載しています。

(3) 施策の概要

政策を展開するための具体的な施策名と施策を構成する主な事業名を記載しています。

なお、各施策を構成する全事業は、実施計画（3か年計画）に掲載しています。

(4) 「姫路スタイル」により加速される政策展開

基本構想の「第6章 新しい都市づくりを進める方策＝姫路スタイル＝」の重要性の理解を深めるため、姫路スタイルと当該政策との関係を例示的に表しています。

(5) 分野別計画

当該政策に関連する本市の計画を掲げています。

なお、巻末に分野別計画一覧を設けて、50音順に概要を説明しています。

3. 用語解説について

本文中に\*を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。

4. 図表について

本文の理解を深めるために、適宜図表を掲載しています。

なお、数値について特段の注記がない場合は、旧姫路市、旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の合算値です。



The background is a solid green color with a subtle gradient. Several green leaves of various sizes are scattered across the page, some with soft shadows. On the right side, there is a white silhouette of a traditional Chinese pagoda with multiple tiers. A thin white horizontal line runs across the middle of the page, passing through the text.

# 序論

# 序論

## 1 総合計画策定の趣旨

前総合計画は、平成13年度（2001年度）を初年度とし平成24年度（2012年度）を目標年度に定めた本市の行政運営の指針として重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、平成18年（2006年）3月の周辺4町との市町合併により市域や人口、都市構造などに大きな変化が生じ、特に産業構造については、従来の商工業都市という顔に加えて農林水産業都市としての側面も併せ持つなど、都市の姿が大きく変化することとなった。

また、人口減少社会の到来をはじめとする、社会経済情勢の大きな変化に伴う住民ニーズの多様化等に加え、「三位一体の改革\*」に引き続く「歳出・歳入一体改革\*」に代表される国の行財政改革は、地方自治体の行財政運

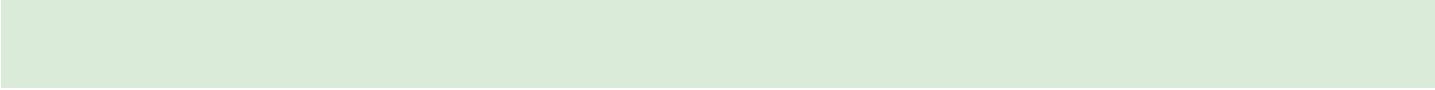
営に大きな影響を与えている。

さらに、「旧地方分権推進法\*（平成7年施行）」等に基づいて行われた地方分権の推進は平成の大合併を経てますます加速しており、住民と地方自治体が、自らの判断と責任において地域を経営することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが求められている。

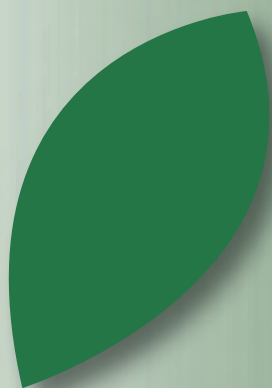
このような状況に総合的、体系的に対応するため、播磨の中核都市として将来の政令指定都市\*への移行を視野に入れつつ、成長を続ける新姫路市の21世紀初頭における確かな道標となる総合計画を策定し、都市づくりの長期的かつ基本的な方向性を示すものである。







# 基本構想



# 基本構想

## 第1章 基本構想の目的

「基本構想」は、平成18年（2006年）の市町合併により誕生した新姫路市の多彩な地域資源や大きく変化した都市構造及び産業構造に留意しつつ、本格的な人口減少社会の到来など、我が国を取り巻く大きな社会潮流を的確に把握し、市政運営の根幹となる総合的かつ計画的な都市づくりの基本理念と目指すべき都市像を定め、これを実現するための基本目標、目標とする人口と都市構造、新しい都市づくりを進める方策を明らかにする。

本市が播磨の中核都市として成長を続けるためには、刻々と変化する社会経済情勢を的確に見極めつつ地域特性を活かした都市づくりを進める必要がある。このため、21世紀初頭における都市づくりに反映すべき社会潮流を次のとおり示す。

## 第2章 都市づくりの前提となる社会潮流

戦後一貫して増加してきた我が国の人口は、平成17年（2005年）に初めて死亡者数が出生者数を上回ることになり、人口減少社会に突入した。今後もこの傾向は一層進み、平成58年（2046年）には1億人を割るものと推計されている。

一人の女性が生涯に出産すると推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、昭和46年（1971年）の2.16から平成19年（2007年）には1.34と大幅に低下している。一方、高齢化率\*は上昇の一途をたどり、平成25年（2013年）には約4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会を迎えようとしている。

### 第1節 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

また、家族構成の変化や生活様式の多様化などの影響を受け、家庭や地域社会において子どもを含めた人間関係の希薄化を招き、その結果、家庭の子育て能力の低下や地域ぐるみで子どもを見守る環境の喪失、地域コミュニティ\*の衰退につながりつつある。

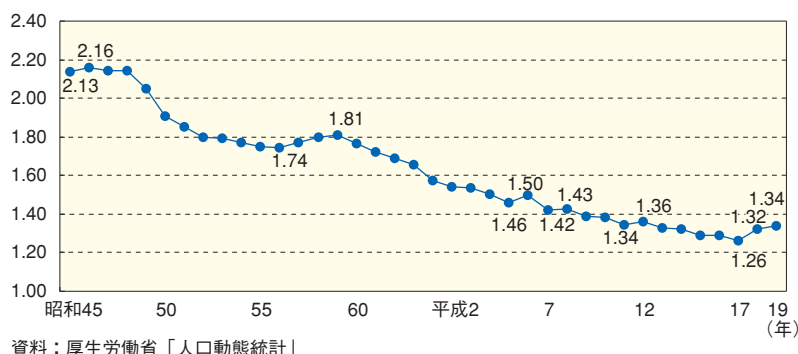
このような状況の中で持続可能な都市を構築していくためには、既存の社会資源を良質な状態で維持し、その効果的な活用を図ることが求められる。

また、安心して生み育てることができ、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる社会を実現するため、地域社会全体で子どもを育てる環境を整えることが重要である。

さらに、人口減少を量より質を重視する社会へと転換していく好機ととらえ、多様な価値観による充実した生活の質を追求し、心の豊かさやゆとりある生活が実現できる住みよい生活圏を形成することも重要な視点である。

本格的な人口減少社会の到来と急激な少子高齢化の進展により、経済産業の分野や社会保障制度などにおいて、将来を見据えた方策の転換や再構築が求められ、国や地方の財政環境にも厳しい影響を与えることが懸念される。特に、生産年齢人口（15～64歳）の減少は、労働力の減少による経済の停滞を招くとともに、社会保障の担い手が不足する状況を招くおそれがある。

合計特殊出生率の推移（全国）



## 第2節 時代の節目にある経済環境と雇用形態

我が国の経済は、バブル景気以降の低迷状態から脱却し、企業部門、家計部門、海外部門においてバランスよく順調に景気回復を続けてきたが、米国・欧州における金融危機の深刻化等による世界経済の減速の影響を受け、先行きに対する不透明感が増大している。

海外に目を向けると、中国を中心とするアジア市場の急激な拡大は我が国の経済環境に大きな影響を与えており、アジア各国間における国際競争の激化と経済協力関係の強化がさらに進むと予想される。

また、人口減少社会の到来及び少子高齢化の進展による人口構成の変化に起因する生産年齢人口の減少が、今後の経済動向に対し大きな影響を及ぼすと考えられる。人口減少が進む社会状況において経済活力を維持するため、行政による雇用・就業対策に併せ、個々の企業が多様な労働者のニーズに対応し安定的に就業の機会を提供することが重要である。具体的には、若者の新規採用をはじめフリーター\*やニート\*の状態からの脱却を希望する若者の活用、出産等を機に退職した女性の活用、働く意欲があるのに定年等の理由で離職した高齢者の活用などと、これらを促進するための雇用環境の整備が課題となっている。それとともに労働生産性を高めるイノベー

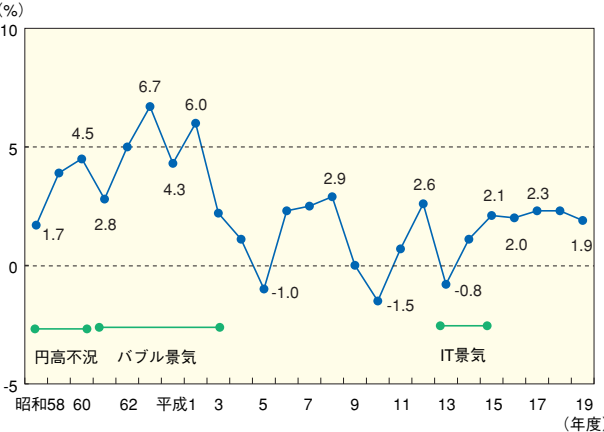


臨海部に集積する企業群

ション（技術革新）が経済成長を持続する重要な要素と考えられる。

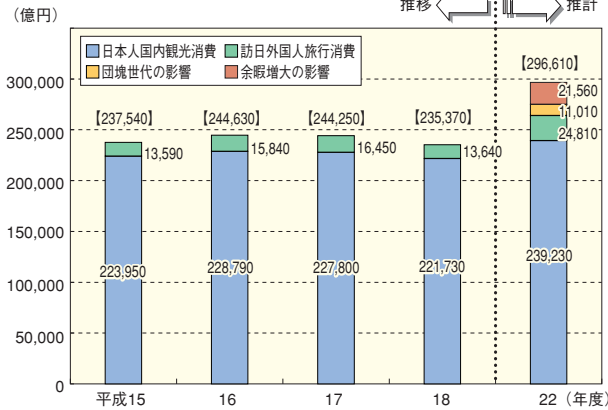
さらに、観光産業は、グローバル化の進展や団塊世代の退職による余暇活動の拡大などに伴い、様々な業種に関連する幅広い波及効果が期待されている。都市の賑わい創出や経済活性化への影響を考えるならば、その役割は、今後ますます大きくなるため、各地方自治体は競争力の高い魅力ある観光地の形成に努めることが必要とされている。

経済成長率の推移（全国）



資料：内閣府「年次別の実質成長率」  
注：景気の拡張・後退期間は内閣府により設定されており、グラフ中には代表的なものを記載。

国内観光消費額の推移（全国）



資料：国土交通省「平成19年版観光白書」、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究報告書」  
注：平成14年以前は暦年ベース、平成15年度以降は年度ベース。  
平成22年度の推計値は、「日本の将来人口推計」や「日本経済の進路と戦略」新成長経済移行シナリオを前提に、①訪日外国人旅行者数の1,000万人達成、②退職後の団塊世代の観光需要の拡大、③働く現役世代の有給休暇取得率の向上を基礎に算出。

### 第3節 安全・安心で健全なまちづくりの要請

少子高齢化の進展や生活様式の多様化などに伴い、地域住民の相互交流が減少し、地域に対し無関心になる傾向にある。そのため、互いに支え合って生活する社会風土や地縁に基づく伝統的な地域コミュニティ\*の弱体化の傾向が見られるなど、地域社会の一体感、連帯意識が希薄になり、本来有していた自助・共助\*機能が低下している。

一方、自然災害に加えて、テロや大規模な事故等の社会災害の発生など災害の様相が多様化するとともに、犯罪件数も増加している。このような災害や犯罪から生命と暮らしを守るため、被害を可能な限り軽減する備えが広く展開される減災\*・防犯社会の実現に向けて、一人ひとりが災害を「知る」、災害に「備える」、地域で「助け合う」、子どもを「守る」ことを実践していくことが求められている。特に、近年における児童、生徒に対する犯罪の増加は、見過ごすことのできない社会問題となっている。

また、食育\*や地産地消\*の取組みが注目されるなど、

食品の安全性に対する関心が高まるとともに、感染症や大規模食中毒に代表される社会的に影響の大きな健康被害や食品の安全性が問われる事件の発生など、生活に密着した不安要素が増大している。これら食の安全性確保や健康危機への対応については、個人による対策もさることながら、行政によるチェック体制の強化や啓発などが求められている。

近年における社会の複雑化によって、自らの意思と責任で自由に社会生活をしていく上での障壁（バリア）が多様化している。これらの障壁は、特に高齢者や障害者などの社会的弱者の日常生活に対して強く影響を与え、自助と共助による自立的な生活に支障を来している。このような、社会における様々な障壁を除去し、障害の有無や年齢、性別など個人の特性にかかわらず、すべての人が生活の質の向上を実現し、暮らしやすい社会づくりを目指すユニバーサルデザイン\*の実践が求められている。

### 第4節 市民と行政の新しい関係

地方分権の進展に伴い、地方自治体による自主的で自立的な行政運営の必要性がますます高まっている。併せて国と地方を通じた厳しい財政状況の中、限られた社会資源の下で公共サービスを行わなければならない環境となっている。また、成熟社会への移行に伴い、経済的な豊かさに加え精神的な豊かさを求め、生活の質の向上を重視するようになるなど人々の価値観が変化してきた。

これらを背景とした行政需要の量的・質的变化に適切に対応するためには、積極的な情報公開の下、説明責任を果たし、市民と行政が対話を重ね課題と目標を共有しながら協働し、地域の課題解決や特色ある地域づくりに取り組むことが重要である。

一方、暮らしに密着した多岐にわたるニーズや課題へのきめ細かな対応が求められる中で、阪神・淡路大震災での支援活動においてNPO法人\*やボランティア団体を中心とした自発的な活動が注目を集めるなど、自分たち

が暮らす地域への関心が高まる動きが見られる。

また、市民ニーズの多様化、高度化など社会情勢の変化を受け、市民が求める公共サービスの範囲の拡大と、効率的な公共サービスの提供に向けた行政の守備範囲の見直しにより、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域が生じ「新しい公共」として認識されるようになった。これに伴い、公共サービスの提供主体となる意欲と能力を備えた多様な主体が「新しい公共」の担い手としていきいきと活動する姿が見られるようになってきた。これら多様な主体により担われる「新しい公共」における協働を促進し、それぞれが持つ意欲や活力をまちづくりに活かすことが求められている。

さらに、多様な主体が活躍し、各主体のネットワークが広がっている中で、全体をマネジメントする行政の役割に対して、ますます期待が高まっている。



## 第5節 環境問題の深刻化

健全で恵み豊かな地球環境は、長い地球の歴史の中で多種多様な生物とそれを取り巻く環境との相互作用を通して育まれてきたものであり、その恵みは将来を担う世代に継承し、人類が永久に守り共有すべきものである。

しかしながら、20世紀における爆発的な人口増加と驚異的な経済成長がもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムにより、人間活動から生じる環境負荷は地球生態系に取り返しのつかない影響を及ぼしつつある。「地球温暖化\*」や化石燃料\*等の「資源の枯渇」、「生態系の危機」などの環境問題が顕在化し、とりわけ大気中の温室効果ガス\*の増加が大きな原因とされる地球温暖化問題は、我々人類のみならず地球上の生物すべてに危機的な状況を生じさせている。

国際社会においてこれらの環境問題に対応するため、平成9年（1997年）の地球温暖化防止京都議定書\*では「京都議定書」が合意され、平成20年（2008年）の北海道洞爺湖サミットでは、平成25年（2013年）以降の温暖化防止の国際的枠組み（ポスト京都議定書）づくりに向けた議論がなされた。

我が国では、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」、平成12年（2000年）には「循環型社会形成推進基本法\*」を公布し、また、家電製品や自動車などの個別分野を対象としたリサイクル関連

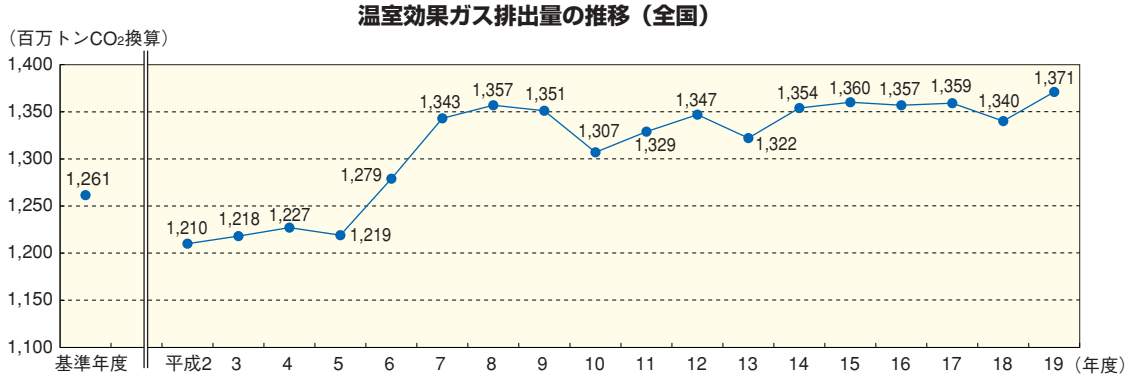


防災センターに設置された太陽電池パネル

法\*も順次整備してきたところである。

一方で、企業等の環境配慮への意識も高まってきており、ISO14001\*の認証取得件数のほか、環境保全活動に取り組むNPO法人\*等の数も増加するなどの動きも見られる。

このため、21世紀における人類の責務である地球環境の再生に向けて、日本が他国のモデルとなり、市民、事業者、行政などすべての主体が責任と役割を理解し、健全で恵み豊かな地球環境を人類が永久に共有できるよう取り組むことが不可欠となっている。



資料：環境省「平成20年版環境循環型社会白書」

注：基準年度は、京都議定書の規定による基準年度である平成2年度。ただし、一部の温室効果ガスについては平成7年度。

## 第6節 高度情報化社会の進展

ブロードバンド\*環境の整備により、情報通信技術は、企業における経済活動の分野だけではなく市民生活の領域にまで広く浸透している。インターネットによる情報収集、ネットショッピングやネットオークションの利用にとどまらず、双方向による円滑なコミュニケーションの手段として、ブログ\*やSNS\*による様々な情報発信が自由活発に行われている。

我が国の高度情報化は、情報機器の開発などを背景に新たな展開を迎えつつあり、国においては、従来の情報基盤整備から活用促進に重点を移し「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながり、情報を自由自在にやりとりすることのできるユビキタスネット社会\*の実現を目指す「IT新改革戦略\*」が展開されている。

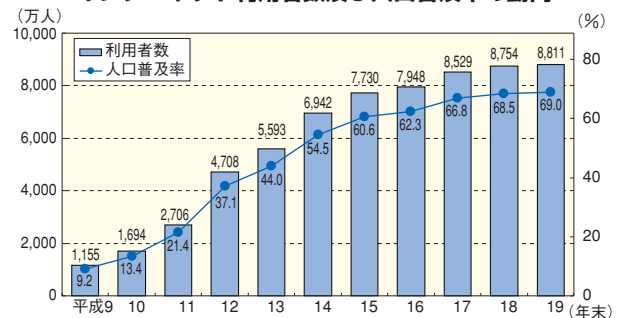
ユビキタスネット社会の実現に向けて、情報通信技術の進展や普及に対応した新しい行政サービスの提供と事務処理の効率化、迅速化など、地方自治体においても電子自治体\*の取組みが進められているところである。

一方、高度情報化社会の進展は、個人情報の流出や悪用、コンピュータウイルスの侵入、不正アクセスなどによる被害を増大させる危険性をはらんでいる。これらの

被害は短時間で広範囲に及び、原状回復することが極めて困難であるため、個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性が今後一層高まっていく。

こうしたことから、情報通信技術を有効に利用し、生活者の視点に立った利便性の高い、安全で安心な高度情報化社会の実現に向けた取組みがますます重要となっている。

インターネット利用者数及び人口普及率の動向



資料：総務省「平成19年通信利用動向調査（世帯編）」

注：インターネット利用者数は、本調査結果に基づく、6歳以上で過去1年間にインターネットを利用したことのある者についての推計値。人口普及率は、本調査で推計したインターネット利用人口を各年12月の全人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所「わが国の将来人口推計（中位推計）」）で除したものである。

## 第7節 厳しい財政環境下における地方分権の進展

少子高齢・人口減少社会に対応できる行政システムを展望するとき、住民に身近な基礎自治体である市町村が中心となって、住民の視点に立ちながら多様なニーズに的確に対応し、各々の地域にふさわしいまちづくりを推進する分権型\*の行政システムへの転換が求められている。

平成12年（2000年）の「地方分権一括法\*」の施行に伴い、地方自治体には自己決定、自己責任のルールに基づく行政システムの確立が求められ、住民に身近で総合的な行政の担い手である市町村の行財政基盤の強化が不可欠とされた。

また、地方分権を一層推進するため、地方自治体の権限、責任を拡大しようとする「新分権一括法\*案」の検討が行われている。

さらに、「市町村の合併の特例に関する法律\*」の改正により市町村合併が促進され、平成11年（1999年）3月には3,232あった市町村は平成20年（2008年）4月には1,788に減少した。

市町村合併の結果、規模が拡大した市町村と都道府県、国との望ましい関係を確立するため道州制\*が検討されているところであるが、住民に最も身近な基礎自治体である市町村への権限と財源の移譲を確実にし、財政基盤を強化することが課題となっている。

併せて、地方財政を取り巻く環境は、大幅な増収増期待できない社会状況や「三位一体の改革\*（平成16～18年度）」による地方交付税等の減少、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などにより今後一層厳しい状況になると見込まれる。

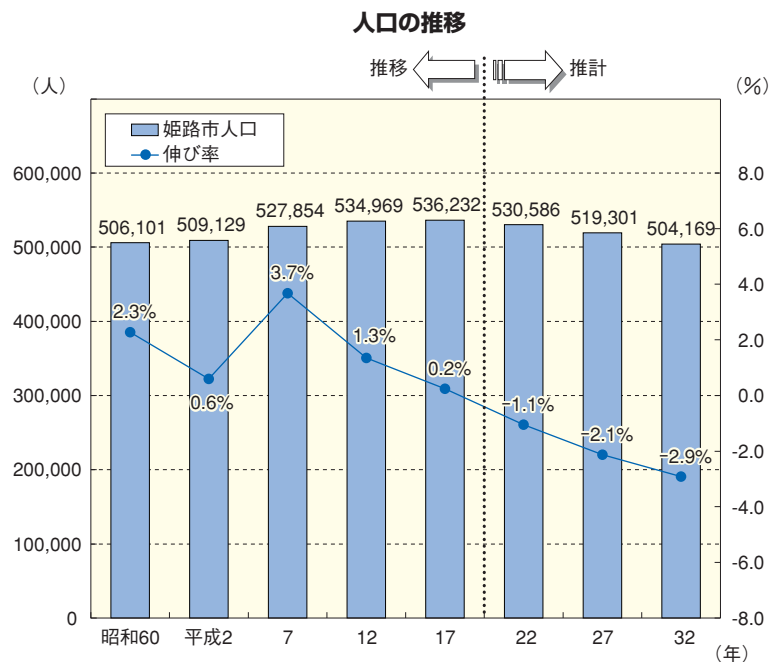
このような状況の下、分権の担い手である地方自治体には、住民の豊かで安心な生活を実現できる、より効率的で効果的な行財政運営が求められている。このため、地域の様々な力を結集しつつ、本来行政がその主体性の下に行う領域に自らの役割を重点化していくとともに、新しい行政手法であるNPM\*の視点も踏まえつつ、不断の行財政改革を行うことが責務となっている。

## 第3章 姫路市の現状

### 第1節 人口の推移

本市の総人口は、国勢調査によると、平成17年（2005年）は53.6万人であった。平成17年の総人口を基準にコホート要因法\*を用いて5年ごとの人口を推計すると、平成17年をピークに減少に転じ、平成32年（2020年）には50.4万人になると見込まれ、本市においても本格的な人口減少社会の到来が予測される。

旧姫路市地域と旧4町地域別に、人口がピークを迎えた時期を見ると、旧姫路市地域が平成17年と最も遅く、旧家島町地域が昭和40年（1965年）、旧夢前町地域と旧香寺町地域が平成7年（1995年）、旧安富町地域が平成12年（2000年）となっている。



	昭和60年	平成2年	7	12	17	22	27	32
姫路市 (伸び率)	506,101 2.3%	509,129 0.6%	527,854 3.7%	534,969 1.3%	536,232 0.2%	530,586 -1.1%	519,301 -2.1%	504,169 -2.9%
旧姫路市	452,917	454,360	470,986	478,309	482,304			
旧家島町	9,355	9,222	9,024	8,978	7,724			
旧夢前町	19,665	20,368	22,056	21,952	21,228			
旧香寺町	19,230	19,879	20,221	19,885	19,326			
旧安富町	4,934	5,300	5,567	5,845	5,650			

← 国勢調査人口 | 推計人口 →

資料：総務省「国勢調査報告」

注：平成22～32年の人口は、コホート要因法による推計値（姫路市調べ）。

## 第2節 産業構造の現状

本市は、市町合併により面積が約2倍になり、従来の都市部に加え、海、山、川という豊かな自然を有する都市となった。これに伴い、産業構造においても従来の商工業都市としての顔に加えて、農林水産業都市としても位置づけられることとなった。

農業関連では経営耕地面積\*が約1.5倍（県内6位）に、林業関連では森林面積が約3倍（県内7位）に、水産業関連では漁獲量が約40倍（県内2位）に拡大し、本市の産

業構造は農林水産業の分野で大きく変化している。

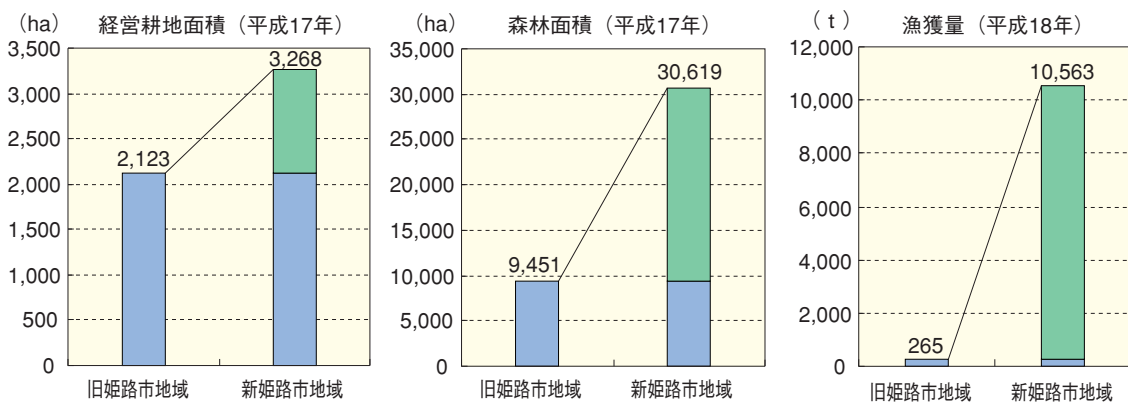
農業においては、都市近郊の立地条件を活かして新鮮で安全な農産物を都心部に供給している。林業においては、間伐等による健全な森林の保全や担い手の育成などに努めている。水産業では、「とる漁業からつくり育てる漁業」への転換を図りつつ、安定的な漁業経営への取組みが行われている。

兵庫県における本市の農林水産業の位置

	経営耕地面積 (平成17年) (単位：ha)		森林面積 (平成17年) (単位：ha)		漁獲量 (平成18年) (単位：t)	
1位	丹波市	4,195	宍粟市	58,622	淡路市	15,652
2位	豊岡市	3,881	豊岡市	55,217	姫路市	10,563
3位	神戸市	3,880	丹波市	37,162	神戸市	8,272
4位	篠山市	3,610	養父市	35,552	香美町	7,860
5位	南あわじ市	3,369	朝来市	33,697	新温泉町	6,041
6位	姫路市	3,268	香美町	31,344	南あわじ市	4,003
7位	加西市	2,941	姫路市	30,619	明石市	3,331
8位	三木市	2,536	篠山市	28,377	豊岡市	3,237

注：平成20年3月31日現在の名称、区域による。

合併による本市の農林水産業の変化



資料：農林水産省「第56次兵庫農林水産統計年報」

工業においては、鉄鋼、化学などの基礎素材型産業と電気機械、一般機械などの加工組立型産業を中心に発展し、全国有数の工業地帯を形成している。また、臨海部にはデジタル家電分野の大規模な工場が新たに進出し、産業構造の多様化と高度化が期待されている。

商業においては、卸売業、小売業とも播磨地域において中心的役割を担い、地域一円に大きな影響力を持っている。しかし近年、消費者の購買行動の変化や卸売業の構造変化などの影響を受けて商品販売額が減少している。

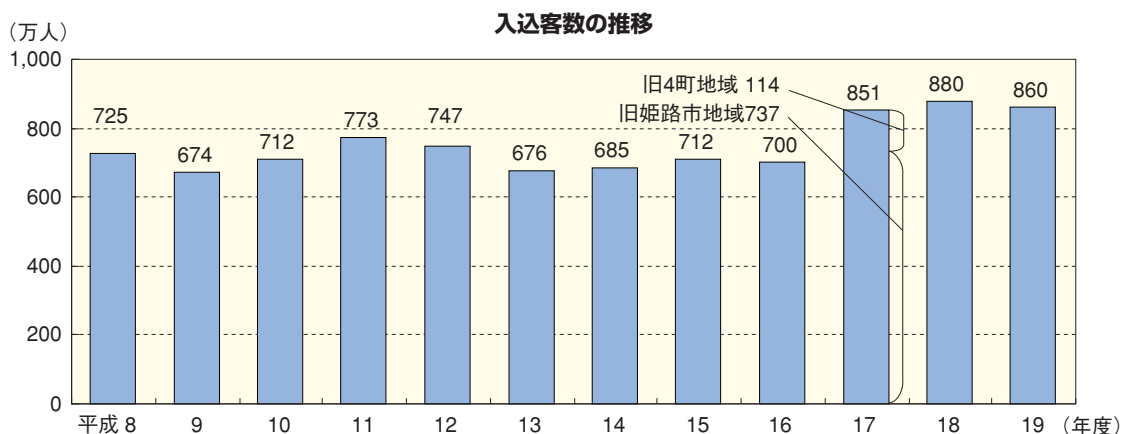
### 全国における本市の商工業の位置

製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）（単位：億円）				年間商品販売額（卸売・小売業）（単位：億円）							
1位	豊田市	125,949	16位	京都市	22,508	1位	東京23区	1,691,146	16位	川崎市	30,396
2位	横浜市	48,891	17位	広島市	22,242	2位	大阪市	456,521	17位	岡山市	30,237
3位	倉敷市	47,417	18位	姫路市	21,886	3位	名古屋市	278,634	18位	金沢市	29,388
4位	東京23区	47,044	19位	鈴鹿市	20,215	4位	福岡市	135,223	19位	浜松市	27,726
5位	川崎市	44,757	20位	太田市	19,837	5位	札幌市	100,265	20位	高松市	27,504
6位	市原市	44,191	21位	北九州市	19,345	6位	横浜市	93,105	21位	鹿児島市	27,078
7位	大阪市	40,130	22位	神栖市	18,310	7位	広島市	80,326	22位	宇都宮市	25,934
8位	名古屋市	38,780	23位	宇都宮市	17,354	8位	仙台市	78,368	23位	熊本市	24,307
9位	浜松市	28,500	24位	刈谷市	17,177	9位	神戸市	57,127	24位	東大阪市	23,427
10位	堺市	27,342	25位	周南市	16,910	10位	京都市	56,497	25位	前橋市	20,812
11位	神戸市	26,608	26位	福山市	16,865	11位	さいたま市	40,687	26位	岐阜市	19,094
12位	四日市市	24,837	27位	安城市	16,581	12位	新潟市	36,982	27位	長野市	18,836
13位	磐田市	24,792	28位	静岡市	16,443	13位	静岡市	33,045	28位	富山市	18,707
14位	大分市	24,661	29位	尼崎市	15,704	14位	千葉市	32,910	29位	吹田市	18,654
15位	田原市	23,552	30位	相模原市	15,431	15位	北九州市	30,789	30位	姫路市	17,228

資料：経済産業省「工業統計調査」（平成18年）、経済産業省「商業統計調査」（平成16年）  
注：平成20年3月31日現在の名称、区域による。

観光分野では、世界文化遺産\*姫路城や書写山園教寺、勇壮な祭り文化をはじめとする様々な観光資源に旧4町地域の多彩な地域資源が加わったことにより、これらを

活かした幅の広い観光事業に取り組むことが可能となった。



資料：姫路市調べ  
注：主要観光施設、まつり・イベント、スポーツ等の入込客数。  
平成16年度以前は旧姫路市の値。

## 第4章 都市づくりの目標

社会潮流や本市の現状を踏まえて、都市づくりの基本理念と将来における本市のあるべき姿を示す都市像、基本目標、目標とする人口と都市構造を定める。

### 第1節 都市づくりの基本理念

市民が、自然、人、歴史・文化に誇りと愛着を持って暮らすことができ、また、遠く離れて暮らす人々にとってもいつも温かく迎えてくれ、心のよりどころになる場所であり続ける「ふるさと・ひめじ」を大切に守り育み、未来の子どもたちに引き継いでいかなければならない。

このため、21世紀初頭における本市の都市づくりは、播磨の豊かな自然と、災害が少ない環境から受ける恵みに感謝し、その資源をより豊かなものとして未来の世代

に引き継ぐ「自然との共生」、文化、世代などの違いを超えて、互いに尊重し合い、市民が主体となりまちづくりを行う「人と人との共生」、先人の業績を敬い、歴史に培われた資源や知恵から受けている恩恵を活かし、さらに磨きをかけ未来の市民に引き継ぐ「歴史・文化との共生」の3つの共生による「共生のまちづくり」を基本理念とする。

### 第2節 目指すべき都市像

市民一人ひとりが、心身ともに健康で生涯にわたって学び、活躍できる生きがいにあふれる都市を実現する。

また、世界文化遺産\*姫路城に象徴される歴史文化、バランスのとれた産業や豊かな自然環境など、多様な地域の特性を大切にしながら、これらの地域資源が調和した魅力ある都市づくりに取り組む。

さらに、先人から引き継ぎ育んできた多様な都市機能を一層充実するとともに、市民の主体的な参画と協働を促進し、現在・過去・未来の市民に責任を持てる持続可能な都市の姿である「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」を目指す。

### 第3節 実現のための基本目標

目指すべき都市像を実現するため、4つの基本目標を設定する。

#### 1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市

市民一人ひとりが豊かな生活を実感し、共にまちづくりを担い、人、もの、情報などが交流する、ふれあいと賑わいある都市づくりを進める。

#### 2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市

市民が歴史文化と市民文化に愛着を持ち、活発な産業活動が多様な価値を生み出し、効率的で効果的な都市経営に基づく、風格と活力ある都市づくりを進める。

#### 3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を実現し、すべての市民が互いに支え助け合い、安心して暮らせる、やさしさと信頼に満ちた都市づくりを進める。

#### 4 自然豊かで快適な 環境・利便都市

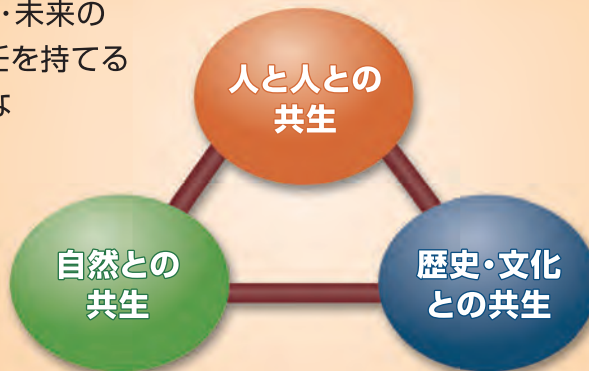
自然と共生し資源循環を基調とした社会づくりを進めるとともに、だれもが安全で安心して質の高い生活ができる、自然豊かで快適な都市づくりを進める。

## 新しい都市づくりの基本理念及び 目指すべき都市像

### 都市づくりの基本理念

=共生のまちづくり=

現在・過去・未来の  
市民に責任を持てる  
持続可能な  
まちづくり



### 目指すべき都市像

生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路



### 実現のための基本目標

- 1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市
- 2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市
- 3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市
- 4 自然豊かで快適な 環境・利便都市

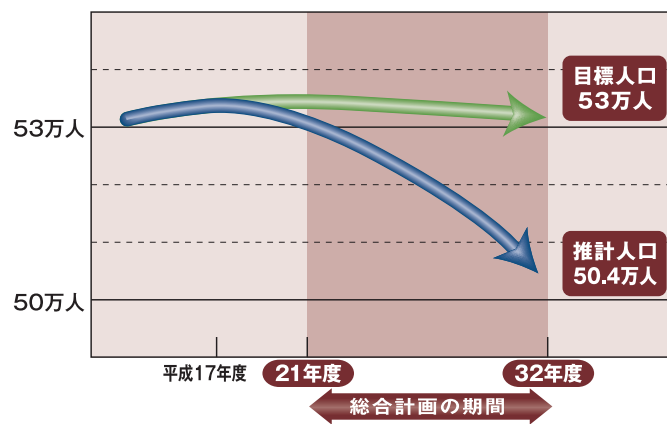
## 第4節 目標とする人口 =人口53万人を維持=

コーホート要因法\*を用いた人口推計では、平成17年(2005年)に53.6万人であった総人口は、同年をピークに減少に転じ、平成32年(2020年)には50.4万人となり、本格的な人口減少社会になると見込まれる。

こうした中で、社会的、経済的に持続可能な都市を構築するためには、急速な人口減少を回避する必要がある。

また、住みよい都市づくりを目指す本市にとっては、定住人口の維持又は増加が望まれる。

このため、少子化対策を推進するとともに、市外からの人口流入及び定住化を積極的に促進し、本総合計画の目標年度である平成32年度においても、現状の人口規模である「53万人」を維持することを目標とする。



## 第5節 目標とする都市構造 =多核連携型都市構造=

都市構造とは、計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系などを要素に都市のかたちを表したものである。

本市は、これまで各地域の均衡ある発展と播磨の中核都市にふさわしい都心部の形成に努め、市街地の拡大を基調とした都市づくりを進めてきたところである。

しかしながら、市町合併に伴う都市構造の変化や本格的な人口減少社会の到来をはじめとした厳しい社会情勢の変化に柔軟に対応するため、都市づくりの方向性を転

換することが必要である。

すなわち、持続可能な都市を目指すため、地域特性に応じた土地利用を促進する「土地利用ゾーン」、住みよい生活圏の形成と高次都市機能\*が集積する都心部の充実を図る「地域核等と地域生活圏」、さらに、各地域の交流連携を促進する「都市軸と交流連携軸」の3つの要素を設定し、地域資源や地域特性を活用しつつ、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を目標とする。



## 都市構造図 ＝多核連携型都市構造＝



### 土地利用ゾーン

- 森林・生活ゾーン
- 農業・生活ゾーン
- 市街地・生活ゾーン
- 臨海・産業ゾーン
- 漁業・生活ゾーン

### 地域核等と地域生活圏

- 主核
- 副核
- 地域核
- 準地域核
- 地域生活圏

### 都市軸と交流連携軸

- 都市軸
- 広域連携軸
- 地域内連携軸
- 都心回遊軸

注：詳細については、「基本計画（各論） 目標とする人口と都市構造の実現に向けて」 p.165参照。

## 第5章 基本目標

目指すべき都市像を実現するための4つの基本目標と15の基本的政策を定める。

### 基本目標1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市

#### 基本的政策1 市民の知恵と創造性を活かしたまちづくり

##### 基本的視点

社会の成熟化に伴う市民の価値観、ライフスタイルの多様化や心の豊かさ、生きがいなどへの志向の強まりに対応した都市づくりを進めるため、地域活動や市民交流を通じた活力ある地域社会の実現が求められている。

このため、市民の豊富な社会経験や知恵を活かし、市民と行政の相互信頼に基づく対等で健全なパートナーシップの形成が重要となっている。

また、本市における地域コミュニティ\*の中心である自治会やその他の地縁団体、NPO法人\*、ボランティア団体などの活動に対する支援の強化とともに、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、まちづくりについて考え、主体的に行動できる機会の提供や仕組みの構築が必要とされている。

併せて、市政への参加を促し理解と信頼を得るため、市政情報を積極的に提供し、参画と協働を基本とした市政運営に努めなければならない。

##### 方向性

活力ある地域社会の実現のため、自治会等の地縁団体による地域コミュニティ活動やNPO法人、ボランティア団体などによる公益的活動を引き続き支援するとともに、市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進める。また、市民活動の自主性や自立性を尊重するほか市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たし、市民参加のまちづくりに取り組む。

さらに、広く市民の声を聴き、政策形成過程において市民意見を反映し、すべての地域住民が同じ立場で、同じ情報や共通認識を持ってまちづくりに携わることができるよう努める。

併せて、協働のまちづくりに対する市民意識の醸成を図り、市民と行政が協力し相互にその役割と責任を果たすための仕組みづくりに取り組むとともに、協働における連携や調整など行政に求められる役割を果たしていく。



タウンミーティング

## 基本的政策 2 心豊かな社会づくり

### 基本的視点

21世紀は「人権の世紀」と言われるように、人権意識は国際的に高まっている。

すべての人が幸福を追求することができる平和で心豊かな社会を実現するには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに権利の行使に伴う責任を自覚することにより、互いの人権を尊重し合うことが重要である。

そのためには、従来から取り組んでいる人権課題や社会の急激な変化に伴って生じた新たな人権課題の解決に向け、あらゆる機会や場において人権教育・啓発を一層推進することが必要である。

市民が互いに学び、ふれあい、発信する活動を通して、人権尊重の精神を徹底し、すべての人の人権が尊重される心豊かな社会を築いていかなければならない。

### 方向性

基本的人権が尊重される心豊かな社会を実現するため、あらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努める。

学校においては、発達段階に応じた人権教育を推進し、家庭や地域、職場においては、人権課題を解決するための知識や態度などの習得、人権についての共通の認識の醸成に継続的に取り組む。

また、人権教育・啓発の実施にあたっては、市民の自主性の尊重、行政の中立性の確保を図るとともに、国、県などとの連携を強化する。

併せて、あらゆる分野において男女が共に生きる喜びと責任を分かち合い、性別にかかわらず多様な選択が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す。

## 基本的政策 3 情報交流社会の実現

### 基本的視点

近年の情報通信基盤の整備に伴い、ADSL\*、光ファイバー網、ケーブルテレビ網などによるデータ通信の高速化、多様化が進められているところである。また、携帯電話等のモバイル\*化やテレビ放送のデジタル化に見られるようにICT\*を利用するための環境整備やネットワークの構築など、だれもが生活の利便性や効率性、社会の活力を実感できるユビキタスネット社会\*の実現に向けた取り組みが進められている。

本市においても、高度情報都市の構築を目指した取り組み、電子市役所\*に向けた取り組みを推進しており、コミュニティ\*の活性化、暮らしやすい地域づくりのための課題解決、行政サービスの高度化などが期待される。

さらに、高度な情報通信サービスの利用は、豊かな市民生活を送る上で不可欠となっており、デジタル・ディバイド\*を解消することが必要である。

### 方向性

ユビキタスネット社会の実現に向けた取り組みを促進し、社会、経済、コミュニティなどを活性化するため、市民の利便性の向上や地域の課題解決にICTを活用する。

併せて、時間や場所を問わず、メディアの特性に応じて自由に情報交流ができ、情報を共有できる環境づくりを進めるため情報通信基盤の整備を促進し、条件不利地域におけるデジタル・ディバイドの解消に努める。

また、電子市役所の推進により、行政手続のオンライン化を進め市民の利便性の向上を図るとともに、既存システムの見直しや地方自治体間でのシステムの共同利用などを進めることにより、簡素で効率的な行政を目指す。

これらの取り組みと併せて情報セキュリティ対策を一層強化し、安全で安心な情報交流社会の実現を目指す。

## 基本的政策 4 広域行政の推進と交流の拡大

### 基本的視点

高度情報化社会の進展、道路網や鉄道網による交通ネットワークの充実により、市民の日常生活をはじめとする諸活動、物流などの範囲は著しく拡大している。とりわけ都市部においては、行政区域を越えて市街地が連続しており、市民活動や経済活動、観光などの分野における広域的な交流や連携を通じた相互補完の取組みが重要となっている。

また、人、もの、資本、サービス、情報が地球規模で行き交うグローバル社会の中で、国内外の多面的な交流を新たな都市の活力に結び付けていくことが求められている。

### 方向性

播磨の中核都市としてリーダーシップを発揮し、広域行政により周辺市町との密接な連携を図り相互の発展を目指す。

広域行政の推進にあたっては、播磨地域の豊かな自然、貴重な歴史文化資源、高い交通利便性、多様な地域産業などが共存する特性を活用する。そして、各市町の役割と機能の分担の下、個性や魅力を育む共同の取組みを進め、地域の一体的な発展を目指す。さらに、周辺市町との交流促進に向けた意識の高揚を図ることにより、共通する課題の解決に向けて広域的な連携を強化する。

また、政令指定都市\*への移行に向けては、乗り越えるべき課題を認識し合併の効果を活かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、周辺市町との交流、連携を強化することにより市勢を発展させ、政令指定都市への移行に向けた機運を醸成しつつ、十分な検討と議論を重ねる。

さらに、国内外の姉妹都市等と観光、学術、文化、スポーツ、経済など様々な分野で新たな交流を創出するとともに、外国人との互いの文化的違いを認め合う多文化共生を促進する。



国際交流フェスティバル

## 基本的政策 5 観光の振興

### 基本的視点

観光は様々な業種に関連するすそ野の広い総合産業であり、その振興は単に観光客の増加にとどまらず様々な面における都市の賑わいと活力の創出など地域への幅広い波及効果を伴うため、今後の成長産業として期待されている。

また、国の内外から姫路を訪れる観光客に一人でも多く、「姫路に来てよかった」、「いつの日かまた訪れてみたい」という思い出を持ち帰っていただくためには、市民一人ひとりのおもてなしの心が大切である。

本市は古くより商工業都市として発展してきたが、今後はさらに、観光都市としてもふさわしい都市づくりに向けて、市民、民間事業者、行政が連携を強化し一体となって取り組むことが求められている。

### 方向性

観光を本市における成長産業と位置づけることにより、経済的波及効果が期待される国際観光・コンベンション\*都市づくりを進める。さらに、最も重要で魅力ある観光資源は市民一人ひとりのおもてなしであることを認識し、観光客の受入体制を積極的に整備する。

都心部では、本市の最大の観光資源である世界文化遺産\*姫路城を中心とした多彩な魅力を備える都市型観光\*を推進する。また、旧4町地域をはじめ周辺部においては、自然豊かな海や山、温泉など四季折々の多彩な魅力を時間をかけて満喫できるよう回遊性の向上を図り、滞在型観光を視野に入れた取組みを進める。

さらに、周辺の各市町のほか、神戸市や明石市、また岡山市や鳥取市とも一定の目的やテーマを持たせた連携を深めるなど広域的なネットワークづくりを進める。

このほか、国際会議観光都市\*としての魅力を発信し、国内外からのコンベンションや外国人観光客の誘致を積極的に進める。

特に、平成21年度（2009年度）に着手する姫路城大天守の保存修理においては、その期間中、観光客の大幅な減少につながらないように魅力ある集客事業を展開する。



姫路城でのアフターコンベンション活動

## 基本目標 2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市

### 基本的政策 1 産業の振興

#### 基本的視点

本市の工業は、基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、全国有数の工業地帯を形成してきた。また、商業についても、卸売業、小売業とも播磨地域における中心的役割を担っている。さらに、平成18年（2006年）の市町合併により、農林水産業都市としての要素も加わることとなり、多様な産業が活動するバランスの取れた産業都市となった。

今後とも、「条件整備は行政、経済活動は民間」という役割分担を基本にし、「民」の力を可能な限り引き出し、民間と行政が密接に連携した取組みを進める必要がある。

#### 方向性

商工業においては、産官学連携や起業家支援、新製品・新技術の開発支援などによりイノベーションを加速し、グローバル化の進展に対応した産業の創出を促すものづくり力の強化を図るとともに、賑わいと活力あふれる商店街の再生に向けた取組みを支援する。

企業立地を促進するため、本市のものづくり力を支える中小企業をはじめとする地元企業の成長と飛躍による内発的発展を基調としつつ、積極的な企業誘致を展開する。

雇用・就業対策としては、新規に労働市場に参入する若者、働く意欲があるのに機会が与えられない女性や高齢者、フリーター\*などの能力開発と就業環境の整備を促進する。また、個々の企業が安定的な雇用に努め多様な労働力を確保するよう支援することにより就業率を高めていく。

市町合併により多くの地域資源を有することとなった農林水産業においては、農村環境の整備による生産性向上、漁業経営の安定化、計画的な森林整備による公益的機能の維持向上に取り組む。また、安全で安心できる市内への食糧供給を視野に入れた地産地消\*の推進を図る。



工業地帯を形成する臨海部

## 基本的政策 2 歴史文化の継承と市民文化の醸成

### 基本的視点

世界文化遺産\*姫路城は、未来へ引き継ぐべき人類の貴重な宝であるとともに、本市のシンボルとして市民に愛され続けている。

また、文化財、史跡、伝統行事など多彩な歴史文化資源は、本市の歴史を現在、そして未来に伝える貴重な財産である。このため、観光やまちづくりなどの分野とも積極的に連携を図り、これらを保存、活用することが重要である。

さらに、市民の創造的な活動から生み出される芸術や学問をはじめとした多様な市民文化は、郷土への愛着や誇りを育む原動力である。このため、市民が様々な文化にふれ、自発的に文化活動を行い、相互に交流する機会の創出が求められている。

### 方向性

世界文化遺産姫路城を未来に引き継ぐため、計画的な保存修理を行う。周辺地区についても城と調和した景観形成を進め、姫路の魅力発信や交流の拠点として活用する。

また、本市が有する多彩な文化財、伝統行事などの保存・継承と活用を図るとともに、埋蔵文化財の発掘と調査を行う。さらに、幕末以降の近代化遺産\*等を適切に評価するとともに、歴史的なまちなみの保全と活用を進める。

併せて、地域への愛着や誇りを育む学術的取組み、文化拠点施設での活動の促進、市民やまちづくり団体が主体となって行う多様な文化活動への支援を通して、市民が様々な文化にふれ、学ぶことができる機会を提供する。

また、幅広い文化、芸術活動に取り組むことができる環境の充実に努め、個性ある文化の創造と発信を促進する。



姫路城俯瞰

## 基本的政策 3 不断の行財政改革の推進

### 基本的視点

本市が、播磨の中核都市としての風格と活力を維持し、発展を続けていくためには、持続可能な財政を基本とした行財政改革を推進することが不可欠となっている。

特に、前例踏襲を基調とする行政管理型\*の行政システムから、民間活力の活用、市民との協働、あるもの活用などによる、効率性、効果を重視した行政経営型\*の行政システムへの転換を図ることが重要である。

### 方向性

限られた財源で都市の魅力を高め、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、主体的で透明性を伴った不断の行財政改革の推進により行政のスリム化を進め、市民サービスの質を向上させ、市民からの信頼を高めていく。

これらを実現するため、組織機構、人材活用、財政運営、業務のプロセス、市民とのコミュニケーションなど、市政のすべての分野において、職員一人ひとりが知恵と意欲を活かして改革に取り組む。

## 基本目標 3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市

### 基本的政策 1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実

#### 基本的視点

ものの豊かさから心の豊かさへと価値観が変化し、福祉や健康へのニーズは多様化、高度化しており、安心して暮らせる健康福祉社会に向けた取組みのさらなる充実が求められている。

また、今後の社会経済情勢を展望すると、少子高齢化に伴う医療や介護に要する財政負担の増大、税収の大きな伸びが期待できないことなどにより、国、地方を通じた財政状況は厳しさを増すとされている。

このような状況にあって、安心して暮らせる福祉社会の充実を図るためには、受益と負担のバランスに配慮しつつ、「選択と集中」により既存制度の見直しを進めながら、市民ニーズに応じたサービスを提供できる体制を構築していかなければならない。

また、生涯にわたり健やかに暮らせる健康社会の充実に向けては、市民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援するため、各ライフステージ\*に応じた健康指導、実践活動に努めるとともに、適切な医療サービスを確保することが重要となっている。

#### 方向性

福祉や健康に関する地域課題を助け合いや役割分担により解決するため、市民一人ひとりが心をかよわせ、互いに支え助け合う地域福祉力の向上に努める。

子育て支援では、安心して子どもを生き育て、子どもが明るく健やかに育つことのできる社会を目指し、社会全体による次世代育成の取組みを進める。

高齢者福祉では、住み慣れた地域において健康でいきいきと安心して暮らすことができる社会を目指し、介護サービスの充実や生きがいある生活の支援に努めるとともに、介護が必要となっても安心して生活できるようサービス基盤を計画的に整備する。

障害者福祉では、障害のある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる社会を目指し、地域での支援体制の構築や社会的自立の促進に努めるとともに、生活の質の向上を図る。

社会保障制度については、すべての人が安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、各制度の適切な運営を行う。

健康づくりでは、健康寿命\*の延伸と壮年期死亡の減少を目標に心と体の健康維持を目指した取組みを推進する。また、市民が適切な医療サービスを受けられるよう医療機関や県等との連携により、地域医療体制の充実に努める。



子どもと高齢者の交流



## 基本的政策 2 魅力ある教育の推進

### 基本的視点

家庭や地域における人のきずなの希薄化や規範意識の低下などが顕在化しており、社会全体の制度や仕組みの見直しが求められている。教育においても、これまでにない大規模で急速な改革が国、地方を通じて進められているところである。

このような状況の中、魅力ある教育を推進していくためには、国の教育改革の趣旨を踏まえながら、本市の学校教育の進むべき方向性を明確にし、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの夢や希望を育む取組みを展開していかなければならない。

また、高等教育機関については、その知的資源が都市づくりに活用され、学術の振興や地域社会の持続的な成長にとって重要な役割を担うことが期待される。

### 方向性

「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づき、教職員を支援し、子どもの発育、発達の連続性を重視した教育活動を展開することにより、魅力ある学校教育を創造する。また、子どもと教育を大切にし、次代の担い手を市民ぐるみで育てる機運を醸成する。

このような考えの下、子どもの生きる力を育むため、わかる授業の創造等による確かな学力の育成、心の教育の充実等による豊かな心の育成、基本的な生活習慣の形成等による健やかな体の育成に努める。また、就学前教育を充実するとともに、特別な支援を必要とする子どものためのきめ細かな指導や支援を行う。

さらに、保護者や地域住民が学校教育へ参画することにより信頼される学校園づくりを推進するほか、子どもが安全で安心して学べる良好な環境づくりを促進する。

高等教育においては、学術研究の高度化や知識修得に関するニーズの多様化に応えられる個性や特色を活かした教育環境づくりと、サテライト大学\*等の新たな高等教育機関の開設を支援する。また、本市が将来にわたり発展していくための条件整備として、地元経済界等で活躍できる質の高い人材の育成を促進する。

併せて、公開講座をはじめとする地域に開かれた高等教育を振興するとともに、高等教育機関の地元企業や行政との連携、交流を促進する。



小学生の野外活動

### 基本的政策 3 いきいきとした生涯学習社会の実現

#### 基本的視点

成熟社会への移行に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて、生涯にわたり学習したいという市民の意欲や欲求が高まっている。また、学習活動によって得た知識や技術を、様々な地域課題の解決や地域社会の活力の向上などに活かすことが期待されている。

青少年の育成においては、家庭教育を基本としつつ、社会教育の機会を充実することにより自立の意欲を培い、心身の調和のとれた成長を促すことが大切である。

また、心身ともに健康に過ごすために健康増進への意識が高まっており、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが求められている。

これらの自己実現に向けた個人の要望と社会の要請に応えるため、だれもが生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現が重要である。

#### 方向性

生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりのライフステージ\*に応じた自主的、自発的な学習活動への意欲に応えるため、生涯学習関連施設を充実するとともに、多様な学習機会の提供に努める。特に、地域社会の活力を向上するため、身近な施設を拠点として、地域課題の解決や価値の創出につながる学習環境を充実する。

青少年の育成については、基本的な生活習慣や生活能力を身につける場である家庭の役割が重要であることから、家庭における教育力の向上を図る。また、社会教育において、青少年が自ら学び積極的に社会参加するための様々な体験機会の提供や、地域社会との積極的なかわりへの支援など、健全育成を促進する環境づくりに努める。

生涯スポーツについては、身近なところでスポーツに親しみ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいにあふれた生活を送れるよう、地域においてスポーツが継続的に実践できる環境を整備する。また、スポーツによる地域の活性化や競技力の向上のため、スポーツ振興施策を展開する。

さらに、高齢者の生活の質を向上するために、自らの経験や知識、技術を地域に活かせる環境づくりに努める。



生涯学習大学校での学習

## 基本目標 4 自然豊かで快適な 環境・利便都市

### 基本的政策 1 循環型社会の形成と環境の保全

#### 基本的視点

地球規模に拡大した今日の環境問題に対応するためには、すべての主体が環境の大切さを深く認識するとともに、社会経済活動や市民生活のあり方を見直し、身近なところから様々な環境問題の解決に取り組むことが求められている。

そのためには、事業活動や日常生活による環境負荷を低減する取組みを推進し、地域から温室効果ガス\*排出量を削減するとともに、環境の保全を図り、持続可能な都市づくりに取り組む必要がある。

#### 方向性

人と自然が共生する都市を実現するため、緑や水辺空間の保全と創出に努め、自然とのふれあいを通じた豊かな地域づくりに取り組む。また、子どもから高齢者まであらゆる世代が環境を保全することの大切さについて学習する機会を提供するとともに、環境負荷を低減する事業活動や環境に配慮した生活スタイルへの転換を促進する啓発事業を展開する。

さらに、良好な大気環境、水環境などを確保するため、汚染物質の発生源対策の推進と併せ監視体制を充実する。

一方、持続可能な都市づくりのため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）の3Rを推進するとともに、廃棄物の適正な処理により循環型社会\*システムを構築する。

併せて、省エネルギーの推進や新エネルギー\*の導入などの普及啓発に努めることにより、温室効果ガス排出量を削減し、地域から地球温暖化\*防止を推進する。



地域の緑化



環境意識向上への取組み（教室の緑化）

## 基本的政策 2 安全・安心で快適な都市づくり

### 基本的視点

だれもが安全で安心して暮らせる快適な社会の実現が求められる中、「自らの命、自らのまちは自ら守る」という共通認識に基づき、市民や地域、各関係機関が連携し、一体となって安全・安心で快適な都市づくりを推進することが重要である。

そのためには、地域防災力の向上、自然災害等に迅速に対応できる危機管理体制の確立、都市基盤や自然環境の防災構造化などを推進し、都市の防災力を高め、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

また、近年増加しつつある凶悪犯罪、子どもへの犯罪や多発する交通事故を防ぐため、身近な地域から防犯対策や交通安全対策を推進し、安全で安心できる生活環境を確保することが求められている。

さらに、食品の安全性や食品に対する信頼を確保するとともに、新型インフルエンザ\*に代表される感染症等の脅威に対して即応できる健康危機管理\*体制を強化する必要がある。

### 方向性

あらゆる災害から市民生活の安全を確保するため、実践的な危機管理体制の構築と火災や事故などの日常的な災害に対応できる消防・救急救助体制のさらなる充実に努める。

さらに、防災の観点から、都市基盤整備、自然環境づくり、個人住宅等の耐震化などの減災\*対策に取り組むことにより、人や自然に優しく、災害に強い都市空間の創出を図る。

暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から市民を守るため、防犯体制の確立、交通安全施設の整備、防犯・交通安全意識の普及啓発により、安全で安心な生活環境を確保する。

併せて、安心して食生活を営めるように、食品の安全性や信頼性の確保に努めるとともに、感染症や食中毒などの生命と健康の安全を脅かす健康危機から市民を守るため、健康被害の予防対策や拡大防止に即応できる健康危機管理体制を整備する。



総合防災訓練

### 基本的政策 3 都心部まちづくりの推進

#### 基本的視点

本市の都心部は、近世城下町に始まり、多様な都市機能を集積させながら、本市のみならず播磨地域の発展の核として重要な役割を担ってきた。しかし、近年の都心部の状況を見ると、居住人口、従業者数、商品販売額、商店数は、実数においても、全市における割合においても減少傾向にある。

このような状況の中、既に相当な公共投資がなされている社会資本の集積をさらに活用し、播磨地域の発展を牽引する拠点として都心部の活力を再生、向上させることが重要である。

このため、都心部においては、本市の歴史文化を象徴する世界文化遺産\*姫路城を有し、商業・業務機能、交通結節機能\*などが集積しているという立地特性を活かしつつ、人々の回遊性を向上させるとともに、都心回帰を促していく必要がある。

また、播磨地域の社会経済活動の中心であることや、その圏域における重要な交通結節点\*であることなどの優位性を活かしたまちづくりを推進することが求められている。

#### 方向性

都心部においては、キャストィ21\*の推進により高次都市機能\*を集積するとともに、緑や水辺空間の創出、姫路城と調和した景観形成、ユニバーサルデザイン\*の視点に立ったまちづくりを推進することにより、魅力と潤いがあふれ、快適で回遊性の高い都心空間を創出する。

また、市内各地域との交流、連携による産業や観光の振興と併せ、利便性の高い都心部での街なか居住を促進することにより、地域交流と広域交流が融合した都心部ならではのコミュニティ\*を醸成し、都心部の賑わいの創出と活力の増大を図る。

さらに、道路事業、土地区画整理事業など、面的で総合的な基盤整備を推進することにより、交通結節機能の強化と南北交通の円滑化に努め、南北市街地の一体化を実現する。



高架が完了したJR姫路駅

## 基本的政策 4 都市活動を支える基盤整備の推進

### 基本的視点

本市は、高度経済成長期以降における市街地の急速な拡大に対応するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを計画的に進めるとともに、道路、公園、河川、上下水道などの基礎的な都市基盤を整備することにより市民生活の利便性向上に努めてきた。

市民生活の利便性と快適性を向上させるためには、地域の実情に応じた都市機能を配置し、それらを有機的に相互連携することが必要である。また、地域が持つ様々な資源を活かし、既存の都市基盤を活用しながら、歴史文化や自然と共生した都市づくりを推進していかねばならない。

さらに、産業の持続的な成長を支える環境の整備や広域的な交流促進に必要な広域交通基盤の整備が求められている。

### 方向性

市民が快適に暮らすことができる充実した地域生活圏を形成するため、計画的で適正な土地利用を促進し、地域の特性に応じた都市づくりを推進するとともに、歴史文化を活かしたまちなみ景観づくりなど、地域に誇りと愛着を持てる生活空間を整備する。

また、安全で快適な市民生活を支える基礎的な都市基盤については、災害に強く、人や環境に配慮した整備を推進するとともに、限られた社会資源を有効に活用しつつ、機能の質的向上に努める。

さらに、多核連携型都市構造の実現に向けて、鉄道輸送機能の充実やバス路線、航路の確保を通して、機能的な交通結節点\*の連携に努める。併せて、産業競争力を向上させる広域交通基盤として、高規格な幹線道路\*によるラダー型道路網\*を形成し、市内外の広域的な交流と連携を促進するとともに、幹線道路や生活道路の整備を推進し、地域生活圏相互の交流や都心部への移動利便性を向上させる。



整備が進む幹線道路（大日線）

## 第6章 新しい都市づくりを進める方策 =姫路スタイル=

目指すべき都市像を着実に実現するため、本市の地域特性や地域資源に着目した独自の都市経営戦略として「新しい都市づくりを進める方策 =姫路スタイル=」を設定する。

姫路スタイルを構成する4つの方策は、基本目標の達成を加速する推進エンジンであり、目指すべき都市像に

向かうそれぞれの基本目標を全体的に支援、加速するものである。

この姫路スタイルと基本目標との相乗効果により、目指すべき都市像の実現に向けて総合的に政策を展開する。

基本構想

### 姫路スタイルのイメージ(4つの推進エンジンを設定)



## 第1節 コンパクトシティの推進

コンパクトシティは、環境問題の観点から郊外の無計画、無秩序な開発への警鐘として提唱された概念で、都心部の土地や既存ストックの有効利用、職住近接による交通渋滞の緩和、近郊の緑地・農地の保全を推進しようとするものであり、人口減少社会を迎えた我が国の都市の活力と持続力を保持する考え方として、多くの地方自治体から注目されている。

本市は、これまで各地域に同じような都市機能や利便施設を配置し、市内どこでも同等の生活利便性が得られることを基本に都市づくりを進めてきたところである。しかし、近年、多くの地方都市と同様に、地域コミュニティ\*意識や地域福祉を支える連帯感の希薄化、市街地の拡大による公共投資や維持管理費の増大、中心市街地の相対的な活力の低下など、様々な都市問題が顕在化している。このような状況に適切に対応するため、コンパクトシティの考え方を取り入れた都市づくりへと転換していくことが緊急の課題となっている。

そこで、本市の特性にふさわしい姫路スタイルのコンパクトシティとして、目指すべき都市のかたちである「多核連携型都市構造」、地域が持つ様々な資源や既存の都市基盤の維持と活用（あるもの活用）、環境の保全等に寄与する資源の循環（地産地消\*・地産地活\*）を基調として、複数のコンパクトで充実した地域生活圏と高次機能を有する都心部を形成するとともに、それらを有機的に交流、連携させる。

すなわち、多様な地域資源を活かした特色ある地域生活圏において、日常生活に必要な機能を充実することにより生活利便性を確保する。また、姫路駅周辺を中心とした都心部においては、高次都市機能\*を集積することにより活性化を図る。さらに、この地域生活圏相互や都心部への移動利便性を向上することにより交流と連携を促進する。

これらの取組みにより、都市全体としてコンパクトな都市経営を推進し、市民生活の質の向上と持続可能な都市の実現を目指す。

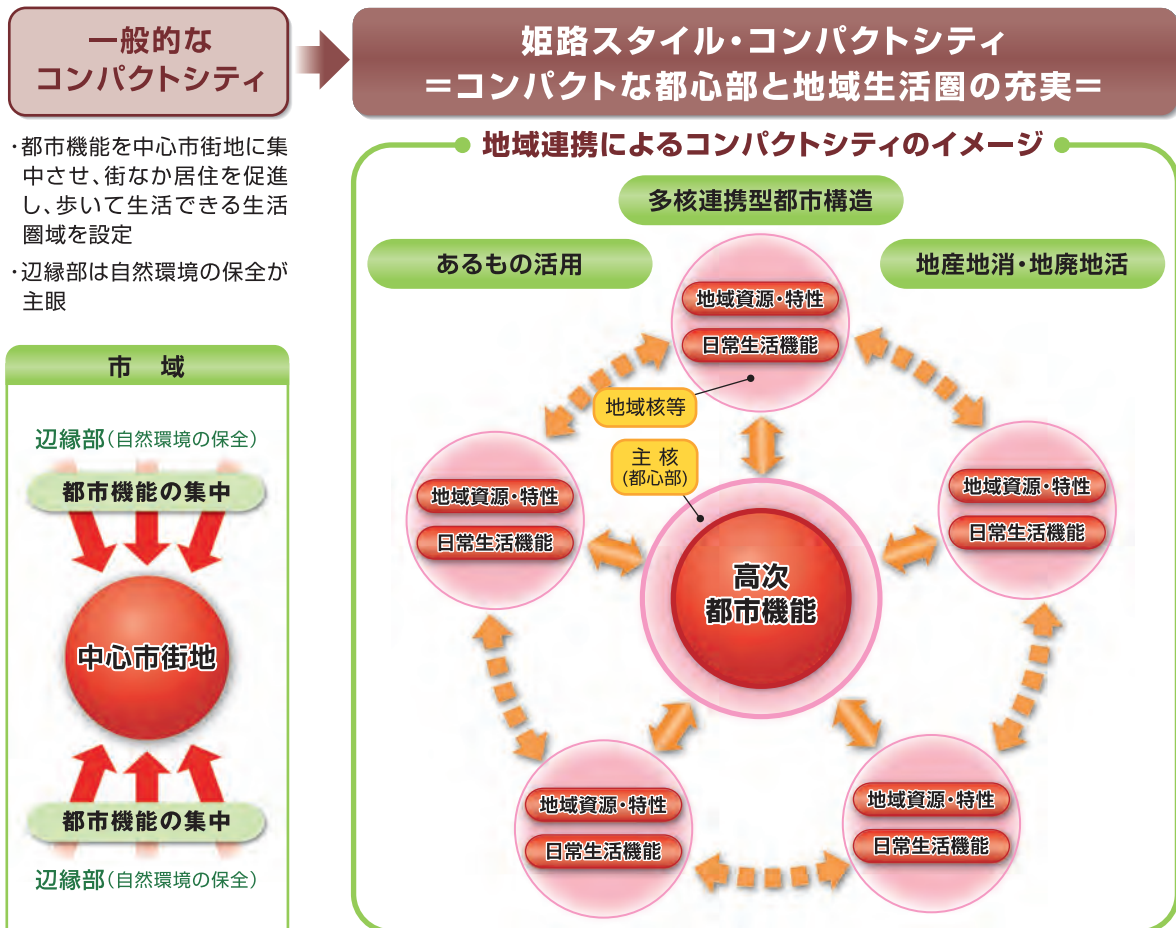
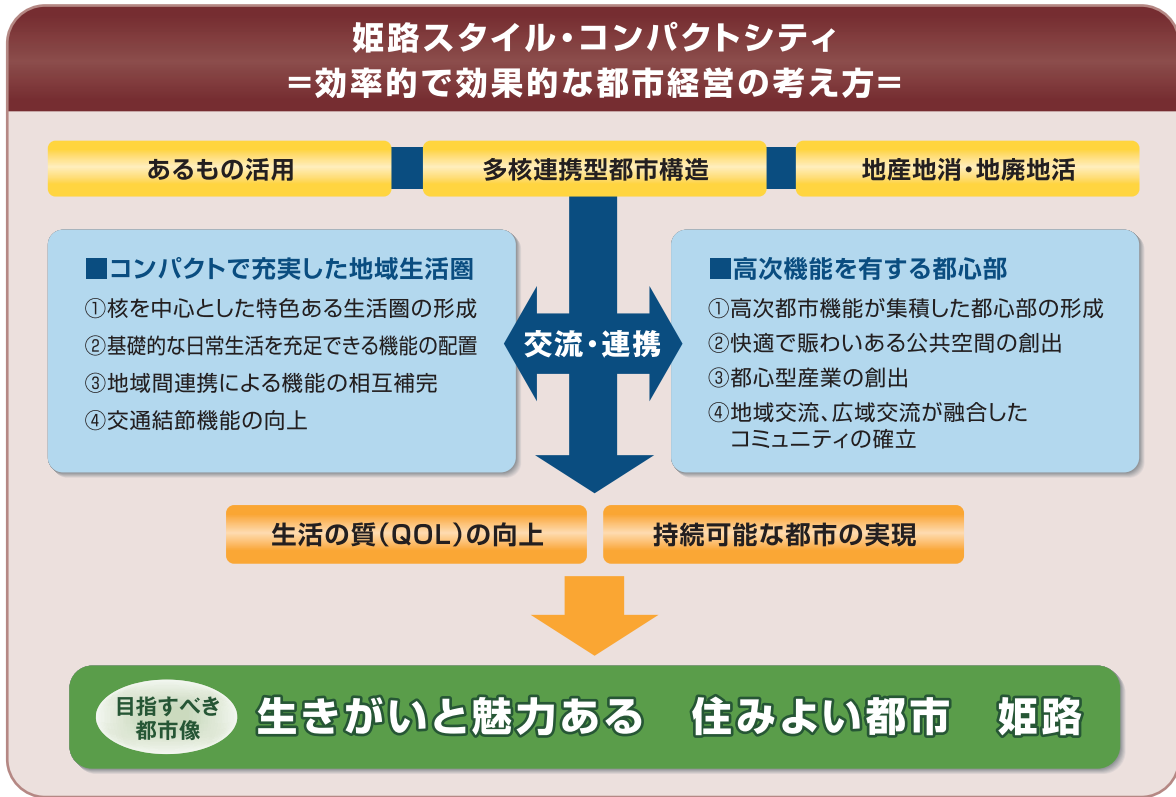


多核連携型都市構造の主核周辺



地域核のJR網干駅周辺





## 第2節 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

成熟社会の進展に伴う市民ニーズの多様化に対応し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めるためには、限られた社会資源の下、従来の行政のみによる統治（ローカル・ガバメント）から市民共治（ローカル・ガバナンス）への移行が求められている。

市民共治（ローカル・ガバナンス）とは、自治会等の地縁団体、NPO法人\*、ボランティア団体などの市民活動団体や大学、企業などが地域課題や特定課題の解決のため、それぞれの特性を活かし、行政とともに公共の担い手として参画し協働する地域経営システムである。

本市においては、長きにわたって自治会が地域コミュニティ\*活動の中核を担い続けており、今日においても非常に高い水準の組織率を保っている。この自治会をはじめとする地縁団体を中心としながら、豊富な知恵と経験や人的ネットワークを有する人材や組織の育成などを通して、多様な公共の担い手づくりに努めることにより

姫路スタイルの市民共治（ローカル・ガバナンス）を実現する。

そのため、地域を支える基盤組織である自治会等の地縁団体のさらなる活性化を目指す。また、今後、公共の担い手として期待されている団塊世代などの力をまちづくりに活かす仕組みを構築するとともに、多様な主体のネットワーク化を図ることにより各主体間の相互理解や相互の協働の取組みを促進する。

さらに、行政は、引き続き行政が担うべき専門的分野に鋭意対応することはもちろんのこと、協働の領域において人的、技術的、資金的側面からこれら多様な主体の活動を積極的に支援することにより、魅力ある都市づくりに向け、市民とともに効率的で効果的な都市経営を推進する。



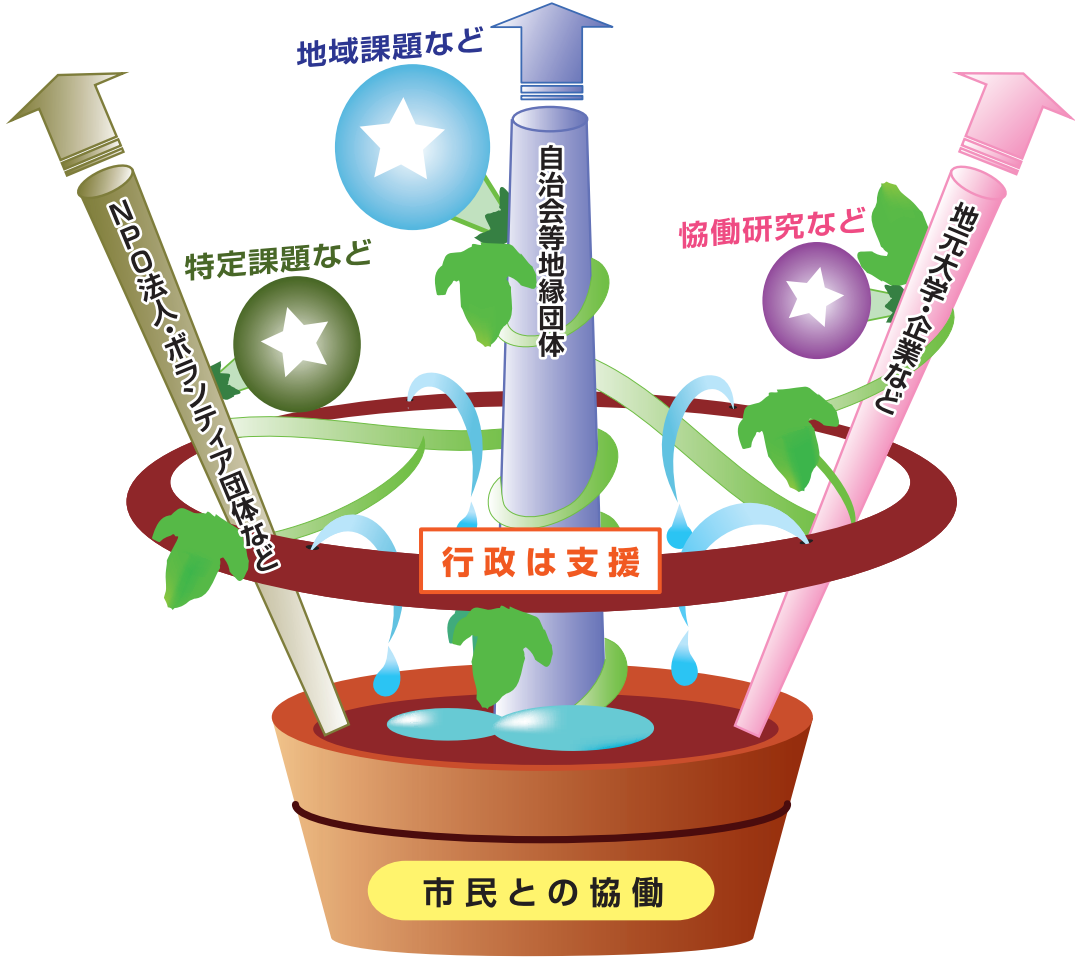
街路樹アダプト制度による  
植樹帯の維持管理



地域住民による河川の美化活動

**姫路スタイル・市民共治(ローカル・ガバナンス)**  
**=自治会を中心に多様な主体による参画と協働=**

- ◆ 多様な主体が参画し協働する地域経営システム  
⇒ 統治(ローカル・ガバメント)から市民共治(ローカル・ガバナンス)へ
- ◆ 高い組織率を保つ自治会を中心に、NPO法人、ボランティア団体、地元大学、企業などとの連携
- ◆ 行政は人的、技術的、資金的側面から積極的に支援



**魅力ある都市づくりに向け、市民とともに効率的で効果的な都市経営を推進**

- ◆ 地域を支える基盤組織である自治会等の地縁団体の活性化
- ◆ 団塊世代などの力を活かす仕組みづくり
- ◆ 多様な主体のネットワーク化による相互理解と協働の促進



目指すべき都市像 **生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路**

### 第3節 生涯現役社会の実現

高齢化の進展と社会を支える現役世代の減少は、社会保障費の増大や社会の活力低下をもたらすなど、持続可能な都市づくりにおいて深刻な問題となっている。また、社会の成熟化に伴い人々の価値観は大きく変化し、物質的な充足のみならず、心の豊かさが得られる質の高い生活を送ることが「幸せ」の大きな指標の一つとなっている。

こうした社会経済情勢や人々の価値観の変化に対応するため、世界に誇る長寿社会という成果を活かしつつ、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと活躍できる生涯現役社会の実現が必要である。

このため、本市においては、高齢者の豊かな生活に大きく寄与する「余暇の充実」「自己実現」「健康生活」という3つの視点に着目した、独自の総合的な高齢社会対策を展開する。

個人的関心の追求を通じた「余暇の充実」の視点からは、高齢者が退職や労働時間の短縮により手に入れた自由時間を趣味や学習などに活用し、自分自身のために充実して過ごせるよう支援する。このため、余暇活動拠点

の活用と充実、高齢者をやさしくもてなすまちづくりの推進などに努める。

社会を支える活動を通じた「自己実現」の視点からは、高齢者が長年にわたり培った知識や経験、技術などを社会に還元できる仕組みを構築し、社会の中で自らの能力を十分に活かし、可能性を実現できるよう支援する。このため、高齢者が社会の一員として活躍できる環境の整備、高齢者の活動への支援や顕彰などを行う。

あらゆる活動の基礎となる「健康生活」の視点からは、高齢期においても長く心身の健康を保ち、いきいきと充実した生活を送ることができるよう、日常的な健康増進の場の拡充や介護予防事業の着実な展開などに努める。

また、高齢社会対策の総合的な展開とともに、社会を支える一員として活躍したいという高齢者の意識とこれに応える市民一人ひとりの意識を醸成するため、生涯現役に関する情報の発信に取り組む。

これらの取組みにより、高齢者が健やかで質の高い生活を送り、新たな「社会の担い手」としていきいきと活躍できる、姫路スタイルの生涯現役社会を実現する。



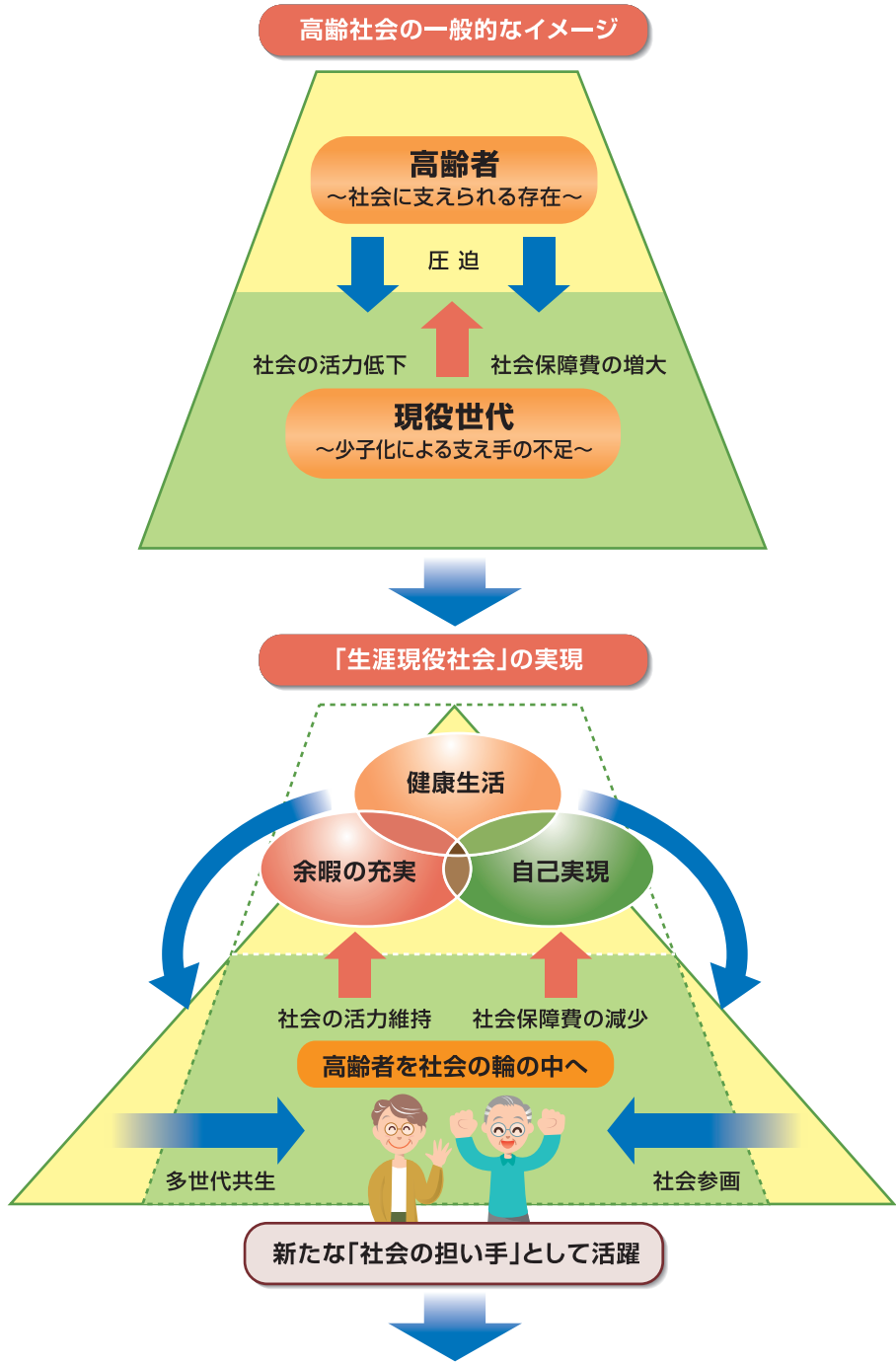
伝統遊びの継承



高齢者ファッションショー

# 姫路スタイル・生涯現役社会 =総合的な高齢社会対策=

- ◆ 「余暇の充実」「自己実現」「健康生活」の総合的な展開による生涯現役社会の実現
- ◆ 高齢者の健やかで質の高い生活と、新たな社会の担い手としての活力を持った社会参画を実現



目指すべき都市像 **生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路**

## 第4節 グローバルな視点に立った都市づくりの推進

持続的に発展する都市を目指すには、国内外の動きに一層の関心を持つことが求められる。特に、グローバル化の進展による産業面での変化は目まぐるしく、近年、大阪湾から播磨灘にかけて世界市場を視野に入れた先端技術を持つ大規模な工場が集積し、国際的な産業拠点となりつつある。今後は、国内のみならず、広く海外の動向にも留意しつつ、本市特有の優位性を的確に認識し、戦略的に対応することが求められている。

第一の優位性としては、世界最高の解析能力を誇る大型放射光施設（SPring-8<sup>\*</sup>）と、物質の加工に適した中型放射光施設（ニュースバル<sup>\*</sup>）、さらに平成22年（2010年）から稼動するXFEL（X線自由電子レーザー）<sup>\*</sup>施設を擁する播磨科学公園都市に近接していることや、市内に多様で先進的な技術を持つ企業群が立地し、最先端のものづくりに取り組んでいることがあげられる。

これらの高度な研究開発機能と創造的のものづくり力を持つ企業群、兵庫県立大学など高等教育機関の連携を促進することにより「技術立国・播磨」を実現し、国内はもとより東アジアをはじめとする経済圏において、グローバルな産業活動のさらなる活性化を図ることが必要となっている。

第二の優位性としては、世界文化遺産<sup>\*</sup>姫路城を有していることがあげられる。観光立国を目指す我が国の中

で歴史文化を代表する都市として、その魅力を広く世界へ発信し、活用することが必要となっている。

これらの世界に誇る優位性を活用するため、産官学の連携、異分野の知識や技術を融合させる研究開発の促進などを通じて、研究と市場の間の好循環をつくる仕組みを構築する。また、高次都市機能<sup>\*</sup>の集積を目指す都心部に企業や教育・研究機関の立地を促進し、人、もの、資本、サービス、情報などが交流する機能の向上を図り、多くの研究開発拠点が立地する関西圏における交流の拠点都市を目指す。

さらに、世界文化遺産姫路城を有する本市の優位性などを、温暖な気候や豊かな自然という地理的特性と併せて情報発信し、魅力ある都市イメージのさらなる向上に努め、日本の歴史文化を代表する国際観光・コンベンション<sup>\*</sup>都市を目指す。

これらの取組みにより、光・電子技術関連産業<sup>\*</sup>をはじめとする企業立地や微細技術<sup>\*</sup>を活用した新製品・新技術の開発などによる産業の多様化と高度化、コンベンションや海外からの観光客誘致などによる観光の国際化を図り、グローバル化に対応した都市の成長力強化に努める。



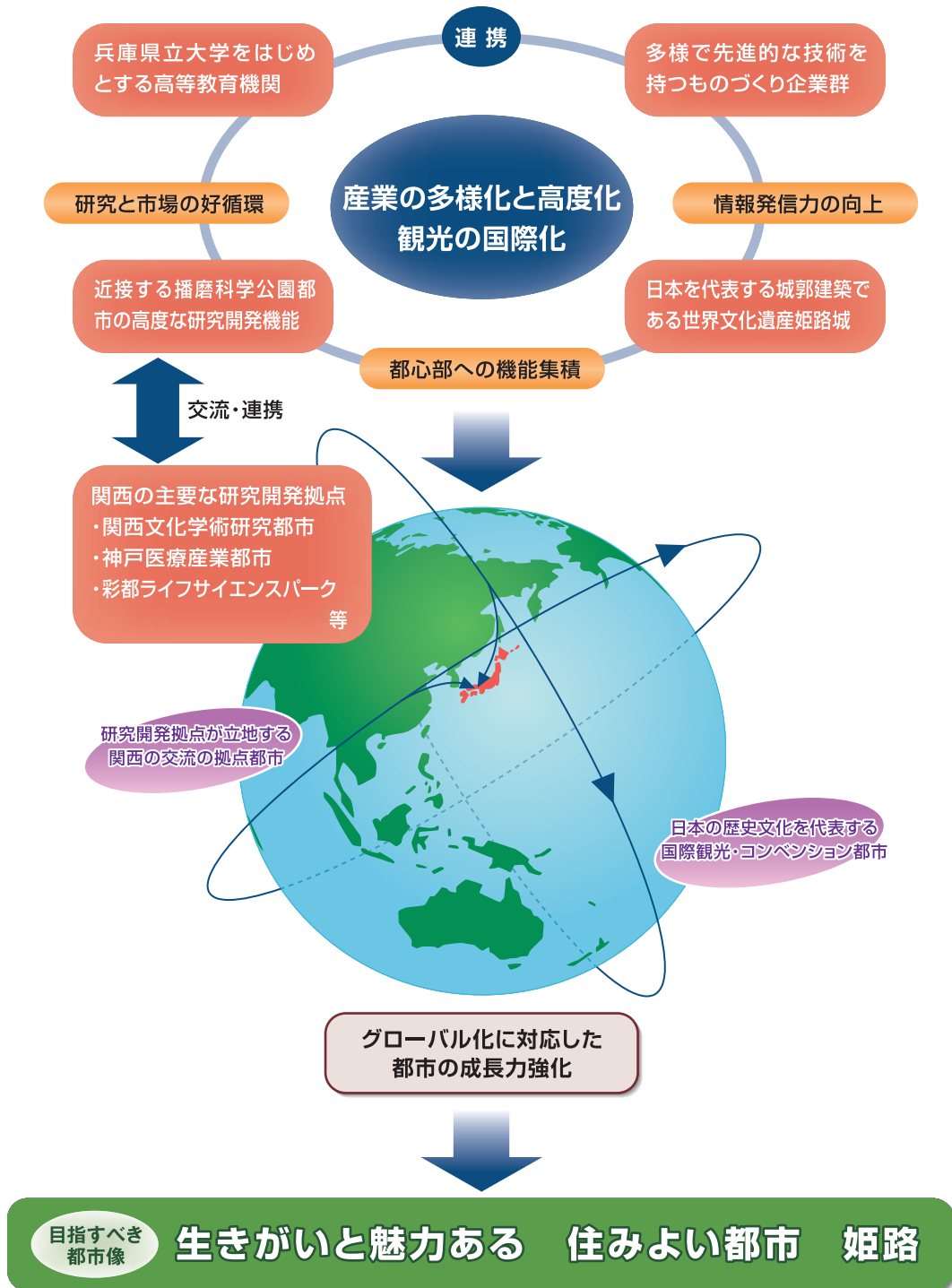
大型放射光施設（SPring-8）、中型放射光施設（ニュースバル）

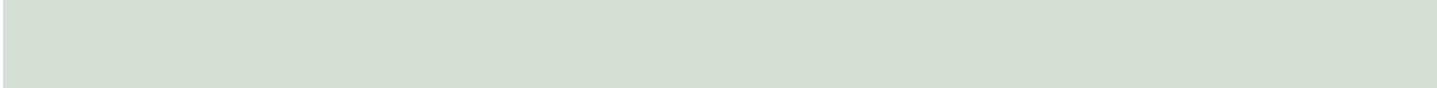


世界文化遺産姫路城

姫路スタイル・グローバルな視点に立った都市づくり  
 =本市特有の優位性を活かした産業・観光政策=

- ◆ 世界最高の解析能力を誇る「SPring-8」、高度な研究開発機能を有する播磨科学公園都市、多様で先進的なものづくり力を持つ企業群の連携による産業振興
- ◆ 世界文化遺産姫路城の魅力を経済面からも活用する観光産業の振興









基本計画  
〔総論〕

## 第1章 姫路市の概要

### 第1節 地理的・自然的特性

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56km、総面積は約534km<sup>2</sup>の播磨の中核都市である。

神戸市まで約50km、岡山市までは約70km、大阪市や鳥取市までは80～90kmの直線距離にあり、京阪神、中国、山陰を結ぶ交通の要衝となっている。

北部は、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高700～900m級の山並みが連なっている。中南部は、

JR姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在している。また、市川、夢前川、揖保川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成している。

気候は、瀬戸内海気候に属し、年降水量、降水日数ともに少なく、四季を通じて温和な日が多く、自然災害の極めて少ない地域である。

### 第2節 歴史的特性

姫路の地は古くから交通の要衝として栄え、大化の改新の後（7世紀）に国府が置かれ、さらに8世紀中ごろに聖武天皇の勅命で国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発展してきた。

17世紀初頭には、池田輝政によりほぼ現在の姫路城の姿が完成し、城下町としてのまちなみが形成された。その後、徳川氏の親藩、譜代大名が城下を治め、新田開発や塩田開発、鉄鍛冶、木綿、皮革などの殖産が振興され、姫路藩として江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であり続けた。

明治時代には、版籍奉還、廃藩置県により姫路藩は解体され、姫路県が誕生した。その後、飾磨県に改められ、明治9年（1876年）8月には兵庫県に統合され、現在に至っている。そして、現在の姫路市は、明治22年（1889年）4月に江戸時代の城下町とその外縁部（面積約3km<sup>2</sup>）を市域とする人口約25,000人の都市として、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまる。また、陸軍師団のうち第10師団が置かれ、軍都としての性格も持ち合わせた。

大正時代には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業や業務施設が集積するとともに、旧制高校のうちの1校である旧制姫路高等学校が大正13年（1924年）に開

校し、文教府としての側面も持つようになった。

工業化の面では、明治後期から昭和にかけて紡績業等の軽工業が発展するとともに、大正から昭和にかけて臨海部に製鉄業等の重工業が進出し、人口の集積に伴い市街地が拡大していった。

太平洋戦争では、2回の空襲により市街地は壊滅的な打撃を受けたが、戦後復興を早期に果たすべく市のシンボルロードである大手前通りの整備や市街地の改造に取り組み、姫路駅周辺の復興が図られた。高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきた。

近年では、平成5年（1993年）に姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産\*に登録され、平成8年（1996年）には、最初に中核市へ移行した全国12市の一つとして、政令指定都市\*に準じる都市に位置づけられた。

また、本市は、明治から昭和40年代にかけて周辺部と計11回にも及ぶ市町村合併を繰り返すことにより市域を拡大してきたが、平成18年（2006年）には全国的に合併の気運が高まる中、周辺4町と39年ぶりに合併し、新姫路市として地方分権時代にふさわしい確かな一歩を踏み出した。

## 第2章 基本指標

平成32年度（2020年度）において目標とする人口は53万人であるが、ここでは、平成17年国勢調査に基づ

いた客観的な推計や各種統計による人口、経済、財政の状況を示す。

### 第1節 人口指標

#### 1 総人口

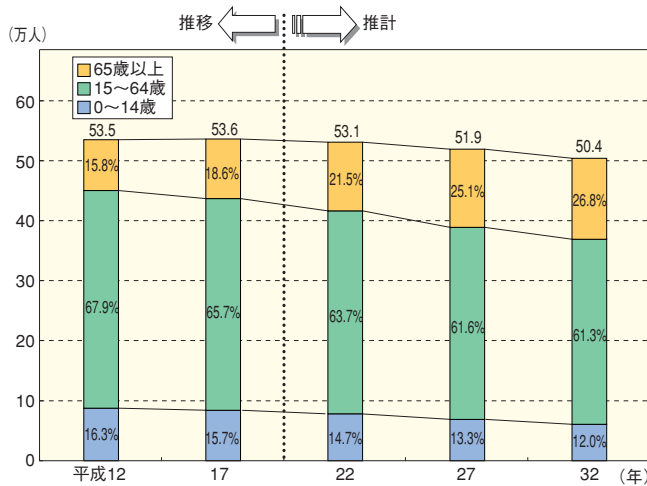
平成17年国勢調査人口を基準とするコーホート要因法\*による人口推計では、本市の総人口は、平成17年（2005年）の53.6万人をピークに、その後減少に転じ、平成32年（2020年）には50.4万人になると見込まれる。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、総数、割合ともに減少傾向で推移し、平成32年のそれぞれの割合は、12%、61.3%になると見込まれる。

一方、老年人口（65歳以上）は、総人口が減少する状況においても、総数、割合ともに増加し、平成32年には、老年人口の割合（高齢化率\*）は26.8%になると見込まれる。

人口推計の結果を年齢構造の変化として人口ピラミッドで表すと、少子化に伴いピラミッドの底辺部分が狭まるとともに、団塊世代の高齢化等により上辺部分が広がり、つぼ型から逆三角形型へ年齢構造の重心が上方に移ると見込まれる。

人口と年齢3区分別人口割合の推移

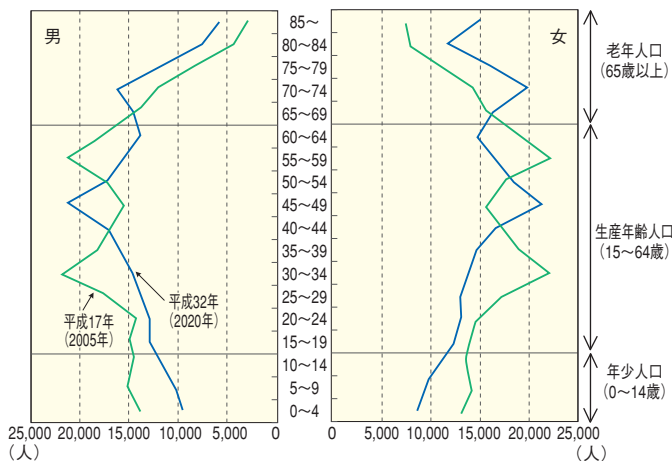


年齢階層別人口	国勢調査人口		推計人口		
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
年少人口 (0～14歳)	8.7	8.4	7.8	6.9	6.0
生産年齢人口 (15～64歳)	36.3	35.3	33.8	32.0	30.9
老年人口 (65歳以上)	8.4	10.0	11.4	13.0	13.5

資料：総務省「国勢調査報告」

注：平成22～32年の5歳階級別人口は、コーホート要因法による推計値（姫路市調べ）。

人口ピラミッドの推移



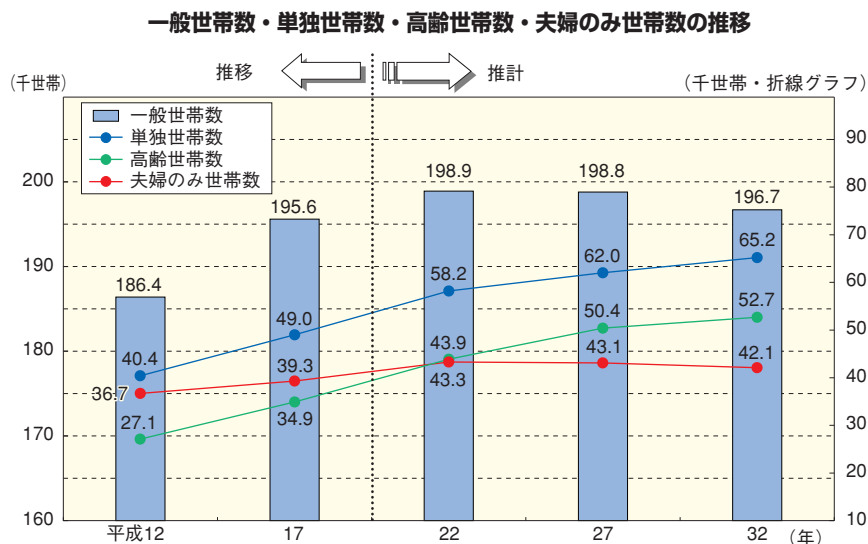
資料：総務省「国勢調査報告」

注：平成32年の5歳階級別人口は、コーホート要因法による推計値（姫路市調べ）。

## 2 世帯数

一般世帯数は、核家族化の進行により増加傾向が続いていたが、平成22年（2010年）以降減少に転じ、平成32年には19.7万世帯になると見込まれる。

夫婦のみ世帯数は、一般世帯数と同様に減少傾向となるが、単独世帯数や高齢世帯数は、増加傾向が続くと見込まれる。

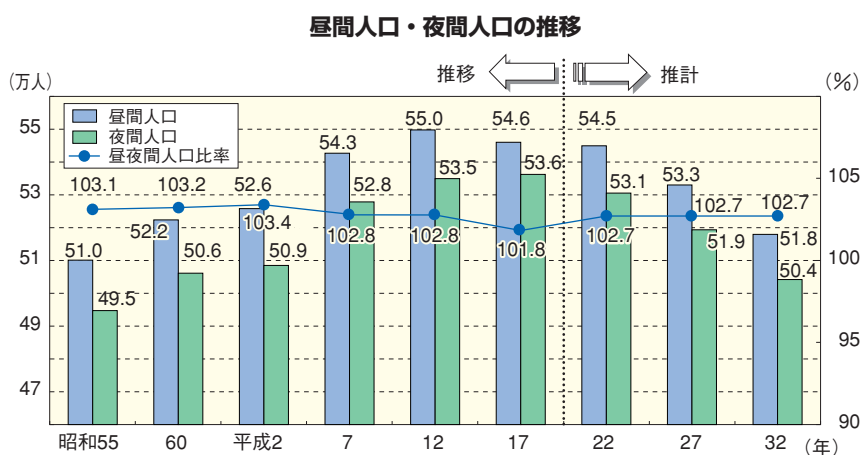


資料：総務省「国勢調査報告」  
注：平成22～32年の人口は、コーホート要因法による推計値（姫路市調べ）。

## 3 昼間人口

昼間人口は、昼夜間人口比率の平成2年（1990年）から平成17年までの平均値である102.7%が今後も続くと想定し推計すると、平成12年（2000年）の55万

人をピークに減少傾向となり、平成32年には51.8万人になると見込まれる。



資料：総務省「国勢調査報告」  
注：平成22～32年の人口は、コーホート要因法による推計値（姫路市調べ）。  
昼夜間人口比率は昼間人口÷夜間人口（常住人口）×100、  
夜間人口は年齢不詳人口を控除。

#### 4 人口動態

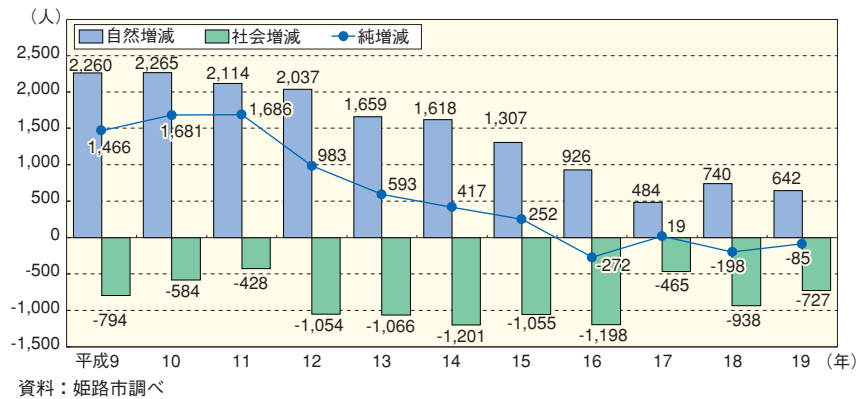
人口増減の傾向を人口動態から見ると、本市はこれまで、社会増減\*の減少を自然増減\*の増加により補うことで人口が増加してきた。

自然増減の内容を平成9年（1997年）以降の推移で見ると、出生数の減少と高齢化による死亡数の増加に

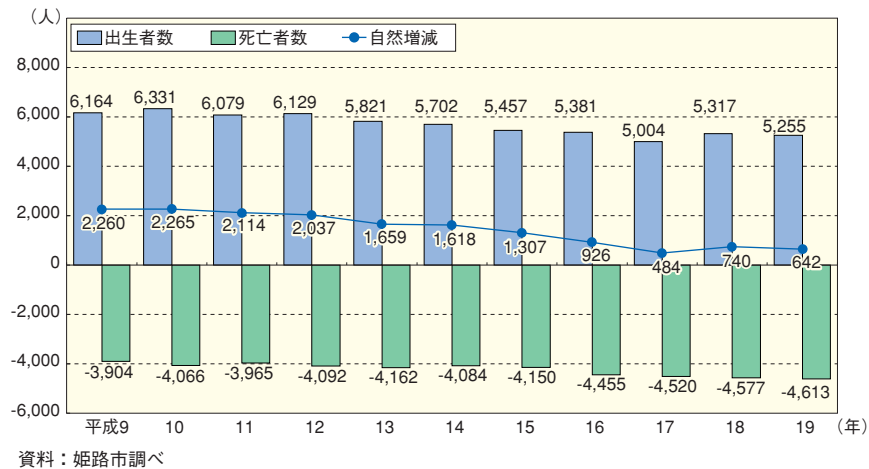
より自然増減は減少傾向であり、平成16年（2004年）以降、自然増加数は1,000人を下回っている。

また、社会増減は平成9年以降、1,000人前後のマイナスではば推移している。

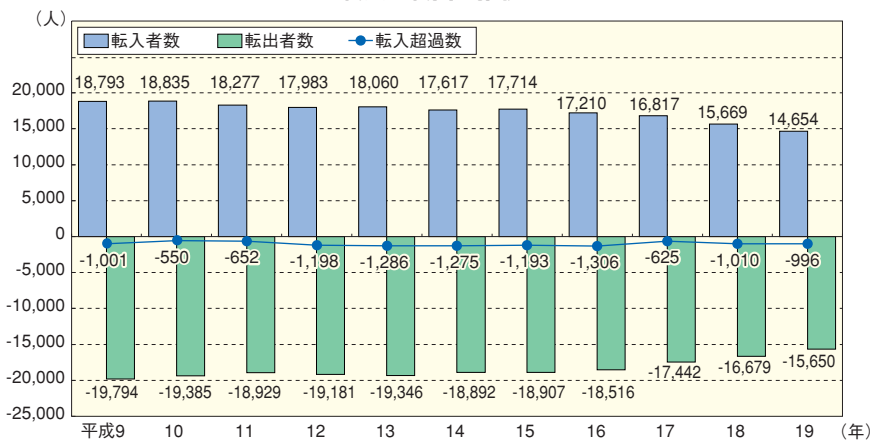
人口動態の推移



自然増減（出生者数－死亡者数）の推移



転入・転出の推移



注：社会増減のうち転入と転出のみ表示。社会増減には転入、転出のほか職権による登録や削除、国籍取得、国籍離脱などがある。

## 第2節 経済指標

### 1 就業者数

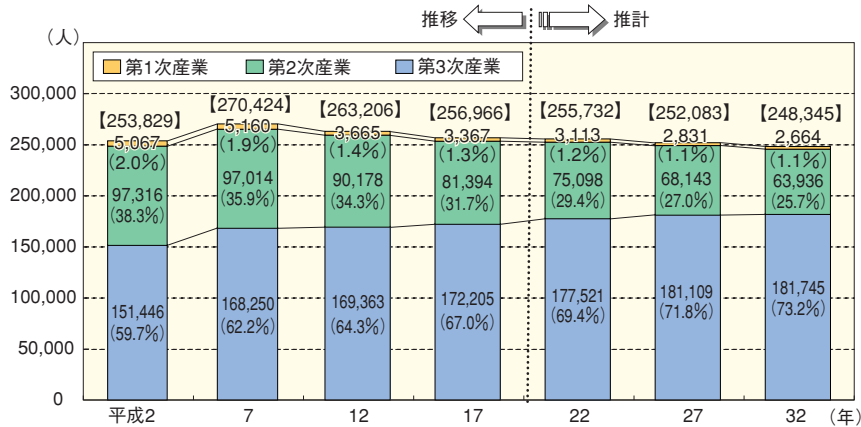
本市に勤務する就業者数は、平成7年（1995年）の270,424人をピークに、その後減少に転じ、平成17年（2005年）には256,966人となり、その後も減少すると見込まれる。

第1次産業は、平成7年の5,160人から平成17年の3,367人へと減少し、その後も減少すると見込まれる。

第2次産業は、平成2年（1990年）以降一貫して減少を続けており、平成17年には81,394人となり、その後も減少すると見込まれる。

第3次産業は、一貫して増加を続け、平成17年には172,205人となり、その後も増加すると見込まれる。

就業者数の推移（従業地ベース）



資料：総務省「国勢調査報告」、厚生労働省雇用政策研究会「人口減少社会における雇用・労働政策の課題」（平成17年7月）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成15年12月推計）、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）

注：推計値は、コーホート要因法による人口推計の結果に、厚生労働省雇用政策研究会「人口減少社会における雇用・労働政策の課題」にある労働力率の見通し（「国勢調査報告」により姫路市の値に補正）等を参考に算出。



特定重要港湾 姫路港

## 2 総生産

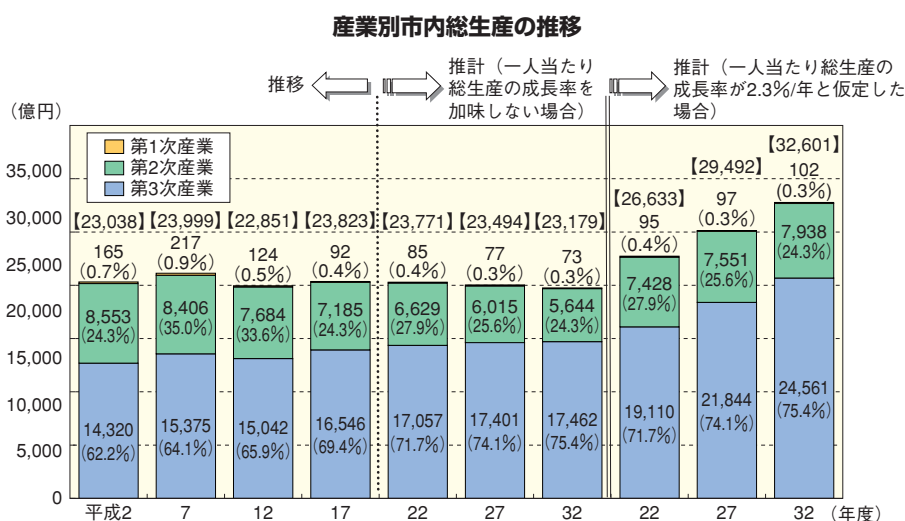
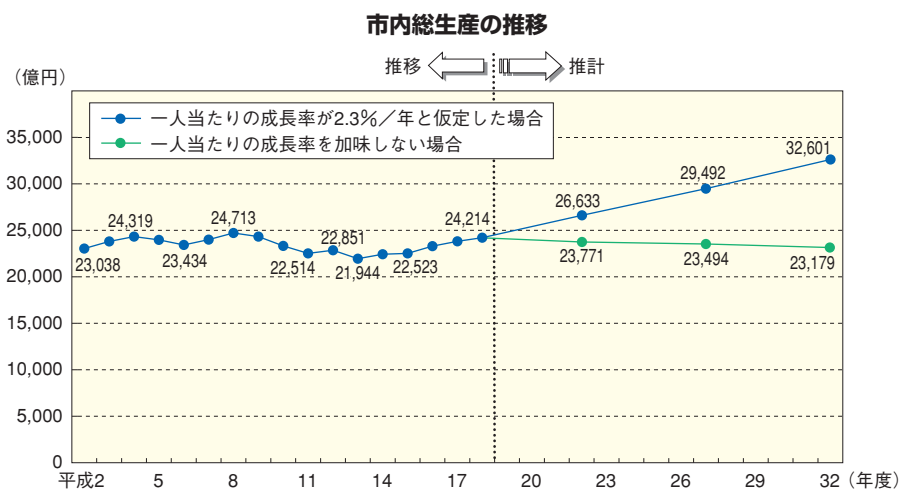
市内総生産は、平成8年度（1996年度）の2兆4,713億円をピークに、平成13年度（2001年度）まで減少傾向であったが、その後増加傾向に転じ、平成18年度（2006年度）には2兆4,214億円の規模となっている。

第1次産業は、平成7年度（1995年度）の217億円から平成17年度には92億円に減少した。第2次産業は、平成2年度（1990年度）の8,553億円から減少傾向にあり、平成17年度には7,185億円となった。第3次産業は、平成2年度の1兆4,320億円から、平成17年度に

は1兆6,546億円となった。

5年ごとの将来の総生産を推計すると、就業者一人当たり総生産の成長率を加味しない場合、第3次産業は就業者数の増加に伴い増加すると見込まれるが、第1次産業、第2次産業は就業者数の減少に伴い減少し、全体としても減少すると見込まれる。

就業者一人当たり総生産の成長率が、平成18年6月に公表された国の「新経済成長戦略」において設定されている年2.3%と仮定した場合、就業者数の減少を考慮しても、総生産は増加すると見込まれる。



資料：兵庫県「平成18年度市町民経済計算」、総務省「国勢調査報告」、経済産業省「新経済成長戦略」

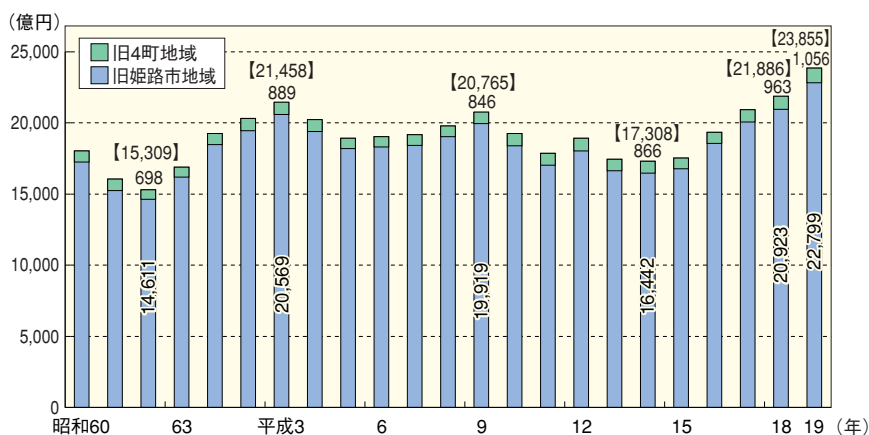
注：推計値は、一人当たり総生産の成長率を加味しない場合は、兵庫県「平成18年度市町民経済計算」より得られる姫路市の産業別生産額と、別途推計した産業別就業者数から平成17年度の産業別の一人当たり生産額を算出し、これを将来の就業者数推計値に乗じることにより算出。成長率を加味する場合は、経済産業省「新経済成長戦略」において設定されている一人当たりの実質GDPの年平均成長率を踏まえ、各産業とも年2.3%上昇すると仮定して算出。なお、生産額のデータはすべて実質値（平成12暦年固定基準年方式）。

### 3 製造品出荷額等及び年間商品販売額

製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）は、昭和62年（1987年）を境に増加を続け、平成2年には2兆円を超えた。その後平成3年（1991年）をピークに減少に転じるが、平成9年（1997年）には再び2兆円に達した。その後再び減少に転じるものの、平成14年（2002年）を底に増加に転じ、平成19年（2007年）には2兆3,855億円となっている。

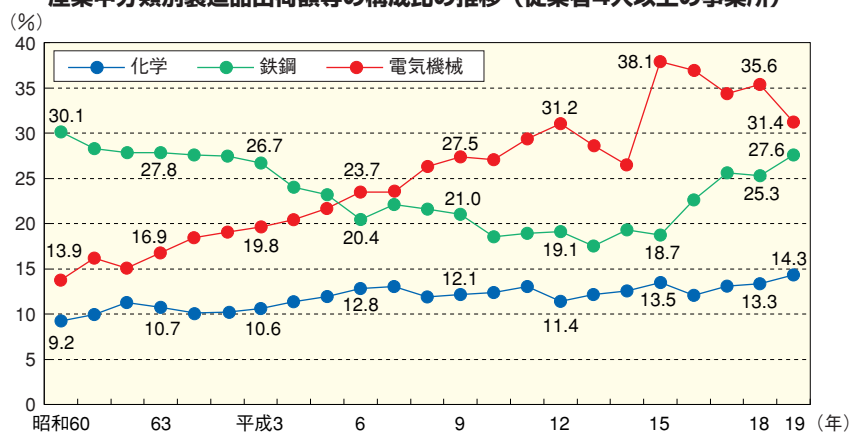
小売業及び卸売業の年間商品販売額は、平成3年の2兆4,669億円をピークに減少傾向にあり、平成19年（2007年）は、1兆7,506億円となっている。これは、平成3年のピーク時と比較すると、約3割の減少となっており、昭和60年（1985年）と同水準となっている。

製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）



資料：姫路市調べ  
注：平成19年は速報値。

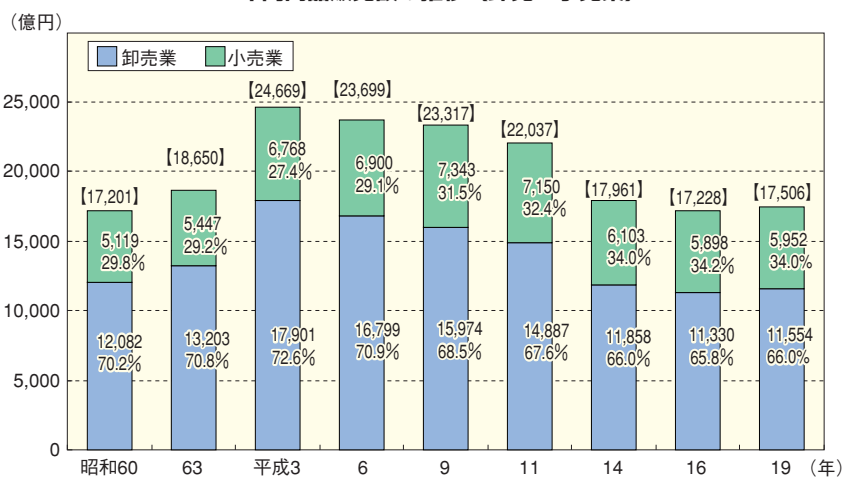
産業中分類別製造品出荷額等の構成比の推移（従業者4人以上の事業所）



資料：姫路市調べ  
注：平成19年は速報値。  
平成17年以前は旧姫路市の値。  
平成14年以降の電気機械には電子部品・デバイス、情報通信機械を含む。



### 年間商品販売額の推移（卸売・小売業）



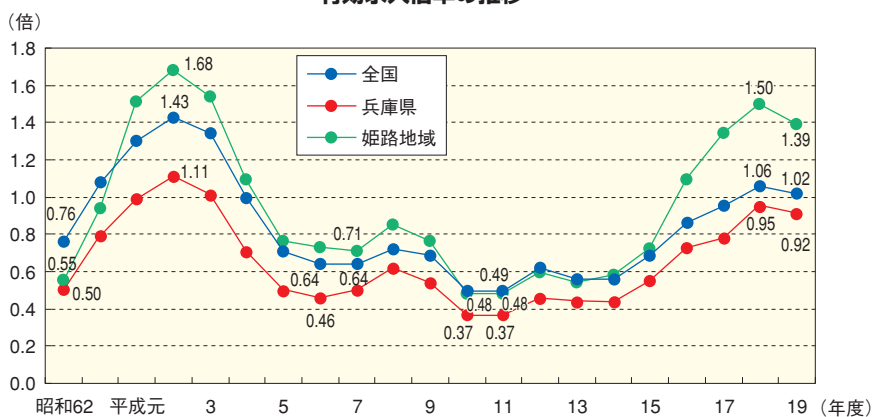
資料：姫路市調べ

#### 4 有効求人倍率

姫路地域の有効求人倍率は、平成2年度の1.68倍をピークに減少に転じ、平成10～11年度（1998～1999年度）には0.48倍まで落ち込んだ。その後回復傾向となり、平成18年度（2006年度）には1.50倍となったが、平成19年度（2007年度）には再び減少に転じた。

全国及び兵庫県と比較すると、おおむね同水準がそれよりも高い水準で推移していたが、平成16年度（2004年度）以降は、全国及び兵庫県を大きく上回っている。

#### 有効求人倍率の推移



資料：公共職業安定所

注：姫路地域とは姫路市、福崎町、市川町、神河町、太子町、旧御津町のこと。

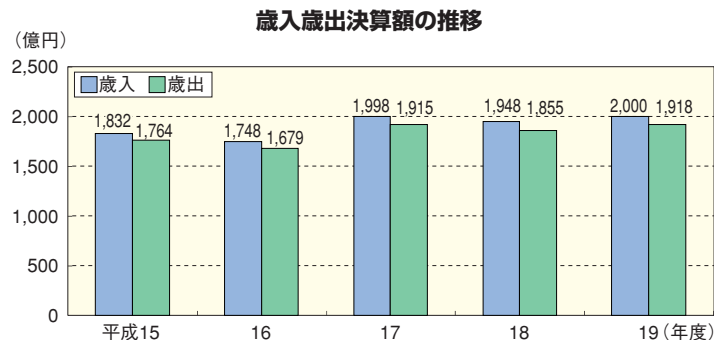
### 第3節 財政指標

財政指標は、他の中核市との比較を可能にするため、普通会計\*で示している。

#### 1 歳入歳出決算額

本市の歳入歳出決算額は、平成18年（2006年）の市町合併に伴う特殊要因もあり、平成17年度（2005年度）は歳入1,998億円、歳出1,915億円となり前年度

と比べ大幅な増額となった。平成19年度（2007年度）は歳入2,000億円、歳出1,918億円となっている。



資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

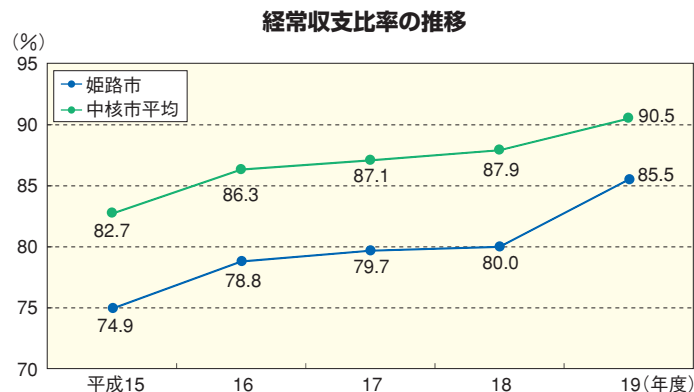
#### 2 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税や地方交付税などの自由に使用を定められる一般財源がどの程度費やされているかを示したものである。

財政構造の弾力性を測定する指標として、低いほ

ど財政運営に弾力性があるとされている。

本市の経常収支比率は、中核市平均よりも低いが、財政構造の弾力性が低下してきており、積極的な行財政改革による経常的経費の削減が求められる。



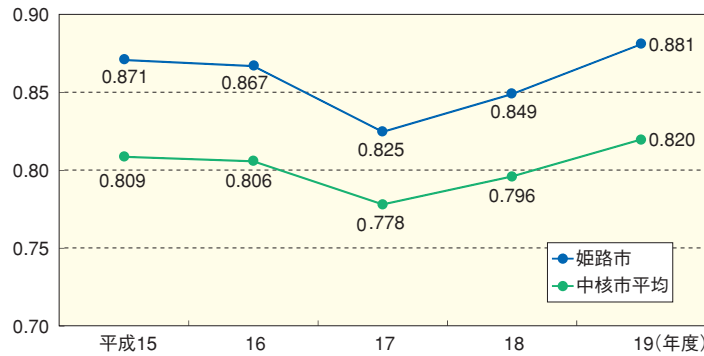
資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

### 3 財政力指数

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指数として用いるもので、数字が大きいほど財政的に豊かであると言える。

本市の財政力は、中核市の平均よりも強いと言える。

財政力指数の推移



資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

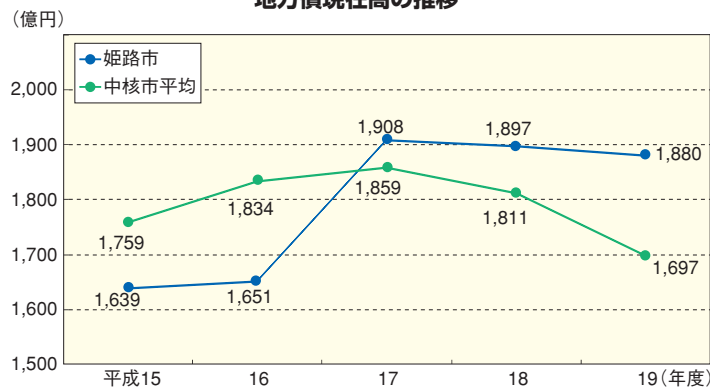
### 4 地方債現在高

地方債とは、地方自治体が財政収支の不足を補うために一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金である。

中核市の平均よりも高い額であるが、市民一人当たり地方債現在高は、中核市の平均よりも低い額となっている。

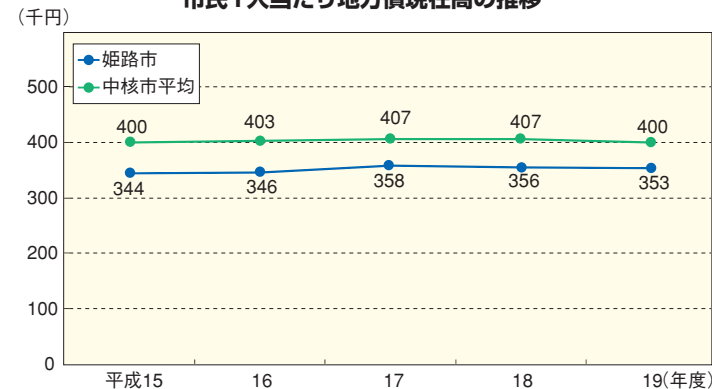
本市の地方債現在高は、財政規模の違いもあり、

地方債現在高の推移



資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

市民1人当たり地方債現在高の推移



資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

## 第3章 計画推進の方針

計画推進において横断的に考慮すべき「計画推進の方針」を示し、政策実施にあたっての共通方針とする。

### 第1節 市民とともに進める計画

生きがいと魅力ある住みよい都市づくりを進めるには、全国画一的な方法ではなく、市民のニーズや地域における諸課題に対し地理や歴史など地域の個性や特色に配慮し、市民と行政が対等な関係で連携し施策を展開することが必要である。

そのためには、パブリック・コメント手続\*の活用等説明責任の徹底、積極的な行政情報の公開と提供により市政の透明性を向上させるとともに、各種計画策定過程

への市民参画を促進することが重要である。

また、市政に関する広報、広聴の充実による情報の共有化を推進し、市民の市政への関心を高め、まちづくりに対する意識を醸成し、市民とともに身近で質の高い行政運営に努める。

さらに、外部監査制度\*や行政手続制度\*の適正な運用により行政の公平性、平等性を確保する。

### 第2節 効率的で効果的な行財政運営

厳しい財政環境下における地方分権の進展を踏まえ、本市においても市民の豊かで安心な生活を実現するため、健全で持続可能な財政の維持や新たな行政経営手法の導入など、効率的で効果的な行財政運営が求められている。

歳入においては、高い比率を占める市税について産業振興等を通じた新たな財源の創出、納税意識の一層の向上と徴収体制の強化に努めるほか、使用料等の適切な見直しによる受益者負担の適正化などにより自主財源を確保する。

歳出においては、すべての事務事業について総点検を

実施し、施策の優先順位づけを徹底的に行うなど、「選択と集中」の視点に基づいた財政運営を推進する。

財政の状況については、様々な指標を用いて公表しているところであるが、新たな公会計制度\*を活用するなど内容や手法の一層の工夫により市民への説明責任を果たし、透明性を高めていく。

行政経営については、NPM\*手法の考え方を念頭におき行財政運営の効率化を図るため、指定管理者制度\*やPFI\*などの手法を活用するとともに、行政の守備範囲の見直しと併せて市民との協働の仕組みを構築する。

### 第3節 新市建設計画の推進

本市は、平成18年（2006年）3月に家島町、夢前町、香寺町、安富町と合併し、人口約53万人、面積約534km<sup>2</sup>の新姫路市となり新たな発展を目指している。

合併市町は、合併に至るまでそれぞれの総合計画や振興計画に基づき地域の特性を活かしたまちづくりを進めてきた。合併協議においては、これらの計画を踏まえながら合併後の新市の将来像について検討し、「躍進を続ける播磨の中核都市」、「心かよう交流の都市（まち）」

を将来像とした新市建設計画\*を策定した。

各地域のまちづくりにあたっては、この新市建設計画に基づき、新市のさらなる発展を目指した事業を着実に推進しているところである。

本総合計画は、この新市建設計画の趣旨を包含した本市の都市づくりの道標であるため、引き続き、新市の一体性の速やかな確立や均衡と調和ある都市発展などを積極的に推進する。

## 第4節 地域ブロックの設定

本市においては、自治会等の地縁団体が中心となっておおむね小学校区を単位として、祭り、運動会、清掃活動など様々な地域活動が展開されている。

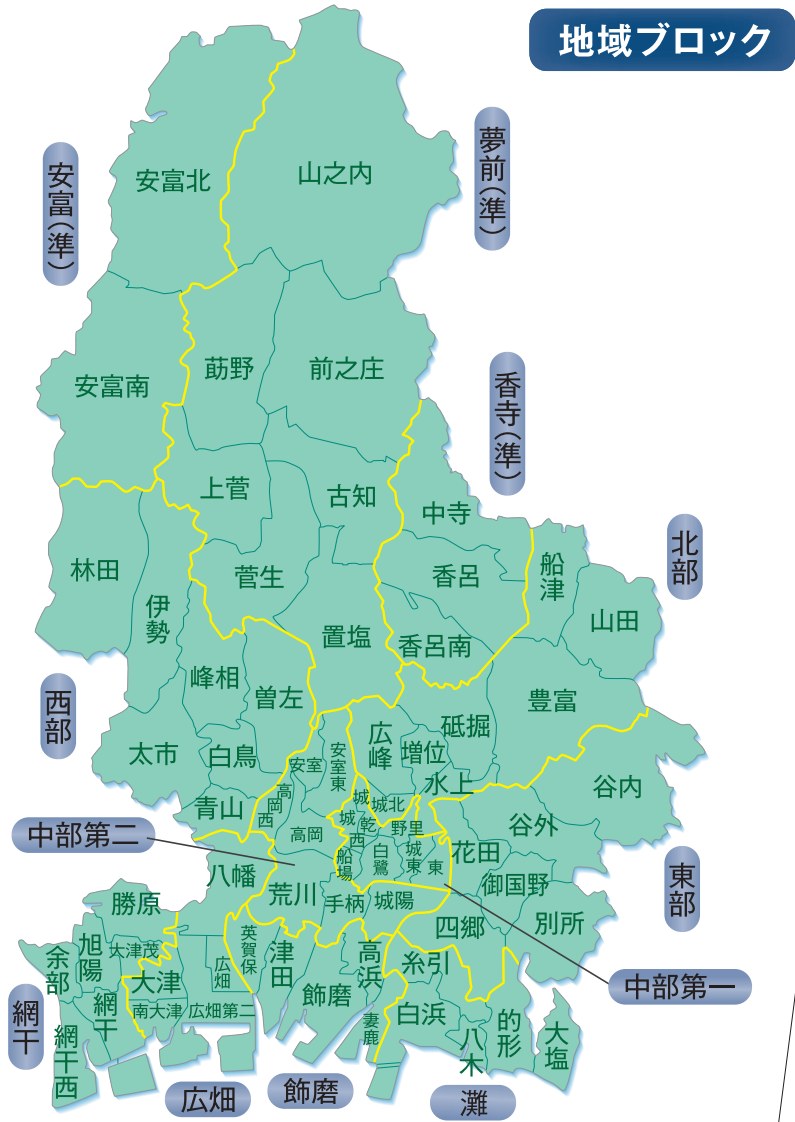
昭和45年度（1970年度）策定の総合基本計画において、これら本市における特性を踏まえつつ地域面積や人口比、土地利用などを勘案しながら、複数の小学校区のみとまりである地域ブロックの必要性を示すコミュニティ\*構想を示した。そして、地域コミュニティ活動への支援や地域の均衡ある発展を目指すため、地域ブロック単位で市民センター、公民館、図書館、保健福祉サービスセンターなどの公共施設を整備しその充実に努めてきた。

市町合併により市域が拡大し地域資源が多様化した本市において、特色ある地域づくりを市民参画の下に推進

するため、地域ブロックの枠組みは引き続き重要なものとなっている。

具体的な設定については、旧姫路市地域は既にブロック単位の地域コミュニティのみとまりが形成されているため現行の枠組みを維持する。旧4町地域は新市建設計画で進める新市の一体性の速やかな確立等の進捗状況を見極めつつ、当面、旧町単位のみにとまりに着目するとともに、旧市域との人口比等を勘案し、準ブロックと位置づけることとする。

公共施設については、ブロックごとの地域特性、市域全体における行政サービスの均衡、将来的なコスト等に着目するとともに、統廃合も視野に入れつつ適正配置に努め、有効利用を図る。

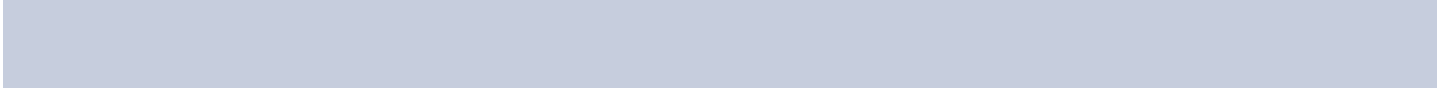


### 地域ブロック

地域ブロック	人口		面積		人口密度
	人	%	km <sup>2</sup>	%	人/km <sup>2</sup>
北部	57,502	10.8	52	9.7	1,106
中部第一	50,940	9.6	9	1.7	5,660
中部第二	82,790	15.5	22	4.1	3,763
東部	39,576	7.4	47	8.8	842
灘	40,736	7.6	20	3.8	2,037
飾磨	61,430	11.5	20	3.8	3,072
広畑	51,770	9.7	21	3.9	2,465
網干	51,402	9.7	20	3.8	2,570
西部	43,120	8.1	64	12.0	674
家島	7,422	1.4	20	3.8	371
夢前	20,929	3.9	146	27.3	143
香寺	19,682	3.7	32	6.0	615
安富	5,727	1.1	61	11.3	96

注：人口は平成20年3月末現在の住民基本台帳人口。  
校区は平成21年4月1日現在。







基本計画  
〔各論〕







## 基本目標1

ふれあいと賑わいある  
協働・交流都市

## 基本的政策1 市民の知恵と創造性を活かしたまちづくり

## 政策1 魅力あるコミュニティづくりの推進

## 1 現状と課題

近年、全国的に、市民ニーズや価値観の多様化に加え都市化や核家族化の進行により、地域における連帯意識の希薄化など様々な問題が顕在化している。

しかしながら、本市においては、自治会をはじめ婦人会や老人クラブなど地縁団体による活発な地域コミュニティ\*活動が展開されており、とりわけ自治会については高い水準の組織率を保っている。今後も、地域のセーフティネット、地域福祉の基盤などとして住民ニーズに対応し地域の課題解決機能を担うコミュニティの重要性は一層高まるものと見込まれる。

各地域の住民が中心となって取り組んだ地域夢プラン事業\*において、多様な地域資源を活かした個性的なまちづくりのプラン策定、プランに基づく事業の展開を通して醸成された市民のコミュニティ活動に対する参加意識や事業展開から得られた経験が、今後のコミュニティ活動への大きな原動力となることが期待される。

また、平成20年（2008年）4月から5月にかけて開催された第25回全国菓子大博覧会・兵庫「姫路菓子博2008」においては、市民ボランティアや市民活動団体をはじめ商工会議所、菓子業界、県との協働により成果をあげることができた。こうした貴重な経験は、現在、増加しつつあるNPO法人\*やボランティア団体などによる活動をより活発化する絶好の機会となった。

このような状況の下、住民が地域で役割を担い活躍できるよう、団塊世代をはじめ住民の主体的な参加による地域の特性を活かしたコミュニティ活動の活性化が求められている。

また、自治会等の地縁団体、NPO法人、ボランティア団体など市民活動団体の多様な活動や交流の促進に向け、活動の場や機会を充実することが必要となっている。

さらに、コミュニティ活動を活性化し継続性を高めるため、コミュニティ組織の自立性の強化を促進することが重要となっている。

## 2 政策の方向

コミュニティ活動の活性化に向け、地域の課題解決や特色ある地域づくりの担い手として多様な活動が期待される市民活動団体の自主的、主体的な活動を支援するとともに、各団体の相互交流を促進する。

また、コミュニティ活動は世代間の交流、新旧住民のふれあいを通じた生きがいや自己実現の場として期待されていることから、豊富な経験や知識を培ってきた団塊世代等の積極的な参加を促進するとともにだれもが参加しやすい環境づくりを推進する。

コミュニティにおける活動環境の向上のため、活動拠点となる地区集会所の整備を支援するなど身近なコミュニティ施設の充実を図る。

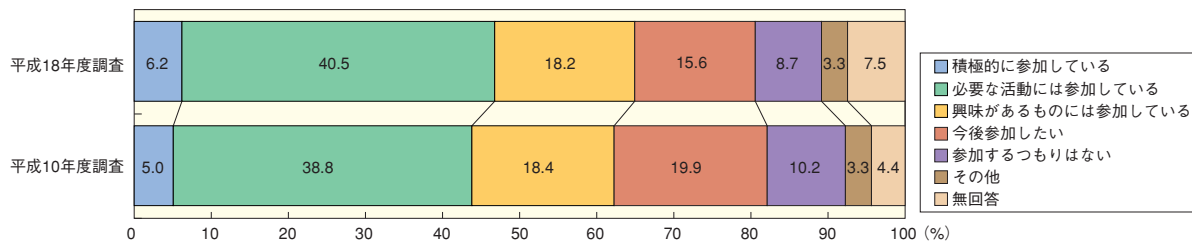
また、市民活動団体の活動の場や機会づくりを推進するとともに、多様な特性を備えた市民活動団体間の交流や情報の共有による相互理解に向けた取組みを促進する。

さらに、市民のコミュニティ活動の推進等に寄与するため設置された市民会館、地区市民センターなど既存の施設の利用を促進する。

市民活動団体の継続的な活動を支えるため、基礎的な組織運営能力を身につける学習会やリーダー育成に向けた研修会の充実、市民活動アドバイザーによる助言やコーディネートなどにより組織力の強化と人材の育成に努める。

地域夢プラン事業を通して改めて見直された地域の魅力、市民の計画づくりや事業実施への主体的な取組みの成果などを活かし、今後も、積極的な市民参画による住みよいまちづくりを推進する。

### コミュニティ活動への参加の程度



資料：新しい姫路市のまちづくりアンケート（平成18年度）

### 3 施策の概要

施策	主な事業
活力あるコミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体によるコミュニティ活動への支援</li> <li>○コミュニティ活動への市民参加の促進</li> </ul>
多様なコミュニティ活動環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近なコミュニティ施設の充実</li> <li>○市民活動・交流拠点の充実</li> <li>○公共施設の利用促進</li> </ul>
コミュニティ組織の自立性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動に関する学習機会の提供</li> <li>○市民活動に関する相談窓口の充実</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

自治会をはじめとする地縁団体を中心に、多様な主体が新しい公共の担い手として参画し協働する地域経営システムの実現に取り組む。これにより、世代を超えた活力あるコミュニティ活動、人材の育成によるコミュニティ組織の自立性の強化などを促進し、魅力あるコミュニティづくりを推進する。

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が新たな「社会の担い手」としてコミュニティ活動に積極的に参加できるよう支援する。これにより、高齢者をはじめとする市民の主体的で活力ある活動を促進するとともに組織の自立性を強化し、魅力あるコミュニティづくりを推進する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 市民活動・協働推進指針

## 政策 2 主体的な市民参画と協働の推進

### 1 現状と課題

近年における、地方分権の進展や成熟社会への移行などに見られる社会状況の変化に伴い、公共は行政が主として担うものとする従来の考え方が変化し、多様な主体が役割と責任を分担しながら公共の領域を共に担おうとする「新しい公共」の考え方の下で市民の参画と協働が議論されている。

本市は、「市民一人ひとりが主役の市政」という考え方の下、「姫路市市民活動・協働推進指針」に基づき参画と協働によるまちづくりを推進している。

今後も、地域における多岐にわたる課題や行政に対する多様化、高度化する市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、計画策定段階からの幅広い市民参画を促進する必要がある。

また、行政サービスの効率化や質の向上を目指し、まちづくりの担い手となる自治会等の地縁団体、NPO法人\*、ボランティア団体など市民活動団体、専門的な知識と経験豊富な人材を有する地元大学や企業など多様な主体と行政との協働を積極的に推進するとともに、各主体相互の協働を促進することが求められている。

### 2 政策の方向

計画策定段階からの市民参画の促進に向け、各種計画づくりにおけるパブリック・コメント手続\*や市民アンケート調査の実施などにより、市民の意見や意識を幅広く収集、把握し市政への反映を目指す。また、市民一人ひとりが積極的に市政に参画しようとする意識を醸成するとともに、市民の声が直接的に届くタウンミーティングなど広聴の充実や審議会等への市民の参画拡大に努める。

協働の主体となる市民活動団体の活動状況の把握に取り組みデータベース化し情報提供するとともに、地域SNS\*を活用し各主体の情報の共有化や相互理解を促進するなど協働の機会の拡大に努めることにより、多様な公共の担い手による協働を推進する。

また、市民活動への参加促進や人材の育成を図るとともに、市民や市民活動団体の交流・連携の活動拠点となる場の充実、協働に関する相談窓口のワンストップ化など市民活動への支援機能の拡充に努める。

さらに、市民のまちづくりに対する意識の高揚を促進するため、市民活動団体からの提案による協働事業をはじめ多様な主体の特性を活かした協働事業を推進する。併せて、創造的で活力あふれる活動に取り組む学術研究機関や企業、経済団体と市民活動団体との協働を促進する。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
幅広い市民参画機会の充実	○パブリック・コメント手続（市民意見提出手続）制度を活用した市民意見の反映 ○タウンミーティング等による広聴の充実 ○審議会・懇話会等への参画促進
多様な公共の担い手による協働の推進	○協働に関する情報の共有 ○行政との協働の推進 ○多様な主体間の協働の促進

## 姫路スタイル により加速される政策展開

### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

高い組織率を保つ自治会を中心に、NPO法人、ボランティア団体、地元大学、企業などの相互理解と連携を深め、新しい公共の多様な担い手による協働を推進する。これにより、市民の主体的な参画と協働のまちづくりを目指す。

### 📖 分野別計画

#### ▶ 市民活動・協働推進指針

## 政策3 市民参画と協働を支える信頼の確立

### 1 現状と課題

地方分権の進展に対応し、地方自治体が自主性を持ち、自らの判断と責任の下に地域の実情に応じた行政を行っていくため、また、市民自らが自らの地域のことを考え、自らの手でまちづくりを進めるため、市民と行政が同じ情報を共有することの重要性が高まっている。

本市は、市政全般の情報を広く提供し、市民の理解と協力を得るため、広報ひめじの全戸配布をはじめ様々な広報活動を展開している。

また、平成14年（2002年）には「姫路市情報公開条例」、「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」を制定し積極的な情報公開に取り組んでいる。併せて「姫路市個人情報保護条例（平成3年施行）」により、個人情報の公正かつ適正な取扱いに努めている。

今後も、市政に対する市民の理解と信頼を一層深め市民の市政への参画と協働を促進するため、広報活動を充実するなど積極的な情報提供に努める必要がある。

また、市民の行政に対する関心が高まる中、開かれた市政の実現に向け、公文書をはじめ各施策の手続や内容、過程を公開するとともに個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するなど情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努め、市政の透明性や公正性を確保することが求められている。

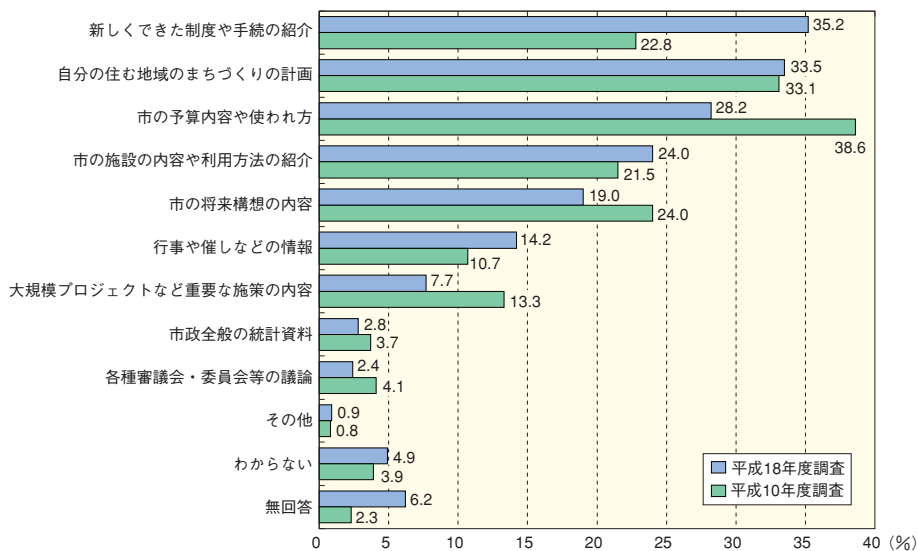
### 2 政策の方向

政策や行政サービスに関する情報、行事や催しに関する情報を分かりやすく迅速に提供するため、広報ひめじをはじめ各種刊行物、ホームページ、各種メディアなどあらゆる情報媒体を活用するとともに市政出前講座を充実し広報活動を積極的に展開する。特に、インターネットについては高速で大量に情報を発信できる特性を活かすとともに、高齢者や視覚障害者などにも配慮したより使いやすく分かりやすいホームページを目指す。

また、各施策や市の重要な情報を報道機関等に対して積極的に情報発信するなど、パブリシティ\*活動を充実する。

市政の透明性、公正性を確保し、市民一人ひとりが主役の市政を推進するため、市政情報の総合窓口である市政情報センターの機能を充実し、個人情報の保護に配慮しながら公文書など市の保有する様々な情報を広く市民に公開する。また、市の計画の策定等において重要な役割を果たしている審議会、懇話会などの会議の積極的な公開に努める。

### 市政について知りたい内容



資料：新しい姫路市のまちづくりアンケート（平成18年度）

### 3 施策の概要

施策	主な事業
積極的な広報活動による情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報ひめじ等による広報活動</li> <li>○インターネットによる情報提供</li> <li>○パブリシティ活動の展開</li> </ul>
市政の透明性の確保（本掲） p.101	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市政情報センターの機能充実</li> <li>○個人情報保護制度の適正な運用</li> <li>○情報公開制度の適正な運用</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

#### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

新しい公共の担い手として期待されている市民や市民活動団体の行政に対する関心は、近年ますます高まっている。このため、あらゆるメディアを活用した広報活動、個人情報の保護、市政情報の公開に努め、市民参画と協働を推進することにより、市民の市政への理解と信頼をさらに深める。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 市民活動・協働推進指針

## 基本的政策 2 心豊かな社会づくり

### 政策 1 人権尊重意識の高揚

#### 1 現状と課題

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）」に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画<sup>\*</sup>」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進している。

本市においても、長年にわたり、人権尊重の理念に基づいた人権教育・啓発活動を行い、差別をなくす連帯の輪を広げながら、平成17年（2005年）には「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者などをめぐる様々な人権に関する課題に取り組んでいる。

これらの取組みは、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に成果をあげているものの、依然として差別発言、差別事象、偏見など人権に関する課題が存在している。

このような状況の下、国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、複雑化、多様化する人権課題に対応するため、人権教育・啓発活動の各実施主体相互の連携強化による総合的な取組みを推進し、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚に努めることが求められている。



人権啓発パレード

#### 2 政策の方向

人権教育を推進するにあたっては、生涯学習の視点に立ち学校教育と社会教育との相互の連携を図りつつ、学校、家庭、地域、職場を通じ子どもから大人までのあらゆる年齢層に対して人権尊重の意識を高める教育を充実する。

学校においては、幼児児童生徒の発達段階に配慮し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を通して一貫した人権教育を推進する。また、学ぶ権利が侵害されることがないように、人権が守られた中で教育が行われる環境を充実する。

家庭においては、幼少期における家族とのふれあいやしつけを通して子どもの人権に関する豊かな感性や善悪の判断力を培うことができるよう、地域子育て支援センター事業<sup>\*</sup>を実施する保育所、すこやかセンターなどでの子育てに関する情報提供、学習機会を拡充するとともに、子育てに関する相談等の支援体制を充実する。

地域においては、参加者が一緒に考え合う参加体験型学習の導入等、学習会の形態や内容を充実し市民の自主的な参加を促進する。また、地域における様々な活動について人権の視点を踏まえた交流を促進する。

職場においては、商工会議所や公共職業安定所などと連携し、経営者や人事労務担当者に対する指導、啓発を行うとともに、市内の企業や事業者の自主的な人権研修の実施を促進する。

人権啓発を推進するにあたっては、あらゆる年齢層の市民が人権尊重の理念に対する理解を深めこれを体得することができるよう、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図る。

また、人権教育・啓発の企画、実践を担う人々や指導するリーダーなど専門的で豊富な知識と経験を有する人材を養成するとともに、地区総合センター等を交流の場として活用するほか、人権に関する資料の収集や情報の発信など人権教育・啓発を総合的に推進する拠点の充実に努める。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
人権教育の推進（本掲） p.122	○校区人権教育・啓発の推進 ○住民交流学習の推進 ○学校園・企業等における人権教育の推進 ○教育・研修団体への支援
人権啓発の推進	○市民啓発の推進 ○リーダー養成及び研修の実施 ○地区総合センター事業の推進 ○人権啓発センターの整備と活用

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

自治会等の地縁団体、NPO法人\*、ボランティア団体、地元大学、企業などのネットワーク化に努め、人権課題に関する市民の相互理解や協働を促進する。これにより、学校、家庭、地域、職場を通じた人権教育を推進し、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図る。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 人権教育及び啓発実施計画
- ▶ 男女共同参画プラン



## 政策 2 男女共同参画社会の実現

### 1 現状と課題

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において解決すべき課題が残されている。また、女性に対する暴力の問題等、性に基づく被害や差別も存在している。

本市は、男女共同参画社会の形成が、豊かで活力ある地域社会を実現するための重要課題であるとの認識の下、平成18年度（2006年度）には「姫路市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画推進センターを中心に広範な事業を展開している。

今後も、社会のあらゆる分野において方針等を決める場に男性と女性が共にかかわり、共に責任を担い合うことができるよう、女性の参画を促進することが求められている。

また、性別による様々な偏見や慣習に縛られず、男性と女性が互いにその個性を認め合い理解し合えるよう男女共同参画に関する学習を進めるなど男女平等意識を形成できる環境の充実が必要となっている。

### 2 政策の方向

男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができるよう、講座、講演会などの開催及び啓発活動の充実を通じて固定的な役割分担意識の払しょくを図るなど男女共同参画意識の醸成に努める。

また、福祉や環境など様々な分野で活動している女性団体の育成等を通じて女性のエンパワーメント\*を促進し女性の人材確保に努めるとともに、様々な場における意思形成過程、方針決定過程などへの女性の参画や女性のチャレンジ\*機会の拡大を促進する。

ワーク・ライフ・バランス\*の考え方を基調に、男性と女性が仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、共に責任を担い相互に協力し家族の一員としてその役割を果たせるよう情報発信を行うとともに必要な知識や技術の習得を支援する。

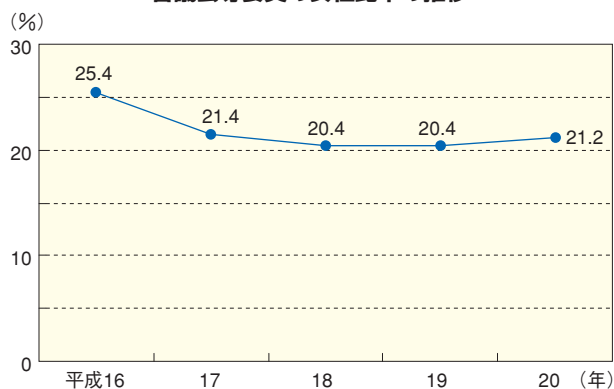
さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*をはじめ女性に対する暴力は「犯罪であり、重大な人権侵害である」という意識を徹底させ、暴力の根絶、被害者に対する心のケアや自立に向けた支援に努める。

併せて、男女共同参画推進センターの機能を充実するとともに、市民、市民活動団体、企業などとの連携により、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を強化する。



あいめっせフェスティバル

審議会等委員の女性比率の推移



資料：姫路市調べ

注：各年3月末日現在。平成17年以前は旧姫路市の値。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
あらゆる分野への共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女共同参画意識の啓発（本掲）p.107</li><li>○各種審議会等への女性の参画促進</li><li>○女性のチャレンジ支援</li><li>○女性団体の育成</li></ul>
男女が共に活躍できる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女共同参画に関する学習機会の充実</li><li>○男女共同参画に関する情報資料の収集と提供</li><li>○女性に対する暴力防止等の施策の推進</li><li>○男女共同参画推進センターの機能充実</li></ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

婦人会をはじめ女性団体への支援を通して新しい公共の担い手づくりやネットワーク化を推進することにより、あらゆる分野への共同参画の促進や環境の充実に努め、男女共同参画社会を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 男女共同参画プラン
- ▶ 人権教育及び啓発実施計画

# 基本的政策 3 情報交流社会の実現

## 政策 1 豊かなユビキタスネット社会の実現

### 1 現状と課題

我が国では、平成12年度（2000年度）の「e-Japan戦略\*」の策定以降、世界最先端と言うべき水準の低廉かつ高速なブロードバンド\*の基盤整備が進展した。その後、情報通信政策の重点は基盤整備から活用促進に移行し、「構造改革による飛躍」、「利用者・生活者重視」及び「国際貢献・国際競争力強化」を理念とする「IT新改革戦略\*」を推進している。

本市においても、パソコンや携帯電話などを活用した市民による活発な情報交流が行われており、行政情報の発信にあたっては様々なICT\*の積極的な活用に努めている。また、ICTの急速な発展、普及や市町合併による市域の拡大、地域特性の多様化など本市を取り巻く環境の変化に対応するため、「姫路市情報化計画」に基づいた情報化施策を総合的に推進している。

今後も、高度情報化の進展に伴い、従来の東京をはじめとする大都市から地方への一方的な情報の流れに加え、各地域から地域に密着した情報の発信が可能になっていることから、身近なコミュニケーションの手段としてもICTの利用促進に向けた取組みが必要となっている。

一方、ブロードバンド環境の整備が遅れている地域や地上デジタル放送の難視聴地域が存在するほか、年齢や身体的な条件によりICTの利用に格差が生じており、豊かなユビキタスネット社会\*の実現に向けて、基盤整備や情報リテラシー\*の向上などデジタル・ディバイド\*を解消するための取組みが求められている。

### 2 政策の方向

市民の誰もがICTの恩恵を最大限に享受できる、豊かで活力あるユビキタスネット社会の実現を目指す。このため、時間や場所を問わず様々なメディアの情報を手軽に受発信することができるよう、地域特性や課題を十分に踏まえた身近な情報交流や市民の社会活動への参加、市民相互のコミュニケーションの手段としてインターネット、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送などの活用を促進する。

高度な情報通信環境の充実に向けて、国、県、民間事業者との連携を図りブロードバンド環境をはじめとする情報通信基盤の整備を促進するなど地域のデジタル・ディバイドの解消に取り組む。

また、高度情報化の進展に対応した市民の情報リテラシーを向上するため、学校における情報教育を推進し将来の情報化を担っていく人材を育成するとともに、情報処理講座等ICTに関する学習機会の拡充に努める。



姫路ケーブルテレビ編集風景

### 3 施策の概要

施策	主な事業
身近な情報交流の促進	○インターネットの活用 ○ケーブルテレビ放送の活用 ○コミュニティFM放送の活用
高度な情報通信環境の充実	○情報化計画の推進 ○情報通信基盤の整備促進 ○学校での情報教育の推進 ○情報関連の人材育成

## 姫路スタイルにより加速される政策展開

### コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「多核連携型都市構造」を構成する「交流連携軸」の観点から、情報交流を支えるブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備を促進する。これにより「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ICTの恩恵を実感できる豊かなユビキタスネット社会を実現する。

### 分野別計画

#### ▶ 情報化計画

## 政策 2 利便性を高める電子市役所の推進

### 1 現状と課題

国においては、各地方自治体が電子自治体\*関連施策を推進する際の指針として「新電子自治体推進指針\*」を平成18年度（2006年度）に策定した。

本市は、昭和50年代から、大型コンピュータの導入により基幹系ネットワークシステムを構築し、住民票の写しや税証明の発行等の窓口業務、財務会計等の内部事務などに対応してきた。

その後、インターネットを活用した幅広い機能を持つ庁内通信ネットワークシステムの構築や、市役所本庁舎、市立学校、公民館、保健所、消防署などの公共施設を光ファイバーやCATV網で相互に接続する地域公共ネットワークの整備をはじめ行政の情報化を推進してきた。

また、ICT\*の進展や市民のライフスタイルの多様化に対応するため、電子申請や電子入札を開始するなど、電子市役所\*の実現に向けて取り組んでいる。

今後も、市民サービスの一層の向上やICTの進展に対応した行政サービスの提供、事務処理の効率化と迅速化に向け、情報基盤や情報システムの充実に努める必要がある。

また、情報化の進展に伴い、個人情報の侵害、コンピュータウイルスの侵入、不正アクセスなどに対応するため十分な安全対策を講じることが課題となっている。

### 2 政策の方向

電子市役所の基盤を充実するためLGWAN（総合行政ネットワーク）\*等の活用をはじめ、国や他の地方自治体との情報システムの共同利用を推進する。併せて、各種申請や届出などにいつでも対応できる電子窓口を充実するなど市民サービスの向上に資する情報基盤の整備に努める。

市民の利便性向上や事務処理の効率化に向けた情報システムの確立を目指して、電子申請システムを拡充するほか、文化施設、スポーツ施設など公共施設の利用に関する事務手続をオンライン化し、インターネットを用いた施設の予約、利用状況についての情報提供の機能を備えたシステムを構築する。また、ICTの便益を最大限に活用し電子化による行政サービスの質的向上を図るため、統合型地理情報システム\*や建設CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）\*などを拡充するほか、情報システムの最適化に取り組む。

情報セキュリティを強化するため「姫路市情報セキュリティポリシー\*」の適正な運用と必要に応じた見直しを行い、コンピュータウイルス、不正アクセス、自然災害などのリスクから情報システムを保護し、情報システムの安全かつ適切な稼働を確保する。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
情報通信基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内通信ネットワークの拡充</li> <li>○LGWAN（総合行政ネットワーク）の活用</li> <li>○電子窓口の充実</li> </ul>
情報システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子申請システムの拡充</li> <li>○公共施設等予約システムの構築</li> <li>○統合型地理情報システムの拡充</li> <li>○建設CALS/ECの拡充</li> </ul>
情報セキュリティの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報セキュリティポリシーの運用</li> <li>○情報システムの安全対策の推進</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

#### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「あるもの活用」の観点から、行政機能や行政の守備範囲を見直す。併せて、インターネットの活用をはじめ、ICTを積極的に活用できる環境を整備することにより、市民の利便性を高める電子市役所を実現する。

#### 分野別計画

##### ▶ 情報化計画



姫路市ホームページ

## 基本的政策 4 広域行政の推進と交流の拡大

### 政策 1 広域的な交流連携の強化

#### 1 現状と課題

交通基盤の整備、高度情報化の進展などに伴い、市民や企業の活動範囲は市町村の行政区域を越えて広がり、広域的な視点からのまちづくりや行政課題の解決に向け、広域行政の重要性は高まっている。

本市は、昭和47年（1972年）に設立された播磨中央広域行政協議会や昭和58年（1983年）に設立された西播磨市町長会などを通じて、広域圏の各計画に基づいた施策の推進や広域的な特定の行政課題への対応に取り組んできた。

併せて、国内姉妹都市である松本市や鳥取市とは、観光、文化、スポーツなどの分野で市民の相互訪問をはじめ様々な親善交流を行ってきた。

また、本市は平成18年（2006年）3月に周辺4町と合併したが、全国的な市町村合併の進展や都道府県の区域を越える広域行政課題の増大は、都道府県の位置づけや役割に大きな影響を与えることとなり、国において道州制\*や基礎自治体のあり方などが検討されているところである。

今後も、播磨の中核都市として自立しつつ地域全体の一体的な発展を目指すためには、課題を共有する周辺市町との連携・協力体制を充実し、その解決に向けて取り組むことが求められている。

また、他都市との友好と協力関係を深め、人的交流をはじめとする多様な交流事業を展開することとともに、交流機会の拡大を都市の発展に結び付けることが課題となっている。

さらに、市町合併の成果を踏まえ、今後とも加速する地方分権の流れに対応した都市のあり方について検討することが必要となっている。

#### 2 政策の方向

生活基盤や広域防災体制、播磨臨海地域道路網\*などの整備をはじめ、地域内の重要課題に関する広域調整や共同事業に取り組み、地域の中心的、先導的な役割を担う都市として、周辺市町と連携を図りながら地域の特色を活かした調和ある発展に努める。

また、政令指定都市\*への移行については、より多くの権限と財源が与えられ、自主的、自立的な都市運営の下にさらなる市民サービスの充実が期待されるが、平成18年の市町合併により地方自治法上の人口要件は充足したものの、実際の指定にあたっては、さらに厳しい人口要件が課されている。一方、国においては道州制や基礎自治体のあり方などが検討されている。こうした状況を踏まえ、合併の効果を活かし本市の魅力の発信に努めるとともに、周辺市町と一層連携を密にし交流を深めていくことにより市勢の発展を図り、政令指定都市への移行に向けた機運を醸成しつつ、地方分権時代に対応した都市のあり方について検討する。

国内姉妹都市との親善交流を充実し、市民や各種団体などと連携を図りながら観光、文化、スポーツを通じた交流の場や機会の拡大に努める。併せて、本市と歴史的にゆかりのある都市や地理的な特性を共有する地域との親善事業を推進し多様な都市間交流を展開する。



歴史的にゆかりのある都市との交流連携

### 3 施策の概要

施策	主な事業
都市間連携と地方分権の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域行政課題への対応</li> <li>○政令指定都市を見据えた調査研究</li> <li>○国から地方への権限移譲に向けた取り組み</li> </ul>
多様な都市間交流の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内姉妹都市との交流の推進</li> <li>○ゆかりのある都市との交流の推進（本掲）p.77</li> </ul>

#### 主な広域協議会等の設置状況

名称	設置年月日	概要	構成団体等
西播磨市町長会	S58.7.11	西播磨5市6町の首長が集まり、西播磨地域の重要課題について調査・研究及び協議をすることにより、同地域の地方行政の円滑かつ効率的な展開と総合的な発展に資することを目的とする。	(5市6町) 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町
播磨地方拠点都市推進協議会	協議会設置 H5.1.22 地域指定 H5.5.6	播磨地方拠点都市地域の市町が産業構造の高度化と快適な生活環境の整備を総合的に進め、「職・住・遊・学」機能の備わった活力と魅力ある新しい都市圏を形成することにより、地域の自立的成長と均衡ある発展に資することを目的とする。	(4市4町) 姫路市 加古川市 高砂市 たつの市 稲美町 播磨町 福崎町 太子町
播磨臨海地域道路網協議会	H10.3.3	競争力を有し、持続的発展可能で自立した地域づくりを目指し、播磨臨海地域道路網の実現により、地域間の交流や連携を促進し、防災性と代替性に富む多核ネットワーク及びラダー型の地域構造を構築するもの。	(4市2町) 姫路市 明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町 (参与) 国土交通省 兵庫県 太子町
西播磨観光協議会	S62.4.1	行政と各地の観光協会、商工団体、交通、受入業者、旅行社など観光に携わる関係者との有機的な連携のもとに西播磨地域の観光振興の戦略的な展開を図る。	(5市6町・県・60団体) 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町 兵庫県 観光関係団体60団体
中国横断自動車道姫路鳥取線西播磨建設促進期成同盟会	S61.3.1	中国横断自動車道姫路鳥取線の建設促進について要望活動を展開する。	(5市6町) 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町 ほか
山陽本線沿線市町連絡会	H16.10.18	山陽本線の環境整備及び利便性向上を図るための要望等を行う。	(6市4町) 姫路市 明石市 加古川市 高砂市 たつの市 赤穂市 稲美町 播磨町 太子町 上郡町
日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会	S47.2.16	播但線の複線電化の実現に向けて、当面は輸送改善を図るための要望等に取り組む。	(4市5町) 姫路市 豊岡市 養父市 朝来市 神河町 市川町 福崎町 香美町 新温泉町 ほか
姫新線姫路上月駅間電化促進期成同盟会	H2.8.7	姫新線姫路上月駅間の電化及び山陽本線への相互乗り入れの促進等、輸送環境を改善し、もって沿線地域の開発と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	(2市1町) 姫路市 たつの市 佐用町 ほか

## 政策 2 国際化に対応した交流社会の構築

### 1 現状と課題

近年、民間団体による国際交流やNGO\*による国際協力が活発化し、国境を越えた多様な取組みが行われている。また、グローバル化の進展により産業、観光をはじめとする様々な分野において国際的な交流がますます拡大している。

本市も、市民の自発的な活動とともに海外姉妹都市や友好都市などとの友好親善を通して国際交流を展開している。

一方、様々な国から本市を訪れ、滞在する外国人や本市に在住する外国人の増加とともに、言語、文化、習慣などの違いによるコミュニケーションや生活上の問題が生じている。

今後も、様々な価値観を持つ人々との交流を通じた新しい文化や活力の創出により魅力ある地域社会を形成するため、市民の主体的な参加による国際交流や国際協力を促進することが求められている。

また、異なる文化を持つ人々が、地域社会の構成員として共に認め合い生活できるよう、外国人にとっても暮らしやすく、活動しやすい多文化共生社会\*の実現が必要となっている。

### 2 政策の方向

多くの人々が集う国際交流を推進するため、海外姉妹都市や友好都市、姉妹城との交流については、互いの理解を深め共通する課題解決に取り組むなど、長年にわたり培った友好親善のきずなをより一層強める。

また、姫路城をはじめとする文化財や祭り等の伝統行事など本市の魅力を積極的にPRすることにより都市のイメージを向上させ、国際会議、文化、スポーツなどの国際イベントの誘致拡大に努め海外からの来訪を促進する。

さらに、外国語で対応できる観光ガイドの育成や観光案内所の充実など外国人観光客の受入体制を整備する。

互いの文化的違いを認め合う多文化共生の促進に向け、異なる文化や価値観を尊重し相互理解を深めるとともに、学校教育と社会教育の連携により国際理解教育を推進する。加えて、外国人児童・生徒などの受入環境を充実するとともに、国際交流フェスティバル等のイベントの開催を通じて外国人と日本人との交流を促進するほか、国際交流センターを活用し国際交流・協力に関する情報提供や、外国人に対する各種相談、日本語学習の機会などの拡充に努める。

### 国籍別外国人登録数

(各年3月末日現在、単位：人)

区分	総数	韓国・朝鮮	中国	ベトナム	フィリピン	ラオス	米国	ペルー	ブラジル	ベルギー	その他
平成15年	10,677	7,336	966	1,077	392	19	92	155	285	11	344
平成16年	10,999	7,173	1,110	1,253	498	18	107	141	278	11	410
平成17年	10,884	6,959	1,207	1,331	455	14	96	128	291	9	394
平成18年	11,248	6,888	1,434	1,470	433	23	103	136	342	8	411
平成19年	11,162	6,629	1,622	1,512	405	24	114	134	297	9	416
平成20年	10,899	6,375	1,732	1,551	371	20	103	127	265	10	345

資料：姫路市調べ



### 3 施策の概要

施策	主な事業
多くの人々が集う国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外都市との交流・協力の推進</li> <li>○国際会議等の誘致と開催支援（再掲） p.79</li> <li>○外国語で対応できる観光ガイドの育成（再掲） p.79</li> <li>○外国人観光客の受入体制の整備（再掲） p.79</li> </ul>
互いを認め合う多文化共生の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化理解と交流の推進</li> <li>○外国人児童・生徒等の受入環境の整備</li> <li>○国際交流センターの機能充実</li> <li>○在住外国人生活サポート事業の推進</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ● グローバルな視点に立った都市づくりの推進

姫路城を代表とする文化財や伝統行事など本市の魅力を世界に発信し、国際会議や大会などを誘致するとともに国境を越えた様々な交流を創出する。これにより、海外姉妹都市をはじめ多くの都市から人々が集う国際交流や多文化共生を促進し、国際化に対応した交流社会を構築する。

#### 【分野別計画】

##### ▶ 国際化推進大綱



日本文化の体験風景（好古園）

## 基本的政策 5 観光の振興

### 政策 1 おもてなしの心による観光客受入体制の充実

#### 1 現状と課題

観光は、すそ野の広い総合産業であり、国内外からの交流人口の拡大による都市の賑わい創出、新たな文化の創造、長寿社会における生活の充実など、地域社会の活性化に幅広く貢献するとされている。魅力ある観光地を形成するためには、自分たちのまちに対する誇りと愛着に培われた市民のおもてなしの心による創意工夫を活かした主体的な観光振興の展開が重要である。

本市は、「『来てよかった』と真に満足していただけるおもてなしの都市・姫路」、「1,000万人集客都市・姫路」の実現を目標として、国際観光・コンベンション\*都市づくりに向けた事業を積極的に推進している。

「姫路城で花開く 平成の菓子文化」をテーマに開催された第25回全国菓子大博覧会・兵庫「姫路菓子博2008」では、入場者数が92万2千人に達し、姫路の知名度をさらに高め多彩な魅力を積極的にPRする絶好の機会となった。また、会場内外における混雑への対応や運営のノウハウを通して多くの教訓を得ることができた。市民活動団体をはじめ、商工会議所、菓子業界、県との協働によりあげたこの大きな成果は、今後、観光客の受入れを積極的に進める上で大きな経験となった。

観光客に安心して快適に姫路のまちを観光していただき、旅の妙味とも言える豊かな自然や美しい景観、市民の温かいおもてなしの心を感じていただけるよう、美観の向上やおもてなしの人づくりにより、市民ぐるみで魅力ある観光地の形成を目指すことが求められている。

また、観光客が目的にかなった観光を存分に楽しめるよう、観光案内や観光情報、目的地への交通手段の充実をはじめ様々な利用者を想定した施設の整備などにより、観光客の利便性を向上させることが必要となっている。

#### 2 政策の方向

商工会議所や観光関連事業者、NPO法人\*などと積極的に連携を図り、地域の歴史や文化に関して学び自分たちが住む地域に対する誇りや愛着を持った市民一人ひとりとともに、まち全体で市民が観光客を温かく迎える雰囲気醸成する。

また、観光客に対する地域の案内や紹介に貢献するボランティアの育成、ボランティア団体の交流やネットワーク化に加え、本市を訪れた観光客が最初に訪れ、利用する機会が多い観光関連事業に従事する人々を対象としたホスピタリティ研修を充実することにより、おもてなしの人づくりを推進する。

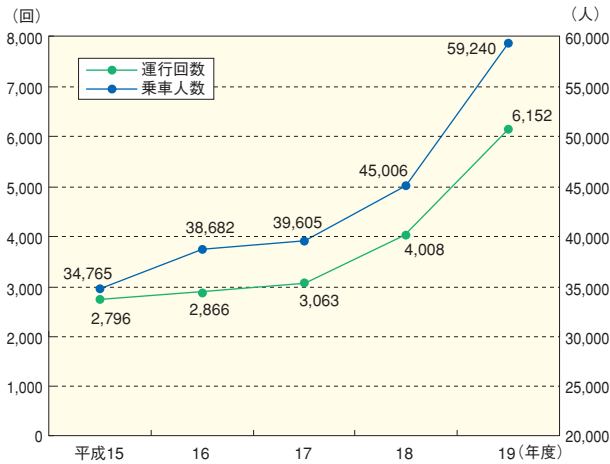
併せて、姫路城や書写山などの観光地とその周辺的美観の維持、向上に努める。さらに、新しい玄関口として生まれ変わろうとしているJR姫路駅と姫路城を結ぶ大手前通りの再整備により、観光客が姫路駅に降り立った瞬間から本市の魅力を満喫できるよう、姫路城と調和した線的、面的な広がりを持つ空間づくりを進める。

観光客の利便性の向上を目指し、JR姫路駅の観光案内所を拠点として観光案内機能を強化するとともに、ICT\*の活用により観光情報を積極的に発信する。

また、城周辺を巡る観光客の手軽な交通手段となっている城周辺観光ループバスや観光レンタサイクル、特典を付与した観光パスポート\*などの活用を促進する。

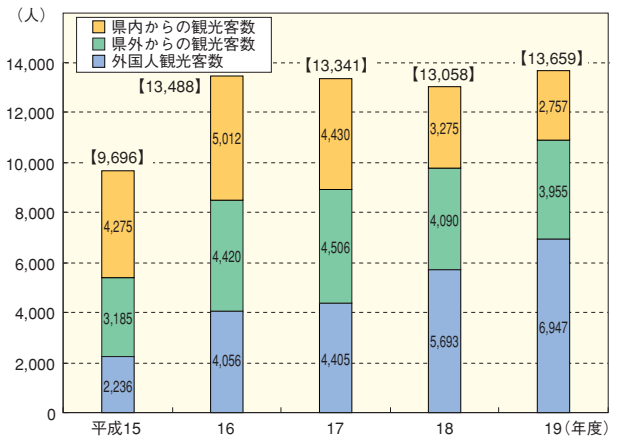
さらに、ユニバーサルデザイン\*の視点に立ち、車椅子貸出サービスや公共施設での外国語対応をはじめ、高齢者や障害者、外国人などの利便性、安全性に配慮した道路や旅客施設の整備に努め、だれもが訪れやすい国際・観光コンベンション都市を目指す。

城周辺観光ループバス乗車状況



資料：姫路市調べ

観光レンタサイクル利用状況



資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施策	主な事業
都市のホスピタリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おもてなしの人づくりの推進 (本掲) p.144</li> <li>○観光地の美観向上</li> <li>○大手前通りの再整備 (再掲) p.141</li> </ul>
観光客の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光案内所の充実</li> <li>○城周辺観光ループバスの活用 (再掲) p.77</li> <li>○観光レンタサイクルの活用 (再掲) p.77</li> <li>○観光パスポートの充実 (再掲) p.77</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進 (再掲) p.137</li> </ul>

## 姫路スタイルにより加速される政策展開

### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

新しい公共の担い手となる多様な人材や組織を育成する観点から、本市の観光を支えるおもてなしの人づくりを推進する。これにより、まち全体で観光客を温かく迎え入れる都市のホスピタリティを向上し、おもてなしの心に満ちた観光客受入体制の充実を目指す。

### 📖 分野別計画

#### ▶ 観光交流推進計画



観桜会

## 政策 2 回遊性の向上による多彩な観光の推進

### 1 現状と課題

国においては、「観光立国推進基本法（平成19年施行）」に基づき、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成や国際観光の振興などについて具体的な目標を設定し、観光立国の実現に向けた施策を推進している。

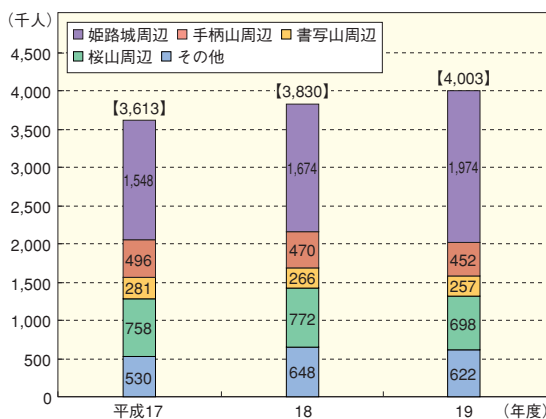
本市は、世界文化遺産\*姫路城をはじめとする豊富な観光資源に加え、市町合併により自然豊かな海、山、川、それらの恵みである新鮮な食材など多彩な観光資源を備える都市となった。一方、本市における年度ごとの総入込客数は、海外からの観光客数とともに増加傾向にあるものの、訪れる観光客の旅行形態の多くが姫路城等の観光施設の見学を中心とした通過型となっている。

このような状況の下、本市が多面的な観光振興を推進するため、都心部においては、観光客の滞在時間の延長に向けて姫路城だけではなく姫路城を取り巻く周辺の魅力を一体的に活用することが求められている。

また、経済効果をはじめ観光がもたらす地域への幅広い波及効果を得るため、宿泊を伴う滞在型の観光を促進することが重要となっている。

さらに、観光客の誘致拡大を図るため、他都市と連携した新たなネットワークの形成が必要となっている。

主な観光施設の入込客数の推移（ゾーン別）



資料：姫路市調べ  
 姫路城周辺／姫路城、動物園、美術館、県立歴史博物館、姫路文学館、好古園  
 手柄山周辺／手柄山遊園、水族館、温室植物園、平和資料館  
 書写山周辺／書写山園教寺、書写の里・美術工芸館  
 桜山周辺／自然観察の森、県立こどもの館、星の子館、姫路科学館  
 その他／水の館、名古屋霊苑（仏舎利塔）、太陽公園、姫路セントラルパーク、日本玩具博物館（平成18年度以降対象施設）

### 2 政策の方向

都心部における都市型観光\*を推進するため、まちの賑わい拠点である商店街の活性化をはじめ町家\*の活用、気軽に休憩できる施設の充実などのほか、主要な観光資源を結ぶ回遊ルートの設定や観光パスポート\*、城周辺観光ループバス、観光レンタサイクルの活用による姫路城を中心とした回遊性の向上に努める。

また、施設の開場時間の延長やライトアップにより夜の魅力を演出するナイト観光を推進するほか既存の観光資源を充実させ、観光地としての魅力の向上と観光客の滞在時間の延長を目指す。

本市の多彩な地域の魅力を活かした滞在型観光を推進するため、平和の尊さを発信する太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔をはじめ平和資料館、手柄山温室植物園など、多様な施設を備える手柄山中央公園の一体的な活用を図り、市民の憩いの場や観光地としての魅力向上に努める。

また、史跡や名勝、豊かな自然や美しい景観など貴重な観光資源を適切に保全し活用するとともに、書写山や広嶺山、増位山、名古屋山霊苑などの魅力を最大限に引き出し、観光ルートを充実する。

さらに、産業遺産\*、産業施設などを観光資源として活用し、本市特有のものづくり力に触れ、ものづくりの心のかん養につながる産業ツーリズム\*を推進する。

周辺部においては、雪彦山をはじめとする山々や森林丘陵地、田園地、瀬戸内海に点在する家島群島など豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれた地域の魅力を活用し、四季を通して楽しめるグリーンツーリズム\*やエコツーリズム\*を推進する。また、新鮮な食材を活かした名物となる食や特産品の開発、発掘を促進することにより地域ブランド\*を育成するなど、宿泊を伴う滞在型・体験型観光を推進する。

広域観光による観光客の誘致拡大を目指し、西播磨観光協議会や歴史的な結びつきがある都市などとの連携と交流を強化し、広域ネットワークによる観光の推進を図る。また、観光施設や観光ルート、イベントなどに関する情報を手軽に得られる姫路えとこナビ\*等の観光情報サイトを充実し観光地としての魅力を広く発信する。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
都心部の魅力を活かした都市型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路城周辺における回遊性の向上</li> <li>○観光パスポートの充実（本掲） p.75</li> <li>○城周辺観光ループバスの活用（本掲） p.75</li> <li>○観光レンタサイクルの活用（本掲） p.75</li> </ul>
地域の魅力を活かした滞在型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手柄山中央公園の観光地としての整備</li> <li>○歴史的・自然的観光資源の保全と活用</li> <li>○多様な観光の推進</li> <li>○食の名物・特産品等の開発促進</li> </ul>
広域ネットワークによる観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他都市との連携による観光客の誘致拡大</li> <li>○ゆかりのある都市との交流の推進（再掲） p.71</li> <li>○観光情報サイトの充実</li> </ul>

#### 分野別計画

##### ▶ 観光交流推進計画



左上：雪彦山  
左下：瀬戸内海に点在する群島

右上：夢前川  
右下：城周辺観光ループバス

### 政策3 国際観光・コンベンション都市の実現

#### 1 現状と課題

外国人旅行者の訪日を拡大するため、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を目指し、国、地方自治体、民間の共同による取り組みが展開されている。

また、日本を訪れる外国人観光客向けに刊行された実用旅行ガイドにおいて、世界文化遺産\*姫路城は必見の観光地として高い評価を得た。

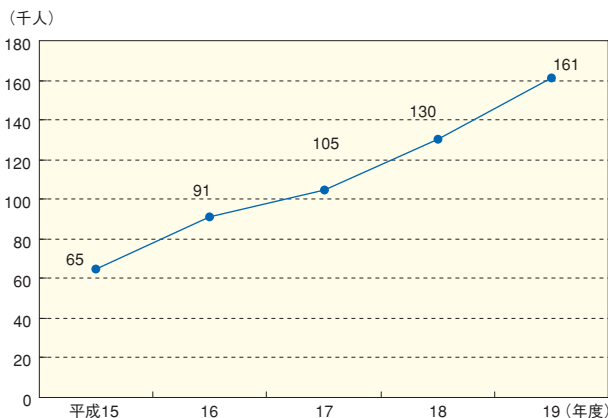
本市は、平成17年（2005年）3月に国際会議観光都市\*の認定を受け、平成18年（2006年）には姫路観光コンベンションビューローを発足するなど、国際観光・コンベンション\*都市の実現に向けた取組みを進めている。

今後も、国内外からの来訪を促進するため、日本を代表する城郭建築である姫路城をはじめとする歴史的、文化的な観光資源など本市が有する多彩な魅力を積極的に情報発信する必要がある。

また、大規模なコンベンションの開催は経済的・社会的波及効果のみならず都市のイメージアップ効果も期待されることから、コンベンションの誘致に向けた取組みが求められている。

さらに、外国人観光客の誘致を一層推進するため、外国人観光客が一人でも安心して本市の魅力を満喫できる環境整備を進める必要がある。

姫路城外国人登閣者数の推移



資料：姫路市調べ

#### 2 政策の方向

本市の多彩な魅力を国内外に広く発信するため、姫路城が有する世界文化遺産としての普遍的価値やその保護の意義に関する知識の普及を図るほか、ドラマや映画のロケの誘致・支援に加えてロケ地を巡る観光ルートの開発に努める。また、観桜会や観月会などの観光イベントを充実するほか積極的な観光キャンペーンを展開する。

特に、姫路城大天守保存修理期間中を文化財の保護や保存修理に対する関心と理解を深める好機とし、修理現場の公開をはじめ修理期間中ならではの見学を楽しむことができるよう工夫するほか、市民とともに知恵を出し合い観光客の減少につながらないよう対策を講じる。

併せて、姫路の歴史文化、自然などの魅力を相乗的にPRすることにより国内外からの観光客誘致に努める。

国内外からのコンベンションの誘致拡大を目指し、コンベンション機能を高めるとともに、姫路観光コンベンションビューローとも連携した開催支援に積極的に取り組む。

また、エクスカージョン\*等アフターコンベンション\*を充実し、コンベンション参加者に対して観光地としての魅力の演出に努めるとともに、民間活力を活用し本市の魅力を積極的にPRするほか会場の手配、参加者への宿泊施設の紹介などコンベンションの受入体制を整備する。

距離的にも近く、経済、文化を通じた密接な交流がある中国や韓国など東アジアを中心に外国人観光客を誘致するため、海外の旅行エージェントやマスコミ関係者の招へいを推進し、首都圏などの外国人観光客が多い地域へ積極的に情報発信するほか、京都、大阪を起点としたツアーの設定を促進する。

さらに、海外からの観光客が、日本の歴史や文化に対する理解を深め旅行を楽しむことができるよう、外国人の視点も取り入れた文化観光\*資源を発掘するほか、外国語で対応できる観光ガイドの育成や文化施設、観光施設での多言語による情報発信に努めるなど受入環境を充実する。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
多彩な姫路の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フィルムコミッション事業の推進</li> <li>○観光イベントの充実（本掲）p.94</li> <li>○観光キャンペーンの展開</li> </ul>
国内外からのコンベンションの誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際会議等の誘致と開催支援（本掲）p.73、144</li> <li>○アフターコンベンションの充実</li> </ul>
外国人観光客の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進（再掲）p.94</li> <li>○外国人観光客の受入体制の整備（本掲）p.73</li> <li>○外国語で対応できる観光ガイドの育成（本掲）p.73</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

外国語で対応できる観光ガイドを育成するとともに市民の主体的なイベント等の開催を支援し、新しい公共の担い手となる多様な人材や組織の育成に努める。これにより、多彩な姫路の魅力発信や外国人観光客の誘致を推進し、国際観光・コンベンション都市を実現する。

##### ● グローバルな視点に立った都市づくりの推進

世界文化遺産姫路城をはじめ、本市が有する歴史的、文化的な観光資源等の多彩な魅力を世界に発信することにより、国内外からのコンベンション、外国人観光客の誘致を推進し、国際観光・コンベンション都市を実現する。

#### 分業別計画

##### ▶ 観光交流推進計画



姫路城でのロケ風景







基本目標 2

風格と活力ある  
歴史文化・産業都市

## 基本的政策1 産業の振興

## 政策1 国内外を視野に入れた企業立地の促進

## 1 現状と課題

企業立地は、次世代産業の創出、地元企業の技術革新や販路拡大、新規雇用の誘発など地域経済の振興に大きく寄与する。このため、国内だけでなく東アジア諸国等の動向も含めたグローバルな社会経済情勢の変化に、柔軟に対応できる企業立地の促進が重要となっている。

本市は、企業の操業に関する環境の整備や企業立地に対する支援制度の充実を図りながら、地域経済の振興に大きな効果をもたらす企業の新規立地や内発的発展を促進している。これにより、臨海部にはデジタル家電分野の大規模な工場が新たに進出し、地域経済への波及効果が期待されている。

また、本市と本市に近接する播磨科学公園都市には、兵庫県立大学、大型放射光施設（SPring-8\*）、平成22年（2010年）から稼動するXFEL（X線自由電子レーザー）\*施設などの高度な研究開発機能が集積しており、光・電子技術関連産業\*等の分野において最先端の技術開発が展開されている。

このような状況の下、本市の地域経済の持続的な発展を牽引するためには、戦略的な産業振興策を展開することが重要となっている。

また、企業の発展を支える人材の育成、物流の動脈である道路網や港湾などの産業基盤の充実、企業立地に対する支援などを推進することにより、本市が企業にとって魅力ある都市となるとともに、その魅力を企業立地の促進に活用することが求められている。

さらに、本地域に集積する高度な研究開発機能を最大限に活用することが必要となっている。併せて、地域の産業が力強く発展するため、起業を目指す人材の育成や資金面での支援など、起業家が挑戦できる土壌づくりが求められている。

## 2 政策の方向

グローバルな社会経済情勢の変化の中で、地域経済の持続的な発展により都市の成長力を強化するため、本市の商工業の望ましい方向を示す「姫路市経済振興ビジョン」に基づき、民間と行政が密接に連

携した力強い施策を体系的、計画的に実施する。

高度な技術力を有する企業の立地を促進することが地域経済の持続的な成長につながることから、企業が求める優良な人材を育成するため、児童生徒の勤労観、職業観を育むとともに、（仮称）ものづくり大学校\*や姫路地域職業訓練センター\*において、勤労者や学生のスキルアップにつながる講座の充実に努める。

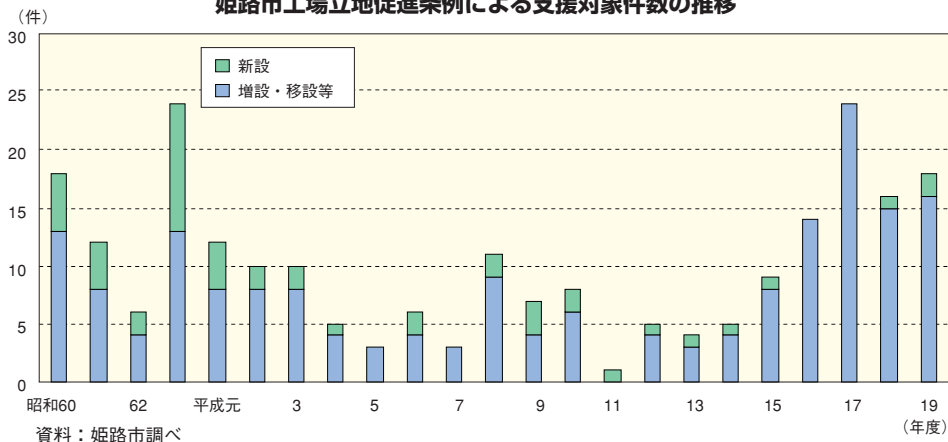
また、迅速な物流を支える道路網を充実するため、播磨臨海地域道路網\*、中国横断自動車道姫路鳥取線、国道29号姫路北バイパスなどの高規格な幹線道路\*や市内南北を結ぶ幹線道路の整備を促進する。さらに、大規模物流に対応できる特定重要港湾姫路港の機能強化に努めるとともに、国、県などと連携しながら積極的なポートセールス\*を展開し、企業にとって魅力的な環境の整備に取り組む。

併せて、トップセールスをはじめとする企業誘致活動を積極的に展開するとともに、本地域の高度な研究開発機能、温暖な気候と風土に恵まれ自然災害が少ないという地理的特性、世界文化遺産\*姫路城を有していることなどの優位性を国内外にアピールし、都市のイメージ向上を図る。また、工場立地促進制度\*や工場用地ライブラリー制度\*などの支援制度の充実と活用を図るとともに、企業立地における行政手続のワンストップ化を推進するなど円滑な協議と事務処理期間の短縮に努める。

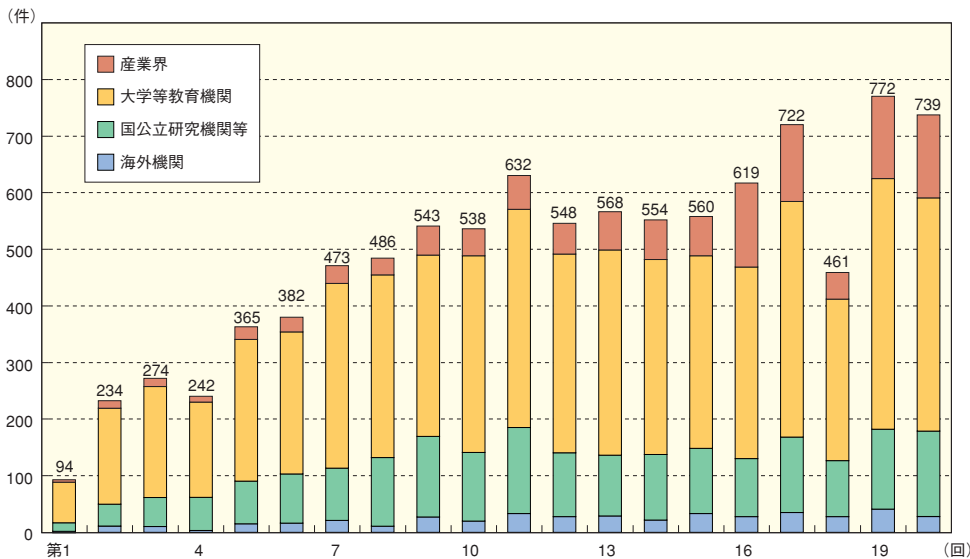
地元企業の内発的発展を導き、本市産業の多様化と高度化を図るため、播磨科学公園都市の高度な研究開発機能の産業利用を促進する。また、高次都市機能\*が集積する都心部において、技術支援機能や情報提供機能の向上に努め、ビジネスマッチングの機会を充実する。

本市が起業家にとって、優れた技術、独創性、機動力を活かせる魅力ある都市となるため、起業を目指す人や大学発ベンチャーに対して、セミナー等の知識習得機会の提供や、資金調達を円滑にする融資制度の充実により支援する。

姫路市工場立地促進条例による支援対象件数の推移



SPring-8の共用ビームラインにおける所属機関別利用研究課題数の推移



	利用期	
第1回	1997B	H9.10~H10.3
第2回	1998A	H10.4~H10.10
第3回	1999A	H10.11~H11.6
第4回	1999B	H11.9~H11.12
第5回	2000A	H12.1~H12.6
第6回	2000B	H12.10~H13.1
第7回	2001A	H13.2~H13.6
第8回	2001B	H13.9~H14.2
第9回	2002A	H14.2~H14.7
第10回	2002B	H14.9~H15.2
第11回	2003A	H15.2~H15.7
第12回	2003B	H15.7~H16.2
第13回	2004A	H16.2~H16.7
第14回	2004B	H16.9~H16.12
第15回	2005A	H17.4~H17.8
第16回	2005B	H17.9~H17.12
第17回	2006A	H18.3~H18.7
第18回	2006B	H18.9~H18.12
第19回	2007A	H19.3~H19.7
第20回	2007B	H19.9~H20.2

資料：第1回～第17回 文部科学省「大型放射光施設（SPring-8）に関する中間評価報告書」（平成19年3月）  
 第18回～第20回 財団法人高輝度光科学研究センター「SPring-8 利用者情報」



企業立地が期待される臨海部

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
戦略的な商工業の振興	○経済振興ビジョンの推進
企業立地に向けた魅力ある環境の整備	○キャリア教育の推進（再掲） p.117 ○職業訓練機関の活用促進（再掲） p.90 ○産業基盤の整備 ○企業誘致と立地支援の展開
高度な研究開発機能の活用促進（本掲） p.86	○大型放射光施設等の活用促進 ○姫路ものづくり支援センターの活用促進
挑戦する起業家への支援	○起業を支援する講座の充実 ○起業家支援資金融資制度の活用

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ● グローバルな視点に立った都市づくりの推進

高度な研究開発機能を有する本市特有の優位性を、産業振興施策の展開の中で戦略的に活用しつつ、体系的・計画的な商工業の活性化を図る。そして、企業にとって魅力ある産業基盤を整備し、グローバル化の進展の中で国内外を視野に入れた企業立地を促進する。

#### 分業別計画

##### ▶ 経済振興ビジョン

## 政策2 創造的ものづくり力の強化

### 1 現状と課題

我が国は、国際経済の中で、高度な研究開発力や技術力によって世界有数の技術立国として発展してきた。本市においても、臨海部を中心に集積する最先端の技術力を持つ大企業と、創造的なものづくり力を持つ多様で先進的な中小企業群が地域経済を牽引している。

本市は、これらの地域経済を支える企業に対し大学等の研究開発機関との連携や異業種交流を促進し、特に、中小企業には経営革新や経営基盤の強化について支援してきたところである。しかしながら、近年の国際競争の激化、国際分業体制の進展、規制緩和などにより、中小企業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっている。

このような状況の下、中小企業が社会のニーズを的確にとらえ機動力を発揮しながら、技術、人材の蓄積を活かした事業展開を図り、激しく変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう支援することが求められている。

また、国際競争力のある付加価値の高いものづくり力を強化するため、企業、大学、行政などの知恵や技術の連携が不可欠となっており、今後さらなる連携と融合により研究開発機能を効果的に活用することが必要である。

さらに、地場産業においては、海外製品との価格や品質面での競争力強化が重要となっている。

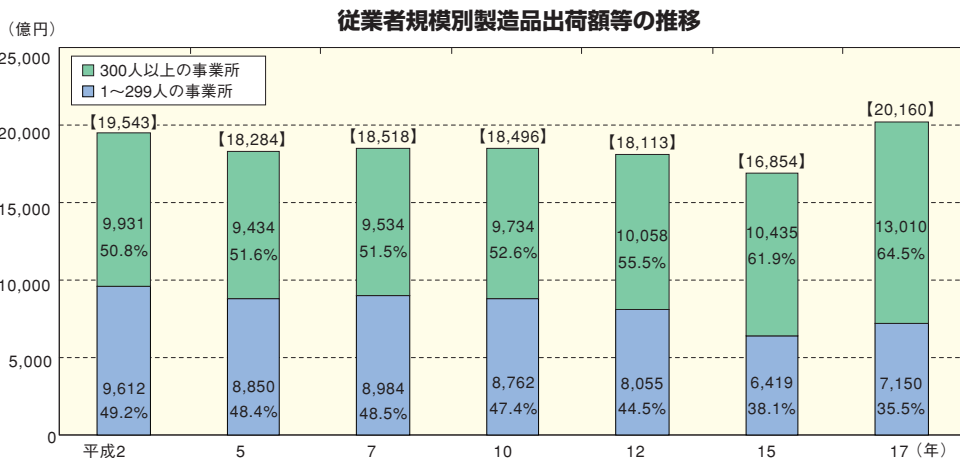
### 2 政策の方向

本市の中小企業が有する創造的ものづくり力の強化を図り、内発的發展を促進するため、新製品・新技術の開発や新分野への進出に対して支援するとともに、特許等の知的財産の取得を促進する。また、企業の経営基盤の安定と信用力の向上を促進するため、専門家による経営相談や融資制度を充実する。

産官学の連携、異分野の知識や技術を融合させる研究開発の促進などを通じて、研究と市場の双方向の流れを円滑にする仕組みを構築する。このため、兵庫県大学の産学連携センター\*とその共同研究施設であるインキュベーションセンター\*の活用促進に努める。

産業の革新の原動力となるMEMS\*をはじめとする微細技術\*の開発を通じてものづくり力を強化するため、地元企業による播磨科学公園都市の高度な研究開発機能の産業利用を促進する。また、高次都市機能\*が集積する都心部においては、企業や大学等との「つなぎ」機能を持った姫路ものづくり支援センター\*の活用などにより、技術支援機能や情報提供機能の向上に努め、ビジネスマッチングの機会を充実する。

地場産業については、経営基盤の安定と競争力の強化を促進するため、販路の開拓、産業情報の収集や提供を図るとともに、地域産業資源\*のブランド化等による高付加価値化を支援する。



資料：姫路市調べ  
注：旧姫路市の値。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
地域を支える中小企業の育成と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新製品等の開発支援</li> <li>○新製品等の市場開拓支援</li> <li>○中小企業融資制度の充実</li> </ul>
イノベーションを加速する産官学連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産官学の協働と交流の促進</li> <li>○産学連携センターの活用促進</li> </ul>
高度な研究開発機能の活用促進（再掲） p.84	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大型放射光施設等の活用促進</li> <li>○姫路ものづくり支援センターの活用促進</li> </ul>
地域に根ざした地場産業の育成と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西播地域地場産業振興センターの活動支援</li> <li>○地域産業資源の有効活用</li> </ul>

#### **姫路スタイル** により加速される政策展開

##### ● グローバルな視点に立った都市づくりの推進

多様で先進的な企業群が立地し、最先端のものづくり産業が集積している本市特有の産業的優位性を戦略的に活用する。これにより、地域経済を支える中小企業を育成するとともにイノベーションを加速する産官学の連携を促進し、世界に通用する創造的ものづくり力の強化を目指す。

## 政策 3 活力ある商業の振興

### 1 現状と課題

全国的に都心部の商店街では、モータリゼーションの進展や郊外型大型小売店舗の立地、消費者ニーズの多様化による集客力の低下が深刻化している。

また、地域の商店街においても、経営者の高齢化、後継者不足、空き店舗の増加などが原因で商業機能が低下しつつある。

本市においては、高架関連事業をはじめとする姫路駅周辺の一体的な基盤整備により、都心部への来街者の動向や商業集積に変化が生じると考えられる。一方、近年、まちの活性化を目的とするNPO法人\*等の市民活動団体が商店街と協働し、まちづくりや賑わいづくりに対する取組みを積極的に展開している。

また、流通の広域化による競争の激化、食の安全・安心への関心の高まり、消費者ニーズの多様化による商品の多品目化などにより、卸売市場を取り巻く経営環境は厳しいものとなっている。

このような状況の下、多彩な商業機能をはじめとする都市機能の増進と経済活力の向上を総合的、一体的に推進することにより、中心市街地の魅力を向上させ、賑わいの創出と活力の増大を図ることが課題となっている。

また、中心市街地の商店街及び地域の商店街の賑わいを創出するためには、商業機能の確保はもとより、事業者、民間団体、行政が商店街活動に関するそれぞれの役割を担いながら連携して取り組むことが求められている。特に、地域の商店街においては、地域コミュニティ\*の拠点としての機能を充実することが必要とされている。

さらに、安全で安心な生鮮食料品を適正な価格で安定供給するため、卸売市場における施設機能の高度化、経営基盤の強化などが求められている。

### 2 政策の方向

中心市街地においては、「姫路市中心市街地活性化基本計画」に基づき、人々が集い、回遊するまちづくりを進め、本市の玄関口にふさわしい賑わいと活力ある商業空間の創出に努める。

賑わいある商店街づくりを促進するため、来街者の利便性を高めるアーケード等の公共的施設の整備、集客力を高める商業イベントや商店街装飾、ICT\*を活用した商店街の情報発信などの商店街活動を支援する。また、観光客に対するおもてなし意識の向上を促進するとともに、休憩所の設置など高齢者等に配慮した取組みを支援する。

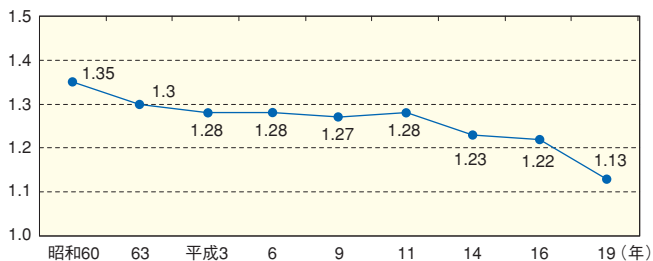
さらに、市民活動団体と商店街が協働して、まちづくりや賑わいづくりに対する取組みを継続的に展開できるよう、情報の共有化に努めるとともに商店街のリーダー育成や組織力強化を支援する。

安全でおいしい生鮮食料品の円滑な流通を推進し、市民の食生活の安全と安心を確保するため、卸売市場においては、品質管理機能の高度化、食品情報の受発信機能の強化、物流の効率化に対応できる施設整備、市場経営の合理化に努める。



商店街でのイベント

顧客吸引力指数\*の推移



資料：姫路市調べ

注：平成16年以前は旧姫路市の値。

顧客吸引力指数＝商業人口÷当該都市人口（各年6月1日推計人口）  
 商業人口＝当該都市小売年間商品販売額÷当該都道府県人口1人当たり小売年間商品販売額

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
中心市街地の活性化（再掲） p.144	○中心市街地活性化基本計画の推進
賑わいある商店街づくりの促進	○商店街の公共的施設整備への支援 ○商店街の活性化イベントへの支援（本掲） p.144 ○少子高齢化社会に対応した取組みへの支援
生鮮食料品の安定供給の推進	○中央卸売市場の施設整備 ○中央卸売市場の機能強化 ○食肉センターの運営

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

高次都市機能\*が集積した都心部と地域特性を活かした住みよい地域生活圏の形成に努めることにより、中心市街地の商店街及びそれぞれの地域における商店街の活性化と賑わいづくりを促進し、播磨の中核都市にふさわしい活力ある商業の振興を目指す。

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

商店街と市民活動団体が協働して実施する地域特性を活かした活性化イベント等の商店街活動を支援することにより、地域コミュニティの拠点機能を持った個性と賑わいある商店街づくりを促進し、活力ある商業の振興に努める。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 中心市街地活性化基本計画



## 政策4 生涯にわたる雇用・就業対策の充実

### 1 現状と課題

若者の職業観や就業意識、企業の採用行動の変化により、フリーター\*やニート\*の状態にある者、正社員として働く意欲があるものの不安定な就業形態であるパートタイム労働者、派遣労働者が増えており、新たな社会問題となっている。

また、少子化や団塊世代の大量退職などにより労働力人口が減少していく時代を迎え、就業者の絶対数の確保もさることながら、熟練された技能を持つ人材の不足が懸念されている。

このため、一人ひとりの働き方のニーズに対応できる安定した就業環境の充実が課題となっている。特に、非正規労働者の正社員化の機会拡大が重要となっている。

また、勤労者が安心して働くことができる雇用環境の整備、福利厚生事業の充実などが求められている。

さらに、今後の地域経済の発展には、企業の多様化する求人ニーズに応えることのできる優秀な人材の確保が必要となっており、少子高齢化が進展する中、個人の能力を引き出すことによる人材の育成が求められている。

### 2 政策の方向

本市で働く意欲のある人の就業を支援するため、ライフステージ\*に応じた就業対策を行う。

就職活動を行う学生等には、ハローワーク、姫路経営者協会、地元企業などとの連携により、播磨地域における求職活動を支援する合同就職面接会やインターンシップ\*事業などの充実に努める。

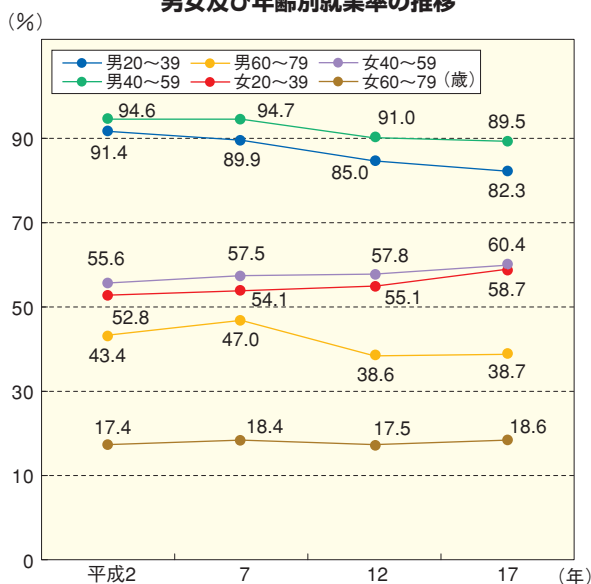
また、早い段階からの職業意識を醸成するため、児童生徒の勤労観、職業観を育成する。さらに、シルバー人材センター\*、ひめじ女性チャレンジひろば\*などを活用することにより、高齢者や女性に就業の機会を提供する。

近年、社会問題となっている若者の就業対策については、関係機関との連携を図りながら積極的に支援する。フリーター等の若者に対する就業対策としては、ハローワークとの連携により、わかものジョブセンター\*の活動を促進し、就業機会の拡大に努める。また、ニートの状態にある若者に対してはNPO法人\*等と協働し、職業的自立を支援する。

すべての勤労者が安心して働ける雇用環境を充実するため、育児休業、介護休業制度の活用や男性の子育て参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランス\*の考え方に基づいた企業の職場環境づくりを促進する。また、勤労者福祉を向上させるため、中小企業勤労者共済制度や労働相談の充実を図る。

地域経済の発展を支える優秀な人材を育成し、企業が求める専門的な技術を取得できる機会を提供するため、(仮称)ものづくり大学校\*の活用や姫路地域職業訓練センター\*の充実に努める。また、実践力のある人材を育成するため、デュアルシステム\*の活用を支援する。

男女及び年齢別就業率の推移



資料：姫路市調べ

注：就業率＝各男女年齢別就業者数÷各男女年齢別人口×100



職業訓練センター

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
働く意欲に応える就業環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学生等の就職活動への支援</li> <li>○キャリア教育の推進（再掲） p.117</li> <li>○就業への支援</li> <li>○ニートの職業的自立への支援</li> </ul>
安心して働ける雇用環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進（本掲） p.107</li> <li>○勤労者福祉の向上</li> </ul>
個人の力を引き出す能力開発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業訓練機関の活用促進（本掲） p.84</li> </ul>

#### **姫路スタイル** により加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が培った知識や経験、技術などを社会に還元できる仕組みをつくり、新たな社会の担い手として社会の輪の中へ参画できる機会の確保に努める。これにより、働く意欲のある高齢者の就業を促進し、生涯にわたる雇用・就業対策の充実を目指す。

## 政策5 地域資源を活かした農林水産業の振興

### 1 現状と課題

本市では市町合併により、海、山、川の地域資源が増加し、このため市域全体の地域資源が持つ自然環境の保全、水源のかん養\*、良好な景観の形成など多面的な機能が大きく充実した。

農業は、兼業農家による水稻作を中心としており、ほかに野菜、花き、ゆず、そば、酒米など、多数の農産物が生産されている。また、生産者がグループを組織し、量販店等への出荷や直売所での販売など経営の安定化に取り組んでいる。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、中山間地域\*等で農地の遊休化が進みつつある。

水産業は、経営体の多くが漁船漁業や、のり、魚類、貝類などの養殖業を営んでいる。家島群島近海は、阪神から播磨地域への水産物供給源となっているが、近年、水産資源の減少、輸入水産物の増大などにより、厳しい経営環境にある。

林業は、木材価格の低迷、林業従事者の減少と高齢化などにより生産活動が停滞している。このため、適正な間伐、保育がなされていない森林が多くあり、風害や水害を招き、土石流等の災害発生の要因となることが懸念されている。

今後、本市の農林水産業が、持続可能で魅力とやりがいのある産業となるためには、地域資源が持つ多面的な機能の活用と保全に努めるとともに、計画的な農林水産業の振興が必要となっている。

農業は、新たな担い手の育成、確保を図るとともに、農業経営の安定化や生産性の向上が求められている。また、農地には、食糧供給機能だけでなく、癒しの空間や自然学習の場としての機能などがあり、その維持保全が課題となっている。

水産業は、貴重な水産資源を持続的に利用でき、安全で効率的な供給を図るため、資源の維持回復、経営の安定化、周辺水域の環境保全、基盤整備などが必要となっている。

林業は、担い手不足等による森林の適正な管理への影響が課題となっている。また、森林には、治山治水や保健休養\*などの広範囲にわたる機能があり、その保全が求められている。

さらに、食に対する不信感や地域の農水産物への関心が高まる中、地域資源を効率的に循環させ、安全で安心な食材を提供する地産地消\*の推進が求めら

れている。

### 2 政策の方向

豊かで多様な地域資源を活かした農林水産業を振興するため、「姫路市農林水産振興ビジョン」等の計画に基づき、市町合併に伴う広域化を踏まえた各施策を体系的、計画的に実施する。

農業は、担い手を育成するため、研修会や相談会などを実施し就農や農業経営に関する知識習得の機会を提供する。また、経営基盤の強化と生産基盤の整備を図るため、農業機械購入や集出荷・加工施設整備を支援し、認定農業者\*や集落営農\*の育成を促進する。さらに、適切な農用地の管理等により農地の保全を図るとともに、都市近郊においては、市民農園の充実等により、市民と農業のふれあいを推進する。

水産業は、経営の安定化を促進するため、中間育成放流\*や種苗放流\*など「とる漁業からつくり育てる漁業」への転換や販路拡大に努めるほか、魚礁漁場\*の造成や漁場の環境保全を図る。また、漁獲物の陸揚げ作業を容易にし、漁船の安全な係留を確保するため坊勢漁港を計画的に整備するとともに、県との連携により妻鹿漁港、家島漁港についても整備を促進する。

林業は、森林組合を中心とした適正な森林管理や林業従事者の育成と確保を促進する。また、林道、作業道の整備を進めるとともに、国、県と連携しながら、計画的な森林の造成、保育、間伐による公益的機能の維持向上に努める。

多様な地域資源を活かして地産地消を推進するため、朝市の開催や農産物直売所での販売を支援するとともに、農業体験の場を提供する。併せて、たけのこ、れんこん、ゆず、白小豆、そば、ガザミ\*など農水産物のブランド化を推進するため、生産者、消費者、流通関係者が連携し、販売促進や名物料理の発掘などに努める。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
計画的な農林水産業の振興	○農林水産振興ビジョンの推進
新たな担い手の育成と農業基盤の整備	○担い手育成事業の推進 ○農業施設等整備への支援 ○農業生産基盤の整備
水産資源の維持回復と漁業経営の安定化	○つくり育てる漁業への転換 ○漁場の整備と保全 ○坊勢漁港の整備
森林機能の維持向上と活用	○造林事業の促進 ○林道の維持管理 ○山林部の地籍調査の推進
地産地消の推進（本掲）p.139	○朝市の開催 ○農業体験・研修の実施 ○農水産物のブランド化の推進 ○農業振興センターの機能充実

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

合併により充実した豊かな自然の恵みである農水産物を活用し、朝市の開催や農業体験などを通して姫路スタイル・コンパクトシティの特色である地産地消の拡大に取り組む。これにより、農林水産業における新たな担い手の育成、安全で安心な食材の提供、農水産物のブランド化などを推進し、豊富な地域資源を活かした農林水産業を振興する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 農林水産振興ビジョン
- ▶ 農業振興地域整備計画
- ▶ 農村環境計画
- ▶ ひめじ食育推進プラン

## 基本的政策 2 歴史文化の継承と市民文化の醸成

### 政策 1 世界文化遺産姫路城の保存と活用

#### 1 現状と課題

白鷺城とも呼ばれる姫路城は、17世紀初頭に池田輝政が現在の姿をほぼ完成して以来、本市のシンボルとして今まで市民に愛され続けている。美しい連立式天守をはじめ国宝8棟、重要文化財74棟を有する建造物群、巧妙な螺旋式縄張など、日本城郭の代表的な建築様式を現在に伝える姫路城は、平成5年(1993年)に法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産\*に登録され、名実ともに世界に誇る人類の貴重な宝となった。

今後も世界文化遺産姫路城の保存、継承と活用に取り組み、その価値を未来に引き継いでいくことは、本市に課せられた重要な責務である。

特に、大天守や石垣などの建造物は、経年による傷みは避けられず、世界文化遺産としての歴史的な価値を守るためにも定期的な保存修理が必要となっている。

また、特別史跡\*姫路城跡107haと周辺地区においても、城と調和した計画的な整備とまちづくりが求められている。さらに、姫路城の調査研究を進めるとともに、国際的な文化観光\*の拠点として活用することが課題となっている。

#### 2 政策の方向

姫路城を未来に引き継いでいくため、特別史跡地内については「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に基づき、計画的に整備する。特に、平成21年度(2009年度)に着手する大天守の大規模保存修理を着実に推進する。また、石垣や他の建造物についても計画的な保存修理を行うとともに石積み、漆喰塗りなど保存修理に必要な技術の伝承に努める。

周辺地区については、世界文化遺産のバッファゾーン\*としての位置づけに配慮しつつ、400年の歴史を体現する姫路城と調和しながら、人々の暮らしと歴史が共存した空間形成を推進する。このため、計画的な景観誘導を行うとともに市民の自主的な景観形成への取組みを促進し、姫路城にふさわしい魅力ある周辺景観の形成に努める。

市民の「ふるさと・ひめじ」への誇りを高めていくため、多言語に対応したホームページ等の活用、日本城郭研究センターにおける専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信する。併せて様々なイベントの開催、海外からの観光客も意識した展示説明の充実、歴史的な魅力を学べる見学ルートの開拓、美術館、姫路文学館をはじめとした周辺の文化施設との連携などにより、姫路城を拠点とした回遊性の高い文化観光を推進する。

#### 日本の世界遺産

(平成21年3月現在)

区分	名 称	登録年月日
文化遺産	姫路城	平成5年(1993年)12月
	法隆寺地域の仏教建造物(奈良県)	平成5年(1993年)12月
	古都京都の文化財(京都府、滋賀県)	平成6年(1994年)12月
	白川郷・五箇山の合掌造り集落(岐阜県、富山県)	平成7年(1995年)12月
	原爆ドーム(広島県)	平成8年(1996年)12月
	厳島神社(広島県)	平成8年(1996年)12月
	古都奈良の文化財(奈良県)	平成10年(1998年)12月
	日光の社寺(栃木県)	平成11年(1999年)12月
	琉球王国のグスク及び関連遺産群(沖縄県)	平成12年(2000年)12月
	紀伊山地の霊場と参詣道(三重県、奈良県、和歌山県)	平成16年(2004年)7月
自然遺産	石見銀山遺跡とその文化的景観(島根県)	平成19年(2007年)7月
	白神山地(青森県、秋田県)	平成5年(1993年)12月
	屋久島(鹿児島県)	平成5年(1993年)12月
	知床(北海道)	平成17年(2005年)7月

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
未来に引き継ぐ姫路城の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路城跡整備基本構想の推進</li> <li>○大天守保存修理事業の推進</li> <li>○石垣の保存整備</li> <li>○匠の技の継承</li> </ul>
姫路城にふさわしい周辺景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路城と調和した景観形成（再掲） p.141</li> <li>○市民の自主的な景観形成の促進（再掲） p.148</li> </ul>
世界に誇る姫路城の魅力発信と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的な調査研究と国内外への情報発信</li> <li>○観光イベントの充実（再掲） p.79</li> <li>○世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進（本掲） p.79</li> </ul>

#### 姫路スタイル により加速される政策展開

##### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

城周辺における町家\*や歴史的なまちなみの保存など、市民や市民活動団体の自主的なまちづくり活動を支援することにより、姫路城にふさわしい周辺景観を形成し、世界文化遺産姫路城の保存と活用に努める。

##### ● グローバルな視点に立った都市づくりの推進

400年の時空を超え、今なお現存する姫路城の存在を本市が世界に誇ることができる優位性として位置づけ、その魅力を多言語で広く世界へ発信するとともに、専門的な調査や研究成果の公開などに努める。これにより、世界文化遺産姫路城を国際的な文化観光拠点として活用する。

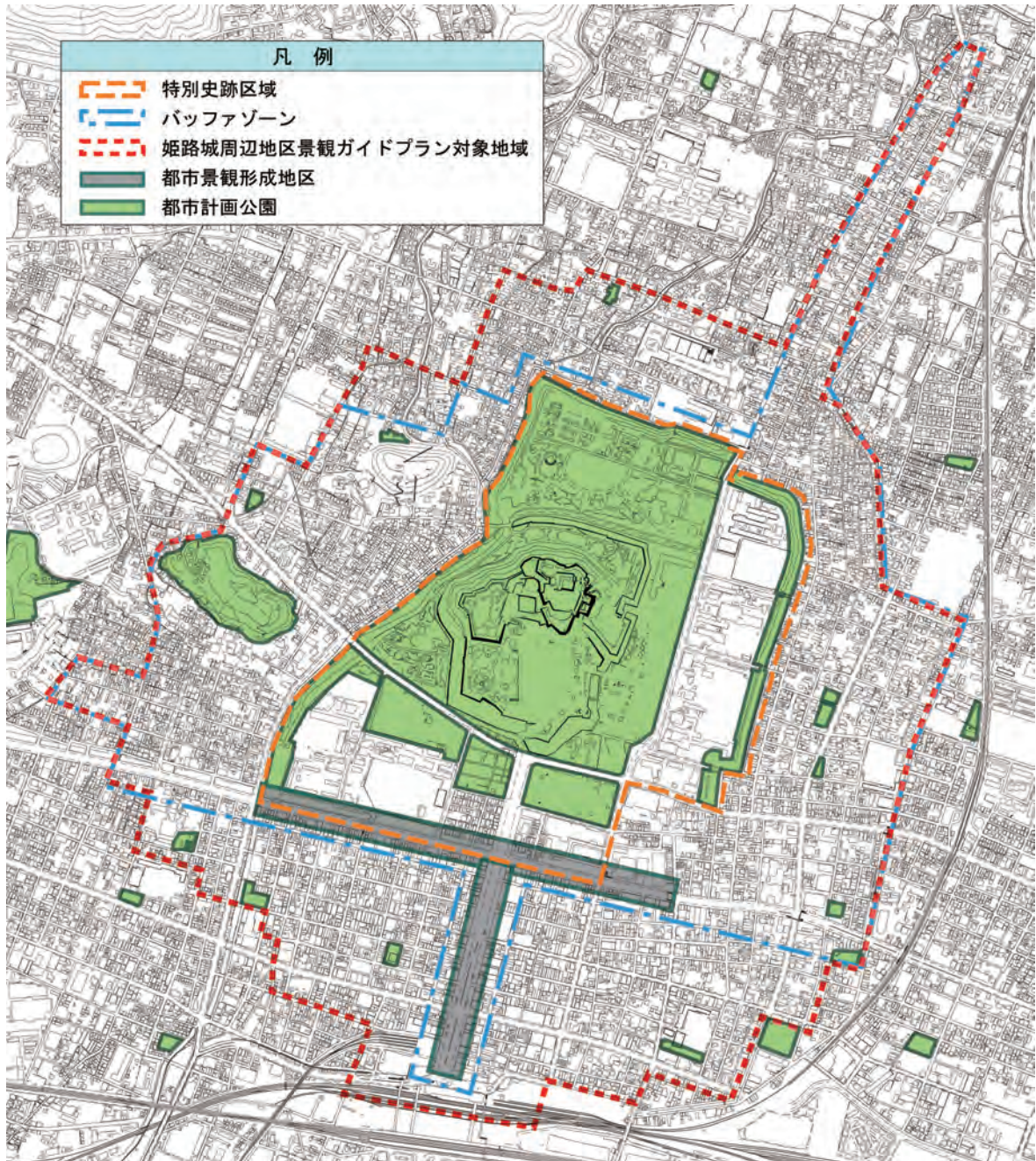
#### 【分野別計画】

- ▶ 特別史跡姫路城跡整備基本構想
- ▶ 特別史跡姫路城跡整備基本計画
- ▶ 姫路城周辺地区景観ガイドプラン



姫路城の四季

### 特別史跡姫路城跡と周辺地区



## 政策 2 歴史文化資源の保存・継承と活用

### 1 現状と課題

文化財や伝統行事などは、長い歴史の中で連続と培われてきた本市の過去の姿を現在、そして未来に伝える貴重な財産である。

本市には、寺社や古墳に代表される貴重な文化財、史跡などが多数存在する。また、各地域においては、祭り等の伝統行事、姫路はりこ、姫路こま、姫革細工をはじめとする工芸技術などが人々の暮らしの中で今日まで継承されている。

このため、本市は建築物や彫刻などの文化財の保存修理、埋蔵文化財センターでの調査研究、書写の里・美術工芸館での工芸技術の保存などに取り組んでいるところである。

今後も、本市の有する多彩な文化財を未来に引き継いでいくため、積極的な保存と継続的な調査を行うとともに、文化財に関する情報発信により、市民の学習意欲を醸成し、愛護意識を啓発することが重要となっている。また、各地域に伝わる伝統行事や、古くから守り伝えられてきた工芸技術についても継承していくことが求められている。

さらに、本市の有する歴史的文書を継承するとともに活用し、本市の歴史を体系的に後世に引き継いでいくことが必要である。

### 2 政策の方向

多彩な文化財を保存し、その価値を伝えるとともに活用するため、文化財や近年評価が進んでいる近代化遺産\*について調査と保存に取り組む。また、埋蔵文化財センターや書写の里・美術工芸館における企画展、講習会などの開催により学習機会を提供するとともに、積極的な情報発信により文化財への愛護意識の啓発に努める。さらに、文化財散策ルートの整備、地域における歴史的なまちなみの保全と再生への計画的な取組みなどを推進する。

市民により守り伝えられている祭りや獅子舞など各地域の伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源であるため、こうした市民の自主的な文化伝承活動を促進する。また、古くから守り伝えられてきた工芸技術についても担い手の育成を支援する。

本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため、市史については、未発刊部分の早期発刊を目指し、引き続き編さんを行う。併せて貴重な歴史資料として本市が有する古文書類等を良好な状態で保存するよう努め、歴史的文書の継承と活用を図る。

#### 市内の文化財

(平成20年4月1日現在)

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	史跡	名勝	天然記念物	有形民俗	無形民俗	歴史資料	選択文化財	登録建造物	登録記念物	計
国指定等	18	5	7	3	1	2	6	0	0	1	0	1	1	5	1	51
県指定	25	5	11	4	2	3	9	1	2	3	6	1	—	—	—	72
市指定	26	7	13	13	2	10	14	1	13	1	17	5	—	—	—	122
計	69	17	31	20	5	15	29	2	15	5	23	7	1	5	1	245

資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施策	主な事業
多彩な文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の調査と保存</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査</li> <li>○文化財に関する情報発信</li> <li>○歴史的なまちなみ形成の推進</li> </ul>
地域に伝わる伝統文化の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化伝承活動の振興</li> <li>○工芸技術の担い手の育成</li> </ul>
歴史的文書の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市史の編集と発刊</li> <li>○古文書類の調査と保存</li> </ul>



## 姫路スタイル により加速される政策展開

### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

市民や市民活動団体が主体となった歴史的なまちなみの保全、再生への取組みを支援することにより、各地域の特色ある歴史文化を活かしたまちなみ形成を促進し、本市の歴史文化資源の保存・継承と活用を図る。

### ●生涯現役社会の実現

豊富な知識や経験、技術を有する高齢者の社会参画を促進することにより、先人から受け継いだ伝統、文化財、工芸技術などを次世代に引き継ぎ、本市の多彩な歴史文化資源の保存と継承に努める。

## 政策 3 個性ある市民文化の創造

### 1 現状と課題

人々の価値観は、社会の成熟化に伴いものの豊かさよりも心の豊かさが重視される方向に変化するとともにグローバル化、高度情報化の進展に伴い多様化しており、芸術文化や学術の分野をはじめとする幅広い文化に対する関心がますます高まっている。

また、高齢化の進展を背景として、幅広い世代の人々が充実した余暇時間を過ごせるよう、それぞれの地域で文化活動に参加できる環境づくりが一層重要となっている。

本市においては、人々の日々の営みの中で脈々と培われてきた伝統や慣習の上で、市民の創造的な活動から生み出される芸術文化をはじめとした豊かな文化が育まれ続けている。これらの市民文化は、すべての市民が真にゆとりと潤いを実感し、姫路への愛着や誇りを持って生活していく上で大切な市民の財産である。

今後も、幅広い世代の人々が、それぞれの暮らす地域の中で取り組んでいる文化活動を大切に育み、個性ある市民文化を創造するため、芸術文化や郷土に関する学術的取組みなど市民の主体的な文化活動に対する支援が必要となっている。また、市民が国内外の優れた芸術文化にふれ、意欲的に文化活動に取り組むことによって新たな市民文化を創造し、次代に引き継いでいく環境の充実が求められている。

### 2 政策の方向

個性ある市民文化を創造するため、文化創造の担い手である市民や芸術文化団体などによる主体的な文化活動や文化イベントを支援する。また、市民の地域への愛着と誇りを育むため、姫路文学館での調査研究を推進するとともに、播磨学等本市を中心とした播磨地域の歴史や文化についての学術的な取組みを促進する。

新たな市民文化が育つ環境を充実するため、和辻哲郎文化賞や芸術文化賞により、優れた功績をあげた芸術家、文学者、研究者をはじめ、地域で芸術文化の振興に取り組む人々や団体を顕彰する。また、パルナソス音楽祭や姫路市美術展などを充実することにより若手芸術家等に発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。さらに、新たな文化活動に取り組む契機とするため、市民が国内外の優れた芸術文化に接する機会を提供する。



姫路国際音楽祭「ル・ボン」

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
多様な市民文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術文化活動への支援</li> <li>○文化振興事業の展開</li> <li>○文化イベントの開催支援</li> <li>○播磨学の研究支援</li> </ul>
新たな市民文化が育つ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術文化・学術研究活動の顕彰</li> <li>○芸術家の育成促進</li> <li>○国際的な芸術文化にふれる機会の提供</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

市民や地縁団体が主体的に取り組む芸術・芸能などの文化活動を支援することにより、地域への愛着や誇りを育む市民文化活動を促進し、姫路ならではの個性ある市民文化を創造する。

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が、芸術文化活動や地域の歴史文化の研究などを通じて、充実した余暇時間を過ごせるよう支援することにより、多様な市民文化活動を促進し、個性ある市民文化を創造する。

## 政策 4 魅力ある市民文化の交流と発信

### 1 現状と課題

個性豊かで魅力ある市民文化は、人々の生活に精神的な豊かさや感動を与え、郷土への愛着を深め、誇りを高める原動力である。また、こうした市民文化は、様々な価値観を持った人と人との交流と、情報の発信を繰り返すことにより、一層醸成される。

本市は、参加型の文化イベントの開催、文化センター等の文化に接し交流する場の提供など、市民が文化活動に参加し相互に交流できる環境の醸成に努めている。

また、様々な媒体を活用した情報発信、美術館等の博物館的施設におけるそれぞれの施設の特徴を活かした展示やイベントの開催など、本市の魅力ある市民文化の幅広い紹介と発信に取り組んでいる。

今後とも、市民の文化を通じた交流を促進するため、交流の場と機会を提供するとともに、本市の魅力ある市民文化を広く全国に発信するため、情報発信機能を強化することが求められている。また、本市が有する多彩な文化施設を、市民文化の交流拠点、発信拠点として活用していくことが必要となっている。

### 2 政策の方向

交流と発信を通じた市民文化の一層の醸成を図るため、市民文化祭、市民ロビーコンサート、こころの祭、播磨文芸祭などを通じて、市民が文化活動の成果を発表し、市民と市民、市民と芸術家が相互に交流する機会を提供する。また、文化情報誌、ホームページなど多様な媒体を通じて市民文化に関する情報発信に努める。

文化センター、姫路キャスパホール、パルナソスホールなどの施設については、市民が主体的な表現活動を行うことができる交流拠点として、幅広い芸術文化、芸能などにふれる機会を提供するとともに、芸術文化等の普及を総合的に支援する。また、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館などの博物館的施設については、市民文化の発信拠点としての機能を強化するため、展示内容やイベントの充実と専門的知識や技能を持った人材の育成に努めるとともに、それぞれの施設間のネットワーク化を推進する。



市民ロビーコンサート

### 3 施策の概要

施策	主な事業
市民文化の交流促進と情報発信	○市民参加・交流イベントの開催 ○多様な市民文化情報の提供
文化拠点施設の充実と活用	○文化交流拠点施設の活用 (文化センター、姫路キャスパホール、パルナソスホール) ○文化発信拠点施設の活用 (美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、姫路科学館、平和資料館、埋蔵文化財センター)

## 姫路スタイルにより加速される政策展開

### ●生涯現役社会の実現

文化センターや美術館などを、高齢者の余暇活動拠点として積極的に活用することにより、幅広い世代の人々が相互に交流し市民文化を発信できる文化拠点としての機能を高め、魅力ある市民文化の交流と発信を促進する。

## 基本的政策 3 不断の行財政改革の推進

### 政策 1 行政経営型システムへの転換

#### 1 現状と課題

少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に伴う社会保障費の増加などにより、国、地方とも極めて厳しい財政状況が続いている。このような状況下において、本市では行財政改革を重点課題と位置づけ、「行政システム改革プラン」に基づくアクションプランのすべてに着手し、これらを計画的に推進するなど、行財政全般にわたる改革に取り組んでいる。

本市の財政状況はおおむね良好な水準を維持しているものの、地方分権の進展、社会構造や価値観の変化などを背景とした行政需要の高度化と複雑化、国の歳出・歳入一体改革\*等の影響が懸念され、引き続き予断を許さない状況にある。

今後も市民の信頼を高め、そのニーズに的確に対応しつつ持続可能な都市を実現するには、効率性、効果を重視した行政経営型\*の行政システムへの転換が重要となっている。このため、民間活力の活用、行政の守備範囲の見直し、限られた財源や人材の重点的な配分など、NPM\*の視点も踏まえた行政手法、組織機構、財政運営の総合的な改革が求められている。

#### 2 政策の方向

行政手法については、民間の経営理念や手法を参考に、行政経営の視点からの確かな事務事業の見直しを行い、これに基づく不断の改革により市民サービスの質の向上と内部事務の効率化を図る。また、行政の守備範囲の見直し、既存の公共施設等の有効活用と適正配置、指定管理者制度\*やPFI\*手法など民間活力の活用を進めるとともに、積極的な情報公開により市政の透明性を確保し市民の参画と協働を促進する。

組織機構については、迅速な意思決定と効率的な業務遂行を目的とした機構改革と人材配置を行う。また、人事評価制度の見直しや職員研修の充実により、社会潮流の変化や市民ニーズに的確に対応できるよう職員の意識改革と能力開発を促し、人材の育成に努める。

財政運営については、財政基盤の安定化を図るため、市税をはじめとする自主財源を安定的に確保するとともに、補助金等を見直すなど選択と集中による施策の優先順位づけを徹底し、限られた財源を効果的に配分する。また、財政指標の分析や新たな公会計制度\*の活用により、財政状況の的確な把握と透明性の向上に努める。さらに、水道事業会計などの公営企業会計の健全性を確保するとともに、外郭団体のあり方についても見直しを進める。



政策形成能力向上研修

### 3 施策の概要

施策	主な事業
行政手法の改革	○事務事業の見直し ○民間活力の活用 ○市政の透明性の確保（再掲） p.62
組織の改革と人材の活用	○組織機構の見直し ○人事評価制度の見直し ○職員の意識改革の推進
健全な財政運営の確保	○自主・依存財源の確保 ○市民のニーズに応える財政運営 ○公営企業会計の健全性の確保

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「あるもの活用」の観点から、既存の公共施設等の適切な維持管理と有効活用、適正配置に努め、公共投資や維持管理に要する財政負担を軽減する。これにより健全な財政を確保し、効率性、効果を重視した行政経営型の行政システムへの転換を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 行政システム改革プラン





## 基本目標 3

やさしさと信頼に満ちた  
教育・福祉都市

## 基本的政策1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実

## 政策1 互いに支え助け合う地域づくりの推進

## 1 現状と課題

社会の成熟化に伴い、年齢や障害の有無にかかわらずすべての人が安心して暮らせる健康福祉社会の実現が求められており、国と地方を通じた厳しい財政状況においても、福祉の充実に対する市民ニーズは、ますます多様化、高度化している。また、地域社会においては、地域福祉を支える連帯感や相互扶助機能の低下などの課題が顕在化しつつある。

このような状況の下、すべての人がその人らしい自立した生活を送れるよう、的確できめ細かな福祉サービスを提供するため、地域での生活を総合的に支援する体制づくりが進められている。

本市においても、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い地域の相互扶助機能の低下が懸念されている。また、家族構成や働き方などの生活様式の変化によって地域社会が変容しつつあり、長年にわたり培われてきた身近な人々の助け合い意識が希薄化している。

このため、地域住民が互いに支え助け合い、地域の福祉課題を解決する地域福祉力の向上が必要となっている。

また、住み慣れた地域で適切な福祉サービスが利用できる体制の整備とともに、すべての市民が積極的に社会参加できるよう、生活環境における様々な障壁を取り除くことが求められている。

## 2 政策の方向

市民一人ひとりが心をかよわせ、身近な福祉の担い手として互いに支え助け合う地域の再構築を図る。

このため、地域の福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携を深めるとともに、自治会等の地縁団体、福祉活動を行うNPO法人\*やボランティア団体などの市民活動団体への支援に努め、多様な主体の地域活動への参画を促進する。また、地域の福祉課題を自分たちの課題として共有し、様々な世代の人々が協働して解決に取り組めるよう、地域住民の相互理解を促進し地域で活動する人材を育成することにより、地域自らその福祉課題を解決する地域福祉力の向上を図る。

身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、保健センター、保健福祉サービスセンターなどを拠点に地域コミュニティ\*と保健、医療、福祉の各機関が連携し、情報提供や相談支援機能を充実することにより、市民の暮らしを支える地域支援体制を確立する。

また、社会福祉施設、事業者の適正な運営に関する指導監査や福祉サービス第三者評価体制等を充実することにより、福祉サービスの質の確保と向上を図るとともに、福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう支援する。

さらに、すべての市民が安心して生活できるよう、高齢者、障害者、妊産婦、子どもなどに配慮した公共施設、道路、住宅をはじめとする生活環境を整備するとともに、福祉教育の推進等により福祉意識の高揚を図る。



### 3 施策の概要

施策	主な事業
地域福祉力向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉計画の推進</li> <li>○社会福祉協議会の活動支援</li> <li>○福祉人材の育成</li> </ul>
安心して暮らせる福祉環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域支援体制の確立</li> <li>○福祉サービスの質の確保と向上</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進（再掲） p.137</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

コンパクトで暮らしやすい地域生活圏での基礎的な生活に必要な保健、医療、福祉に関する情報提供や相談支援機能を充実し、市民の暮らしを支える地域支援体制を確立する。これにより、安心して暮らせる福祉環境を構築し、互いに支え助け合う地域づくりを推進する。

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

地縁団体をはじめとする地域の多様な主体相互の連携と、地域活動への参画を促進することにより、地域自らその福祉課題を解決する地域福祉力を向上させ、互いに支え助け合う地域づくりを実現する。

##### ●生涯現役社会の実現

地域における新たな福祉人材として、高齢者の知識や経験を活かした社会参画を促進することにより、地域自らが福祉課題を解決する地域福祉力を向上させ、互いに支え助け合う地域づくりを推進する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 地域福祉計画
- ▶ ホームレス自立支援実施計画



介護講習

## 政策2 健やかな成長を支える子育て支援の推進

### 1 現状と課題

核家族化の進行や地域における連帯感の希薄化などにより、家庭や地域での子育て機能が低下し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は必ずしも子どもの成長にとって良好とは言えなくなっている。また、女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます多様化している。

本市は、市立・私立の認可保育所において家庭で保育できない乳幼児を保育するとともに、多様なニーズに対応するため、延長保育や一時保育などの特別保育事業を実施している。また、ファミリーサポートセンター事業\*や地域子育て支援センター事業\*など、子育て家庭を支える多様な事業を展開しており、社会福祉協議会等による地域における各種の子育て支援事業も盛んになりつつある。しかし、子育てについて悩んでいる親の多くは、相談する相手が身近におらず、孤独感や負担感を抱えているという状況にある。

このため、多様化するニーズに柔軟に対応できる支援体制を充実するとともに、家庭や地域の子育て機能を高めることが求められている。

また、次代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくるため、安全に安心して過ごせる子どもの居場所を確保するとともに、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備について、社会全体で取り組んでいく必要がある。

### 2 政策の方向

子どもの健やかな成長を支えるため、子育て家庭に対するきめ細かなサービスを身近な地域において提供する。また、子育て家庭への情報提供や相談体制を充実するとともに、多様な主体が行う子育て支援活動のための情報提供等を行う。併せて、子どもの養育について支援の必要な家庭やひとり親家庭などへの支援に努める。

保育所においては、延長保育、一時保育など多様なニーズに応える保育サービスを提供するとともに、地域の子育て支援拠点としての機能を充実する。また、幼稚園との共通カリキュラムに基づいた教育、保育の提供や小学校教育への接続を円滑にするための取組みなど、就学前教育の内容を充実する。さら

に、保育環境の向上と安全確保を図るため、計画的に施設を整備する。

子育ての主役は親であることから、親子がふれあい、子育ての楽しさを知ることができる子育てサークル活動への支援や子育て教室などを充実し、よりよい親子関係をつくる親育ち\*を促進する。また、父親が親としての役割を積極的に果たし、男女が力をあわせて子育てをするという意識の啓発に努める。さらに、子どもの権利を守るため関係機関との連携により児童虐待防止対策を推進する。

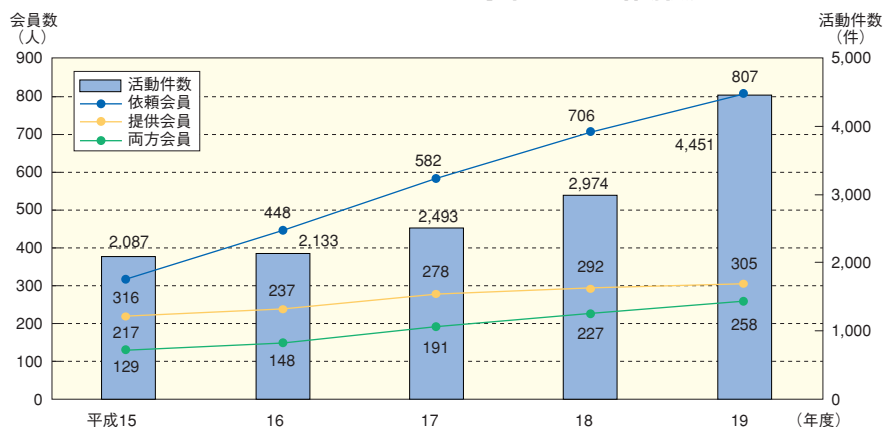
子どもが安心していきいきと遊べる環境を整え、健やかな成長を支えるため、宿泊型児童館、児童センター、移動児童センター等の活動内容の充実と利用促進に努めるとともに、学童保育における施設の専用化や増設、指導員の育成を図り、のびのびと活動できる子どもの居場所づくりを推進する。

安心して子育てができる社会の実現を目指し、育児休業制度の取得促進や男性の子育て参加促進などワーク・ライフ・バランス\*の考え方に基づいた企業の職場環境づくりを促進する。また、妊産婦や子育て中の親子が安心して外出できるよう、公共施設等における授乳施設や多機能トイレなどを整備し、これらの子育てバリアフリー\*に関する情報提供を充実する。併せて、受動喫煙防止や交通機関における席の確保を促進するなど、妊産婦に対する配慮の意識を啓発することにより子育てにやさしいまちづくりを推進する。



子育てサロン

### ファミリーサポートセンター事業における活動状況



資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施策	主な事業
子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子育て支援サービスの提供</li> <li>○子育てに関する情報提供・相談体制の充実（本掲） p.124</li> <li>○ひとり親家庭等への支援</li> </ul>
多様なニーズに応える保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○延長保育・一時保育・休日保育・地域活動事業の推進</li> <li>○就学前教育の機会拡大と内容の充実（再掲） p.117</li> <li>○保育所の整備</li> </ul>
よりよい親子関係をつくる親育ちのための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親育ちの学習機会の充実</li> <li>○男女共同参画意識の啓発（再掲） p.66</li> <li>○児童虐待防止対策の推進</li> </ul>
のびのびと活動できる子どもの居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊型児童館・児童センター活動等の充実</li> <li>○学童保育の充実</li> </ul>
安心して子育てができる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進（再掲） p.90</li> <li>○子育てにやさしいまちづくりの推進</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

地縁団体をはじめとする多様な主体が協働して身近な地域における各種の子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て機能を高め、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。

##### ● 生涯現役社会の実現

高齢者の知識や経験を活かして、子どもの預かりや見守り、伝承遊びの教授、親とのふれあいの中での子育て相談などを行うことにより、子育て家庭を支援し、次代を担う子どもの健やかな成長を支える。

#### 分業別計画

##### ▶ 子育て支援計画

### 政策3 健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実

#### 1 現状と課題

核家族化や親に対する扶養意識の変化などによる家庭における介護機能の低下や、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加は、介護サービス需要の増加を招いている。

本市は、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健と福祉の充実に向けた施策を展開しているところであるが、老年人口（65歳以上）は、総数、割合ともに増加し、今後、約4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎え、さらに、寝たきり状態や認知症といった介護を必要とする高齢者の増加が予想される。

このため、高齢化の進展を多くの高齢者が新たな社会の担い手として活力を持って社会参画できる好機ととらえ、元気でいきいきと暮らせる生涯現役社会の実現を目指すことが重要となっている。

また、介護を必要とする人の増加が見込まれる中、必要なサービスを適切に受けられる体制づくりが求められている。

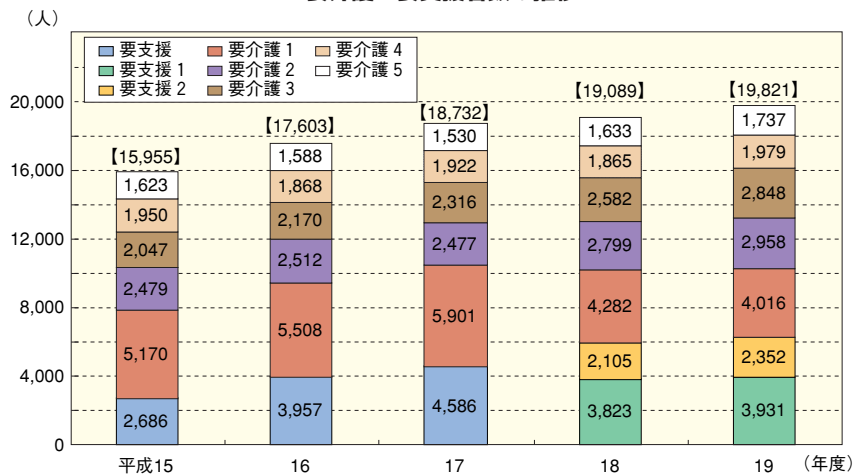
#### 2 政策の方向

高齢者の生きがいづくりを促進するため、老人福祉センターや健康づくり施設を活用するとともに、老人クラブ活動に対する支援を行う。また、高齢者の創作活動を発表する場づくりやだれもが生涯にわたり親しむことができるニュースポーツの普及などにより、社会参加や交流活動の機会を提供する。

介護サービスについては、介護予防、在宅介護を基本としつつ、介護保険による在宅や施設サービスの充実、特別養護老人ホーム等の適正確保、介護保険の制度やサービスの情報提供に努める。また、介護が必要になっても自らの意思により住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、地域包括支援センターの充実や地域密着型サービス事業所等の計画的整備を進めるとともに、介護サービスと地域医療との連携を促進する。

高齢者福祉サービスについては、介護保険によるサービスを補完するため、生活支援対策を充実するとともに、ひとり暮らし高齢者への給食サービス、入浴サービスなどの支援を行う。

要介護・要支援者数の推移



資料：姫路市調べ  
注：平成18年度より認定区分改定。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
高齢者の生きがいがづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉・健康増進機能を持った施設の活用</li> <li>○高齢者の自主的な生きがいがづくり活動への支援</li> <li>○社会参加と交流機会の充実</li> </ul>
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービス提供基盤の計画的整備</li> <li>○地域包括支援センターの充実</li> <li>○介護サービスと地域医療の連携促進</li> </ul>
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援対策の充実</li> <li>○ひとり暮らし高齢者への支援</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が自由時間を活用して、老人クラブ活動や文化・スポーツ活動などを通じた社会参加や交流を行うことで自分自身のために充実して過ごせるよう支援する。これにより、高齢者の生きがいがづくりを促進し、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現する。

##### 📖 分野別計画

- ▶ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ▶ 生涯現役プロジェクトの実現に向けて



生きがいがづくり講座



高齢者スポーツ大会

## 政策4 いきいきと暮らせる障害者福祉の充実

### 1 現状と課題

行政がサービスを決定する「措置制度」から利用者自らが福祉サービスを選択できる「支援費制度」へ、さらに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉サービスを一元的に提供し、新たな給付決定の仕組みを導入した「障害者自立支援法（平成18年施行）」へと障害福祉制度は大きく変化している。これにより、施設入所から地域での生活への移行促進、就労支援の充実などの取組みが進められている。

また、「発達障害者支援法（平成17年施行）」により、国や地方自治体の責務として発達障害\*の早期発見及び発達障害者の教育や就労を支援することが定められている。

本市は、相談支援事業を担う地域自立支援協議会\*を設置し、障害福祉サービス事業者、保健、医療、教育、雇用などの関係者の参画により、障害者個々のニーズを的確に把握し、地域でいきいきと活躍できる社会を目指した取組みを推進している。

発達障害児に対しては、姫路市発達障害児のためのサポートシステム\*により教育機関と連携し、総合福祉通園センターの専門性を活かした診断や相談支援を行うとともに、基本的なソーシャルスキル\*を身につけるためのグループ指導や保護者への訓練プログラム等を実施している。

今後も、障害者の日常生活の支援や就労及び雇用の促進などにより、障害者の自立や社会参加を促進するとともに、潤いと生きがいのある生活を送ることができる環境づくりが求められている。

### 2 政策の方向

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、重度訪問介護サービス等の訪問系福祉サービスと自立訓練等の日中活動系福祉サービスの充実に努める。また、それらの障害福祉サービスを自己選択、自己決定に基づいて適切に利用できるよう、地域自立支援協議会を中心とした障害者ケアマネジメント体制\*により相談支援機能を強化する。さらに、総合福祉通園センターにおける障害児の療育体制を充実するとともに、(仮称)こどもの発達支援センターを整備し、専門機関としての機能強化を図る。併せて、発達障害者に対しては、早期発見と乳幼児期から成人期までの各ライフステージ\*に対応する一貫した支援体制を構築する。

障害者の就労及び雇用については、個々の意欲や能力に応じた就労ができるよう、職業自立センターひめじや労働関係機関との連携、調整を推進し、就労機会の拡大と安定雇用の促進に努める。また、日中活動の場として大きな役割を担う障害福祉サービス事業所、福祉作業所などの活動や運営を支援する。

障害者の様々な活動への参加機会を確保し、生活の質を高めるため、文化・スポーツ活動や障害者施策に関する情報提供の充実に努める。

### 障害者手帳交付者数

(各年4月1日現在)

	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者手帳	17,345人	18,038人	18,898人
(知的障害者)療育手帳	2,612人	2,683人	2,798人
精神障害者保健福祉手帳	1,628人	1,730人	1,876人

資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
障害者の日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問系・日中活動系サービスの充実</li> <li>○障害者ケアマネジメント体制の確立</li> <li>○障害児療育体制の充実</li> <li>○(仮称)こどもの発達支援センターの整備と機能充実</li> <li>○発達障害児(者)支援に関する連携システムの構築</li> </ul>
障害者の就労及び雇用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行促進</li> <li>○障害福祉サービス事業所の充実</li> <li>○福祉作業所等への支援</li> </ul>
障害者の生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化・スポーツ行事の充実</li> <li>○情報提供の充実</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

地域自立支援協議会を中心に地域の多様な主体が協働し、障害者が抱える様々なニーズや問題に対応できる環境をつくることにより、障害者の日常生活や就労及び雇用に支援し、障害者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 障害者福祉計画
- ▶ 障害福祉計画



(仮称) こどもの発達支援センターの完成予想図

## 政策5 暮らしを支える福祉の充実

### 1 現状と課題

近年の厳しい雇用情勢の下、我が国の生活保護受給世帯は急激に増加しており、高齢化の影響によるひとり暮らし高齢者世帯のほか、母子世帯や50歳代単身者の世帯などの増加が見られる。

また、国民年金については、世代間の不公平感や年金記録に対する不信感などから、制度の持続可能性に対する懸念が拡がっている。

国民健康保険については、加入者に占める低所得者の割合の増加、医療費の増大、保険料収納率の伸び悩みなど、財政基盤の弱まりが懸念されている。

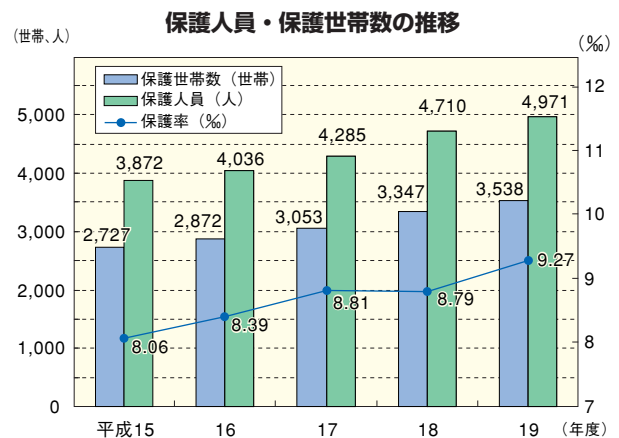
高齢者の医療については、後期高齢者の心身の特性や生活実態などを踏まえ、高齢社会に対応した仕組みとして、独立した医療制度が創設されている。

本市は、年々増加する生活保護受給世帯に対して、それぞれの実情に応じた対応を行っている。また、福祉医療費助成制度による経済的負担の軽減などに取り組んでおり、高齢者医療については、兵庫県後期高齢者医療広域連合において制度の運営が行われている。

今後も、社会保障に対する不安を解消し、すべての人が安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、各制度についての正しい理解を促すとともに、適切な運営を行うことによる福祉の充実が必要となっている。

### 2 政策の方向

社会保障制度の適切な運営を図るため、生活保護を必要とする世帯に対する適正な保護や助言・指導の強化、関係機関との連携に基づく自立支援活動の充実に努める。また、年金制度に関する啓発に努め、正しい理解と関心を深める。さらに、医療保険制度については、医療費の適正化や保険料収納率の向上などにより安定した財政基盤を確立し、ケガや病気のときに互いに助け合い負担を分かち合うという本来の目的を達成できるよう、国民健康保険制度を適切に運営するとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運営に努める。併せて、各種福祉医療による医療費助成制度を適正に運営し、市民の健康の保持と福祉の増進を図る。



資料：姫路市調べ  
注：平成16年度以前は旧姫路市の値。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
社会保障制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正保護の実施と自立支援活動の充実</li> <li>○年金制度の啓発</li> <li>○医療保険制度の円滑な運営</li> <li>○福祉医療費の助成</li> </ul>



## 政策6 心と体の健康づくりの充実

### 1 現状と課題

現代社会においては、朝食の欠食や子どもの孤食、生活習慣病の増加など、食生活に起因する課題や疾病構造の変化が生じている。このような状況の下、食に関する知識や食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実現するための食育\*や、医療保険者による生活習慣病予防に向けた健康診査、保健指導が実施されている。

また、社会生活の複雑化により多くの人が様々なストレスを受けており、職場不適応や過労死、自殺などの原因となる心の問題が生じている。

地域医療については、医師の地域間、診療科目間の偏在の問題等が医療サービスを提供する体制の維持に深刻な影響を与えている。

本市の地域医療体制は、基幹病院をはじめとする各医療機関によって支えられているが、一部の診療科目における医師不足の問題は、本市においても医療サービス水準の低下を招く要因になると懸念されている。

今後は、高齢化が進展する中で健康寿命\*を延伸するために、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる健康と生活機能の維持、生活の質の向上に向けた取り組みが必要となっている。また、心の健康を維持するための生活の工夫や心の病気への対応方法を、市民が理解し実践することが必要となっている。

地域医療については、本市においても医療従事者の人員確保が急務となっており、医療体制の充実が求められている。特に救急医療においては、体制の維持そのものが危ぶまれる深刻な状況であり、早期の対策が必要となっている。



健康づくり教室

### 2 政策の方向

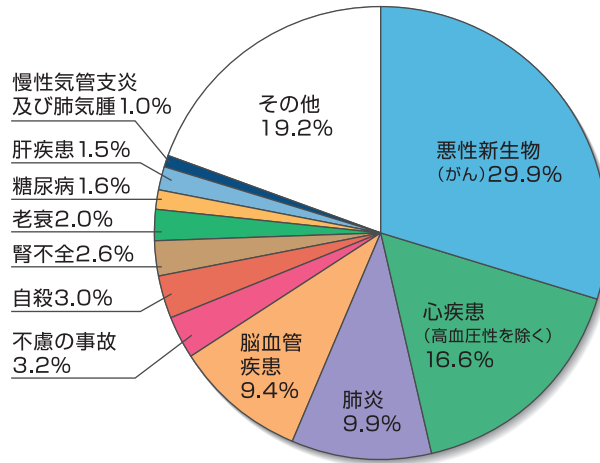
市民の心と体の健康を守るため、情報提供や相談体制の充実、地域リハビリテーション\*システムの確立に努め、保健、医療、福祉分野における一体的な健康づくり支援体制を充実する。

生涯にわたり健康で質の高い生活が送れるよう、乳幼児期からの食育推進、思春期の青少年や妊産婦、乳幼児を対象とした継続的な保健サービスの提供、メタボリックシンドローム\*に着眼した生活習慣の改善による疾病予防、健康診査の受診啓発、がん検診等による早期発見や早期治療、難病患者への支援など、生涯を通じた保健対策を推進する。特に、高齢者に対しては、長く心身ともに安定した状態を保ち、いきいきと活動的に生活できるよう、介護予防等の正しい知識を普及するとともに、健康的な生活の実践を促進する。さらに、心の健康づくりのため、複雑多様化する相談内容に対応できる体制の充実に努める。

地域医療対策については、適切な医療サービスの提供を支援するため、初期治療を担うかかりつけ医を持つことや医療機関の適切な利用など、限られた医療資源\*を有効に活用するという市民意識の啓発に努める。また、医師会や保健医療に携わる人材を育成する大学などの関係機関との連携により、医療従事者の養成、確保や病診連携\*を促進する。

救急医療体制の確保については、市民が急傷病時に安心して診療を受けることができるよう、休日・夜間急病センターにおける一次救急医療\*を推進するとともに、二次・三次救急医療\*については、救急患者の円滑な搬送と受け入れに向け、医師会、県と連携しながら、絶えず体制の検証、見直しを行う。また、不要不急の時間外受診や救急車の利用が、救急医療体制を維持するにあたって大きな負担となっているため、適正受診や救急車の正しい利用に向け、市民意識の啓発に努める。

平成19年 主要死因別割合



資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施策	主な事業
健康づくり支援体制の充実	○地域リハビリテーションシステムの確立
生涯を通じた保健対策の推進	○食育推進計画の推進 ○母子保健対策の充実 ○健康増進のための啓発・教育・相談の充実 ○がん検診等の充実 ○介護予防事業の充実 ○心の健康づくりの充実
適切な医療サービスの確保	○医療機関の適切な利用の啓発 ○医療提供体制の充実
救急医療体制の確保	○休日・夜間急病センターの診療体制の確保 ○後送医療機関輪番制の確保

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者の健康増進の場を拡充するとともに介護予防事業を積極的に展開することにより、生涯にわたる保健対策を推進し、あらゆる活動の基礎となる心と体の健康づくりを充実する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ ひめじ健康プラン
- ▶ ひめじ食育推進プラン
- ▶ 生涯現役プロジェクトの実現に向けて

## 基本的政策 2 魅力ある教育の推進

### 政策 1 子どもの夢を育む学校教育の創造

#### 1 現状と課題

近年、教育現場と家庭における価値観の相違や保護者の教育ニーズの多様化などによる保護者と教員との間の認識の乖離や教員への信頼感の低下が全国的に生じており、学校教育の推進に支障を来している。また、大人社会における規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れなどの影響を受け、子ども自身の学ぶ意欲や体力、運動能力の低下などが懸念されるとともに、道徳心や規範意識が十分に育まれていない状況が社会問題となっている。

本市は、これまでも国や県の教育方針を踏まえ、時代の要請に応じた諸施策を展開し様々な成果をあげてきた。しかし、その一方で核家族化や都市化の進展などを背景とし、子どもの健全な育ちを支える基盤のぜい弱化が進んでいる。

そのため、計画的に教育改革を推進し、保護者や地域の要望を受け止める仕組みづくりや教職員の資質の向上を図る支援体制を構築することが必要となっている。また、授業における基礎・基本の徹底や能力を伸ばす多様な学習機会の提供、望ましい生活習慣の育成、運動の機会や遊びの場の確保などが求められている。

就学前教育については、義務教育への移行を円滑にするため、家庭との連携により望ましい発達を促す教育内容の充実に努めるとともに、幼稚園が地域の子育て支援拠点としての役割を担うことが必要となっている。

また、子どもが主体的、創造的に生きていくことができるよう、確かな学力や健康、体力などの向上を図るとともに、豊かな人間性の育成を目指した心の教育を充実し、子どもの生きる力を育むことが課題となっている。

さらに、児童生徒の可能性を伸ばし、創造性やチャレンジ精神を育む特色ある学習活動の展開が求められている。

特別支援教育については、障害のある児童生徒が住み慣れた地域で教育を受けることができる環境を確保するとともに、自立に向けた実践的な生きる力を養う教育を推進することが必要となっている。ま

た、発達障害\*の特性についての理解を促すことや発達障害児一人ひとりに応じた計画的な教育が求められている。

生徒指導については、いじめや不登校などの児童生徒の問題行動が憂慮すべき現状にあるということ踏まえ、家庭、学校、地域の連携により、児童生徒を健全に育成することが課題となっている。

一方、学校園をより地域に開かれたものとし、地域との協働により子どもを育てるため、保護者や地域住民に教育目標や教育活動、その成果と課題をわかりやすく情報発信するとともに、積極的に意見や助言を求めることが必要となっている。また、子どもの安全・安心を守るため、学校と地域が連携し地域で学校の活動を支える取組みが重要となっている。

教員には、教育の専門家としての確かな力量と総合的な人間力が求められていることから、教員が常に向上心を持って学び続け、積極的に研修に取り組むことができる体制づくりが必要である。

併せて、学校施設の耐震化や安全対策などを行い、児童生徒が安全で安心して学べる環境をつくる必要があるとなっている。

#### 2 政策の方向

「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づき、本市独自の教職員支援システムを構築し、学校教育の質の向上につながる優れた専門性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学校支援の拠点として総合教育センターを整備し、その機能充実を図る。

また、魅力ある学校づくりを一層進めるため、小学校教育と就学前教育に関する教職員の共通理解、小中一貫教育による子どもの発達や学習の連続性を重視した教育課程の設定に努めるなど、子どもの視点に立った保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種間の連携を強化する。

さらに、地域が学校を支える体制づくりとして、地域が学校教育に参画し学校と協働する仕組みの構築と地域が学校を支えるという市民意識の醸成に努める。

併せて、教育上望ましい集団活動が実践できる環

境を確保するため、幼稚園の適正配置や複数年保育の拡大を推進する。また、義務教育においても学校規模、配置の適正化を進めるなど、本市に必要な教育改革を推進する。

幼児期において、社会に対応できる能力の基礎を培い、自ら向上する力を身につけられるよう、幼稚園での4歳児保育の拡大や幼稚園、保育所における共通カリキュラムに基づいた教育、保育の提供など、就学前教育の内容を充実する。また、公立と私立の幼稚園や保育所が互いの特色を活かしながら連携するとともに、家庭や地域とのつながりを深め、情報提供、相談体制の充実など地域の子育て支援拠点としての機能を強化する。

子どもの生きる力を育むため、きめ細かな指導により基礎学力を確実に身につけさせるとともに、自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える確かな学力を育成する。また、生命と人権を大切にす心、他者を思いやる心、美しいものや自然に感動する柔らかな感性など豊かな人間性を育む心の教育を推進する。このため、発達段階に応じた体験活動や道徳教育を実施するとともに、人権教育の推進により、確かな人権意識に裏打ちされた共生の心を育成する。さらに、健康づくりや体力の向上を図るため、学校保健体育の活動や食育\*を推進する。

自然や地域社会の中で人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むため、高齢者や有識者をはじめとする地域住民との協働等による体験活動を充実する。また、刻々と変化する社会経済情勢や時代のニーズに対応できるよう、国際理解教育、環境教育、キャリア教育など現代的課題に関する教育を実施する。特に、高等学校においては、生徒の個性や能力に応じた教育を行うとともに、サイエンスキャリアコース、国際文化科、健康福祉コースを活用した人材育成を行うなど、特色ある学校づくりを推進する。

障害のある児童生徒それぞれに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育コーディネーター\*や特別支援介助員\*の配置などによる校内支援体制の確立や総合福祉通園センター等の専門機関との連携により、きめ細かな特別支援教育を推進する。特に、就学前相談や就学指導、障害の種別に応じた学級編制、書写養護学校における医療的ケアや設備の充実などを

推進する。また、発達障害の児童生徒に対して適切な支援を行うため、医療関係者を含む専門家チームによる相談支援体制や巡回相談による学校支援体制を充実するとともに、発達障害の特性について広く理解を得られるよう啓発活動に努める。

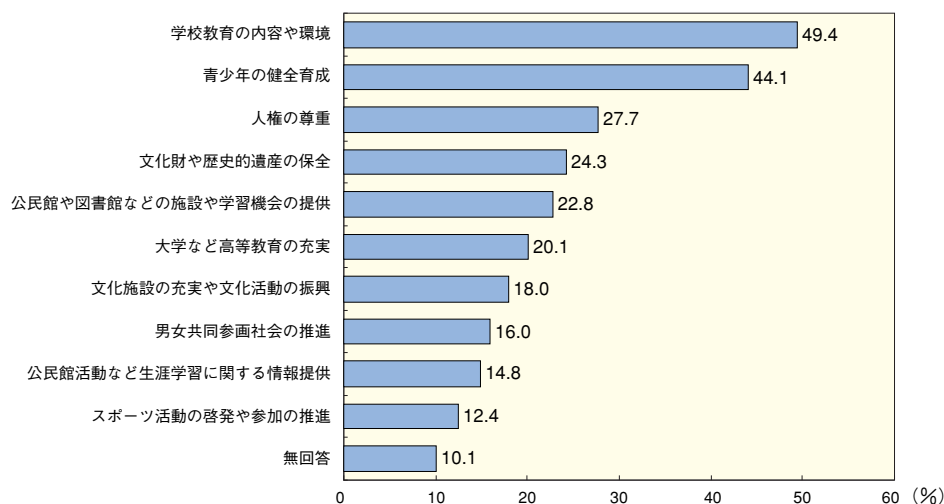
児童生徒の自主性を養い、自己実現する力や自立的な生活態度を育てるため、本市独自の学校カウンセラー事業やメンタルスクエア\*事業など、いじめや不登校をはじめとする様々な問題行動を早期発見、早期指導できる相談支援体制を充実し、心にひびく生徒指導を推進する。また、問題行動に対応する教員等への研修や姫路フレンドフル市民大会等による市民への啓発を行うとともに、問題行動に対して専門家が組織的に学校を支援し問題解決を図る学校サポート・スクラムチーム事業など、家庭、学校、地域、関係機関が連携した取組みを行う。

学校の教育活動を地域で支えるため、学校評議員制度\*の活用、PTCA\*活動の充実、オープンスクール\*による積極的な学校運営情報の発信などを行い、保護者や地域住民の学校運営に対する理解と参画を得ることに努める。また、地域ボランティアが校内巡回やインターホンによる対応などを行うスクールヘルパー活動により、地域住民との協働による学校の安全対策を推進する。

教員がより質の高い授業を行う力を身につけるため、教材開発の支援や指導技術、指導方法の助言などを行う。また、教員の総合的な資質や能力の向上を図るため、本市独自の研修体系を構築し、経験年数や課題別に研修内容を重点化するとともに、今日的な教育課題に対する調査、研修を充実する。

子どもが安心して学べる環境をつくるため、校舎等の耐震化や老朽化した施設の改修を行うとともに、インターホンや非常警報装置の設置による安全対策を講じる。特別支援学校である書写養護学校については、障害の重度化や多様化などに対応した施設整備に努める。

### 教育・文化の分野において今後特に重要だと思う項目



資料：新しい姫路市のまちづくりアンケート（平成18年度）

### 3 施策の概要

施策	主な事業
教育改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進</li> <li>○幼稚園教育振興計画実施計画の推進</li> <li>○学校規模・配置の適正化</li> </ul>
望ましい発達を促す就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前教育の機会拡大と内容の充実（本掲）p.107</li> <li>○地域に開かれた園づくりの推進</li> <li>○幼稚園における子育て支援機能の強化</li> </ul>
生きる力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生きる力の育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ わかる授業の創造等による確かな学力の向上</li> <li>▶ 人権教育・道徳教育の推進等による豊かな心の育成</li> <li>▶ 運動の実践促進等による健やかな体づくり</li> </ul> </li> <li>○食育の推進</li> </ul>
特色ある学習活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人材を活かした学校の特色づくりの推進</li> <li>○体験活動の充実</li> <li>○キャリア教育の推進（本掲）p.84、90</li> <li>○特色ある高等学校づくりの推進</li> </ul>
きめ細かな特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前相談・就学指導の充実</li> <li>○特別支援学級の充実</li> <li>○書写養護学校の充実</li> <li>○発達障害児への支援体制の充実</li> </ul>
心にひびく生徒指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談事業の充実</li> <li>○啓発活動の推進</li> <li>○学校サポート・スクラムチームの活用</li> </ul>
地域で支える学校活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員制度の推進</li> <li>○スクールヘルパー制度の推進</li> </ul>
教員の指導力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研修の充実</li> <li>○教育課題に対する調査・研修の充実</li> </ul>
安心して学べる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園舎・校舎等の改修の推進</li> <li>○学校園の安全対策の推進</li> </ul>

## 姫路スタイルにより加速される政策展開

### ● 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

保護者、地域住民、学校が密に連携するとともに協働し、学校園の安全対策や子どもの健全な育成に取り組む。これにより、安心して学べる環境づくりを進めるなど学校活動を地域全体で支え、子どもの夢を育む学校教育を創造する。

### ● 生涯現役社会の実現

高齢者の経験や知識、技術を活用した学習や体験活動などを積極的に取り入れることにより、特色ある学習活動や地域で支える学校活動を展開し、子どもの夢を育む学校教育を創造する。

### 📖 分野別計画

- ▶ 魅力ある姫路の教育創造プログラム
- ▶ 幼稚園教育振興計画
- ▶ 幼稚園教育振興計画実施計画
- ▶ ひめじ食育推進プラン

## 政策 2 地域に開かれた高等教育の振興

### 1 現状と課題

少子化の進展等により大学間競争が激化する中、将来の地域社会を担う優秀な学生を確保するため、高等教育機関における魅力と個性ある取組みが展開されている。

本市には兵庫県立大学の工学部、環境人間学部の2つのキャンパス、我が国初の公私協力方式で誘致した姫路獨協大学、保健医療及び教育に携わる人材を育成する近大姫路大学、幼児教育を実践的に学ぶことができる姫路日ノ本短期大学、通信制で大学卒業資格が得られる放送大学のサテライトスペースなどがある。各校においては進学率の高まりや価値観の多様化、社会経済情勢の変化に対応するため、学部や学科の充実、社会人入学制度の導入や市民を対象とした公開講座等の開催などに積極的に取り組んでいる。

大学等の高等教育機関は都市の貴重な知的資源であるため、優れた人材の育成、地域の学術・文化の振興などに大きな役割を果たしており、また、若者の交流や定着による地域の活性化も期待されている。

このため、本市に立地する高等教育機関における多様な教育環境づくりを促進するとともに、地元企業との共同研究や市民の多様な生涯学習ニーズに対応する様々な学習機会の提供など知的資源を地域の発展に活用することが必要となっている。また、学ぶ意欲があっても経済的な理由から就学することができない人への支援が求められている。

### 2 政策の方向

地域の発展に資する優れた人材の育成、地域の学術・文化の振興などを図るため、国際化、高度情報化、少子高齢化などに伴う時代のニーズの変化に対応できる学部や学科の充実を支援する。また、広く市民の生涯学習機会を提供するとともに、社会人を含む学生の利便性向上を図るための駅前へのサテライト大学\*の誘致や利用促進など、多様なニーズに対応できる教育環境づくりに努める。

地域の発展に資する知的資源である高等教育機関を活用するため、行政と大学等との連携や交流を深めるとともに、大学等と企業との協同研究を支援する。また、生涯学習社会の実現に資するため、公開講座の充実、大学施設等の地域開放を促進する。

奨学の推進については、地域を担う若者を育成するため、本市独自の奨学金制度等により学ぶ意欲のある学生の就学を支援する。



大学での公開講座

### 市内の大学・短期大学・大学院設置一覧

(平成20年4月現在)

名称	開設	学部・学科	名称	開設	学部・学科
兵庫県立大学	平成16年	工学部 電子情報電気工学科 機械システム工学科 応用物質科学科	姫路日ノ本短期大学	昭和49年	幼児教育科
		環境人間学部 環境人間学科	近大姫路大学	平成19年	看護学部 看護学科
姫路獨協大学	昭和62年	外国語学部 ドイツ語学科 英語学科 中国語学科 日本語学科 スペイン語学科 韓国語学科 外国語学科外国語専攻 外国語学科日本語専攻		兵庫県立大学 大学院	平成16年
			環境人間学研究科 環境人間学専攻		
	平成元年	経済情報学部 経済情報学科	姫路獨協大学 大学院	平成3年	言語教育研究科 言語教育専攻
					法学研究科 法律学専攻 政治学専攻
平成18年	医療保健学部 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚療法学科 こども保健学科 臨床工学科	平成5年	経済情報研究科 経済情報専攻		
平成19年	薬学部 医療薬学科			平成16年	法務研究科 法務専攻 (法科大学院)

### 3 施策の概要

施策	主な事業
多様な教育環境づくりの促進	○時代のニーズに適応した学部や学科の充実支援 ○駅前へのサテライト大学の誘致と利用促進
地域の発展に資する知的資源の活用	○大学研究活動等への支援 ○公開講座等の充実 ○学術振興事業の推進
学ぶ意欲を支える奨学の推進	○奨学振興事業の推進

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者の多様な生涯学習ニーズに対応するため、市内大学をはじめとする高等教育機関が開催する公開講座など多様な学習機会の提供を支援する。これにより、地域の知的資源である高等教育機関の活用を促進し、地域に開かれた高等教育を振興する。

##### ●グローバルな視点に立った都市づくりの推進

国際化、高度情報化などに伴う時代のニーズの変化に対応できる高等教育機関の学部や学科の充実を支援し、多様な教育環境づくりを促進する。これにより、グローバルな社会経済情勢の変化の中で地域経済を支え、地域の発展に貢献する優れた人材を育成することができる高等教育を振興する。



## 基本的政策 3 いきいきとした生涯学習社会の実現

### 政策 1 ライフステージに応じた生涯学習の振興

#### 1 現状と課題

社会の成熟化に伴い、生涯を通じて知識や技術などを習得し充実した人生を送ろうとする市民の意欲が高まっている。

本市は、公民館、市民センターなどにおいて多彩な講座や教室を開催し、地域の身近な施設を拠点とする学習機会の提供に努めている。また、大学の公開講座の設置を支援するとともに、生涯学習大学校や好古学園大学校での活動を充実し、より専門的な講座の開催や継続して学べる場の提供を行っている。

今後は、高齢化の進展により自分にあった方法で生涯にわたって学習したいという市民ニーズの高まりが予想されるため、ライフステージ\*に応じた生涯学習の振興が求められている。

また、国際化、高度情報化などの進展によりますます多様化する市民の学習ニーズに応えるとともに、地域の活力の向上や青少年の健全育成など様々な社会的課題に対応することも必要となっている。

さらに、学習の成果を活用して社会の様々な活動に参加することが社会の発展にとって必要となっており、特に、元気で意欲のある高齢者の増加に伴い、高齢者が長年培った経験や知識、技術などを活かし、社会の一員として継続して活躍できる仕組みづくりが求められている。

併せて、市民一人ひとりの人権意識を高揚し、複雑化、多様化する人権課題に対応するため、生涯にわたる人権教育を推進することが必要である。



高齢者のおもちゃ修理

#### 2 政策の方向

生涯現役社会を見据え、子どもから高齢者まで市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興するため、必要な情報が必要な人に届くよう情報提供機能を向上するとともに、指導者の養成、地域活動拠点の整備や機能充実に努める。

多様で効果的な学習機会を提供するため、公民館で開催する各種講座や姫路科学館、姫路文学館などの社会教育に関する特性を活かした活動を充実する。

また、市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、生涯学習大学校と好古学園大学校において、芸術、歴史、文学などの講座を充実するとともに、高等教育機関における公開講座の開催促進など、多面的、継続的な学習機会の体系化を推進する。図書館においては、市民の情報源として図書館情報システムの充実や播磨地域の図書館との連携により図書館サービスを向上させるとともに、子どもが自主的に読書活動を行うことができる適切な環境を提供する。

高齢者の自己実現を支援するため、高齢者が持つ経験や知識、技術を活かした地域活動やボランティア活動、就労ができるよう、講座や研修などの学習機会を確保し、高齢者の社会参画、社会貢献を促進する仕組みを構築する。

人権教育については、学校、家庭、地域、職場を通じ、子どもから大人までのあらゆる年齢層に人権教育を行い、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図る。



図書館での読書活動

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
生涯学習支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習情報の提供</li> <li>○指導者の養成</li> <li>○生涯学習関連施設の整備</li> </ul>
多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館活動の充実</li> <li>○施設の社会教育特性を活かした活動の充実</li> <li>○生涯学習大学校・好古学園大学校活動の充実</li> <li>○図書館サービスの充実</li> </ul>
高齢者の学習成果を活かす仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会参画と社会貢献の場づくりの推進</li> <li>○地域活動の指導者養成</li> <li>○高齢者の就業支援</li> </ul>
人権教育の推進（再掲）p.64	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校区人権教育・啓発の推進</li> <li>○住民交流学習の推進</li> <li>○学校園・企業等における人権教育の推進</li> <li>○教育・研修団体への支援</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が社会の担い手として活躍できる環境を整備するとともに、その活動を支援することにより社会参加、社会貢献の場づくりを推進する。これにより、生涯現役社会を見据え、高齢者の学習成果を活かすことができる仕組みを構築し、ライフステージに応じた生涯学習を振興する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 子ども読書活動推進計画
- ▶ 生涯現役プロジェクトの実現に向けて

## 政策 2 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

### 1 現状と課題

インターネット、携帯電話の普及をはじめとする情報化の急速な進展や深夜営業施設の増加などによる社会環境の変化は、青少年の生活や意識にも影響を与え、対人関係、非行、いじめなどに関する様々な問題が顕在化するようになってきた。

本市は、子育て教室や家庭教養講座などの家庭教育を行うとともに、校区健育委員、地域愛護育成会、少年補導委員などによる青少年健全育成や若者たちの居場所づくりの確保に努めている。しかし、姫路市青少年問題協議会の調査分析によると、生きる力の育成が求められている中、現実には成績による評価で進路選択の幅が狭められる状況があり、このことが自尊心が低く、今が楽しければよいという刹那的な生き方を選ぶ若者が増加する一因であると指摘されている。

このため、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、自立心や自尊心の育成等、青少年の育成に最も大きな影響を及ぼす家庭の教育力を向上するとともに、青少年の活動や交流の活性化が課題となっている。

さらに、地域において自分の存在を認めてくれる場、多様な経験を積むことができる場、自分の可能性を発揮できる場をつくる必要があるとあり、「地域の子どもは地域で育てる」という気風を醸成し、家庭、学校、地域が連携して取り組むことが強く求められている。

### 2 政策の方向

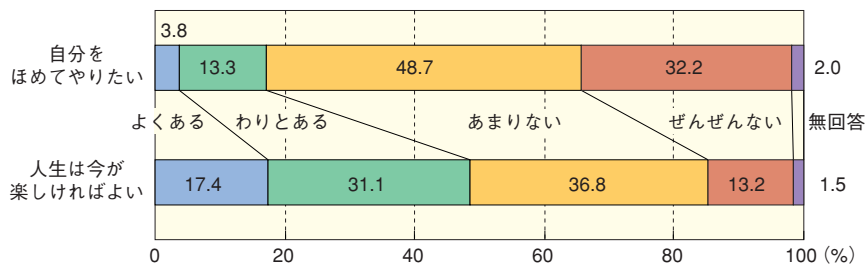
家庭の教育力を向上するため、家庭教育に関し幅広い視野と教養を身につけることができる教養講座、子育ての知識やしつけについて学ぶことができるあすなる教室、父親教室などの子育て教室、子育てに関する相談体制を充実する。また、児童センター等における母親クラブ活動をはじめとする親子・世代間の交流や研修活動などを推進する。

心豊かでたくましい姫路っ子の育成を目指し、青少年が活発な体験活動を行えるよう、子ども会等の青少年団体の育成、指導者の養成、情報の提供を行うとともに、活動の場となる野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を推進し、健全な野外活動を促進する。

また、青少年の交流と活動を支援し健全な育成を図るため、青少年センターにおける自主活動のあり方や施設の効果的な活用方法を検討するとともに、活動に関する情報発信に努める。

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会との連携による調査・分析等に基づき、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。また、全市において青少年の健全育成と非行防止の意識を高揚するため、家庭、学校、地域が連携し、青少年の育成に悪影響を及ぼす社会環境の改善や非行防止活動など、地域で見守る健全育成活動を推進する。

市内高校生の生活意識調査



資料：姫路市青少年問題協議会「高校生の生活意識調査報告」（平成16年度実施）

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭教養講座の充実</li> <li>○子育て教室の充実</li> <li>○子育てに関する情報提供・相談体制の充実（再掲） p.107</li> </ul>
青少年の交流と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年団体の育成と活動支援</li> <li>○青少年センターの活用</li> </ul>
地域で見守る健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年問題に関する啓発活動の推進</li> <li>○地域愛護育成会・健育委員会活動の充実</li> <li>○非行防止活動の推進</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

家庭、学校、地域が協働して青少年を取り巻く社会環境の改善や非行防止活動を推進することにより、「地域の子どもは地域で育てる」という気風を醸成し、市民ぐるみで青少年の健全育成に取り組む。

## 政策3 生涯スポーツ社会の実現

### 1 現状と課題

スポーツは、健康の保持増進、体力の向上だけでなく、精神的な充足も得ることのできる活動で、とりわけ青少年の心身の健全な発達に欠かせない。また、地域におけるスポーツを通じた交流は、楽しみや喜びを共有することで連帯感や達成感が得られ、地域コミュニティ\*の活性化につながる。

今日、自由時間の増大、生活水準の向上、高齢化の進展などを背景に、市民のスポーツに対するニーズはますます多様化、高度化している。また、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすために健康増進への意識が高まっている。

本市においても、地域スポーツクラブやスポーツ少年団などによる地域スポーツ活動や姫路市体育協会を中心とする競技スポーツが盛んに行われている。また、野球場、テニスコートなど多くの社会体育施設を整備しスポーツ振興に取り組んでいる。

市民のスポーツニーズに対応し、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツに親しむことができ、心身ともに健康で生きがいにあふれた生涯スポーツ社会を実現するため、老朽化が目立つ施設の改修やスポーツに関する情報提供など健康な生活を支えるスポーツ環境の整備が課題となっている。

また、スポーツを通じた交流を促進するため、地域における活動の機会の充実や競技スポーツの振興が重要となっている。



城下町マラソン

### 2 政策の方向

すべての市民が日常的にスポーツに親しみ、明るく豊かな生活ができる環境をつくることを目指した総市民健康運動\*を展開し、生涯スポーツ社会を実現する。

そのため、姫路球場や総合スポーツ会館などの体育施設を計画的に整備するとともに、すこやかセンター、夢前福祉センターなどの健康づくり施設や学校施設をはじめとする身近なスポーツ活動の場の効果的な活用にも努める。

また、市民が主体的にスポーツを楽しむことができるよう、講習会の開催等による指導者の養成や確保、インターネット等を活用した施設や活動の情報提供などにより市民の健康な生活を支えるスポーツ環境を整備する。

スポーツをすること、観ること、支えることは市民の連帯感の向上や地域コミュニティの活性化とともに、生涯現役社会の実現につながる。このため、地域でスポーツを楽しむ機会の提供や市民の主体的な活動への支援などにより、地域におけるスポーツ活動を充実する。また、市民体育大会や各種スポーツ大会などの競技スポーツを推進するとともに、全国的な競技大会の開催を支援するなどスポーツ振興事業を積極的に展開する。



グラウンドゴルフを楽しむ高齢者

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
健康な生活を支えるスポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○体育施設の整備と活用</li><li>○指導者の養成と研修の実施</li><li>○施設や活動に関する情報提供の充実</li></ul>
スポーツ振興事業の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域スポーツ活動の活性化</li><li>○競技スポーツの推進</li><li>○全国大会等の開催支援</li></ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が気軽に取り組むことのできる身近なスポーツを普及させ、スポーツへの参加を促進する。これにより、健康な生活を支えるスポーツ活動を振興し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯スポーツ社会を実現する。



基本目標 4

自然豊かで快適な  
環境・利便都市

## 基本的政策1 循環型社会の形成と環境の保全

## 政策1 未来に引き継ぐ環境の保全と創出

## 1 現状と課題

20世紀における爆発的な人口増加と驚異的な経済成長により、温室効果ガス\*が大量に大気中に排出されるなど地球規模の環境負荷は増大し続けており、将来の世代にまで重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

本市は、臨海部を中心に産業集積が進んでおり、環境への負荷を与える要因を抱えているが、公害対策や生活排水対策など各種環境保全事業に取り組んできたため、大気、水質はおおむね良好な状態を保っている。

一方、市民のやすらぎの場となっている緑化・親水空間や森林、河川、海などの自然環境においては、社会経済活動による緑地面積の減少や水辺環境の変化が、生態系を含む自然環境に大きな危機を与えている。身近な生活環境においては、一般家庭から未処理のまま公共用水域に排出される生活排水が一部で残っていることやごみのポイ捨て、不法投棄、生活騒音などによるトラブルが依然として続いている状況にある。

このため、市民、事業者、行政などすべての主体が地球環境問題を認識し、低炭素社会\*の構築に向けて、それぞれの責任と役割に基づき自ら実践する具体的な行動が求められている。また、本市に残る森林等の豊かな自然から身近な緑地に至るまで、あらゆる環境の保全と創出に向けて取り組むことが課題となっている。さらに、社会経済活動や市民生活に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの問題に対応するため、生活排水対策等の発生源対策を徹底し、より質の高い生活環境に対する市民ニーズに応えることが必要となっている。

## 2 政策の方向

地球温暖化\*などの地球環境問題に対応するため、市民や事業者が「姫路市環境基本計画」に基づき、環境に配慮した生活スタイルや事業活動へ転換することを促進するとともに、行政自らが率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。また、地球環境問題の改善方を自ら考え自発的に実践できる人づくりのため、子どもから高齢者までの様々な世代を対象とした環境学習を展開する。

生態系の危機が懸念される中、恵み豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、里地\*、里山\*、水辺空間やビオトープ\*を保全することにより生物多様性の維持と向上に配慮し、生き物が生息する健全で豊かな自然環境の維持に努める。また、緑の名所づくりやふるさと水辺空間再発見事業などにより、すべての市民が自然環境に親しみ、水や緑とふれあう機会を提供するとともに、都市部においては、身近に自然とふれあえる緑化・親水空間を創出する。

生活環境を良好に保つため、大気汚染、水質汚濁、有害物質などに対する発生源対策や監視体制を充実するとともに、より質の高い生活環境を目指し、地域住民が互いに配慮し合う規範意識の醸成に努める。特に、公共用水域の水質改善のため、公共下水道の整備や既設のコミュニティプラント、集落排水などの適正な管理、運営により生活排水対策を推進する。

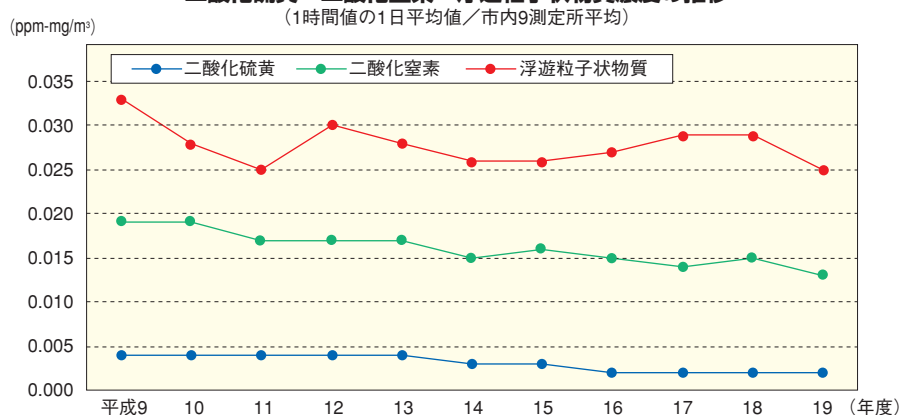
また、美しいまちづくりを目指し、市民、事業者、行政が連携して取り組む美化活動や廃棄物の不法投棄防止活動を促進する。



子どもエコクラブの活動



### 二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質濃度の推移



資料：姫路市調べ

注：環境基準（環境省）

二酸化硫黄

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

二酸化窒素

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
恵み豊かな環境を守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低炭素社会への転換に向けた環境率先行動の推進</li> <li>○環境学習・教育の推進</li> <li>○環境実践活動の促進</li> </ul>
水と緑を活かした自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路まちごと緑花大作戦<sup>りょくか</sup>の展開</li> <li>○緑化事業の展開</li> <li>○水辺空間の保全と創出（再掲） p.156</li> <li>○里山林事業の推進</li> </ul>
良好な生活空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境監視体制の充実</li> <li>○発生源対策の推進</li> <li>○まち美化運動の推進</li> <li>○河川の美化・浄化活動の推進（再掲） p.156</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

家庭はもとより、自治会をはじめとする市民活動団体が取り組む温室効果ガスの排出削減や、まち美化運動、緑化活動などを支援する。これにより、良好な生活空間を確保するとともに自然とのふれあいを促進し、未来に引き継ぐ環境の保全と創出を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 環境基本計画
- ▶ 環境アクション
- ▶ 農村環境計画

## 政策 2 地域から取り組む循環型社会の形成

### 1 現状と課題

化石燃料\*等の資源の枯渇は、市民生活や経済活動へ深刻な影響を及ぼすため、社会全体で環境負荷を低減する循環型社会\*を形成することが急務となっている。

本市においては、一般廃棄物の減量化と再資源化を推進するため、家庭ごみの分別収集を積極的に推進しており成果をあげるとともに、エネルギーの有効活用を図る観点からごみ焼却場の焼却熱を利用するなど新エネルギー\*の利用に取り組んでいる。また、公共下水道や集落排水などの普及により、し尿処理量は減少しているものの、市町合併に伴い市域が拡大したため、収集箇所は広域に点在する状況となっている。一方、産業廃棄物は発生量が増加傾向にあるとともに、不法投棄や違法な野外焼却などが発生している。

今後は、分別精度の向上、ごみの減量化・再資源化の推進による一般廃棄物の処理量の削減が求められるとともに、点在するし尿の収集と処理業務の効率化が急務となっている。また、環境負荷を低減する再生可能エネルギー\*等の新エネルギーの利用を一層促進することが課題となっている。

さらに、一般廃棄物については各処理施設における適正な処理能力を確保するほか、産業廃棄物については、法に基づく適正処理や不法投棄などの未然防止と早期対応への取り組みが求められている。



エコパークあぼしの完成予想図

### 2 政策の方向

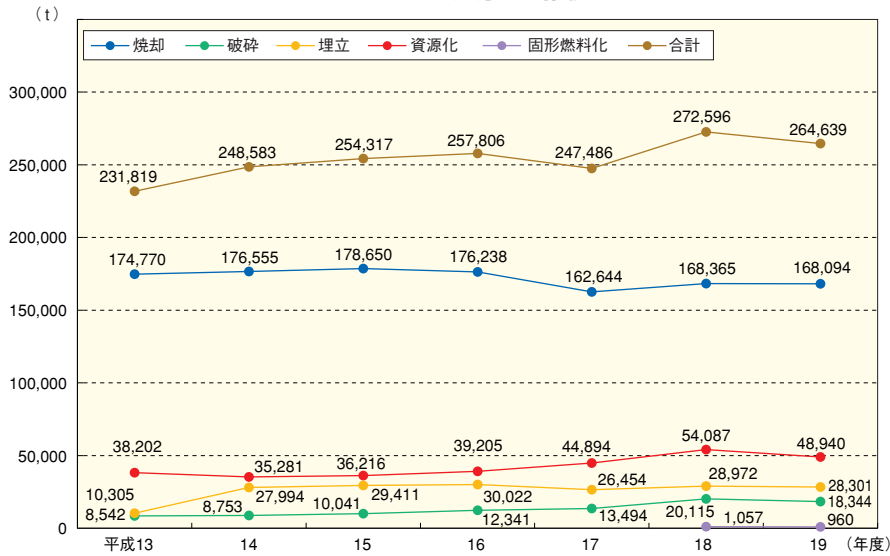
廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）の3Rによる資源循環を推進するため、カレンダー方式\*の家庭ごみ分別排出の徹底や古紙類の集団回収の促進など、市民の協力によるごみ減量化と再資源化に努める。併せて、流通業界とも連携し、レジ袋削減運動などを積極的に展開し、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、廃棄物の資源循環に対する役割と責任を果たす取組みを推進する。

環境負荷の低減やエネルギー源の多様化に貢献するため、再生可能エネルギーである自然エネルギー\*やリサイクルエネルギーの利用を促進する。自然エネルギーについては、太陽光発電等を公共施設に導入するとともに民間への利用啓発に努める。また、リサイクルエネルギーについては、生ごみ等の有機系廃棄物の資源化や廃食用油のバイオディーゼル燃料化など、バイオマスエネルギー\*を有効活用する仕組みを構築する。さらに、これらの仕組みを地域産業との連携による新しい産業の創出や既存産業の活性化に繋げることにより、環境と共生するまちづくりを推進する。

エコパークあぼし\*においては、ごみ焼却熱を利用した発電や再資源化施設\*、環境学習施設\*、健康増進を目的とした余熱を利用する施設を整備し、環境発信拠点として活用する。

環境問題に配慮したエコパークあぼしの活用や市川美化センターの大規模整備を推進し、一般廃棄物の適正で安定的な処理能力を確保する。また、し尿処理施設については、処理量の減少や処理施設の老朽化を踏まえ、収集・処理業務の効率化などを検討し、適切な処理体制を構築する。さらに、産業廃棄物対策については、排出事業者に対する排出抑制、減量化などの指導啓発に努めるとともに、処理業者に対する立入検査、報告徴収など監督強化を図り、収集運搬、中間処理、最終処分の各過程における適正な処理を促進する。

### ごみ処理・処分量の推移



資料：姫路市調べ  
注：平成17年度以前は旧姫路市の値。処理・処分量は一部重複。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
環境負荷を低減する資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量化・リサイクルの推進</li> <li>○環境と共生するまちづくりプロジェクトの推進</li> <li>○エコパークあばしの活用</li> </ul>
環境に配慮した廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市川美化センター大規模整備</li> <li>○一般廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○産業廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

#### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「地産地活\*」の観点から、有機系廃棄物の再資源化を通じてバイオマスエネルギーを創出するなど、環境の保全に寄与する資源循環を推進することにより、持続可能な循環型社会を実現する。

#### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

自治会を中心とした地域住民が密接に連携、協力し、ごみの分別収集や古紙類の集団回収などのリサイクル運動を展開する。これにより、ごみの減量化や廃棄物の再資源化など環境負荷を低減する取組みを推進し、地域から取り組む循環型社会を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 環境基本計画
- ▶ 一般廃棄物処理基本計画
- ▶ 環境アクション

## 基本的政策 2 安全・安心で快適な都市づくり

### 政策 1 市民を守る消防防災体制の充実

#### 1 現状と課題

近年、火災、事故はもとより、地震や台風による集中豪雨等の自然災害が各地に大きな被害をもたらし、その様態も大規模化、多様化の傾向にある。また、高齢化社会の進展に伴う災害時要援護者\*の増加、通信技術の進歩や経済発展による社会の高度化や複雑化、これに伴う社会構造の変化といった複合的な要因への対応など、消防防災体制を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の下、本市においても、山崎断層帯による震災などの自然災害やテロ、大規模な事故などの社会災害への対応が求められるとともに、市町合併により従来の都市型災害への対応に加えて、山岳や海域における災害への対応が新たに必要となっている。

また、救急・救助件数の大幅な増加、救急業務の高度化、住宅火災による高齢者の死者数の増加など、日常的に発生する事故等への迅速で的確な対応が迫られているとともに、市域の拡大に対応した消防サービスの充実を図ることが必要となっている。

このため、市民一人ひとりの災害に対する自助・共助\*意識の醸成や、企業、行政がそれぞれ果たすべき役割を担い連携を強化することにより、本市の防災力を地域から高めていくことが課題となっている。

さらに、近年全国的な問題として顕在化している救急医療体制の早期充実が求められるとともに、増大する消防需要に対応するため、消防・救急救助体制と火災予防体制の整備が課題となっている。

#### 2 政策の方向

大規模災害や有事などの災害危機を防除し軽減するため、「地域防災計画」や「国民保護計画」などに基づき総合的な危機管理体制を構築するとともに、各地域の実情に迅速で的確な対応ができる体制を確立する。

地域防災力の向上を図るため、防災リーダーの育成や各種研修・訓練を充実し、地域住民の連帯による防災組織である自主防災組織を強化する。

また、地震、洪水、津波、高潮時における避難行動の迅速化を図るため、ハザードマップ\*等を活用し災害危険情報の周知に努めるほか、ひめじ防災プラザ\*を活用し市民の防災意識を向上させる。

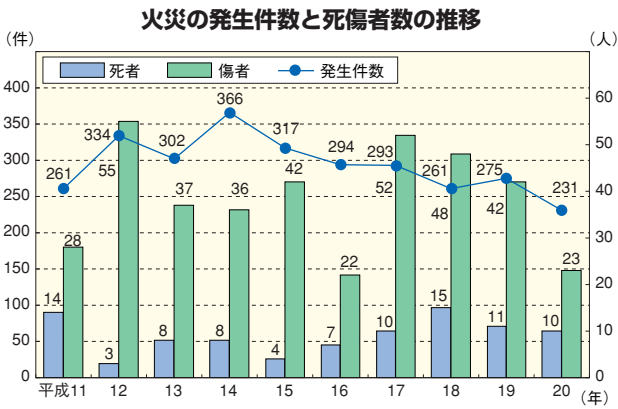
日常的な災害から市民を守るため、市町合併に伴う広域化による地域特性も視野に入れ、消防車や資機材等を整備し、高度救助に対応できる指揮体制、救助体制などを充実するとともに、水難救助、山岳救助体制を確立する。また、地域防災の中心的存在である消防団を次世代へ引き継ぐため、消防団の施設、装備の充実や青年層の加入促進など、消防団体制の強化に取り組む。

さらに、市民の命をつなぐため、救急救命士の養成や高度救命用資機材の整備、AED\*を使用する救命講習会の実施により市民による応急手当の普及啓発を推進し、病院到着前の救護を充実する。併せて、救急患者の搬送と受け入れを円滑かつ確実にするため、医師会、県など関係機関と連携しながら、絶えず救急医療体制の検証と見直しを実施し、救命率の向上を図る。

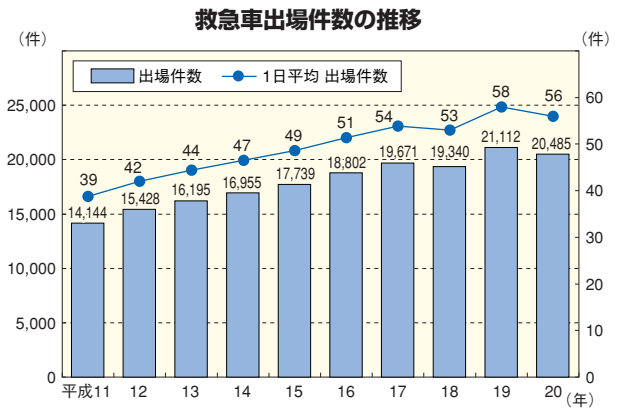
火災の発生や延焼の拡大を防ぐため、市民や企業への防火意識の普及と啓発に努める。また、自力避難困難者が入所する施設等における防火対策や企業における防火管理体制の充実、消防用設備の設置促進など、火災予防対策を推進する。また、消防法令に関する査察や危険物施設等に対する防災指導や立入検査などの強化により、潜在的な危険の排除に努めるとともに、石油コンビナート等特別防災区域\*における総合的な防災対策を確立する。



消防出初式



資料：姫路市調べ



資料：姫路市調べ

### 3 施策の概要

施策	主な事業
危機管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危機対策の強化</li> <li>○応援体制等の充実</li> <li>○情報・通信システム等の充実</li> </ul>
防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の育成</li> <li>○防災啓発の推進</li> </ul>
消防・救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防・救急救助拠点施設の充実</li> <li>○消防活動資機材の整備</li> <li>○消防団体制の充実</li> <li>○応急手当の普及啓発</li> <li>○救急体制の充実強化</li> </ul>
火災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防火意識の普及啓発</li> <li>○住宅防火対策の推進</li> <li>○危険物施設等の安全・保安体制の確立</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

#### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

地域住民が連帯し地域の防災活動に取り組む自主防災組織を強化することにより、市民の防災知識の向上と災害発生時の避難行動の迅速化を図り、多様化した危機に対応できる消防防災体制を充実する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 地域防災計画
- ▶ 国民保護計画
- ▶ 危機管理基本指針

## 政策 2 減災対策の推進

### 1 現状と課題

これまでの防災対策は、阪神・淡路大震災のような大規模な自然災害にも対応できるよう、被害の発生を未然に防止することを主眼としてきた。一方、近年は、内陸部でおこる直下型地震や記録的な豪雨による河川のはん濫、土砂流出など、都市の防災力を上回る自然災害が発生している。

本市においても、山崎断層帯が市域を横断していることや、都市化の進展による保水・遊水機能の低下など災害に対するぜい弱性が顕在化しており、甚大な被害につながる恐れがある。このような背景の下、大地震や集中豪雨などによる災害に対し、生じる被害を最小化するという視点に立った減災\*対策が重要となっている。

このため、都市基盤の整備や自然環境の保全に際しては、減災対策の視点に立ち、災害時に被害が最も生じることが予想される事案や過去の重大な被害につながった事案を十分検討し、被害を最小限に留める対策を実施することが求められている。

また、緊急車両の通行を妨げる狭あい道路の解消や現在の耐震基準に満たない民間建築物の耐震化など、行政の取組みだけでは解決できない課題もあり、今後とも、地域ぐるみで減災対策に取り組むことが課題となっている。

### 2 政策の方向

市民が安全で安心して暮らせる都市空間を創出するため、土地区画整理事業をはじめとする様々な手法により、道路、公園、河川、上下水道などの都市基盤を減災面に配慮しつつ整備する。

災害発生時において、市民の生命や救助活動の支えとなるライフライン、避難場所を確保するため、電気、ガス、水道などの施設の構造強化を促進するとともに、公園や道路などのオープンスペースの整備に努める。特に、道路については、緊急車両の円滑な進入を妨げる狭あい道路の解消を図るほか、大規模災害時における広域的な救助活動を支え、市民生活や社会経済活動の停滞を防ぐ、う回ルート等のリダンダンシー\*確保を目指し、播磨臨海地域道路網\*等による災害に強い交通網の形成を促進する。

また、集中豪雨による浸水被害を軽減するため、老朽化した河川の改修等により治水機能を向上させるとともに、浸水被害が発生している地区において雨水貯留施設や雨水幹線、排水ポンプ場を整備し、効果的な雨水排水対策を推進する。

発生が懸念される東南海・南海地震\*や山崎断層帯による地震などに備えるため、防災活動の拠点となる市庁舎や学校施設などの公共建築物、橋りょうなどの土木構造物の耐震対策を実施する。また、民間建築物についても防災対策の重要性の周知を図り、特に、市民が暮らす住宅の耐震診断や耐震改修工事を促進することにより、地震に強い住宅の普及に努める。



学校施設の耐震化

### 3 施策の概要

施策	主な事業
災害に強い都市空間の創出	○オープンスペースの確保 ○災害に強い交通網の形成 ○安全・安心生活道路整備事業の推進 ○雨水排水対策の推進
耐震対策の推進	○公共建築物の耐震対策の推進 ○土木構造物の耐震対策の推進 ○民間住宅の耐震対策の促進

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

市民自ら行う住宅の耐震化や地域住民が一体となって取り組む狭あい道路の解消などを支援することにより、災害に強い安心な住環境を創出する地域ぐるみの減災対策を推進する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 地域防災計画
- ▶ 都市計画マスタープラン
- ▶ 水道ビジョン
- ▶ 耐震改修促進計画
- ▶ 住宅計画

## 政策3 安全で安心な暮らしの確保

### 1 現状と課題

社会生活を取り巻く状況が複雑化、多様化する中、市民の生活を脅かす犯罪や交通事故などの様々な危険に対しては、「自分の安全は自分で守る」という自助意識の向上や「地域の安全は地域で守る」という共助意識の醸成が必要とされている。

本市においても、刑法犯罪の発生件数が近年高水準で推移していることや、交通事故の続発、暴走行為やそれを見物する期待族の発生、高齢者等を狙った悪質商法の増加など、市民生活を取り巻く社会環境は十分に安全で安心であるとは言えない状況にある。

このため、安全で安心な暮らしの確保を目指して、市民への危険性の高まりに対応し、地域ぐるみで取り組む地域安全活動の充実が必要となっている。

防犯・交通安全については、市民一人ひとりの自己防衛意識や交通マナーの向上を図ることが課題となっている。

また、悪質商法や品質、内容に関する不適正な表示などの消費者トラブルに対応するため、被害の未然防止や救済ができる体制の整備が求められている。

さらに、高齢者や障害者などの社会的弱者だけでなく、あらゆる人々が安全で安心して快適に暮らせる生活環境を形成するため、身近な生活における安全な交通環境を確保するとともに、ユニバーサルデザイン\*の視点に立ったまちづくりが求められている。

### 2 政策の方向

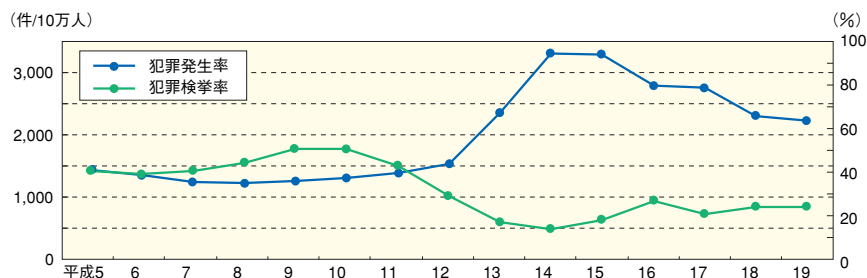
市民の平穏な暮らしを守り、安全で安心な地域社会を実現するため、地域住民、行政、警察などが連携したまちづくり活動を促進するほか、防犯協会が取り組む総合的な地域安全活動を支援する。特に、子どもに対する安全対策については、保護者、地域住民、学校の連携により、登下校時における見守りや不審者の発見に努めるなど、地域ぐるみで子どもを守る体制を充実する。

犯罪や交通事故などの被害に遭わないためには、市民一人ひとりの意識の向上が重要である。防犯については、犯罪被害に遭わない自己防衛意識を高めるため、広報等を通じて防犯意識の普及や啓発に努める。交通安全については、市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、年齢に応じた交通安全教育や交通安全行事、交通安全活動を支援する。

悪質商法等による消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターを拠点とした情報誌、インターネットなどを活用し情報提供や消費者啓発、相談体制を充実させ、自立した消費者の育成と被害の防止に努める。

身近な生活道路における交通環境の安全性を向上するため、歩道、自転車道や防護さく、道路反射鏡などの交通安全施設を整備する。また、ユニバーサル社会の構築に向け、多言語化と見やすさに配慮した標識などのユニバーサルデザイン化や公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を推進し、だれもが安心して快適に暮らし、積極的に社会交流をすることができるまちづくりを展開する。

刑法犯罪発生率・検挙率の推移



資料：市内各警察署

注：犯罪発生率とは人口10万人あたりの刑法犯認知件数。



### 3 施策の概要

施策	主な事業
暮らしを守る活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全安心まちづくり事業の推進</li> <li>○地域安全活動への支援</li> </ul>
防犯・交通安全意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯意識の向上</li> <li>○交通安全啓発活動の推進</li> <li>○高齢者交通安全対策の推進</li> </ul>
安心できる消費生活対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心の消費生活情報の提供</li> <li>○自立する消費者の育成</li> <li>○消費者被害の防止</li> </ul>
安全で安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全施設の整備</li> <li>○防犯灯助成事業の推進</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進（本掲） p.75、105、141</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」といった、地域住民の主体的な自助・共助\*の実践を支援することにより、暮らしを守る活動の充実と防犯・交通安全意識の向上を促進し、安全で安心な地域の暮らしを確保する。

##### ●生涯現役社会の実現

高齢者が新たな社会の担い手として、こども見守り隊やスクールヘルパーなどの活動に積極的に参画することにより、地域の暮らしを守る体制の充実や防犯・交通安全意識の向上を図り、身近な生活環境における安全で安心な暮らしを実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 交通バリアフリー基本構想
- ▶ 交通安全計画



消費生活公開講座



青色パトロールカー

## 政策 4 健康安全の確保

### 1 現状と課題

健康面に関する安全の確保は、市民が健康で豊かな生活を送るための基礎となるものであるが、近年、新たな感染症や大規模食中毒の発生、住環境の変化に伴う健康被害、食品流通の広域化や国際化を背景とした食品の安全性が問われる事件など、生活に密着した不安要素が増大している。

このような状況の下、本市においても様々な健康危機に対応できる体制の確立が課題となっているとともに、食品の偽装表示や成分規格違反、農産物の残留農薬問題など食に対する消費者の不信感の増大に対応するため、安全で安心な食への信頼の確保が求められている。

また、新型インフルエンザ\*、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌（O-157）などによる感染症や食中毒に対する不安が増大しており、適切な予防対策や拡大防止対策の充実が課題となっている。

さらに、スズメバチやダニなどの衛生害虫、住宅の高気密化や新建材などが要因のシックハウス症候群\*、飼育動物の衛生などに社会的な関心が高まっており、安全な住環境の確保に向けた衛生知識の普及啓発が求められている。

感染症患者の発生状況（疾患別発生届出状況）

(年)

類型	病名 疾患名	年				
		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
2類	結核	151	146	105	141	120
3類	腸管出血性大腸菌感染症	12	18	16	14	14
	細菌性赤痢	2	1	1	2	-
4類	レジオネラ症	-	-	1	4	2
	A型肝炎	-	-	1	1	1
5類	アメーバ赤痢	1	1	2	4	7
	急性ウイルス性肝炎	1	1	2	1	-
	クロイツフェルト・ヤコブ病	-	-	1	-	2
	梅毒	4	8	3	3	5
	破傷風	-	1	-	1	-
	後天性免疫不全症候群	1	2	4	7	10
	急性脳炎	-	-	1	-	-

資料：姫路市調べ

注：類型とは感染症予防法による感染症類型。

### 2 政策の方向

健康危機管理\*体制については、平常時から発生予防対策を講じるほか、国や県、近隣自治体、関係機関と連携した迅速な情報交換と意思決定が確保できる体制を整備する。また、常に健康危機管理体制の有効性を検証しつつ、より万全な体制と的確な対応手順を確立する。さらに、新しい健康被害に対応するため、国、県、大学、医療機関など関係機関との連携を充実し、公衆衛生分野における協力体制を構築する。

食の安全性については、生産・製造、加工、運搬、保管、販売、消費まで、すべての段階において確保される必要があるため、事業者の自主管理体制の確立だけでなく、行政による監視指導や検査体制の強化と消費者への正確な情報の提供に努める。併せて、地元農産物や海産物を使った地産地消\*を推進することにより、安全な食の確保と安全な食に対する市民意識の向上を図る。

感染症対策については、医療機関との連携を充実することにより、感染症発生時における迅速な情報把握と対応に努めるとともに、検査・調査能力を向上することにより、新たな感染症や食中毒に対しても適切に被害の拡大防止対策や再発防止対策を講じられる体制を構築する。また、市民への正しい感染症知識の普及と啓発により、予防接種の実施奨励や二次感染防止対策を徹底する。

住居衛生の確保については、感染症の媒体やアレルギーの原因となる衛生害虫の駆除方法を啓発するとともに、シックハウス症候群など有害な化学物質による健康被害に対応するため、専門的な情報や知識の共有化と相談体制を充実する。また、狂犬病などの動物由来感染症を予防するため、飼い主に対する動物愛護意識の向上と適切な飼養の普及啓発に努めるほか、動物取扱業者に対する動物の適切な管理についての指導、啓発を強化する。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
健康危機管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康危機対策の充実</li> <li>○食品検査分析体制の充実</li> <li>○感染症医療体制の充実</li> </ul>
食の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の自主管理の促進</li> <li>○監視指導の充実</li> <li>○食品衛生意識の普及啓発</li> <li>○地産地消の推進（再掲） p.92</li> </ul>
感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団感染の予防</li> <li>○感染症知識の普及啓発</li> <li>○予防接種の充実</li> </ul>
住居衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住居衛生相談の充実</li> <li>○動物由来感染症の予防</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

環境の保全に寄与する資源循環を促進するため、姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「地産地消」を推進し、生産者の顔が見える地元の食を市民に提供できる仕組みを構築する。これにより、食の安全性に対する市民意識の向上を促進し、食の分野での健康安全を確保する。

##### 📖 分野別計画

- ▶ ひめじ健康プラン
- ▶ ひめじ食育推進プラン



環境衛生研究所



食と健康に関する市民フォーラム

## 基本的政策 3 都心部まちづくりの推進

### 政策 1 魅力ある都心空間の形成

#### 1 現状と課題

本市の都心部は、今後とも播磨地域の発展の核として魅力と活力ある空間形成を目指すとともに、商業・業務機能の相対的な地位の低下が懸念される中、その再生に向けた期待が高まっている。また、都心部にふさわしい土地利用を積極的に誘導するため、キャストィ21\*のコアゾーンの一部用地を先行的に取得した。

今後は、共生のまちづくりを都心部において具現化するため、都心部のまちづくりの指針である「姫路市都心部まちづくり構想」や「キャストィ21整備プログラム」などに基づき、高次都市機能\*を集積することが求められている。また、都心部は世界文化遺産\*姫路城を有し、本市を代表する歴史文化の拠点であることから、姫路城周辺地区において世界文化遺産にふさわしい景観を形成するとともに、ユニバーサルデザイン\*の視点に立った潤いのある都心環境を創出することが課題となっている。

#### 2 政策の方向

都心部において、400年の歴史を体現する世界文化遺産姫路城と対峙する姫路駅周辺は、本市の都市づくりの基本理念である3つの共生が具体的な姿となって表現される場所として、人々が憩いくつろぎ交流し、水と緑があふれ、姫路城の外濠などの歴史資源を現在に継承する空間を創出する。特に、行政と民間の適切な役割分担の下、キャストィ21を推進することにより、播磨の中核都市、播磨科学公園都市の母都市にふさわしい高次都市機能を集積させ、本市が目指す多核連携型都市構造の主核を形成する。

エントランスゾーンは、北駅前広場の拡張整備により姫路駅周辺の交通結節機能\*を高めるとともに、既存地下街と一体となったサンクンガーデン\*を環境空間として整備することにより、くつろぎや交流の空間を創出し、本市の玄関口としてふさわしい都市の顔とする。

コアゾーンは、都心部まちづくり構想で描く将来像を確実に実現するため、一時取得した用地に一定の条件を付して民間へ売却し、民間開発を適切に誘

導することにより、魅力ある商業・業務機能、高度な学術研究機能、付加価値の高い都市的サービス機能など、新たな高次都市機能が集積する拠点とする。

イベントゾーンは、先端技術をはじめとする学術研究や新技術などの展示機能、国際的、広域的な情報交流を促進するコンベンション\*機能、市民の自発的な創造・交流活動を支援する機能、観光支援や交通円滑化支援機能を導入することにより、幅広い世代の市民や国内外の人々が集う多様な交流活動の拠点とする。

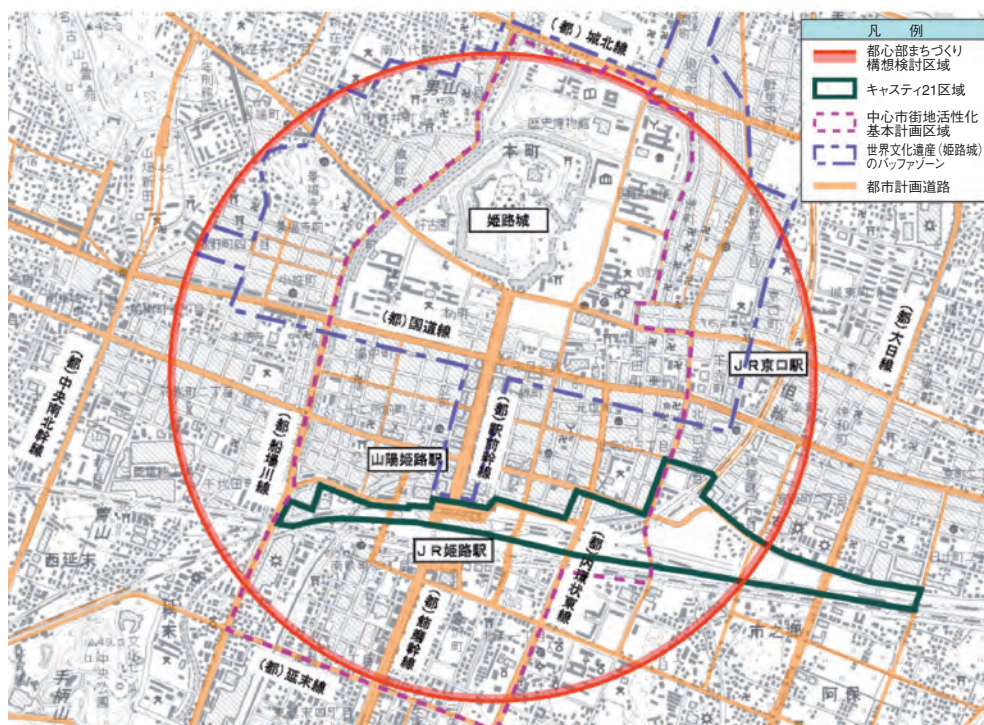
都心環境においては、北駅前広場における交通環境の円滑化や観光客、市民の利便性の向上を目指し、JR姫路駅の高架下空間を活用したバスプール、タクシープール、駐輪場を整備するとともに、JR姫路駅の観光案内所を充実する。

また、JR姫路駅から姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格あるまちなみを形成するため、大手前通りを再整備する。特に、姫路城への眺望景観を保全するため、「景観計画」に基づく建築物等への制限や「屋外広告物条例（平成8年度施行）」による良好な広告景観の形成に努める。さらに、公共施設における駐車場の休日開放など駐車需要に応じた駐車対策や駐輪場の整備、自転車利用者への啓発活動による放置自転車の一掃などを推進する。

世界文化遺産姫路城のバッファゾーン\*においては、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」に基づく歴史的建築物の保全と活用や建築物の高さ制限などにより、姫路城と調和した景観形成を促進する。

併せて、ユニバーサルデザインの視点に立ったゆとりある空間を創出するため、道路、公共施設などのバリアフリー化による安全な歩行者空間の確保や国際観光に配慮した案内サインの充実などに努める。

### 都心部における各種計画の検討区域等



注：図中の円は、大手前通りを中心としたおおむね直径2.5kmの範囲（都心部まちづくり構想検討区域）。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
キャストィ21の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エントランスゾーンの整備</li> <li>○コアゾーンの整備</li> <li>○イベントゾーンの整備</li> </ul>
都心環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JR姫路駅高架下空間の活用</li> <li>○姫路城と調和した景観形成（本掲） p.94</li> <li>○大手前通りの再整備（本掲） p.75</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進（再掲） p.137</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

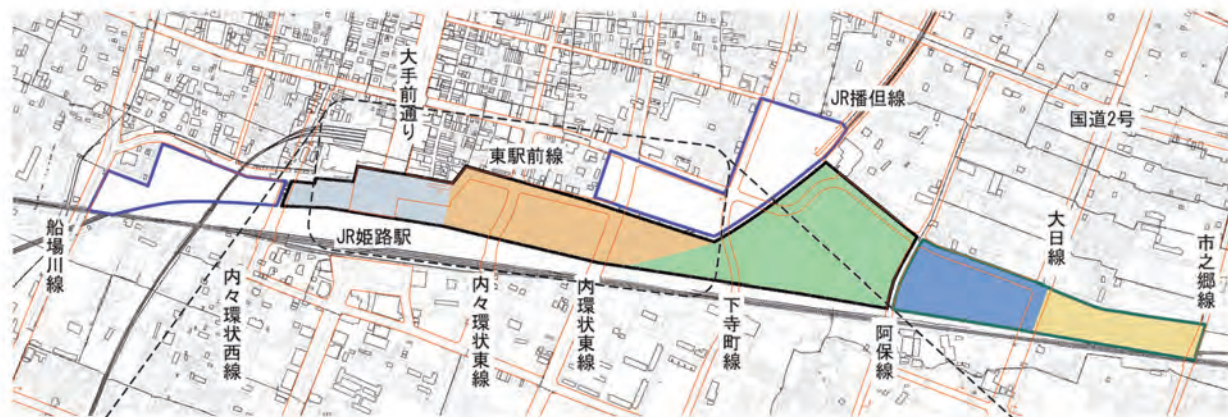
#### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「多核連携型都市構造」を構成する「地域核等と地域生活圏」の観点から、主核は快適で賑わいある都心部にふさわしい高次都市機能を集積させる。これにより、都心部まちづくり構想に描くキャストィ21や都心環境を実現し、魅力ある都心空間を形成する。

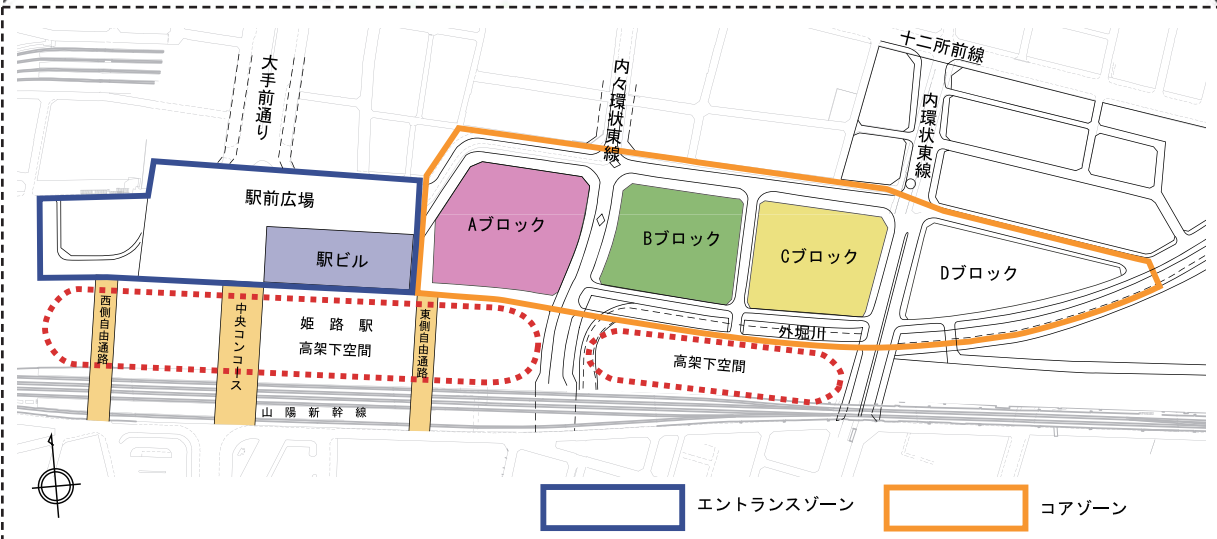
#### 📖 分野別計画

- ▶ 都心部まちづくり構想
- ▶ キャスティ21整備プログラム
- ▶ 都市景観形成基本計画
- ▶ 景観計画
- ▶ 特別史跡姫路城跡整備基本構想
- ▶ 自転車利用環境整備基本計画

### キャスト21のゾーニング



凡 例					
	メインエリア		エントランスゾーン		健康福祉・住宅ゾーン
	サブエリア		コアゾーン		生活利便施設ゾーン
	一般エリア		イベントゾーン		



注：高架下空間とは連続立体交差事業により生じた新たな高架下の空間。

## 政策2 都心部の賑わいづくりの推進

### 1 現状と課題

中心市街地は、商業、業務、居住などの多様な都市機能が集積した「都市の顔」とも言うべき地域である。しかしながら、公共公益施設の郊外移転による都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少などにより、中心市街地の活力が失われつつある。

本市においても、このような都市問題は顕在化しつつあり、中心市街地の活力維持と向上のための取り組みを行うことが急務となっている。

このため、事業者や商店街の自助努力を基本としつつ、市民活動団体や地元住民と連携したまちづくり活動を促進し、都心部の商業活動を活性化することが課題となっている。

また、世界文化遺産\*姫路城をはじめとする都心部にある文化交流・文化発信拠点施設などを最大限に活用した都市型観光\*や国際交流を振興することが求められている。

さらに、居住人口の減少により人的資源や地域コミュニティ\*機能が失われつつあるため、シニア世代や子育て世代を含む幅広い世代が、生活スタイルに合わせた多様な住まい方を選択できる快適な居住環境を整備することが課題となっている。

併せて、都心部の回遊性を高めるため、公共交通機関や歩行者、自転車を中心とした交通環境の充実が求められている。



大手前公園前の賑わい

### 2 政策の方向

姫路駅周辺の一体的な基盤整備による劇的な変化を契機としつつ、都心部における賑わいの創出と活力の増大に向け、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、人々が暮らし、訪れ、集い、回遊する魅力あふれる中心市街地の形成に努める。

観光客や来街者にとって魅力ある都心空間を創出するため、事業者や商店街、自治会等の地元団体、NPO法人\*などが行う賑わいづくりイベントを支援する。また、商店街が市内各地域と連携して特産物や郷土料理を紹介、提供する取組みを支援するなど、人々が交流し憩う場の創出や姫路の魅力発信に努める。

都心部における都市型観光や国際交流を推進するため、姫路城周辺地区の美観を向上するとともに、姫路城を中心とした賑わいある空間づくりを進め、観光客や国際会議などの誘致を促進する。また、道路清掃や路上喫煙の禁止などによるまちの美観の保全、市民一人ひとりのおもてなし意識の醸成により、都市のホスピタリティの向上に努める。

街なか居住により都心居住者の増加を図るため、良好な住宅ストックの供給促進をはじめ、高次都市機能\*の集積、憩い・潤いの場としての公園、河川の整備など、快適性に加え安全で安心な暮らしやすい都心環境を創出する。

さらに、都心部における商業の活性化、観光の振興、街なか居住の促進にとって重要である市民や来街者の回遊性を高めるため、JR姫路駅を中心とした公共交通のあり方について観光客や市民などのニーズに留意しつつ検討するとともに、歩きやすく潤いある歩行者空間を創出する。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
中心市街地の活性化（本掲） p.88	○中心市街地活性化基本計画の推進
交流によるまちづくりの推進	○商店街の活性化イベントへの支援（再掲） p.88 ○公共空間の活用 ○おもてなしの人づくりの推進（再掲） p.75 ○国際会議等の誘致と開催支援（再掲） p.79 ○公共交通の利用環境改善（再掲） p.152

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「多核連携型都市構造」を構成する「地域核等と地域生活圏」の観点から、主核においては、魅力ある商業空間の創出、おもてなし意識の醸成、街なか居住、回遊性を高める公共交通の利用環境の向上を促進する。これにより、観光客や来街者と市民が交流する都心部ならではのコミュニティを醸成し、都心部の賑わいづくりを目指す。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 都心部まちづくり構想
- ▶ 中心市街地活性化基本計画
- ▶ 観光交流推進計画
- ▶ 姫路城周辺地区景観ガイドプラン



## 政策3 南北市街地の一体化の推進

### 1 現状と課題

都心部は、JR姫路駅を中心に各種交通機関や商業・業務機能が集中し、本市の交流、流通の拠点であるとともに、播磨地域における社会経済活動の中心地として発展してきた。一方、東西に伸びる鉄軌道と南北道路とが平面で交差するという状況は、南北市街地を分断し、都心部の一体的な発展を阻害してきた。このため、姫路駅周辺地区では、鉄道高架事業、土地区画整理事業、関連道路事業などによる面的で総合的な整備を進めてきたところである。

今後も、環状道路をはじめとする幹線道路\*網の整備により南北交通の円滑化に努めるとともに、サンクンガーデン\*を含む北駅前広場の整備、JR姫路駅高架下空間の活用、土地区画整理事業の推進などにより姫路駅周辺の一体的な土地利用を促進し、都心部の回遊性の向上と南北市街地の一体化を図ることが必要となっている。

### 2 政策の方向

JR姫路駅を中心とした周辺道路の整備と土地区画整理事業の推進により、多核連携型都市構造における都心回遊軸を形成し、人、もの、情報が交流する活力ある都心部の発展に努める。

内々環状線、内環状線、大日線をはじめとする周辺道路の整備については、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、都心部への通過交通の排除や過度な流入交通を抑制し、都心交通の円滑化を推進する。また、高架下の東西2か所の自由通路を早期に整備することにより、姫路駅周辺における市民や観光客などの往来の利便性を向上させる。

姫路駅周辺の土地利用を促進する姫路駅周辺地区や姫路駅南西地区、阿保地区の土地区画整理事業により、都心部にふさわしい商業・業務地や宅地など良好な市街地を創出する。

姫路駅周辺地区においては、サンクンガーデンを含む北駅前広場を整備することにより、JR姫路駅を中心とした交通結節機能\*を強化する。また、既存地下街と一体となる新たな地下広場を整備することにより、都心部におけるくつろぎや交流の空間を創出する。姫路駅南西地区においては、工場跡地などを有効活用し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生する。都心部の東部に位置する阿保地区においては、住・工のバランスのとれた良好な住環境を形成する。



東側自由通路



整備が進む内々環状西線

### 姫路駅周辺の整備事業



### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
高架関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内々環状道路の整備</li> <li>○姫路駅東西自由通路の整備</li> </ul>
土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路駅周辺土地区画整理事業の推進</li> <li>○駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)の推進</li> <li>○阿保土地区画整理事業の推進(再掲) p.156</li> </ul>

### 姫路スタイルにより加速される政策展開

#### ●コンパクトシティの推進

都心部において、姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「多核連携型都市構造」を構成する「地域核等と地域生活圏」の観点から、主核にふさわしい高次都市機能\*を集積し、回遊性を向上させるため、道路事業、土地区画整理事業など総合的な基盤整備を推進する。これにより、JR姫路駅を中心とした南北市街地の一体化を実現する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 都心部まちづくり構想
- ▶ 都市計画マスタープラン
- ▶ 都市計画道路整備プログラム
- ▶ 公共交通を中心とした姫路市総合交通計画

## 基本的政策 4 都市活動を支える基盤整備の推進

### 政策 1 特色ある都市空間の形成

#### 1 現状と課題

社会経済状況の変化に伴い、都市づくりの方向は、地域の均衡ある社会資本の整備やその集積を推進する時代から、特色ある地域資源を有効に活用し地域の個性を大切にす時代へと変化しつつある。本市も、市町合併により市域が大幅に拡大し、森林丘陵地域、田園地域、群島地域などの個性ある地域資源が増加したため、それらを活用しつつ特色ある地域づくりに取り組んでいる。

今後とも、拡大した市域に対応し、地域それぞれの魅力を活かした住みよい生活圏の形成に向けた計画的な土地利用を促進するとともに、地域の特性や規模に応じた都市機能の配置に努め、将来にわたりゆとりのある持続可能な都市を構築することが課題となっている。

また、世界文化遺産\*姫路城をはじめ、地域の歴史文化に根ざした景観や建築物、水と緑の豊かな美しい自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、美しく風格ある都市景観の形成に取り組むことが必要である。

さらに、限られた資源を有効に活用しつつ、地域特性を活かしたまちづくりを進めるためには、市民、事業者、行政などの協働により、歴史文化や豊かな自然と都市機能が調和したまちなみを守り育てることが求められている。

#### 2 政策の方向

地域の特性を活かした都市づくりを推進し、多核連携型都市構造を実現するため、都市計画やその他まちづくり手法を検討し、特色ある都市空間を形成する。

土地利用については、大幅に拡大した市域において、地域ごとに土地利用ゾーンを位置づけ、地域特性に応じた土地利用や環境保全などに取り組む。北部の森林丘陵地域（森林・生活ゾーン）や田園地域（農業・生活ゾーン）、南部の群島地域（漁業・生活ゾーン）においては、自然と共生した地域の伝統を守り伝える生活空間を形成するため、豊かな自然環境や田園風景などの保全を目指す。中央部に広がる

市街地（市街地・生活ゾーン）や臨海部（臨海・産業ゾーン）においては、暮らしやすく活力ある持続可能な市街地の整備に向け、快適な居住環境の形成と都市活力の源泉である産業振興を目指す。

また、人口集積や公共的施設等の配置状況に留意しつつ、交通結節機能\*や主核を補完する行政機能、商業・業務機能、市民活動の場が充実した都市拠点として副核を、交通結節機能や日常生活に必要なサービス機能が充実した生活拠点として地域核を、旧4町地域における生活の質を向上し、日常生活を支える機能が充実した生活拠点として準地域核をそれぞれ位置づけ、住みよい地域生活圏の形成を目指す。

このような土地利用を促進するため、都市計画マスタープラン等に基づき、区域区分制度\*や地域地区制度\*、地区計画制度\*などを活用することにより、地域にふさわしい都市機能を適正に配置するとともに、開発行為や建築行為が適正に行われるよう規制と誘導に努める。

本市の歴史文化や豊かな自然環境を活かし、地域に誇りと愛着を持てる都市景観を創出するため、「姫路市都市景観条例（昭和62年度施行）」や「景観計画」に基づく建築物等の景観誘導のほか、市民の自主的な取組みを支援する。

良好な住環境を形成し、市民自ら取り組む地域特性を活かした活動を促進するため、アドバイザーの派遣などにより、まちづくり活動を支援する。また、街路樹アダプト制度\*等、地域住民、市民活動団体、企業などを行う協働のまちづくり活動を推進する。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
地域特性に応じた土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域の検討</li> <li>○市街化区域及び市街化調整区域の見直し</li> <li>○地区計画制度の活用</li> </ul>
地域に誇りと愛着を持てる都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観計画の推進</li> <li>○都市景観重要建築物等の保全</li> <li>○市民の自主的な景観形成の促進（本掲） p.94</li> </ul>
地域特性を活かした市民活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の自主的なまちづくり活動の促進</li> <li>○ひめじ街路樹アダプト制度の推進</li> <li>○組合施行の土地区画整理事業への支援</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

姫路スタイル・コンパクトシティの特色である「多核連携型都市構造」の実現に向け、都市計画マスタープラン等に基づき地域特性に応じた土地利用を推進し、基礎的な日常生活を充足できる暮らしやすい地域生活圏を形成する。これにより、市民の生活の質を向上するとともに自然と共生する持続可能で特色ある都市空間を形成する。

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

地域住民や市民活動団体が取り組むまちづくり活動を支援することにより、地域に誇りと愛着が持てる都市景観を創出するとともに、地域特性を活かした市民活動を促進し、特色ある都市空間の形成を目指す。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 都市計画マスタープラン
- ▶ 都市景観形成基本計画
- ▶ 景観計画
- ▶ 緑の基本計画

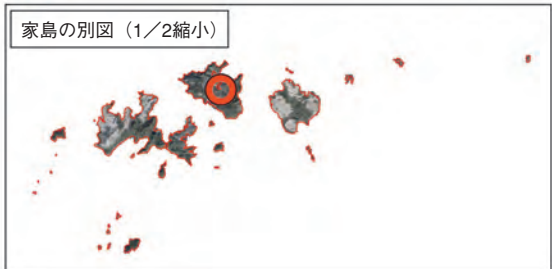


歴史的なまちなみ（城西地区）



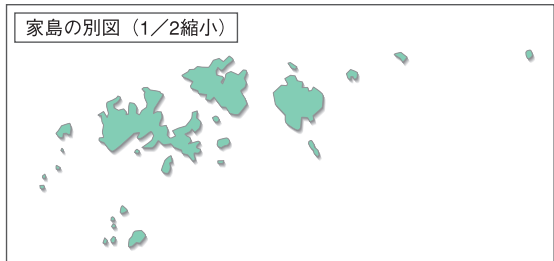
歴史的なまちなみ（野里地区）

市域の現況  
(航空写真)



凡 例	
	主核
	副核
	地域核
	準地域核

地区計画等の状況  
(平成21年3月現在)



凡 例	
●	地区計画
○	集落地区計画

## 政策2 交流連携を支える交通網の構築

### 1 現状と課題

自動車交通への依存がますます高まる中、地域生活圏間や都心部と連携する環状、放射状の幹線道路\*の整備が不十分であることから、市内各所で交通渋滞が発生し、市民生活や社会経済活動に支障を来している。

このような状況は、環境への負荷を高めるだけでなく、バス輸送の定時性の低下による利用客の減少や通過交通の生活道路への進入による危険性の高まり、物流効率の悪化による国内外における産業競争力の低下などを誘引すると懸念されている。

今後は、交通渋滞の緩和と環境負荷の低減を目的とした公共交通網の形成をはじめ、グローバルな視点から東アジア地域等との国際的な産業連携、文化交流など、国際物流や国際観光に対応できる広域的な交通網の構築が求められている。また、地域生活圏間や都心部との円滑な連携と地域生活圏における市民の生活の質の向上を促進する地域内交通網の充実が課題となっている。



JR姫路駅北駅前広場周辺

### 2 政策の方向

公共交通網は、市民の日常生活を支える重要な役割を担っているため、地域生活圏間や都心部との交流連携を充実させる総合的な交通網の形成に努める。特に、鉄道、バス、船舶などの公共交通機関は、輸送効率が高く環境への負荷を低減することから、交通結節機能\*を充実するとともに、道路整備や交通管理施策\*と連携した利用環境の向上に努める。また、地域住民、商業者、交通事業者など多様な地域関係者と連携し、地域住民の日常生活に必要な不可欠な生活交通の維持、確保に向けた取組みを推進する。

広域交通網は、多核連携型都市構造の広域連携軸として、また、山陽、山陰と京阪神地域をつなぐ基幹ネットワークとして、本市の産業競争力を高め経済発展を促進する重要な社会基盤であることから、高規格な幹線道路によるラダー型道路網\*の形成を目指す。このため、中国横断自動車道姫路鳥取線や国道29号姫路北バイパスの建設を促進するとともに、播磨臨海地域道路網\*の整備や国道2号バイパス別所ランプの改良を促進する。また、大規模物流に対応できるよう特定重要港湾姫路港の整備と効率的な利用を促進する。

地域内交通網は、多核連携型都市構造の地域内連携軸として、地域生活圏間や都心部への移動利便性の向上、通過交通の適切な誘導、都心部における流出入交通の円滑化を図るため、幹線道路網を体系的に整備する。また、地方港湾家島港の港湾内における安全性を向上させるため、港湾施設の整備を促進する。

さらに、地域生活圏内における安全で快適な生活空間を創出するため、バス等の生活交通の維持、確保のほか、歩道や自転車道の整備、市民参画による地域の実情に応じた生活道路の整備など、身近な核へ安心して移動できる交通環境の向上に努める。

### 3 施策の概要

施 策	主 な 事 業
公共交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通の利便性向上</li> <li>○公共交通の利用環境改善（本掲）p.144</li> <li>○公共交通の利用促進</li> </ul>
広域交通網の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国横断自動車道姫路鳥取線の整備促進</li> <li>○姫路北バイパスの整備促進</li> <li>○播磨臨海地域道路網の整備促進</li> <li>○別所ランプの改良</li> </ul>
地域内交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹線道路の整備</li> <li>○生活道路の整備</li> <li>○やさしい歩道づくり事業の推進</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

##### ●コンパクトシティの推進

地域生活圏間や都心部との移動利便性を向上させる交通結節機能を強化するとともに、安全で快適な歩行者・自転車空間を整備し、暮らしやすい地域生活圏を形成する。これにより、環境負荷の小さい広域及び地域内交通を支える総合的な交通網を構築する。

##### ●グローバルな視点に立った都市づくりの推進

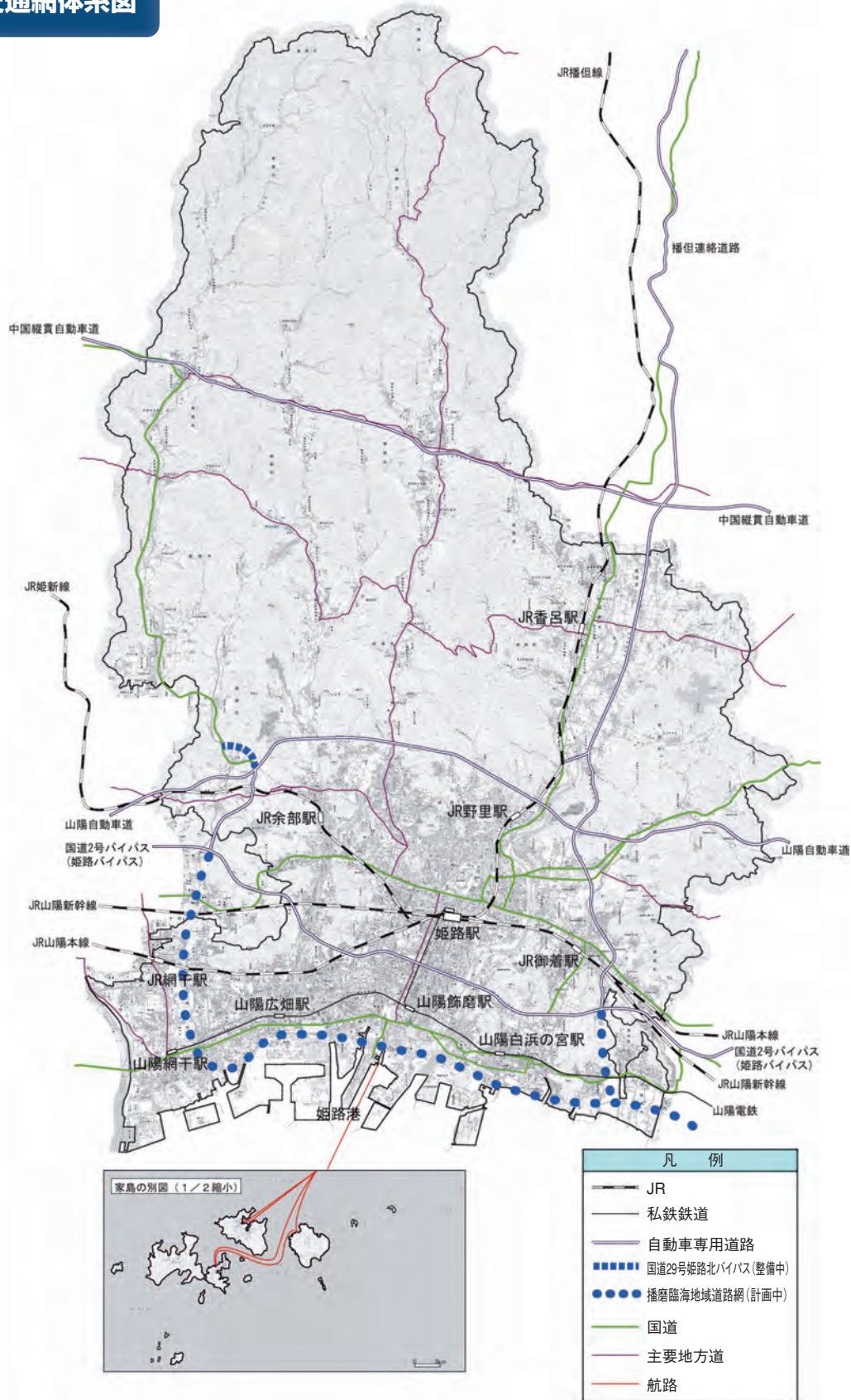
産業・観光面におけるグローバル化の観点から、播磨科学公園都市や山陽・山陰・京阪神地域との連携を強化するため、高規格な幹線道路で構成するラダー型道路網の形成に努める。これにより、人、もの、情報が交流する広域交通網の整備を促進し、交流連携を支える交通網を構築する。

#### 📖 分野別計画

- ▶ 都市計画マスタープラン
- ▶ 都市計画道路整備プログラム
- ▶ 公共交通を中心とした姫路市総合交通計画
- ▶ 自転車利用環境整備基本計画



# 交通網体系図



## 政策3 快適な都市基盤の整備

### 1 現状と課題

#### 【河川】

本市は、これまで、治水対策や利水対策のため、主要な河川や排水路の改修整備を計画的に実施してきた。一方、都市化が進展した結果、自然が持つ本来の保水・遊水機能が低下し、浸水等の被害が発生しやすい状況にあるとともに、良好な河川環境が失われつつある。

このため、国、県管理河川については改修の促進に努め、市管理河川については体系的な整備方針のもと積極的な河川改修により、雨水排水対策を推進することが求められている。

また、市民との協働による河川環境の改善に取り組むとともに、水とふれあい、水辺の景観を楽しむことができる親水空間を創出することが必要となっている。

#### 【公園】

本市は、憩いの場、緑による潤いの場の創出や災害時における避難場所の確保のため、総合公園等の整備を積極的に進めてきた。その結果、都市公園数は中核市の中で上位に位置しているが、市民一人当たりの面積は、国の基準目標面積10m<sup>2</sup>/人に達していない状況にある。

今後は、少子高齢化の進展による利用者や生活スタイルの変化などに的確に対応できる公園機能の充実が求められている。また、市街地における身近な緑や水辺が減少する中、自然とのふれあいを求める市民ニーズが高まっており、身近な緑地、憩い空間として活用できる公園整備が必要となっている。



手柄山中央公園

#### 【上水道】

本市は、昭和4年（1929年）に給水を開始して以来、数次にわたる拡張事業を実施し普及の拡大に努めた結果、給水普及率は、ほぼ100%となっている。

今後は、老朽化施設の計画的な更新と安定供給体制の充実、地震等の災害に備える施設整備が求められている。

また、都市化の進展による水質悪化や耐塩素性病原生物、有害化学物質などの新たな脅威に対応できる水質管理体制の整備と、大切な水資源の有効利用がますます必要となっている。

#### 【下水道】

本市は、公衆衛生の向上や河川、海などの水質保全のため、昭和13年（1938年）に下水道事業に着手し、積極的に整備を進めてきた。この結果、一部の土地区画整理事業区域等を除き計画処理区域のほぼ全域の整備が完了した。

今後は、未整備区域の早期整備と老朽化した施設の更新に努めるとともに、処理区域での早期水洗化を促進することが求められている。

また、浸水被害が発生している地域への効果的な雨水排水対策が課題となっている。さらに、合流区域\*における河川の汚濁や浸水被害を防ぐ早期の対策が求められている。

#### 【居住環境】

本市は、土地区画整理事業をはじめ各種整備手法の活用により十分な市街地が整備されるとともに、計画的に公営住宅の供給を進めてきた結果、世帯数に占める公営住宅の比率は全国比率より高い水準となっている。

今後は、人口や人口密度などの都市規模を十分考慮し、地域の特性に応じた市街地整備や拠点整備が課題となっている。市営住宅の供給については、需給関係に配慮し、高齢単身や子育て世帯などの多様化するニーズ、バリアフリー化や耐震化などの安全・安心に対する要請に対応することが求められている。

## 2 政策の方向

### 【河川の整備】

一級河川や二級河川については、自然が持つ保水・遊水機能の低下による浸水等の被害に対応するため、国、県に対し河川改修の促進を求めるとともに、一、二級河川のうち市が主体的に事業に取り組む河川については、都市基盤河川\*事業として、市街地の治水の向上と生態系や自然環境に配慮した整備に努める。

準用河川\*、普通河川については、安全で快適な市民生活を確保するため、浸水被害を軽減する改修や老朽化した護岸の改修などを推進し、特に、局地的な集中豪雨に対応するため、雨水貯留施設や排水ポンプ場などを整備する。

排水路については、市民生活に密着した雨水排水の円滑化を図る。

さらに、河川環境の改善については、憩いと潤いある親水空間を創出するため、水とふれあうことができ、まちなみ景観に配慮した整備に努めるとともに、地域住民との協働による美化浄化活動を促進する。

### 【公園の整備】

多様な市民ニーズに対応するため、総合公園については、姫路城を中心とした本市のシンボルゾーンとして姫路公園、都心部近郊にある緑とスポーツの拠点として手柄山中央公園を整備するとともに、自然と調和した教育、レクリエーションの拠点として桜山公園の活用を促進する。

また、市民に身近な憩いと緑による潤いを与える地域交流の場、災害時における一時避難場所、高齢者や障害者が利用しやすい空間を確保するため、街区公園、近隣公園、地区公園を整備するほか、墓園である名古山霊苑においては、花と緑に包まれた市民の憩いの場として整備する。

さらに、市川、夢前川などの河川敷を利用した河川緑地や臨海部における公害の防止、緩和と市民の憩いの場として緩衝緑地の良好な維持に努めるとともに、市民が身近に利用できるスポーツ広場公園、チビッコ広場を整備する。

自然とのふれあいを求める市民ニーズに対応するため、森林や丘陵などの豊かな緑を保全するほか、自然とふれあい親しめる場や環境学習やレクリエーションの場として、自然観察の森等の活用を促進する。

### 【上水道の整備】

合併により拡大した市域への適切な施設配置と安定供給体制を充実するため、「姫路市水道ビジョン」に基づき老朽施設を計画的に整備するほか、配水コントロールシステムの更新と漏水防止対策により、配水管理の効率化を図る。

災害時のライフラインとしての機能を強化するため、各施設の耐震化を進めるとともに、広域的な相互応援体制を確立する。また、安全でおいしい水づくりを目指すため、環境汚染物質、農薬などの監視・検査体制の充実やクリプト対策\*等の高度処理の導入を推進し、水質管理を強化する。

さらに、限りある水資源を有効利用するため、水道資料館を活用し水環境の保全や水の大切さに対する啓発に努める。

### 【下水道の整備】

汚水対策は、公共下水道の未整備区域の早期解消に努めるとともに、老朽化した管きよや処理場などの施設を計画的に整備する。また、公共下水道が着実に整備される中、一般家庭等の水洗化に向けた啓発、指導を行うほか、水洗便所改造資金貸付制度の活用により早期水洗化を促進する。

雨水排水対策については、浸水被害が発生している地区への対策として、雨水幹線を順次整備するとともに、計画的な雨水ポンプ場の整備に努める。特に、合流改善については、雨水の流出増加、管きよの流下能力不足による浸水被害と河川汚濁を解消するため、増補管による流下能力の向上、処理場での雨水処理能力の増強などを推進する。

### 【居住環境の整備】

自然環境の保全や住みよい日常生活圏の形成に向け、計画的な市街地整備と拠点整備を推進する。

土地区画整理事業については、良好な市街地と交通の円滑化に資する幹線道路\*網を形成するため、阿保地区、英賀保駅周辺地区の整備を推進するとともに、地域の実情に即した市街地を形成するため、その他の地区の整備に努める。

拠点整備については、飾磨拠点開発地区は、商業・住機能が集積した生活と産業が交流する拠点として整備するとともに、大塩的形臨海部は、自然海岸が残っている豊かな自然環境を活かす事業手法を検討する。また、JRひめじ別所駅周辺地区は、貨物

ヤードやJR旅客駅などの交通利便性を活かし、流通・商業機能を備えた良好な住環境を形成する。さらに、JRはりま勝原駅周辺地区は交通利便性と商業機能を備えた質の高い住環境を形成する。

市営住宅については、「姫路市住宅計画」に基づき、既存の市営住宅ストックの有効活用や建替、個別改善などにより、多様化する市民ニーズに対応すると

ともに、計画的な戸数管理を行う。また、耐震化やバリアフリー化を推進することにより、安全で安心な住宅環境の形成に努める。

民間住宅については、耐震診断や耐震改修、バリアフリー改修に対して助成することにより、民間住宅ストックの質の向上を目指す。

### 3 施策の概要

施策	主な事業
河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川・排水路の整備</li> <li>○水辺空間の保全と創出（本掲） p.129</li> <li>○河川の美化・浄化活動の推進（本掲） p.129</li> </ul>
公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園等の整備 （姫路公園、手柄山中央公園、桜山公園、名古屋山霊苑等）</li> <li>○広場の整備</li> </ul>
上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道施設の耐震化</li> <li>○老朽化施設の更新</li> <li>○水質管理の強化</li> </ul>
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道管きよの整備</li> <li>○合流改善事業の推進</li> <li>○水洗化の促進</li> </ul>
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地区画整理事業の推進（本掲） p.146 （阿保地区、飾磨拠点地区、垣内津市場地区、英賀保駅周辺地区、飯田手柄地区、西蒲田下野地区、土師地区等）</li> <li>○既成市街地の再開発の検討</li> <li>○公営住宅等の整備</li> </ul>

#### 姫路スタイルにより加速される政策展開

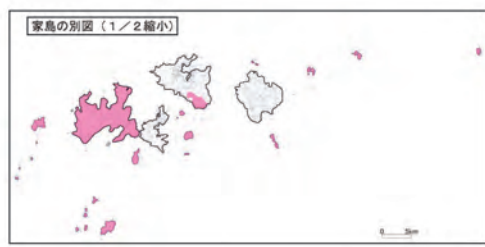
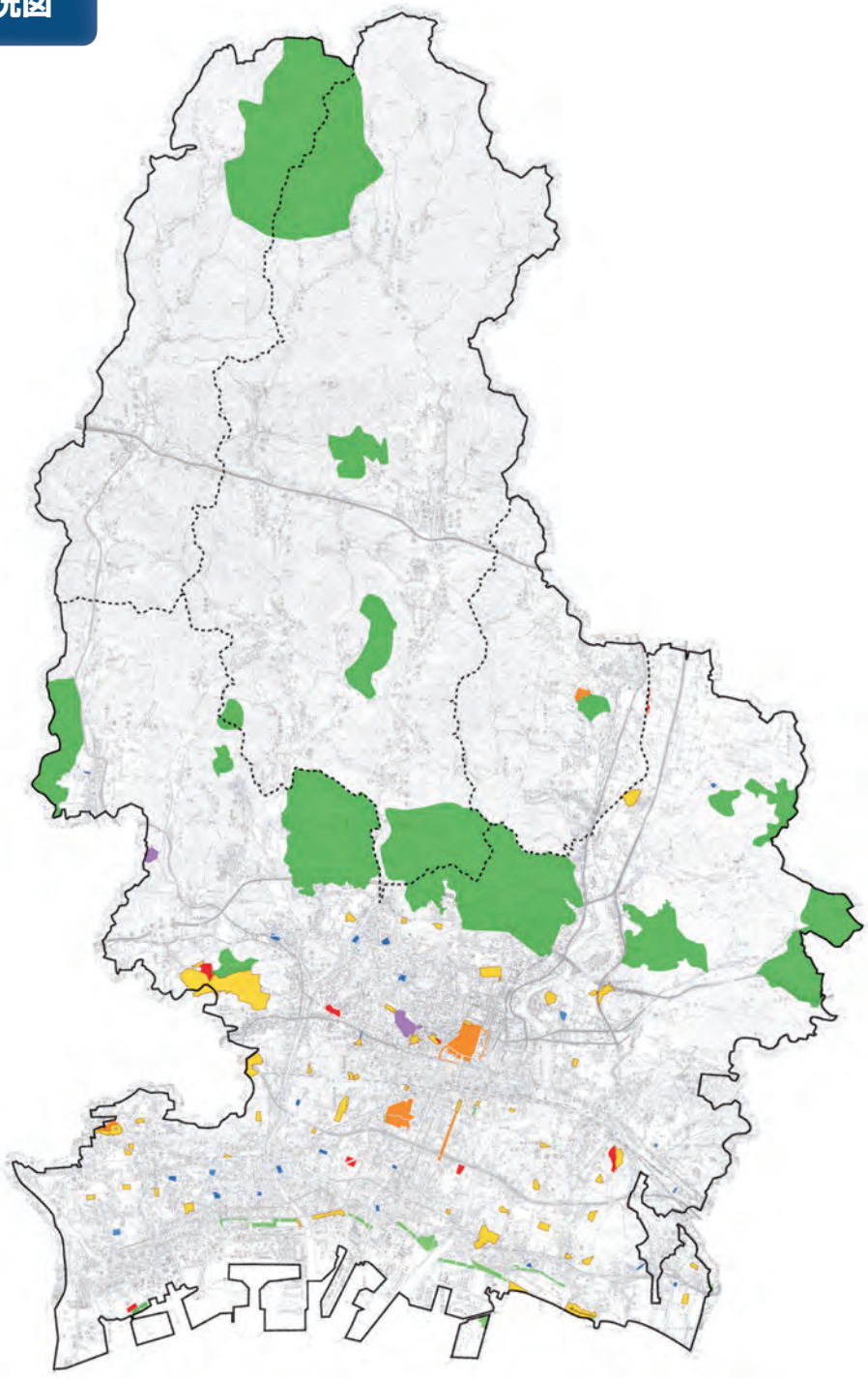
##### ●コンパクトシティの推進

既存の都市基盤の適切な維持と活用（あるもの活用）、施設の効率的配置、環境の保全に配慮した基盤整備といった姫路スタイル・コンパクトシティを推進することにより、人と自然が共生する快適な都市基盤を実現する。

#### 📖 分野別計画

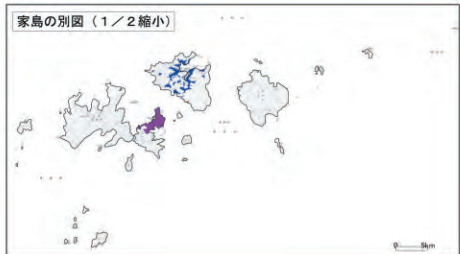
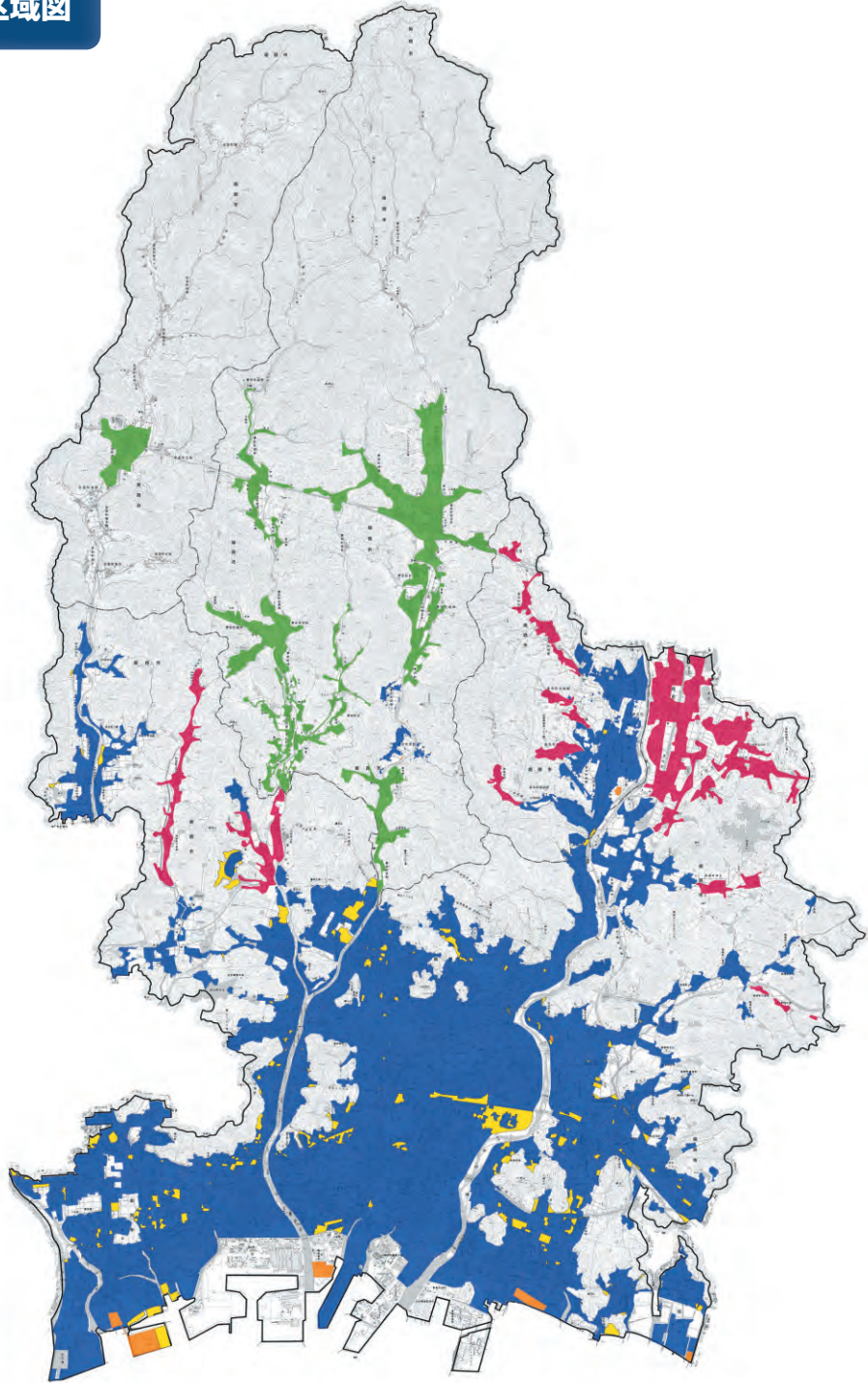
- ▶ 緑の基本計画
- ▶ 水道ビジョン
- ▶ 住宅計画

# 公園等現況図



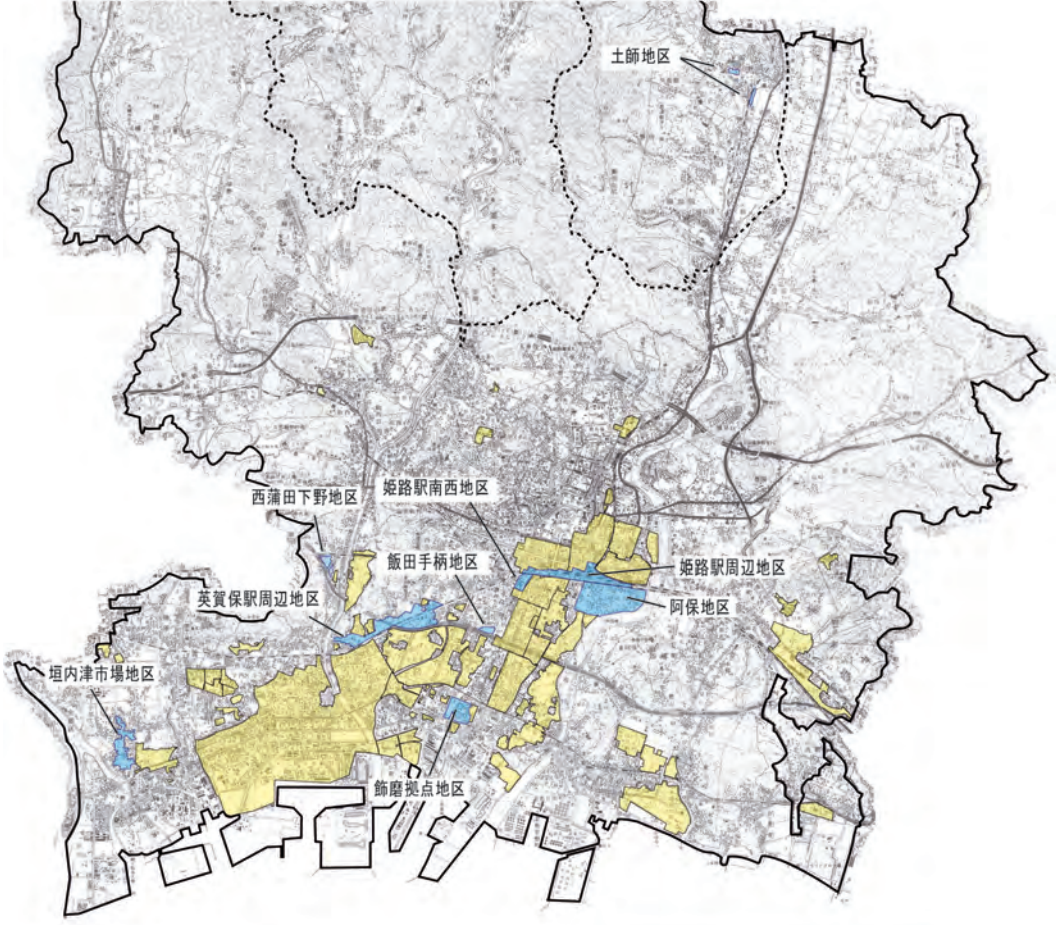
凡 例		
開 設 済	近隣公園	■
	地区公園	■
	総合公園	■
	風致公園・緩衝緑地 都市緑地・緑道	■
	墓園	■
計 画 (一部開設を含む)	瀬戸内海国立公園	■
	県立自然公園など	■

# 下水処理区域図

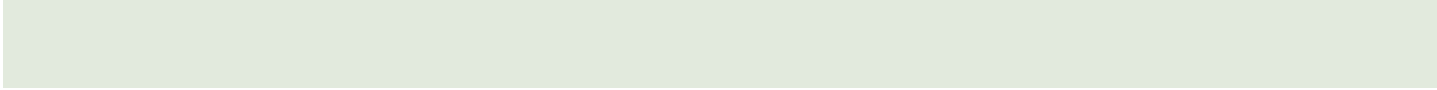


凡 例	
<span style="color: blue;">■</span>	公共下水道(整備済)
<span style="color: yellow;">■</span>	公共下水道(計画区域)
<span style="color: orange;">■</span>	公共下水道処理場
<span style="color: green;">■</span>	コミュニティ・プラント
<span style="color: red;">■</span>	農業集落排水
<span style="color: purple;">■</span>	漁業集落排水

# 土地区画整理事業現況図

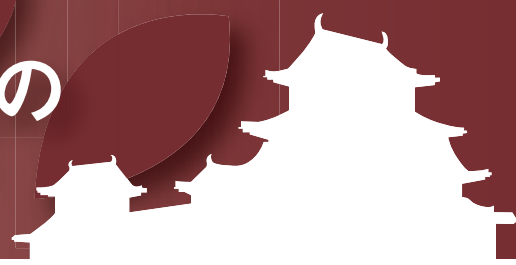


凡 例	
	姫路市界
	区画整理施行済地区
	区画整理施行中地区





目標とする  
人口と都市構造の  
実現に向けて



# 目標とする人口と都市構造の実現に向けて

## 1 人口53万人を維持する方策

### 1 基本的方針

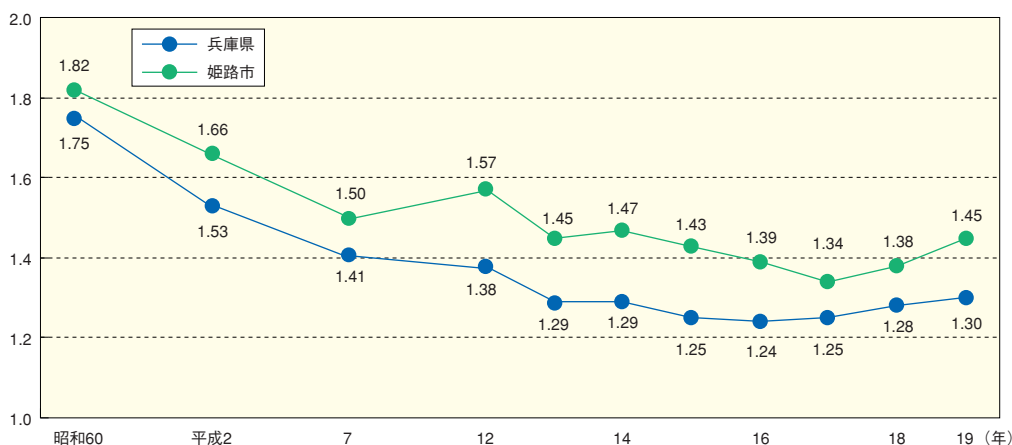
我が国において急速に進行する人口減少は、労働力の減少、市場規模の縮小などを招き、経済成長の減速や地域社会の活力低下といった社会経済に対する深刻な影響を与えることが懸念されている。

本市における社会増減\*は、平成9年（1997年）以降で見ると転出者が転入者を上回り減少傾向が続いている。また、出生数の減少と死亡数の増加により、これまで社会増減の減少分を補ってきた自然増減\*も減少傾向

に転じており、コーホート要因法\*による推計では、平成32年（2020年）の人口は50.4万人に減少すると見込まれる。

このような状況の中、人口の急激な減少を回避し、目標とする人口53万人を維持するために重点的に取り組むべき方策として、家庭や子育てに夢や希望を持てる少子化対策、地域経済を活性化し雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を位置づける。

合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県データ「兵庫県厚生統計」  
姫路市データ 昭和60年～平成12年「兵庫県厚生統計」  
平成13年～ 姫路市調べ  
注：平成16年以前は旧姫路市の値。

### 2 重点的な取組み

#### (1) 家庭や子育てに夢や希望を持てる少子化対策

次代の親たちが「姫路市で子どもを健やかに育てたい」と思えるよう、家庭や子育てに夢や希望を持てる少子化対策に重点的に取り組む。

少子化が進展する主な要因は、性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、仕事と子育ての両立が困難な社会構造、核家族化や地域の連帯感の希薄化による子育てに対する負担感や不安感の増大などがあげられる。

このため、男性も育児参加できる働き方を進めるなど男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるワーク・ライフ・バランス\*の考え

方に基づいた企業の職場環境づくりを促進するとともに、出産や子育てで仕事を離れた女性の再就職や起業を支援する。また、女性の社会進出の進展や就業形態の変化などに伴う多様なニーズに応えることのできる保育サービスを充実する。さらに、子育てに関する負担感や不安感を軽減するため、子育て家庭に対するきめ細かなサービスや情報の提供を行う。併せて、安心して子育てができる社会の実現を目指して、子育てバリアフリー\*の推進や妊産婦に対する配慮の意識啓発などに努める。

## (2) 地域経済を活性化し雇用を創出する産業の振興

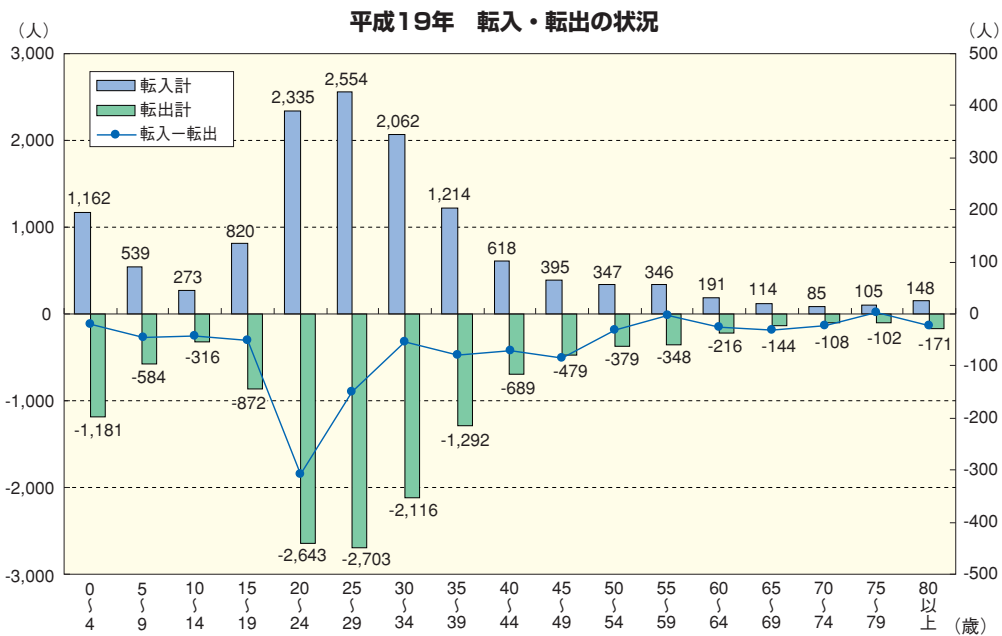
20歳代、30歳代の市民が神戸市、大阪府をはじめとする大都市へ転出することなどによる社会増減の減少傾向を増加に転じさせるため、地域経済を活性化し雇用を創出する産業の振興に重点的に取り組む。

このため、本市と播磨科学公園都市に集積する高度な研究開発機能、多数の優秀な人材、自然災害が少ない地理的特性など本市特有の優位性を有効に活用し商工業の振興に努める。特に、最先端の技術開発が期待される光・電子技術関連産業\*等の企業立地

を促進するとともに、微細技術\*を活用した新製品・新技術の開発支援などにより創造的ものづくり力を強化し、産業の多様化と高度化を図る。

また、後継者不足が懸念されている農林水産業については、新規就業者への支援体制を整備するとともに経営の安定化を図ることにより、持続可能で魅力とやりがいのある産業への転換を目指す。

さらに、一人ひとりの働き方のニーズに対応できる安定した雇用・就業対策に努め、本市で働く意欲がある人の就業を支援する。



県内市町別転入者数上位

順位	市町名	転入者数
1	神戸市	933人
2	たつの市	661人
3	加古川市	644人
4	高砂市	483人
5	太子町	471人
—	県内転入計	6,393人

県内市町別転出者数上位

順位	市町名	転出者数
1	神戸市	1,276人
2	加古川市	824人
3	たつの市	666人
4	太子町	553人
5	明石市	457人
—	県内転出計	6,708人

県外都道府県別転入者数上位

順位	県名	転入者数
1	大阪府	1,301人
2	岡山県	493人
3	東京都	453人
4	京都府	412人
5	広島県	341人
—	県外転入計	6,915人

県外都道府県別転出者数上位

順位	県名	転出者数
1	大阪府	1,588人
2	東京都	721人
3	京都府	493人
4	岡山県	492人
5	愛知県	399人
—	県外転出計	7,635人

資料：姫路市調べ

注：住民基本台帳届出数による。

### (3) 定住を促進する生活環境の整備

世代を超えて、市民が住み続けたいと思える都市を実現するため、「新しい姫路市のまちづくりアンケート（平成19年3月）」結果の中で、本市への定住を促進すると考えられる「学校教育の内容や環境」、「医療や保健体制」、「高齢者福祉」の充実に重点的に取り組む。

学校教育については、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づく教育改革によって、教職員の資質の向上を図る支援体制の構築、確かな学力の育成、子どもの発育や発達の連続性を重視した一体的な教育課程の設定などに努める。また、幼児期において、社会に対応できる能力の基礎を培い、自ら向上する力を身につけられるよう総合的、体系的な就学前教育の充実を図る。

医療や保健体制については、かかりつけ医を持つことや医療機関の適切な利用など、限られた医療資源\*の有効な活用について市民意識の啓発に努める。また、保健医療に携わる人材を育成する大学等との連携による医療従事者の養成と確保、病診連携\*の促進により、適切な医療サービスの提供を支援する。

特に、体制の維持そのものが危ぶまれている救急医療については、救急救命士の養成や高度救命用資機材の整備などにより、病院到着前の救護を充実する。さらに、休日・夜間急病センターにおける一次救急医療\*を推進するとともに、二次・三次救急医療\*体制の検証、見直しを行い、安心して暮らせる救急医療体制の維持、充実に努める。

高齢者福祉については、高齢者が生涯にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、福祉サービスの充実に努めるとともに「余暇の充実」「自己実現」「健康生活」の3つの視点に基づいた、本市独自の総合的な高齢社会対策を展開する。すなわち、介護予防事業の充実、老人クラブ活動への支援をはじめ、社会参画と社会貢献を促進する仕組みの構築を通じて、高齢者が健やかで質の高い生活を送り、社会の輪の中でいきいきと活躍できる生涯現役社会を実現する。また、介護が必要となっても自らの意思により住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、地域包括支援センターの充実、地域密着型サービス事業所等の計画的整備、介護サービスと地域医療との連携の促進などに努める。



資料：新しい姫路市のまちづくりアンケート（平成18年度）

## 2 多核連携型都市構造を構築する方策

### 1 基本的方針

本市は、市町合併による市域の拡大や人口減少社会の到来をはじめとした厳しい社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な都市づくりを目指している。

このため、土地利用ゾーンの設定による「人と自然と産業が調和した環境との共生」、地域核等と地域生活圏の設定による「住みよい生活圏域の構築と高次都市機能\*が

集積した都心部の充実」、都市軸と交流連携軸の設定による「多様な文化と個性を享受できる交流ネットワークの構築」について重点的に取り組み、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」を構築する。

### 2 重点的な取組み

#### (1) 土地利用ゾーンの設定

##### 【人と自然と産業が調和した環境との共生】

市町合併により市域が大幅に拡大したため、それぞれの地域特性に応じた土地利用、環境保全、景観形成などに取り組むことが課題となっている。

このため、北部の森林丘陵地域は、森林等の多様で豊かな自然を保全し、人と自然が共生し快適に生活できるゾーン（森林・生活ゾーン）とする。また、田園地域は、良好な田園環境を守りつつ、利便性とゆとりある居住環境を形成するゾーン（農業・生活ゾーン）とする。中央部の市街地は、賑わいある都心部を中心に、水と緑など環境に配慮した快適で安心な市街地を形成するゾーン（市街地・生活ゾーン）

とする。臨海部は、産業・港湾関連用地として土地利用を促進するとともに、親水機能など環境に配慮しつつ、都市の活力を産業面から創出するゾーン（臨海・産業ゾーン）とする。南部の群島地域は、漁業、観光などを振興するとともに、交通利便性が確保された住みよい居住環境を形成するゾーン（漁業・生活ゾーン）とする。

このような土地利用ゾーンの設定に合わせ、都市計画区域の検討や都市計画マスタープラン等に基づく地域地区制度\*、地区計画制度\*などを活用しつつ、景観計画等に基づく良好な景観の誘導や景観に配慮した公共空間の整備により、地域特性に応じた土地利用に努める。

#### (2) 地域核等と地域生活圏の設定

##### 【住みよい生活圏域の構築と高次都市機能が集積した都心部の充実】

快適で住みよい生活圏を構築するとともに、活力ある都心部を形成するため、交通結節機能\*や行政機能、商業・業務機能、市民活動の場などが集積する拠点として主核、副核、地域核、準地域核を設定する。

それらの核を中心として、日常的な生活利便性を確保するとともに、森林丘陵地域や田園地域、都心部における高齢化の進展により想定される課題を踏まえつつ、今後も生活の基盤となる地域コミュニティ\*を維持するため、地勢等を背景にした地域生活圏を設定する。

ここでは、子どもから高齢者まですべての市民にとって住みよい生活圏とするため、身近な核へ安心して移動できるよう交通環境を整備するとともに、主核を含む都心部や他の地域生活圏への移動利便性を高める交通結節機能の充実に努める。

都心部については、その再生に向けた期待が高まっており、キャストィ21\*、姫路駅周辺の道路事業、土地区画整理事業を推進し、高次都市機能を集積するとともに、世界文化遺産\*姫路城を活かした本市の観光産業等を牽引する文化・交流機能を充実させる。

また、姫路城と調和した都心部の景観形成や大手前通りの再整備などにより、ユニバーサルデザイン\*の視点に立った美しく潤いのある都心環境を創出する。

### (3) 都市軸と交流連携軸の設定

【多様な文化と個性を享受できる交流ネットワークの

構築】

市域内だけでなく広く全国の各地域と歴史文化、産業といった地域特性を活かした交流連携を促進するため、都市発展の骨格として都市軸と交流連携軸を形成する。

まず、都市を支える骨格として、姫路駅周辺を中心とする主核から、北に副核であるJR野里駅周辺、南に副核である山陽飾磨駅周辺を経て海の玄関口である姫路港をつないだ、一定の幅を持って都市機能が効率的に集積されたエリアに都市軸を設定し、文化、商業・業務、教育、憩いなど多様な機能を充実させる。

都市の活力を向上させ資源循環を高める交流連携軸として、道路や鉄道などによる地域内連携軸と広域連携軸を設定する。地域内連携軸は地域核間や主核との交流を促進する軸とし、また、広域連携軸はグローバルな視点から国際的な産業連携や文化交流などに対応する軸とし、交通結節機能の強化、自動車交通の円滑化、公共交通の活性化に努める。

交通結節機能の強化については、パークアンドライド\*の導入やキスアンドライド\*の増加に対応でき

るよう鉄道駅等へのアクセス性を確保し、乗り継ぎ、乗り換え利便性の向上を図ることにより、交流連携軸における交通の円滑化を促進させる。

自動車交通の円滑化については、人、情報の交流や物流を促進するため、地域内連携軸として主要な幹線道路\*による環状・放射状道路網、広域連携軸として高規格な幹線道路によるラダー型道路網\*の形成を目指す。

公共交通の活性化については、交流連携軸における鉄道、バス、船舶などの公共交通機関の利用を促進するとともに、地域住民、商業者、交通事業者など多様な地域関係者と連携し、地域住民の日常生活に必要な生活交通の維持、確保に向けた取組みを推進する。

また、都心部において、JR姫路駅を中心に南北市街地の回遊性を高める交流連携軸として都心回遊軸を設定し、南北市街地交通の円滑化を図る内々環状線をはじめとする道路事業、姫路駅周辺土地地区画整理事業、キャストィ21などを推進する。これにより、都心部に高次都市機能を集積させるとともに、観光、商業資源を活用し、人、もの、情報が交流する賑わいある快適な都心空間を創出する。

## ■土地利用ゾーン



### 森林・生活ゾーン（森林丘陵地域）

森林等の多彩で豊かな自然を保全するとともに、人と自然が共生し快適に生活できる森林・生活環境を形成する区域

### 農業・生活ゾーン（田園地域）

良好な田園環境を保全するとともに、利便性とゆとりある居住環境を形成する区域

### 市街地・生活ゾーン（市街地）

賑わいある都心部を中心に、水と緑など環境に配慮した快適で安心な市街地を形成する区域

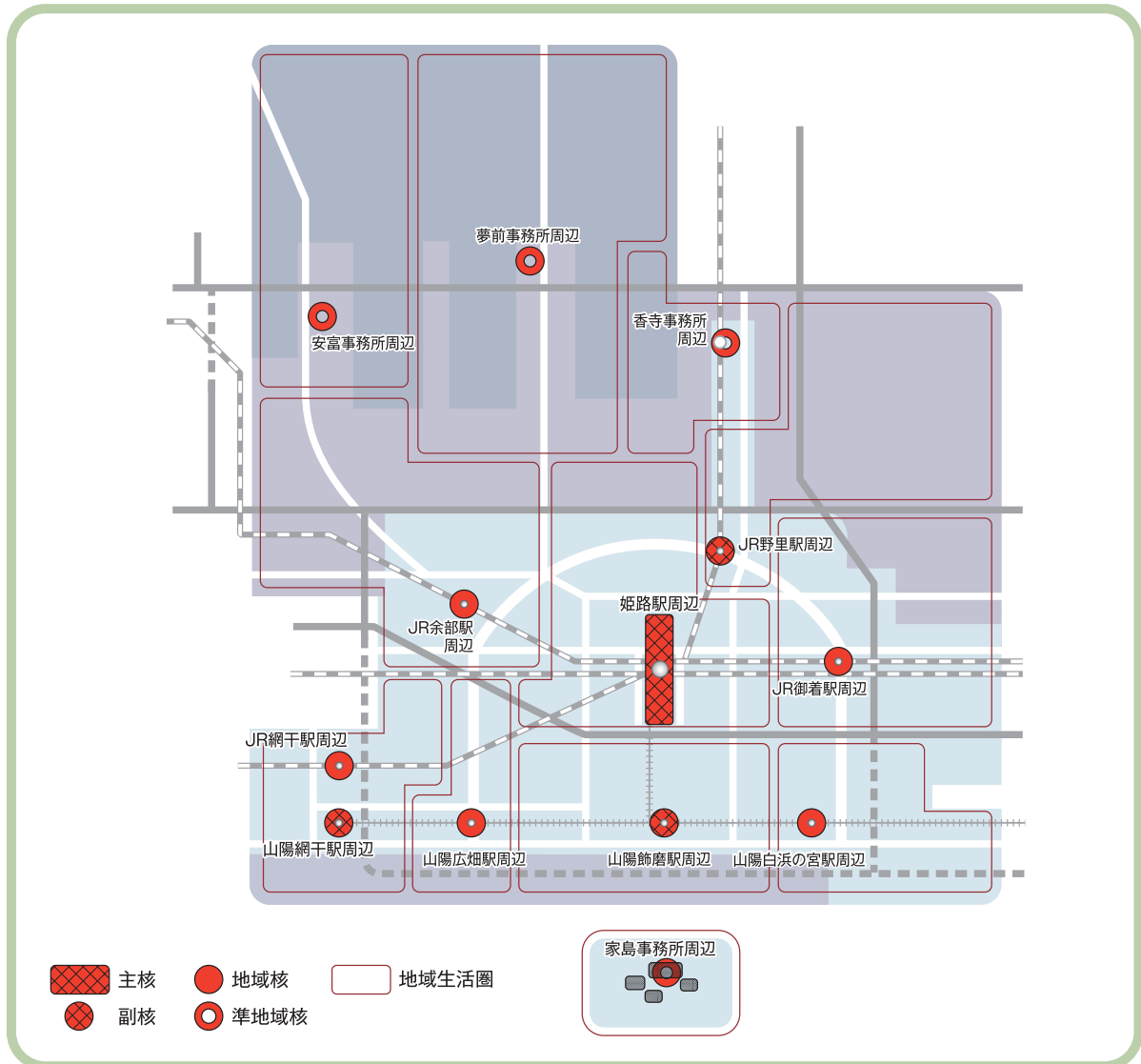
### 臨海・産業ゾーン（臨海部）

産業・港湾関連用地として土地利用を促進するとともに、親水機能など環境に配慮しつつ都市の活力を産業面から創出する区域

### 漁業・生活ゾーン（群島地域）

漁業、観光などを振興するとともに、交通利便性が確保された住みよい居住環境を形成する区域

## ■ 地域核等と地域生活圏



### 主核

JR姫路駅を中心に、播磨の中核都市、播磨科学公園都市の母都市にふさわしい高次都市機能や姫路城を活かした文化・交流機能が充実した都市拠点

⇨姫路駅周辺

### 副核

鉄道駅を中心とし、広域交流及び地域間交流における交通結節機能や主核を補完する行政機能、商業・業務機能、市民活動の場が充実した都市拠点

⇨JR野里駅周辺、山陽飾磨駅周辺、山陽網干駅周辺

### 地域核

鉄道駅を中心とし、地域の玄関口としての交通結節機能など日常生活を支える機能が充実した生活拠点

⇨JR網干駅周辺、山陽広畑駅周辺、山陽白浜の宮駅周辺、JR余部駅周辺、JR御着駅周辺

### 準地域核

旧4町地域における生活の質を向上し、日常生活を支える機能が充実した生活拠点

⇨家島事務所周辺、夢前事務所周辺、香寺事務所周辺、安富事務所周辺

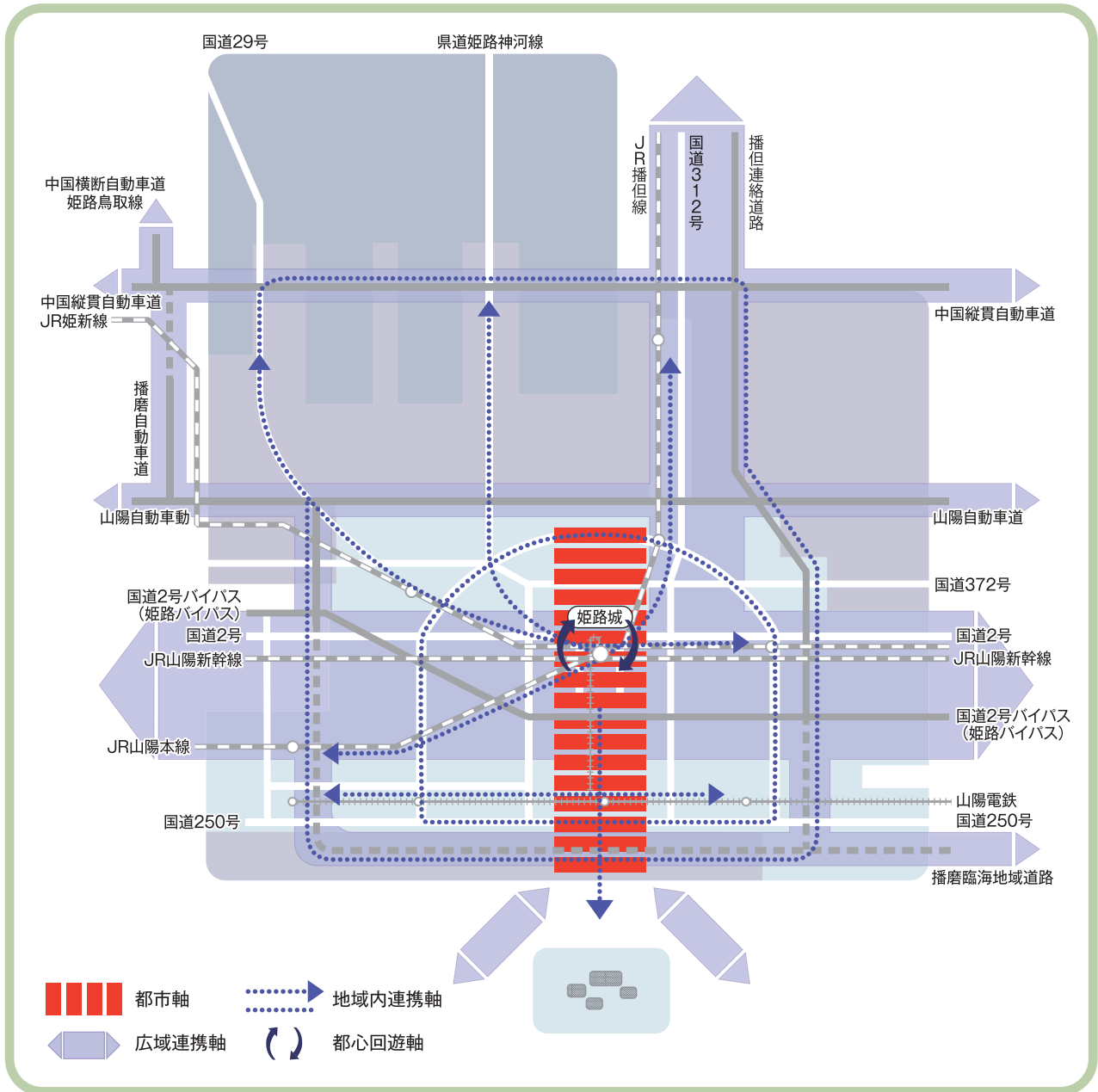
### 地域生活圏

核を中心として形成される日常的な生活利便性が確保された生活圏域

⇨主核、副核、地域核及び準地域核を中心とした12の生活圏域



## ■都市軸と交流連携軸



### 都市軸

主核を中心として、JR野里駅周辺と姫路港を南北に連結した都市構造の骨格

### 広域連携軸

幹線道路や高規格道路による広域道路網の形成により広域交流を促進する連携軸

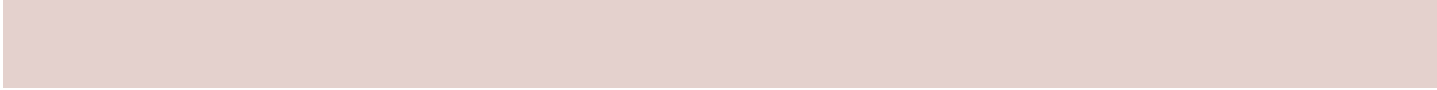
### 地域内連携軸

各地域生活圏間や主核を連携し、市域内の交流を促進する環状、放射状の連携軸

### 都心回遊軸

JR姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を促進し、主核の中心性の充実を促進する回遊軸

目標とする人口と都市構造の実現に向けて



# 付属資料



分野別計画一覧  
用語解説  
策定関連資料

# 分野別計画一覧

※姫路市が策定（予定）している計画を掲載。

## ア行

名称	説明	計画期間	掲載ページ
一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物を適正に処理するための基本方針を示すとともに、環境負荷を低減した社会の実現に向けた行動指針となる計画。	H20年度 ） H29年度	131

## カ行

名称	説明	計画期間	掲載ページ
環境アクション	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、行政自らが地球温暖化防止に向け率先実行するための取組みを示した実行計画。	H14年度 ） H23年度	129 131
環境基本計画	「環境基本法」の基本理念に沿い、環境の保全と創出に関する施策を中長期的な観点から総合的に推進するため、環境行政の基本方針を示した計画。	H13年度 ） H24年度	129 131
観光交流推進計画	「国際観光・コンベンション都市 姫路」をより確かなものにするため、観光のさらなる振興に向けた短期・中期・長期の総合的な取組みを示した計画。	H18年度 ） H27年度	75 77 79 144
危機管理基本指針	市民及び滞在者の安全・安心を脅かす様々な危機に対処するため、危機管理に関する基本的事項や対処基準を示した指針。	H19年度 ）	133
キャストィ21整備プログラム	キャストィ21区域の土地利用を促進するため、当区域における道路等の社会基盤施設の整備計画とスケジュールを示した計画。	H18年度 ）	141
行政システム改革プラン	国が平成16年度に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、行財政構造改革の強力な推進に向けた基本方針と取組みを示した計画。	H17年度 ） H21年度	101
景観計画	「景観法」に基づき、良好な景観形成を図るための基本方針や建築行為の制限などを示した計画。	H19年度 ）	141 148
経済振興ビジョン	「姫路市地域経済再生プラン（平成17年度策定）」の計画期間の終了により、引き続き本市の商工業、観光、雇用・就業分野における望ましい方向と施策を示した計画。	H21年度 ） H23年度	84
公共交通を中心とした姫路市総合交通計画	社会情勢の変化や本市特有の交通課題に対応し、将来のまちづくりの方向性を見据えた交通体系を構築するための取組みを示した計画。	H21年度 ） H32年度	146 152
交通安全計画	「交通安全対策基本法」に基づき、安全で安心して暮らせる交通事故のない市民生活のため、陸上交通の安全に関する取組みを示した計画。	H18年度 ） H22年度	137
交通バリアフリー基本構想	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年廃止）」に基づき、一定規模の旅客施設とその周辺地区の中から重点整備地区を選定し、交通事業者や道路管理者などと協力してバリアフリー化を推進するための取組みを示した構想。平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づく新たな構想を作成する予定。	H15年 ） H22年	137
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	「老人福祉法」に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する取組みを示した計画。 「介護保険法」に基づき、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する取組みを示した計画。	H21年度 ） H23年度	109
国際化推進大綱	本市の国際化に対する従来の取組みと課題を整理し、国際化の推進に関する基本方針を示した大綱。	H13年度 ）	73

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
国民保護計画	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合における、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するための取組みを示した計画。	H18年度 }	133
子育て支援計画	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地域における子育ての支援、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進などに関する取組みを示した計画。	H17年度 } H26年度	107
子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるような環境を整備するため、子どもの読書活動の推進に関する取組みを示した計画。	H17年度 } H21年度	122

## サ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
自転車利用環境整備基本計画	自転車道の整備など安全で快適な自転車利用を促進するための取組みを示した計画。	H17年度 }	141 152
市民活動・協働推進指針	参画と協働のまちづくりを進めるため、市民活動や協働についての基本方針を示した指針。	H19年度 }	59 61 62
住宅計画	計画的な住宅・宅地の供給と住環境の向上を図るため、住まいに関する基本方針と取組みを示した計画。	H18年度 } H27年度	135 156
生涯現役プロジェクトの実現に向けて	生涯現役社会の実現を目指し、関連する各施策を総合的かつ一体的に展開するための基本方針を示した指針。	H18年度 }	109 114 122
障害者福祉計画	「障害者基本法」に基づき、教育、雇用の促進、公共的施設のバリアフリー化など、障害者福祉に関する取組みを示した計画。	H17年度 } H26年度	111
障害福祉計画	障害者福祉計画のうち、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する取組みを示した計画。	H18年度 } H23年度	111
情報化計画	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」に基づき、市民や事業者などとの連携・協働により、効果的かつ積極的な情報化施策を展開するための取組みを示した計画。	H19年度 } H23年度	68 69
人権教育及び啓発実施計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権尊重の視点に立った行政を進めるとともに市民の人権意識の高揚を図り、互いに協力しながら人権尊重のまちづくりを目指すための基本方針を示した計画。	H17年度 }	64 66
水道ビジョン	安全で安心な水を供給するため、水道事業の将来のあるべき姿とその実現に向けた取組みを示した計画。	H20年度 } H30年度	135 156

## タ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、発生が予想される山崎断層地震や南海地震による被害を軽減するため、市や市民・事業者が所有・管理する建築物の耐震化の促進に関する指針を示した計画。	H19年度 } H27年度	135

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
男女共同参画プラン	「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、市が取り組むべき具体的な施策を総合的に推進するための基本方針を示した計画。	H19年度 } H24年度	64 66
地域福祉計画	「社会福祉法」に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉への住民の参加促進などの取組みを示した計画。	H17年度 } H26年度	105
地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき、災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧について示した計画。	H9年度 }	133 135
中心市街地活性化基本計画	「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的に推進するための取組みを示した計画。	H21年度 } H26年度	88 144
特別史跡姫路城跡整備基本計画	特別史跡姫路城跡整備基本構想に掲げた保存管理と整備、景観誘導に関する方針を具体的に実施するための取組みを示した計画。	H22年度 }	94
特別史跡姫路城跡整備基本構想	特別史跡姫路城跡の指定区域及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける、文化財等の保存管理と整備、景観誘導に関する基本方針を示した構想。	H20年度 }	94 141
都市計画道路整備プログラム	安全・安心、地域の活性化、快適性・ゆとりなどの観点から、今後整備すべき都市計画道路の整備時期等を示した計画。	H20年度 } H25年度	146 152
都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づき、都市の将来像や土地利用の基本方針、道路や公園をはじめとする都市施設の配置方針など、都市計画の総合的な方針を示した計画。	H18年 } H27年	135 146 148 152
都市景観形成基本計画	景観形成の基本的な方向を明らかにし、関連する施策を総合的に推進するための指針となる計画。	H18年度 }	141 148
都心部まちづくり構想	都心部の将来のあるべき姿を描くとともに、今後重点的に取り組むべき事業に関する基本方針を示した構想。	H18年度 } H30年度	141 144 146

## ナ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
農業振興地域整備計画	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の保全と農業振興のための取組みを示した計画	H20年度 } H24年度	92
農村環境計画	「食料・農業・農村基本法」及び「土地改良法」に基づく環境政策の方向性により、豊かな農村環境を守り、魅力ある農村づくりを進めるため、環境保全の目標、対策、基本方針を示した計画。	H18年度 } H27年度	92 129
農林水産振興ビジョン	市民の「食」を支える元気な農林水産業を実現するため、地域特性を活かした農林水産業の振興と活力ある住みよい農山漁村づくりに関する将来像と将来像の実現に向けた基本方針を示した構想。	H21年度 } H30年度	92

## ハ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
ひめじ健康プラン	「健康増進法」に基づき、市民主体の健康づくりの推進と地域保健医療施策の充実のため、生涯を通じたライフステージごとの保健医療対策や健康危機管理体制などに関する取組みを示した計画。	H13年度 } H22年度	114 139
姫路城周辺地区景観ガイドプラン	姫路城周辺地区における、姫路城と調和した総合的な景観形成を図るための基本方針を示した計画。	H17年度 } H30年度	94 144
ひめじ食育推進プラン	「食育基本法」に基づき、市民一人ひとりが「食」についての意識を高め、本市の特性を活かした食育を推進するための取組みを示した計画。	H20年度 } H24年度	92 114 118 139
ホームレス自立支援実施計画	「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援するための取組みを示した計画。	H18年度 } H22年度	105

## マ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、緑あふれる快適な都市空間を創造するため、緑地の適正な保全と緑化の推進に関する基本方針を示した計画。	H12年度 } H22年度	148 156
魅力ある姫路の教育創造プログラム	教職員を支援し教育水準の向上を図るなど、本市独自の総合的な教育活動を展開するため、学校教育のあり方と今後の方向性を示した計画。	H21年度 }	118

## ヤ行

名 称	説 明	計画期間	掲載ページ
幼稚園教育振興計画	市立幼稚園の統廃合や4歳児保育の導入など、社会の変化に対応できる幼児教育を総合的に展開するための基本方針を示した計画。	H12年度 }	118
幼稚園教育振興計画実施計画	幼稚園教育振興計画に掲げる方針を具体的に実施するための取組みを示した計画。	H20年度 }	118

## －50音順－

### ア行

#### アダプト制度

行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。本市では、植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」を導入。

(→p.147掲載)

#### アフターコンベンション

会議日程終了後に引き続いて計画されている各種の行事。自由行動としての周辺地域のショッピング、娯楽などの活動も含めるのが一般的。

(→p.78掲載)

#### 一次救急医療

入院を必要としない軽症の救急患者に対応する医療。

(→p.113、164掲載)

#### 医療資源

病院や診療所、医師、看護師など、医療の提供を受けるために必要となる物的、人的資源。近年、医師数の不足、救急時に対応可能な病院の不足などが社会問題となっている。

(→p.113、164掲載)

#### インキュベーションセンター

インキュベーション (incubation) とは保育すること。インキュベーションセンターは、新規に事業を創出しようとする人に事業開始から成長までの支援を行う施設。平成19年（2007年）2月に兵庫県立大学が姫路書写キャンパスに開設。

(→p.85掲載)

#### インターンシップ

大学生等が、在学中に自らの専攻や将来の進路に関連した就業体験を行うこと。

(→p.89掲載)

#### エクスカージョン

小旅行や見学会、視察旅行のこと。最近では従来の見学会等とは異なり、案内人の解説を通して意見交換を行いながら学習するなど「体験型の見学会」の意としても用いられている。

(→p.78掲載)

#### エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための余暇活動。

(→p.76掲載)

#### エコパークあぼし

一般廃棄物等を処理するために、平成22年（2010年）3月竣工を目途に網干沖埋立地に整備中の姫路市のごみ処理施設及び周辺施設の総称。焼却施設、再資源化施設に加えて健康増進センター、環境学習センター、芝生広場等の周辺施設を併設する。焼却施設の処理能力は、1日最大約402tで、公設民営（DBO）方式を導入。

(→p.130掲載)

#### エンパワメント

個人として、あるいは集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

(→p.65掲載)

#### オープンスクール

開かれた学校を目指し、授業をはじめ学校のありのままを、保護者や地域住民に積極的に公開する取り組み。

(→p.116掲載)

#### 親育ち

子育てを通して、親自身が親としてもつべき豊かな心、人間性などを身につけ、自ら成長していくこと。

(→p.106掲載)



## 温室効果ガス

太陽からの熱を通過させる一方、地表から放射される熱を吸収し、熱が地球から放出するのを防ぐ性質の大气中のガスのこと。たとえば、二酸化炭素やメタンなど。

(→p.9、27、128掲載)

## 力行

### 外部監査制度

地方自治体の組織に属さない公認会計士等の高度な専門的知識を有する外部監査人によって行政監査を実施する制度。監査機能の独立性・専門性・透明性を強化するとともに、監査機能に対する市民の信頼感を向上させることを目的とする。

(→p.52掲載)

### ガザミ

甲幅が15cmを超える大型の食用カニで、「ワタリガニ」とも呼ばれている。

(→p.91掲載)

### 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

(→p.9、130掲載)

### 学校評議員制度

保護者や地域住民などの意見を幅広く校長が聞くための仕組み。学校評議員は学校ごとに置かれ、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べる。

(→p.116掲載)

### カレンダー方式（の家庭ごみ分別排出）

地区ごとに家庭ごみの収集日や粗大ごみ、資源ごみの分別方法などをカレンダー式に記載し全戸配布することにより、一般家庭での適正なごみ処理方法を周知する方式。

(→p.130掲載)

### 環境学習施設

エコパークあぼしに併設される、環境について子どもから大人まで楽しく学ぶことを目的とした姫路市の学習・啓発施設。名称は「環境<sup>がくしゅう</sup>学習センター」。

(→p.130掲載)

### 観光パスポート

観光客の滞在時間の増大等を目的に、入場料の割引や土産物店等での特典を付与して姫路市が発売する観光施設の共通入場券。

(→p.74、76掲載)

### 幹線道路

都市における道路網の骨格を形成する都市内や都市間を結ぶ主要な道路。

(→p.30、82、145、151、155、166掲載)

### キスアンドライド

自宅から鉄道駅やバス停まで自家用車で家族に送り迎えをしてもらい、そこからは電車等の公共交通機関を利用する通勤・通学の方法。交通渋滞緩和や二酸化炭素排出量の削減などの効果が期待される。

(→p.166掲載)

### キャスティ21

昭和63年（1988年）に建設大臣の承認を得た姫路駅周辺整備事業の愛称。呼称は、「キャッスル（城）」と「シティ（都市）」に21世紀をあわせたもの。

(→p.29、140、165掲載)

### 旧地方分権推進法

地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成7年（1995年）7月に施行された法律。〔平成13年（2001年）7月失効〕

(→p.2掲載)

### 行政管理型（の行政システム）

予算主義、財源主義、年功序列主義などの前例の重視、踏襲を基調とした行政運営システム。

(→p.23掲載)

### 行政経営型（の行政システム）

厳しい財政環境を背景に経済性、効率性、効果性などを重視し、成果主義、顧客主義など経営的視点に立脚した行政運営システム。

(→p.23、100掲載)

## 行政手続制度

行政手続法に基づき、申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の手続に関して定めた制度。行政における手続の仕組みがわかりにくく、不透明という問題点から導入された。

(→p.52掲載)

## 魚礁漁場

鉄やコンクリートなどを用いた構造物を海に沈めて、人工的に魚のすみかや餌場、産卵場などを造り、資源の増大や操業の効率化を図るためのもの。

(→p.91掲載)

## 近代化遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設された、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に関する建築物、構造物。

(→p.23、96掲載)

## 区域区分制度

都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画法第7条に基づき、市街化を図る区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分する制度。「線引き制度」とも言われる。

(→p.147掲載)

## グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農林漁家民宿での宿泊、農林水産業等の体験活動のほか、直売所における農産物購入なども含まれる。

(→p.76掲載)

## クリプト対策

水道水において、通常の塩素消毒では不活化することができないクリプトスポリジウムやジアルジアといった原虫類を除去、不活化するための対策。膜ろ過処理や紫外線処理などがある。

(→p.155掲載)

## 経営耕地面積

農家が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積。経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。

(→p.12掲載)

## 健康危機管理

食中毒、感染症、毒物・劇物事故などによって、市民の生命や健康が脅かされる事態に対し、発生予防、発生時に行う健康被害の拡大防止、医療体制の確保、原因の究明などを行うこと。

(→p.28、138掲載)

## 健康寿命

心身ともに健康で日常的に介護を必要としないで、自立した生活を何歳まで過ごせるかを示す指標。

(→p.24、113掲載)

## 減災

防災が被害を出さないという考え方であるのに対し、減災はあらかじめ被害の発生を想定した上で、発生し得る被害を最小化するという考え方。

(→p.8、28、134掲載)

## 公会計制度

国、地方自治体の会計制度。地方自治体においては、近年財政状況を総合的、長期的に把握することを目的に、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書など企業会計の手法の導入、活用が図られている。

(→p.52、100掲載)

## 高次都市機能

都市がもつ様々な機能のうち、商業・業務・教育・医療機能など、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象にした質の高い都市的サービスを提供する機能。

(→p.16、29、32、38、82、85、88、140、143、146、165掲載)

## 工場用地ライブラリー制度

企業立地促進のために、市内に工場用地を求めている者（需要者）と工場用地を売却したい者（供給者）の情報を登録し、相互に適合する情報を提供する姫路市の制度。

（→p.82掲載）

## 工場立地促進制度

企業立地を促進するため、企業が工場等を新規立地や増設する場合に固定資産税相当額等を助成する姫路市の制度。

（→p.82掲載）

## 交通管理施策

交通の配分や誘導を目的とした規制や信号制御、情報提供など、安全かつ円滑な道路交通の確保を目的とした施策。

（→p.151掲載）

## 交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）の接続が行われる交通結節点における通路、乗降施設、乗り換え待ちスペースなどの機能。

（→p.29、140、145、147、151、165掲載）

## 交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎ施設。

（→p.29、30掲載）

## 合流区域

下水道処理区域のうち、汚水と雨水をまとめて下水管に流す処理区域。

（→p.154掲載）

## 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。一般的に高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいる。（内閣府「平成18年版高齢社会白書」による。）また、一般的に高齢化率が20%～25%を超えた場合に「超高齢社会」と呼んでいる。

（→p.6、43掲載）

## コーホート要因法

男女別5歳階級別人口ごとに出生率、生残率、移動率を乗じて将来人口を推計する手法。人口推計に一般的に最もよく利用され、信頼性が高いとされている。

（→p.11、16、43、162掲載）

## 顧客吸引力指数

地域の商業集客力を測るものであり、市町村の1人当たりの小売年間商品販売額と都道府県の1人当たりの小売年間商品販売額を比較したもの。この値が1より大きいときは、人口シェア以上の小売年間商品販売額を獲得しており、逆に1より小さいときは、人口に見合う小売年間商品販売額を獲得していないことになる。

（→p.87掲載）

## 国際会議観光都市

「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、国際会議場施設等が整備されていることなどの要件で認定された都市。本市は平成17年（2005年）3月に認定された。

（→p.21、78掲載）

## 子育てバリアフリー

地域において安心して生活できる子育て環境を整備するため、妊産婦、子どもや子育て中の親子の外出や社会活動を困難にしているような障壁を取り除くこと。

（→p.106、162掲載）

## コミュニティ

自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体。同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられる地縁型コミュニティを特に地域コミュニティと呼ぶ。

（→p.19、29、53掲載）

## コンベンション

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的・テーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。

（→p.21、38、74、78、140掲載）

## サ行

### 災害時要援護者

災害発生時に、必要な情報を迅速に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な行動をとることが特に困難な人。一般的には、寝たきりや認知症の高齢者、障害者、乳幼児、児童、外国人など。

(→p.132掲載)

### 再資源化施設

エコパークあばしに設置する廃棄物の再資源化を図る姫路市のごみ処理施設。搬入されたごみを破砕、選別処理することにより、資源物の回収、分別を行い再資源化を図る。1日100tの処理を見込んでいる。

(→p.130掲載)

### 歳出・歳入一体改革

平成18年(2006年)7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に盛り込まれている、財政健全化のため歳出と歳入を組み合わせる取り組み改革。

(→p.2、100掲載)

### 再生可能エネルギー

「新エネルギー」の項参照。

(→p.130掲載)

### サテライト大学

大学や大学院の本拠から地理的に離れた場所に設置された学習拠点。社会人等の通学者にとって利便性の高い都心部、ターミナル駅周辺に設置することが多い。

(→p.25、119掲載)

### 里地

農林水産活動等の自然に対する人間の様々な働きかけを通じて形成されてきた地域で、「ふるさとの原形」としてとらえられている。

(→p.128掲載)

### 里山

人里離れた奥深い山ではなく、人里から近い距離にあって人々の生活と結びついた山、森林。

(→p.128掲載)

### サポートシステム

「姫路市発達障害児のためのサポートシステム」の項を参照。

(→p.110掲載)

### 産学連携センター

大学と産業界等との共同研究や連携に係るコーディネート業務など、大学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を推進する施設。兵庫県立大学の神戸キャンパスと姫路書写キャンパスに設置されている。

(→p.85掲載)

### 産業遺産

歴史的、技術的、社会的、建築学的、あるいは科学的価値のある産業文化の遺物。ダムや橋などに加え、工場やその中で動いていた機械、道具や工具、写真や図面なども含まれる。

(→p.76掲載)

### 産業ツーリズム

歴史的・文化的価値のある産業文化財(古い機械器具、工場遺構などの産業遺産)、生産現場(工場・工房等)及び特色ある製品を観光資源とし、それらを通じてものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する余暇活動。

(→p.76掲載)

### サンクンガーデン

「オープン地下道」を意味する建築用語である「サンクン」と庭を意味する「ガーデン」を組み合わせた言葉で、周囲の道路や地盤面などから一段下がった所に設ける広場や庭園のこと。都市部では、地下に開放的な空間を設け、人々が集う憩いの場所として近年盛んに建築設計に取り込まれている。本市においてはJR山陽本線の高架事業による姫路駅周辺整備にあわせて検討されている。

(→p.140、145掲載)

### 三位一体の改革

平成15年（2003年）6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に盛り込まれ、平成18年度（2006年度）までの間実施された、国と地方の税財政に関する改革。具体的には、（1）国から地方への補助金の削減、（2）国税から地方税への税源移譲、（3）地方交付税制度の見直し、の3つを一体的に推進しようとするもの。

（→p.2、10掲載）

### 自助・共助

「自助」とは、他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。「共助」とは、互いに助け合うことにより事を成し遂げること。

（→p.8、132、137掲載）

### 自然エネルギー

「新エネルギー」の項参照。

（→p.130掲載）

### 自然増減

人口動態のうち、出生数、死亡数で表される自然動態の増減（出生数－死亡数）。

（→p.45、162掲載）

### 市町村の合併の特例に関する法律

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、併せて合併市町村の建設に資することを目的とした法律。平成17年（2005年）3月31日に失効し、現在は新法が施行されている。

（→p.10掲載）

### シックハウス症候群

何らかの居住環境に由来すると推定されるアレルギーや中毒等の様々な体調不良（発生の仕組みが未解明の症状を含む）の総称。住宅等の新築・改築に使用される接着材や建材等から発生するホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物を原因に挙げる例が多い。

（→p.138掲載）

### 指定管理者制度

従来外郭団体等に限られていた公の施設（コミュニティ・福祉・文化・スポーツ施設など）の管理、運営の委託（管理委託制度）を、地方自治体が指定する民間事業者を含む法人、団体に代行させ、より効率的な管理、運営と利用者サービスの向上を図る制度。

（→p.52、100掲載）

### 社会増減

人口動態のうち、転入者数、転出者数で表される社会動態の増減（転入者数－転出者数）。

（→p.45、162掲載）

### 集落営農

集落内の複数の農家が協定を結び、農地や機械、施設の共同購入や作業の分担など、共同化、統一化して生産活動を行う組織。

（→p.91掲載）

### 種苗放流

天然の生産力が低下した有益な魚介類の稚魚や稚貝を育成に適した水域に放流すること。

（→p.91掲載）

### 循環型社会

地球環境を意識して限りある資源やエネルギーをできるだけ節約し、モノを徹底的に再資源化することにより、環境負荷をできる限り少なくした社会。

（→p.27、130掲載）

### 循環型社会形成推進基本法

平成12年（2000年）5月に施行した廃棄物に関する基本的指針を示した法律。社会の営みを資源循環という視点で進めようという考え方にに基づき、環境の重要な要素である廃棄物を単純な処理ではなく、減量、リサイクルを中心とした処理を優先的に考えようとする基本姿勢を示した。

（→p.9掲載）

### 準用河川

一級河川及び二級河川以外で、河川法の規定に基づき市町村長が指定した河川。河川法の二級河川に関する規定が準用される。

（→p.155掲載）

## 障害者ケアマネジメント体制

地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々なサービスを適切に結びつけるとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保する援助体制。

(→p.110掲載)

## 情報リテラシー

情報が必要なことを認識し、必要な情報を効果的に見つけ出し、さらにそれを評価し利用する能力。あるいは情報通信機器を業務遂行に活用する能力。

(→p.67掲載)

## 食育

食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

(→p.8、113、116掲載)

## 女性のチャレンジ

政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、起業家、研究者・技術者など、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等といったん就業を中断した女性の「再」チャレンジなど、意欲と能力のある女性が社会での活躍を目指すこと。

(→p.65掲載)

## シルバー人材センター

企業や地方自治体などから、高齢者に適した業務を引き受け、高齢者へ提供する団体。

(→p.89掲載)

## 新エネルギー

石油等の代替エネルギーとして、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、再生可能エネルギーと従来型エネルギーの新利用形態がある。再生可能エネルギーは、太陽光や熱、風力などの自然エネルギーや廃棄物発電、廃棄物熱利用などのリサイクルエネルギーなどがあり、従来型エネルギーの新利用形態には、燃料電池や天然ガスコージェネレーションなどがある。

(→p.27、130掲載)

## 新型インフルエンザ

これまで人に感染しなかったインフルエンザウイルスがその性質を変え（変異し）、人へと感染するようになり、さらに人から人へと感染するようになった結果発生する感染症。

(→p.28、138掲載)

## 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月公布・施行）の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が平成14年（2002年）3月に策定した計画。

(→p.63掲載)

## 新市建設計画

市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に合併後の将来像や財政計画等を示すために策定される計画。本市では平成17年（2005年）2月、合併年度及びこれに続く10年間を計画期間とする新市建設計画を姫路市・家島町合併協議会、姫路市・夢前町合併協議会、姫路地域法定合併協議会（姫路市・香寺町・安富町）の3つの合併協議会ごとに策定。

(→p.52掲載)

## 新電子自治体推進指針

平成22年度（2010年度）までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、国が平成19年（2007年）3月にまとめた指針。

(→p.68掲載)

## 新分権一括法

平成12年（2000年）4月施行の旧地方分権一括法の成果、また市町村合併の進展による基礎自治体の整備を踏まえ、さらなる地方分権の推進のため、制定準備が進められている法律。現在、平成21年度（2009年度）中の国会提出が検討されている。（地方分権一括法については「地方分権一括法」の項を参照）

(→p.10掲載)

## 水源のかん養

森林に降った雨が土壌にゆっくりしみ込むことにより、水を貯え、水質を浄化し、災害を防止する機能。

(→p.91掲載)

## 政令指定都市

地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている大都市で、規模別の都市制度においては、中核市より上位に位置する。政令指定都市に移行した場合、事務配分、行政監督、行政組織、財政上の特例がある。

(→p.2、20、42、70掲載)

## 世界文化遺産

世界の歴史的な建造物や遺跡、貴重な動植物が生息する自然環境など人類の遺産を世界的レベルで保護し、次の世代に残すことを目的とする「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録された文化遺産。姫路城は、平成5年(1993年)12月に法隆寺地域の仏教建造物とともに、我が国初の世界文化遺産に登録された。

(→p.13、14、21、23、29、38、42、76、78、82、93、140、143、147、165掲載)

## 世界文化遺産(姫路城)のバッファゾーン

世界文化遺産を保護するために、遺産の周辺に設けられる利用・開発制限区域、緩衝地帯。姫路城については特別史跡姫路城跡周辺の143haが設定されている。

(→p.93、140掲載)

## 石油コンビナート等特別防災区域

大量の石油や高压ガスが取り扱われている区域や将来取り扱われることとなる区域について、災害発生を防止することを目的に、石油コンビナート等災害防止法に基づき政令で指定する区域。姫路市の臨海部約19.2km<sup>2</sup>が姫路臨海地区特別防災区域に指定されている。

(→p.132掲載)

## 総市民健康運動

日常生活の中で進んで継続的に身体活動を行う習慣づけをするため、姫路市において、すべての市民が、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場でスポーツができるよう促進する取組み。

(→p.125掲載)

## ソーシャルスキル

対人関係を円滑にし、社会生活に適応していくために必要な自己行動調節能力。

(→p.110掲載)

## 夕行

### 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら構成員として共に生きていく社会。

(→p.72掲載)

### 地域SNS

「SNS」の項を参照。

(→p.60掲載)

### 地域子育て支援センター事業

子育て家庭を支援するために、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、乳幼児の集団生活体験事業などを行う事業。本市では、平成20年度(2008年度)現在10か所の保育所で実施している。

(→p.63、106掲載)

### 地域コミュニティ

「コミュニティ」の項を参照。

(→p.6、8、18、32、34、58、87、104、125、143、165掲載)

### 地域産業資源

特定の地域に存在する特産物、観光資源として認識されているもの。中小企業地域資源活用促進法では「地域の特産物として認識されている農林水産物」、「鉱工業品及びその生産に係る技術」、「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として認識されているもの」の3つに分類されている。

(→p.85掲載)

## 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。市が設置し、障害者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、地域ケアに関する学識経験者などの参画によって、障害者が自分らしく暮らすことのできるまちづくりを目指す組織。

(→p.110掲載)

## 地域地区制度

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率などを定めた12種類の用途地域の他に、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区などがある。

(→p.147、165掲載)

## 地域ブランド

地域の特産品等の価値を高めるため、他の地域のものとの差別化を図ったもの。特色ある地域づくりの一環として全国的に盛んになっている。また、地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録が認められている。

(→p.76掲載)

## 地域夢プラン事業

地域住民が中心となって、歴史・文化・自然などの地域資源を見直し、これらを活かした地域の魅力を高めるプラン等を支援する姫路市の事業。平成16年度（2004年度）から実施。

(→p.58掲載)

## 地域リハビリテーション

リハビリテーションとは、障害者や事故や病気による後遺症を持つ人などに対して、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。地域リハビリテーションは、地域の医療、保健、福祉等にかかわる人々や組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動。

(→p.113掲載)

## 地球温暖化

人間の活動の拡大により、熱を蓄積する性質をもつ二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

(→p.9、27、128掲載)

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年（1998年）10月施行。地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めた。

(→p.9掲載)

## 地球温暖化防止京都會議

気候変動枠組条約に基づき、平成9年（1997年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議：COP3）。当会議で採択された京都議定書では、温室効果ガスの国別の削減目標等が明確にされた。

(→p.9掲載)

## 地区計画制度

ひとまとまりの街区レベルで、それぞれの地域にふさわしい特徴をもった街づくりを行うために設けられた制度。地区施設の配置、規模や建築物等の規制などについて盛り込んだ「地区整備計画」が定められ、区域内で建築等を行うときは市町村長への届出が必要。

(→p.147、165掲載)

## 地産地消

地域内で生産された農林水産物を地域内で消費するという考え方。食の安全や農林水産業の振興、食育推進が要請されている中、近年注目を集めている。

(→p.8、22、32、91、138掲載)

## 地産地活

地域内で発生した有機系廃棄物等を再資源化し地域内で活用する考え方。本市は、この地産地活と地産地消の循環による安全で安心な食品の確保やリサイクルエネルギーの利用により、循環型社会の構築を目指している。

(→p.32、131掲載)



## 地方分権一括法

平成12年（2000年）4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。機関委任事務の廃止や国の地方への関与のルール化など、地方分権改革を推進する上で一定の成果をあげた。

（→p.10掲載）

## 中間育成放流

稚魚は環境に適應する能力が低く、他の魚の餌になることが多いため、自然の力で育つ大きさまで育てた後に放流すること。

（→p.91掲載）

## 中山間地域

平野の周辺部から山間部に至るまとまった耕地が少ない地域。国土の7割にも及び、食糧生産や水源のかん養、生態系全体の土台として、暮らしを支えている。

（→p.91掲載）

## 低炭素社会

化石エネルギーの消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさが実感できる社会。

（→p.128掲載）

## デジタル・ディバイド

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じる待遇や機会、知識などの格差。個人間の格差のほか、地域間や国家間の格差も含まれる。

（→p.19、67掲載）

## デュアルシステム

実践力のある人材を育成するため、企業における実習訓練と教育訓練機関における授業で構成されたカリキュラムにより教育訓練を行うシステム。

（→p.89掲載）

## 電子自治体／電子市役所

ICTの活用により、住民の満足度の向上、簡素で効率的な行政運営の実現、地域の活性化、地域ICT産業の振興など行政サービスの利便性を高める地方自治体。（ICTについては「ICT」の項を参照）

（→p.10、19、68掲載）

## 統合型地理情報システム

庁内LAN等のネットワーク環境のもとで、共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備、管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム。

（→p.68掲載）

## 道州制

現在の都道府県に代えてより広域な「道」や「州」を設け、地方自治を「道州」と「市町村」とで行おうとする制度。政府の「道州制ビジョン懇談会」において議論が進められている。

（→p.10、70掲載）

## 東南海・南海地震

「東南海地震」とは、南海トラフ沿いの遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと。「南海地震」とは、同じ南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖で起こる地震のこと。今世紀前半にも発生すると予想されており、地震対策の充実強化のため中央防災会議に専門調査会が設置されている。

（→p.134掲載）

## 特別支援介助員

障害のある児童生徒が、適切な教育を受けることができるよう、学校園において介助と身の生活支援等を行うため配置する介助員。

（→p.116掲載）

## 特別支援教育コーディネーター

特別な教育ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行うため、保護者や関係機関に対する学校の窓口となる教員。学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う。

（→p.116掲載）

## 特別史跡

文化財保護法により指定された、学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴にふさわしい重要な史跡。

(→p.93掲載)

## 都市型観光

都市が持つ文化、情報発信機能など複合的な機能そのものを高い魅力の対象とする観光。

(→p.21、76、143掲載)

## 都市基盤河川

一級河川及び二級河川のうち、河川法の規定に基づき市長が河川管理者に代わって河川工事又は河川の維持を行うことができる河川。

(→p.155掲載)

## ナ行

### ニート

Not in Education, Employment or Trainingの略。年齢15歳～34歳で、就職せず、就職する意思もなく、通学、家事もしておらず、職業訓練も受けていない者。近年、ニートの増加が社会問題化している。

(→p.7、89掲載)

### 二次・三次救急医療

休日、夜間における入院や手術を必要とする重症救急患者（二次救急）や生命の危機が切迫している重篤患者（三次救急）に対応する医療。

(→p.113、164掲載)

### ニュースバル

SPring-8のリングに隣接する兵庫県立大学の研究施設。SPring-8と同様、広範な分野での応用が期待されており、SPring-8が波長の短い硬X線の発振を主とするのに対し、ニュースバルは波長の長い軟X線の発振を得意とする。(SPring-8は「SPring-8」の項を参照)

(→p.38掲載)

## 認定農業者

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の目標）を市町村に提出し、認定された者。認定されると経営改善の支援を受けることができる。

(→p.91掲載)

## ハ行

### パークアンドライド

自家用車を郊外の鉄道駅やバス停などに設けた駐車場に停めて、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地へ行く方法。交通渋滞緩和や二酸化炭素排出量の削減などの効果が期待される。

(→p.166掲載)

### バイオマスエネルギー

バイオマスとは生物資源の量を表し、エネルギー源として再利用可能な動植物による有機性の資源のこと。バイオマスエネルギーは、このバイオマスを利用して生成したエネルギー。

(→p.130掲載)

### ハザードマップ

自然災害について、予測される被害の範囲や大きさなどの災害情報や避難所の位置、避難経路、緊急連絡先などの避難情報を分かりやすく掲載した地図。

(→p.132掲載)

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

(→p.110、115掲載)

### バッファゾーン

世界文化遺産（姫路城）のバッファゾーンの項を参照。

(→p.93、140掲載)

## パブリシティ

自治体や企業、団体が、マスコミなどに積極的に情報公開することにより、報道されるよう働きかけること。自治体においては、施策や計画などの情報を提供し、その報道を通して広く住民に広報することが特に求められている。

(→p.61掲載)

## パブリック・コメント手続 (市民意見提出手続)

市が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続。

(→p.52、60掲載)

## 播磨臨海地域道路網

阪神地域から姫路市を東西に結ぶ全長約50kmに及ぶ道路を核として、播但連絡道路や国道2号バイパスとの接続道路などの南北交通を含めた道路ネットワークのこと。

(→p.70、82、134、151掲載)

## ビオトープ

ドイツ語で「野生生物の生息空間(場所)」を意味する。主に生態学で使われていたが、ドイツ等で多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全、育成する取組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。

(→p.128掲載)

## 光・電子技術関連産業

光情報通信(光ファイバ等)、液晶(フラットパネルディスプレイ等)、光メモリ(DVD等)、レーザー、発光素子(LED等)、光学素子(レンズ等)、光エネルギー(太陽光発電等)などに関連する産業。

(→p.38、82、163掲載)

## 微細技術

10億分の1メートル(1ナノ)の精度を扱う技術の総称で、電子機械のほか、医療、環境、エネルギー、新素材、バイオなど幅広い分野における応用が期待されている。

(→p.38、85、163掲載)

## 姫路えーとこナビ

姫路市内の観光スポットやイベント情報などについて携帯端末で検索して情報収集ができるようにつくられた姫路市の携帯端末用観光情報サイト。

(→p.76掲載)

## 姫路市情報セキュリティポリシー

統一された情報セキュリティ対策を実施することにより、姫路市の管理する情報資産を保護することを目的として、平成16年(2004年)3月に制定。基本方針と対策基準で構成。

(→p.68掲載)

## 姫路市発達障害児のためのサポートシステム

発達障害のある児童生徒に対して、個別に教育的ニーズを明らかにして、教育、医療及び福祉機関が連携して必要な教育支援を継続的に実施することを目的とする姫路市の体制。

(→p.110掲載)

## ひめじ女性チャレンジひろば

再就職や起業、在宅ワーク、地域活動など様々な分野への女性のチャレンジを応援するため、姫路市がイーグレひめじ3階の男女共同参画推進センター「あいめっせ」図書情報コーナー内の専用スペースに設置。情報端末や専門書を備えハローワーク情報等を提供するとともに、相談に応じている。

(→p.89掲載)

## 姫路地域職業訓練センター

中小企業従業者に対する職業訓練、技能や知識などを習得したい一般の市民を対象とした一般講座などを行う施設。独立行政法人雇用・能力開発機構が姫路市内に設置。

(→p.82、89掲載)

## ひめじ防災プラザ

総合的な体験を通して市民が防災の重要性を理解し、日頃から万一来臨することができるよう、防災に関する知識と技術を学習することを目的とした施設。

(→p.132掲載)

## 姫路ものづくり支援センター

姫路商工会議所内にある施設で、相談企業と専門機関を結ぶ「つなぎ」の機能や行政の支援等の情報提供機能などを有する。兵庫県立大学、姫路商工会議所、姫路市による「産官学連携協力の推進にかかる協定」に基づく共同事業。

(→p.85掲載)

## 病診連携

手術や入院を必要とする患者の病院への紹介や病院を退院した患者への支援や生活指導を診療所が行うなど、診療所と病院が相互に連携し、その有する機能を有効に活用することにより継続性のある適切な医療を提供すること。

(→p.113、164掲載)

## ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）及びその両方を行いたい人（両方会員）が、会員同士で育児を助け合う地域の子育て支援事業。援助の活動内容は「保育施設の保育開始時間前や終了時間後の子どもの預かり」、「保育施設までの送迎」、「子どもが軽度の病気の場合等の臨時的な預かり」などがある。

(→p.106掲載)

## 普通会計

各地方自治体の財政比較、財政状況把握のため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。本市では、一般会計に母子・寡婦福祉資金貸付特別会計、奨学学術振興事業特別会計、財政健全化調整特別会計、土地取得特別会計を含めたものを指す。

(→p.50掲載)

## フリーター

年齢15歳～34歳で、在学していない者（女性については、加えて未婚の者）のうち、パート・アルバイト又は無職でパート・アルバイトの仕事を希望するもの。

(→p.7、22、89掲載)

## ブロードバンド

ブロードバンドの直訳は「広帯域（broad=広い band=帯域）」で、広い周波数帯域幅の信号を使ってデータを転送すること。一般に「ブロードバンド」という言葉は、ADSLやケーブルテレビ回線などによる「高速なインターネット接続サービス」を指す。

(→p.10、67掲載)

## ブログ

ウェブ（web）とログ（log）を組み合わせた造語ウェブログ（weblog）の略。個人や数人のグループによる、日記や論評などを掲載するWebサイトの総称。

(→p.10掲載)

## 文化観光

地域の歴史及び文化の体験を目的とする観光。文化遺産は保護するだけでは守れず、訪問者がその正しい意味と重要性を理解できるよう、文化遺産に積極的にアクセスできる管理手法をとることが必要である、という考え方に基づいている。

(→p.78、93掲載)

## 分権型（の行政システム）

国と地方自治体とが分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す行政システム。

(→p.10掲載)

## ポートセールス

港湾関連企業・施設の誘致や各種航路の誘致など、港の利用を働きかけるセールス活動。

(→p.82掲載)

## 保健休養

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりすること。

(→p.91掲載)

## マ行

### 町家

一般には、江戸時代から戦前までにかけて作られた商人の家や町の中にある家のこと。城下町や宿場町などに多く見られる。

(→p.76、94掲載)

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪による肥満の人が、「糖尿病」、「高血圧」、「高脂血症」といった生活習慣病になる危険因子を複数併せ持っている状態。

(→p.113掲載)

### メンタルスクエア

別室登校や不登校の児童生徒の教室復帰を目的に、市立小中学校に整備された家庭的なくつろいだ雰囲気のある部屋（心の居場所）。

(→p.116掲載)

### (仮称)ものづくり大学校

ものづくりに関する技術、技能の継承や人材の育成を目的とした県立施設（近年開設予定）。青少年等のものでづくりの技術、技能に対する理解や職業意識を醸成する体験施設と、ものづくり産業の現場を支える人材を育成する教育研修施設を併設。

(→p.82、89掲載)

### モバイル

携帯できる、移動できるといった意味。ICTの分野では、ノートパソコンや携帯電話などを使って移動中に情報の送受信を行うことや、情報携帯端末そのものを指す。(ICTについては「ICT」の項を参照)

(→p.19掲載)

## ヤ行

### ユニバーサルデザイン

もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(→p.8、29、74、136、140、165掲載)

## ユビキタスネット社会

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながり、必要な情報を入手し、様々なサービスが提供され、生活をより豊かにする社会。

(→p.10、19、67掲載)

## ラ行

### ライフステージ

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老人期など、人の一生を身体的、精神的な発達の段階に応じて区分した各段階。

(→p.24、26、89、110、121掲載)

### ラダー型道路網

ラダーとは、はしごの意味で、ラダー型道路網とは、高規格な幹線道路がはしご状に接続する道路網。

(→p.30、151、166掲載)

### リサイクル関連法

改正容器包装リサイクル法〔平成18年（2006年）6月の公布の日から段階的に施行〕、家電リサイクル法〔平成13年度（2001年度）施行〕、建設リサイクル法〔平成12年（2000年）5月の公布の日から段階的に施行〕、食品リサイクル法〔平成12年6月の公布の日から段階的に施行〕、自動車リサイクル法〔平成14年（2002年）7月の公布の日から段階的に施行〕の総称。

(→p.9掲載)

### リダンダンシー

狭義的には建造物や機械類、システムの設計において、その対象物に想定される負荷及び要求される性能に対し、多め、大きめに設計された「余裕」や「余地」を指す。道路整備においては、災害に強い都市づくりとして、代替路としての幹線道路等を複数確保することで、災害発生時において迅速な復旧救助活動につながるだけでなく、社会経済活動の停滞を防ぐことが可能となる。

(→p.134掲載)

## ワ行

### ワーク・ライフ・バランス

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで取り組むことができる状態。仕事と生活の好循環をもたらすものとして重要視されている。

(→p.65、89、106、162掲載)

### わかものジョブセンター

市とハローワークが連携した若者の就職活動をサポートする施設で、市内駅前町の商店街内にある。専門のカウンセラーによる就職相談、職業適性診断、面接対策などのカウンセリングや求人情報提供などを実施。

(→p.89掲載)

## ーアルファベット順ー

### [A]

#### ADSL

Asymmetric Digital Subscriber Line（非対称デジタル加入者線伝送方式）の略。電話線を使ってデータを高速に伝送する技術。また、データ通信は電話とは異なる周波数で行うため、電話とインターネットを同時に利用できる。

（→p.19掲載）

#### AED

Automated External Defibrillator の略。自動体外式除細動器。けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。平成16年（2004年）7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、病院や診療所、救急車をはじめ、空港、駅、スポーツクラブ、学校、公共施設、企業など人が多く集まる場所を中心に設置されている。

（→p.132掲載）

### [C]

#### CALS/EC

##### （公共事業支援統合情報システム）

Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce の略。従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有、有効活用を図ることにより、公共事業の生産性向上やコスト削減を実現するシステム。

（→p.68掲載）

### [D]

#### DV

##### （ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略。配偶者や恋人などによって振られる暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力、経済的暴力など様々な形の暴力が含まれる。

（→p.65掲載）

### [E]

#### e-Japan戦略

すべての国民が情報通信技術を活用することで、その恩恵を最大限に受けることが可能な社会実現を目指した国の基本戦略。我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指して平成13年（2001年）1月に策定。

（→p.67掲載）

### [I]

#### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関する技術の総称。国内では従来ITと称されていたが、近年はcommunication（通信）を含めたICTの呼称が使われる。

（→p.19、67、68、74、87掲載）

#### ISO14001

国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization の略）が定める事業活動における自主的な環境の手続・システムに関する国際規格（14000シリーズ）のうち、環境マネジメントシステムの標準化を取り扱ったもの。

（→p.9掲載）

#### IT新改革戦略

平成22年度（2010年度）までに情報通信技術による改革を進め、持続的に発展可能であり、自律的で誰もが主体的に社会の活動に参画できるIT社会の実現を目指して国が平成18年（2006年）1月に策定した戦略。

（→p.10、67掲載）

## [L]

### LGWAN

#### (総合行政ネットワーク)

Local Government Wide Area Network の略。地方自治体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。LGWANは、地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして地方自治体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としている。

(→p.68掲載)

## [M]

### MEMS

Micro Electro Mechanical Systems (微小電子機械システム) の略。一つのチップ上に機械機構と電子回路を融合させた微小な部品からなる電気機械システム又はそれを創製する技術。

(→p.85掲載)

## [N]

### NGO

Nongovernmental Organization (非政府組織) の略。貧困撲滅、HIV対策などの世界的課題や途上国の発展に取り組むことにより国際協力に携わる非営利の市民団体の一般的総称。

(→p.72掲載)

### NPM

New Public Management の略。顧客志向や市場原理の導入など民間企業における経営理念や手法を公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す手法。

(→p.10、52、100掲載)

### NPO法人

Non Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。NPO法人という場合は、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した法人の一般的総称。

(→p.8、9、18、34、58、60、64、74、87、89、104、143掲載)

## [P]

### PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法。これにより、事業コストの削減、公共サービスの質の向上が期待される。

(→p.52、100掲載)

### PTCA

Parent Teacher Community Association の略。従来のPTAの「保護者と先生」に地域の人々(Community)を加えたもの。

(→p.116掲載)

## [S]

### SNS

Social Networking Service の略。参加者がそれぞれの趣味、友人、生活について公開して幅広いコミュニケーションをとることを目的に、人と人とのつながりを促進する会員制のWebサイト。このうち、一定の地域での利用、運用に重点を置いたものを特に地域SNSと呼ぶ。

(→p.10、60掲載)

### SPRing-8

Super Photon ring-8 GeV の略。播磨科学公園都市に立地し、(財)高輝度光科学研究センターが運営管理する施設。放射光を利用して、物質材料やその加工に関連した科学技術、生物物質に関連したライフサイエンスや医療など、極めて広範な分野での応用が期待されている。

(→p.38、82掲載)

## [X]

### XFEL

#### (X線自由電子レーザー)

X-ray Free Electron Laser の略。波長がX線(可視光よりも波長が短い)領域のレーザーで、物質を原子レベルの大きさで、かつ瞬時の動きを観察することができる画期的な光源として期待されている。

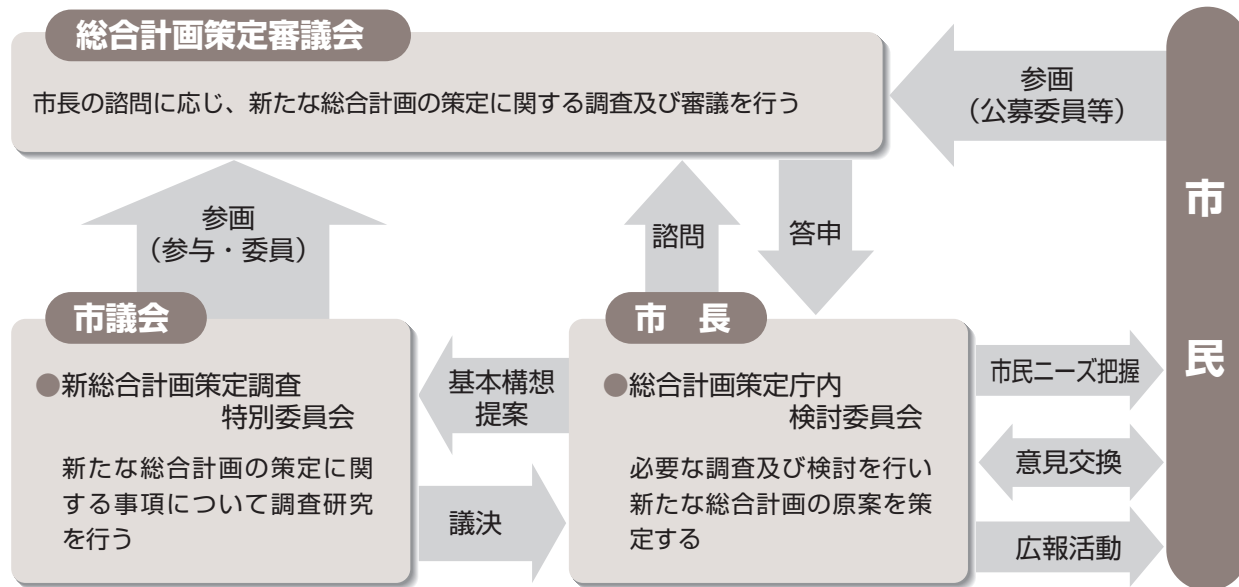
(→p.38、82掲載)





# 策 定 関 連 資 料

## 1 策定体制図

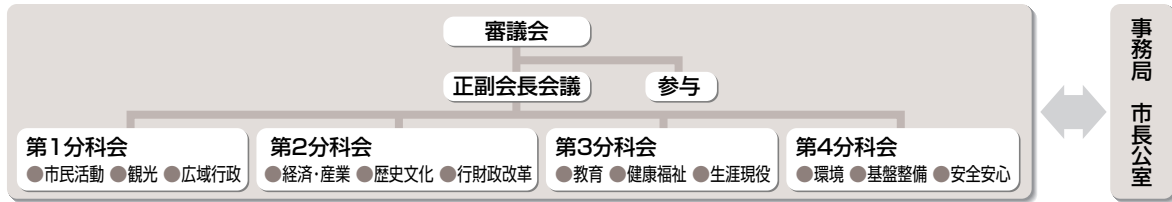


## 2 策定経過

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総合計画策定審議会		諮問 7月6日 調査研究 7~9月 基本構想審議 10~1月 中間報告 1月22日 基本計画審議 4~8月 答申 8月25日	
庁内策定組織	検討委員会	基本構想検討 8~1月	基本計画検討 2~8月
	部会	基本構想検討 7~11月	基本計画検討 12~8月
	ワーキンググループ	基本構想検討 4~6月	基本計画検討 8~11月
市議会	特別委員会設置 5月23日	新総合計画策定調査特別委員会での調査研究	
市民	市民アンケート 9月	公募委員の募集 3~4月	ひめじ未来トーク 7~11月
			基本構想・基本計画パブリック・コメント 9~10月
策定経過の公表（広報ひめじ、新聞、ホームページ、テレビ、ラジオ等）			

### 3 総合計画策定審議会

#### (1) 組織



#### (2) 開催状況

##### ① 全体会議

	概 要
第1回	委員・参与委嘱、諮問、会長等の互選・指名、新姫路市総合計画策定方針等について 平成19年7月6日
第2回	分科会審議内容報告、基本構想・基本計画（総論）中間案について 平成20年1月22日
第3回	分科会審議内容報告、答申 平成20年8月25日

##### ② 正副会長会議

	概 要
第1回	分科会の進め方について 平成19年7月6日
第2回	基本計画（各論）の構成、分科会の進め方について 平成20年1月22日
第3回	答申（案）について 平成20年8月25日

##### ③ 分科会

	概 要			
第1回	市政の現状説明（各担当分野）			
	第1分科会 平成19年8月6日	第2分科会 平成19年7月18日	第3分科会 平成19年8月7日	第4分科会 平成19年8月8日
第2回	基本構想・基本計画（総論）の審議			
	第1分科会 平成19年10月19日	第2分科会 平成19年10月17日	第3分科会 平成19年10月16日	第4分科会 平成19年10月22日
第3回	基本構想・基本計画（総論）の審議			
	第1分科会 平成19年11月19日	第2分科会 平成19年11月14日	第3分科会 平成19年11月13日	第4分科会 平成19年11月12日
第4回	基本計画（各論）の審議			
	第1分科会 平成20年4月14日	第2分科会 平成20年4月10日	第3分科会 平成20年4月15日	第4分科会 平成20年4月9日
第5回	基本計画（各論）の審議			
	第1分科会 平成20年5月26日	第2分科会 平成20年5月29日	第3分科会 平成20年5月27日	第4分科会 平成20年5月20日
第6回	基本計画（各論）の審議			
	第1分科会 平成20年7月8日	第2分科会 平成20年7月10日	第3分科会 平成20年7月15日	第4分科会 平成20年7月11日

(3) 諮問書・答申書

諮 問 書

平成19年（2007年）7月6日

姫路市総合計画策定審議会  
会長 鈴木 胖 様

姫路市長 石見 利勝

姫路市総合計画について

姫路市総合計画策定審議会条例（平成19年条例第5号）第2条に基づき、「姫路市総合計画（基本構想・基本計画）」についての調査、審議を求めます。

答 申 書

平成20年（2008年）8月25日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市総合計画策定審議会  
会長 鈴木 胖

姫路市総合計画について（答申）

平成19年（2007年）7月6日、本審議会に諮問された姫路市総合計画（基本構想・基本計画）について、本審議会において慎重に調査、審議した結果がまとまりましたので、別添のとおり答申します。

## (4) 名簿

〔委員〕

分科会	役 職	氏 名	職 名 等
第1分科会 (13人)	分科会会長	中元 孝迪	姫路獨協大学 副学長
	分科会副会長	市原 達也	日本放送協会 姫路支局 支局長
		岩成 孝	姫路市連合自治会 会長
		米田 徳夫	(財) 姫路市国際交流協会 理事長
		泉井 千幸	姫路城外国語ガイド協会 会長
		岸田 直美	子どもミュージカル劇団FUNKYキッズ 主宰
		岸本 綾子	元 姫路市男女共同参画プラン推進懇話会 委員
		壺坂 正昭	姫路地区商工会連絡協議会 会長 (～H20.6.26)
		杉本 博昭	姫路市議会議員 (総務委員会 委員長 ～H20.6.20)
		松葉 正晴	姫路市議会議員 (観光とにぎわい対策特別委員会 委員長 ～H20.6.20)
		今栄 進一	姫路市議会議員 (政令指定都市推進調査特別委員会 委員長 ～H20.6.20)
		川石 雅代	公 募
		下山 裕史	公 募
第2分科会 (13人)	分科会会長	秋本 義久	姫路獨協大学 経済情報学部 学部長
	分科会副会長	神谷 郁代	神戸新聞社 情報ネットセンター 副センター長
		齋木俊治郎	姫路商工会議所 副会頭
		田口 利秋	姫路経営者協会 最高顧問
		大森 唯行	連合兵庫姫路地域協議会 議長
		坂上 功治	(社) 姫路青年会議所 理事長
		(大西 敦)	(社) 姫路青年会議所 理事長 (～H19.12.31)
		上村 広一	坊勢漁業協同組合 代表理事組合長
		玉田 恵美	NPO法人 姫路コンベンションサポート 理事
		木村 達夫	姫路市議会議員 (経済企業委員会 委員長 ～H20.6.20)
		安田 佳子	姫路市議会議員 (新総合計画策定調査特別委員会 委員長 ～H20.6.20)
		三上 典一	公 募
		宮本 實	公 募
	審議会会長	鈴木 胖	兵庫県立大学 副学長

分科会	役 職	氏 名	職 名 等
第3分科会 (12人)	分科会会長	清原 正義	兵庫県立大学 副学長
	分科会副会長	岡谷 恵子	近大姫路大学 看護学部 学部長
		通山 由美	姫路獨協大学 薬学部 教授
		石川 誠	(社) 姫路市医師会 会長
		(泉 昭)	(社) 姫路市医師会 会長 (～H20.3.31)
		松村 久子	姫路市老人クラブ連合会 副会長
		牛尾 克枝	姫路市連合PTA協議会 理事 (～H20.6.1)
		井上 裕子	姫路市教育委員会 委員
		廣岡 康子	元 安富町社会福祉協議会 職員
		蔭山 敏明	姫路市議会議員 (文教委員会 委員長 ～H20.6.20)
		西田 啓一	姫路市議会議員 (厚生委員会 委員長 ～H20.6.20)
		岩崎 基樹	公 募
	宮下 芳春	公 募	
第4分科会 (12人)	分科会会長	田原 直樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
	分科会副会長	佐々木典子	同志社大学法科大学院 教授 (姫路獨協大学 大学院 法務研究科 教授)
		有馬 妙子	姫路市連合婦人会 会長
		有川 礼子	姫路商工会議所 女性会 会長
		宮武 晃司	国土交通省姫路河川国道事務所 所長
		笹倉 雅人	中播磨県民局 局長
		(原田 彰)	中播磨県民局 局長 (～H20.3.31)
		白石 光廣	姫路市香寺町消防団 団長
		吉川 佳代	姫路ケーブルテレビ(株) キャスター
		吉沢 昌彦	姫路市議会議員 (建設環境委員会 委員長 ～H20.6.20)
		今里 朱美	姫路市議会議員 (姫路駅周辺整備特別委員会 委員長 ～H20.6.20)
		石橋 征治	公 募
	島田 清	公 募	

[参与]

氏 名	職 名
灘 隆彦	姫路市議会議員 (議長 ～H20.6.3)
増本 勝彦	姫路市議会議員 (副議長 ～H20.6.3)
大倉 俊巳	姫路市議会議員 (議会運営委員会 委員長 ～H20.6.3)
八木 隆次郎	姫路市議会議員 (議会運営委員会 副委員長 ～H20.6.3)

※ ( ) 内の氏名は前任者

## (5) 姫路市総合計画策定審議会条例

平成19年3月28日

条 例 第 5 号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内及び参与4人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(参与)

第5条 参与は、前条各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

2 参与は、審議会の要請に応じ、助言を行うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長4人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び参与以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 審議会に分科会を置く。

- 2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会会長及び副会長各1人を置く。
- 4 分科会会長は、分科会に属する委員のうちから会長が指名し、分科会副会長は、分科会に属する委員のうちから分科会会長が指名する。
- 5 分科会会長は、分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会会長に事故があるときは、分科会副会長が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、第2条に規定する基本構想及び基本計画が策定されたときにその効力を失う。
- 3 最初に招集される審議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成20年6月23日条例第31号）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(6) 姫路市総合計画策定審議会運営要綱

〔平成19年5月1日制定〕  
〔平成20年6月30日改正〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市総合計画策定審議会条例(平成19年姫路市条例第5号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、姫路市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(正副会長会議の設置)

第2条 審議会に正副会長会議を置く。

(正副会長会議の所掌事務)

第3条 正副会長会議は、審議会及び分科会間の連絡調整並びに総合計画の共通事項及び総括的事項についての必要な調査、検討及び調整を行う。

(正副会長会議の組織等)

第4条 正副会長会議は、審議会会長及び審議会副会長並びに分科会会長及び分科会副会長をもって組織する。

2 正副会長会議に議長及び副議長を置き、それぞれ審議会会長及び審議会副会長をもって充てる。

3 正副会長会議の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の名称及び分掌事務)

第5条 条例第8条の規定に基づき設置する分科会の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の会議結果の報告)

第7条 分科会における会議の結果は、分科会会長が審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、市長公室において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

分科会の名称	分 掌 事 務
第1分科会	主に市民活動、観光及び広域行政に関すること。
第2分科会	主に経済・産業、歴史文化及び行財政改革に関すること。
第3分科会	主に教育、健康福祉及び生涯現役に関すること。
第4分科会	主に環境、基盤整備及び安全安心に関すること。



## 4 姫路市議会 新総合計画策定調査特別委員会

### (1) 開催状況

開催日	審議内容
平成18年6月1日	新総合計画の策定について
平成18年6月26日	都市構造等の考え方について
平成18年9月20日	新しい姫路市のまちづくり市民アンケートについて
平成18年12月12日	新しい姫路市のまちづくり市民アンケートの中間報告について
平成19年3月20日	議案第23号 姫路市総合計画策定審議会条例について
平成19年5月24日	新総合計画の策定について
平成19年6月15日	総合計画策定審議会委員等及び策定方針について
平成19年9月18日	新総合計画基本構想・基本計画（総論）（案）について
平成19年12月10日	総合計画策定審議会分科会の審議状況について
平成20年3月17日	新総合計画基本計画（各論）（案）について
平成20年6月13日	総合計画策定審議会分科会の審議状況について
平成20年6月26日	新総合計画の策定について
平成20年9月17日	新総合計画（案）について
平成20年11月4日	新総合計画（案）に関する市民意見の募集結果について
平成20年12月9日	議案第135号 姫路市基本構想について

注：基本構想議決までの開催状況

### (2) 委員名簿

平成18年5月23日～平成19年4月30日

役職	氏名
委員長	吉沢 昌彦
副委員長	谷川真由美
委員	山本 博祥 川西 忠信 為則 政好 細野 開廣 大塚 恒彦 山下 昌司 山本 道人 藤岡 亮子 清水 利昭 藤本 洋

平成19年5月15日～平成20年6月20日

役職	氏名
委員長	安田 佳子
副委員長	細野 開廣
委員	萩原 唯典 牧野 圭輔 増本 勝彦 吉沢 昌彦 三輪 敏之 水田 作興 山下 昌司 天野 文夫 宮本 吉秀 入江 次郎

平成20年6月20日～

役職	氏名
委員長	八木隆次郎
副委員長	伊賀 肇一
委員	萩原 唯典 牧野 圭輔 細野 開廣 大倉 俊巳 山下 昌司 宮下 和也 山本 道人 水田 作興 宮本 吉秀 大脇 和代

## 5 市民参加

### (1) 新しい姫路市のまちづくりアンケート

#### ①市民アンケート

(対象) 姫路市に住む15歳以上の方々のうち10,000人(無作為抽出)

(期間) 平成18年9月8日～9月22日

#### ②有識者アンケート

(対象) 姫路市内外に住む有識者のうち514人

(各種審議会委員、ふるさとを語る懇話会の会員、市政モニター、各種団体の長)

(期間) 平成18年10月10日～10月24日

### (2) ひめじ未来トーク

(目的) 新たな総合計画の策定に際して、市民と市長が姫路の将来について意見交換を行う

(開催) 「協働と交流を考える」 平成19年7月29日

「歴史文化と産業を考える」 平成19年8月25日

「教育と福祉を考える」 平成19年10月27日

「環境と利便を考える」 平成19年11月17日

### (3) 姫路市総合計画策定審議会委員の公募

8人

### (4) パブリック・コメント手続

#### ①姫路市総合計画(案)について

(募集期間) 平成20年9月18日～10月17日

(提出意見) 69通182件

### (5) 広報活動

#### ①広報ひめじへの掲載

#### ②市政インフォメーション(新聞)への掲載

#### ③テレビ、ラジオを通じた広報

#### ④ホームページの開設

#### ⑤ふるさとを語る懇話会等での広報

#### ⑥市政出前講座等の実施

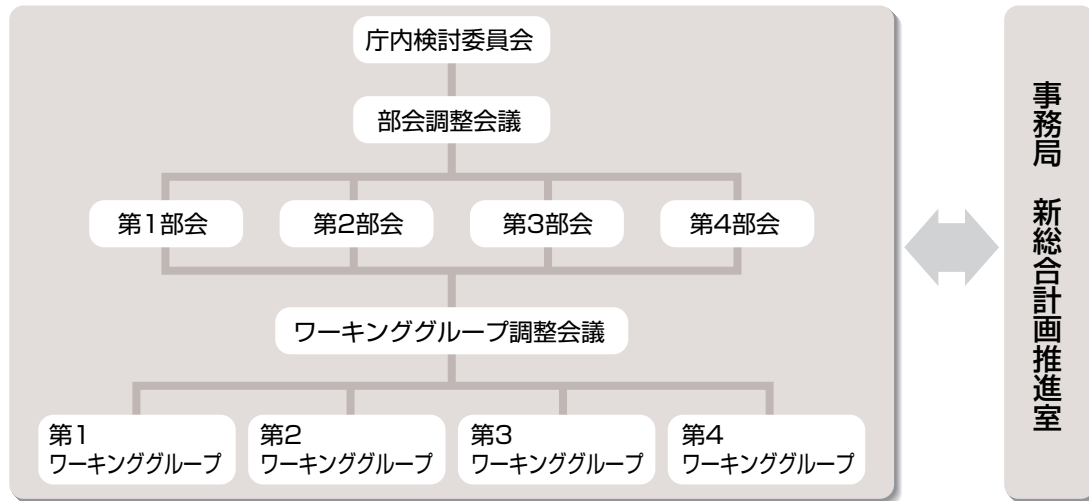
#### ⑦概要版の全世帯配布

## 6 庁内策定体制

### (1) 姫路市総合計画策定庁内検討委員会

#### ①組織

- ・ 庁内検討委員会（副市長、局長級職員等）
- ・ 部会（部長級職員）
- ・ ワーキンググループ（課長補佐、係長級職員）



#### ②開催状況

- ・ 総合計画庁内検討委員会 2回
- ・ 部会 8回（各2回×4部会）
- ・ ワーキンググループ調整会議 3回
- ・ ワーキンググループ会議 16回（各4回×4ワーキンググループ）

### (2) 職員アンケート

（対象）一般職の全職員（市立高等学校教職員等一部を除く）3,857人

（期間）平成18年10月27日～平成19年1月31日

### (3) 庁内への広報

#### ①新総合計画ニュース

計画策定作業の進行状況、計画のポイントについて全職員に電子ファイルで情報発信

#### ②姫路市イントラネット「ここみてネット」

「新総合計画推進室のページ」に計画策定状況、計画（案）などを随時掲載

#### ③職員研修

新総合計画の内容について講義

# 姫路市総合計画

ふるさと・ひめじプラン2020

平成21年（2009年）3月

■発行／姫路市

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL (079) 221-2111 (代表)

URL <http://www.city.himeji.lg.jp>





姫路市



この計画書の印刷には環境に優しい植物性の大豆油インキを使用しています。

本冊子の本文用紙は再生紙を使用しています。